

# 大和市地域防災計画修正 新旧対照表 (案)

## 【修正凡例】

- ①：災害対策基本法改正(R3.5)に伴う修正
  - ・警戒レベルを用いた避難情報等の変更
  - ・個別避難計画作成の努力義務化
  - ・広域避難の事前協議
- ②：土砂災害特別警戒区域の新たな指定に伴う修正
- ③：南海トラフ地震対策に係る修正
- ④：新たな位置づけ、諸計画の変更等に伴う修正
- ⑤：経年に伴う修正
- ⑥：関係機関等からの指摘による修正
- ⑦：その他軽微な修正

	修正前
<p style="text-align: center;">修正後</p> <p style="text-align: center;">第1編 総則</p> <p>第1節 略</p> <p>第2節 計画の概要</p> <p>1～3 略</p> <p>③ 4 <u>南海トラフ地震対策計画</u></p> <p style="padding-left: 2em;">南海トラフ地震臨時情報が発表された場合にとるべき対策の基本的事項について定める。</p> <p>5 略</p>	<p style="text-align: center;">修正前</p> <p style="text-align: center;">第1編 総則</p> <p>第1節</p> <p>第2節 計画の概要</p> <p>1～3 略</p> <p>4 <u>東海地震に関する事前対策計画</u></p> <p style="padding-left: 2em;">東海地震に係る警戒宣言が発せられた場合にとるべき応急対策の事前措置の基本的事項について定める。</p> <p>5 略</p>

	修正後	修正前
	<p>第3節 市民、事業所の役割</p> <p>1 市民の役割</p> <p>④ (1) 自助における役割</p> <p>ア 「自らの身は、自ら守る。」という自助の観点から、最低3日分、推奨1週間分の飲料水、食料、また、<u>携帯トイレ、トイレトーパー、マスク、消毒液、体温計、スマートフォンや携帯電話用の充電器やモバイルバッテリーなどの備蓄や家具・ブロック塀等の転倒防止対策の実施等の</u>予防対策を市民自らが行うように努める。</p> <p>イ 災害時の家族の連絡体制や集合場所の確認、<u>避難場所等までの複数の</u>ルート確認、災害情報の確認などについて、ルールづくりを市民自らが行うように努める。</p> <p>ウ～エ 略</p> <p>③ オ <u>南海トラフ地震臨時情報、避難等の情報は、ラジオやテレビ、市の広報などから正しい情報を入手し、デマに惑わされないよう、冷静に行動するように努める</u></p> <p>(2) 共助における役割</p> <p>ア～エ 略</p> <p>④ オ <u>過去に起こった災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、自ら災害教訓の伝承に努める。</u></p> <p>第4節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>1 大和市</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>① (7) 避難指示等の避難対策</p>	<p>第3節 市民、事業所の役割</p> <p>1 市民の役割</p> <p>(1) 自助における役割</p> <p>ア 「自らの身は、自ら守る。」という自助の観点から、最低3日分、推奨1週間分の飲料水、食料、また、携帯トイレなどの備蓄や家具・ブロック塀等の転倒防止対策の実施等の予防対策を市民自らが行うように努める。</p> <p>イ 災害時の家族の連絡体制や集合場所の確認、避難場所までのルート確認、災害情報の確認などについて、ルールづくりを市民自らが行うように努める。</p> <p>ウ～エ 略</p> <p>オ <u>東海地震注意情報、東海地震予知情報（警戒宣言）、避難等の情報は、ラジオやテレビ、市の広報などから正しい情報を入手し、デマに惑わされないよう、冷静に行動するように努める</u></p> <p>(2) 共助における役割</p> <p>ア～エ 略</p> <p>オ (新設)</p> <p>第4節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>1 大和市</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) 避難勧告等の避難対策</p>

	修正後	修正前
③	<p>(8)～(13)略</p> <p>(14) <u>南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の対策</u></p> <p>(15)～(16)略</p> <p>2 神奈川県</p> <p>(1)～(5)略</p> <p>(6) 大和警察署</p> <p>ア～イ 略</p> <p>ウ <u>南海トラフ地震臨時情報発表時における混乱防止対策</u></p> <p>エ 略</p>	<p>(8)～(13)略</p> <p>(14) <u>警戒宣言が発令された場合の事前対策</u></p> <p>(15)～(16)略</p> <p>2 神奈川県</p> <p>(1)～(5)略</p> <p>(6) 大和警察署</p> <p>ア～イ 略</p> <p>ウ <u>警戒宣言発令時における混乱防止対策</u></p> <p>エ 略</p>
⑤	3 指定行政機関（農林水産省 <u>農産局農産政策部貿易業務課</u> ）	3 指定行政機関（農林水産省 <u>生産局農産部貿易業務課</u> ）
⑥	4 指定地方行政機関	4 指定地方行政機関
⑦	<p>(1)略</p> <p>(2) 東京管区气象台（横浜地方气象台）</p> <p>ア <u>気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表</u></p> <p>イ <u>気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説</u></p> <p>ウ <u>気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備</u></p> <p>エ <u>地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言</u></p> <p>オ <u>防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発</u></p>	<p>(1)略</p> <p>(2) 東京管区气象台（横浜地方气象台）</p> <p>ア <u>津波警報・注意報及び地震、津波に関する各種情報の関係機関への通報</u></p> <p>イ <u>東海地震に関連する情報の通報並びに周知</u></p> <p>ウ <u>地震、津波に係わる防災情報伝達体制の整備</u></p> <p>エ <u>地震、潮位及び地殻歪に係る観測施設の整備及び運用</u></p> <p>オ <u>地震活動に関する調査及び資料の作成、提供</u></p> <p>カ <u>地震、津波防災に係る広報活動、知識の普及及び関係機関の計画等への助言</u></p> <p>キ <u>地震、津波に係る防災訓練の実施及び関係機関との協力</u></p> <p>ク <u>二次災害の防止のための余震に関する情報、気象警報・注意報、気象等</u></p>

修正後	修正前
<p>(3) 略</p> <p>(4) 関東総合通信局</p> <p>ア <u>非常通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営</u></p> <p>イ <u>災害時テレコム支援チーム（M I C - T E A M）による災害対応支援</u></p> <p>ウ <u>災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車等の貸出し</u></p> <p>エ 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許可を行う特例措置（臨機の措置）の実施</p> <p>オ 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供</p> <p>(5) 関東農政局神奈川県拠点</p> <p>ア 農業関係の被害状況の情報収集及び報告に関すること</p>	<p><u>に関する情報等の提供及び専門職員の派遣</u></p> <p>ケ <u>復旧・復興に向けた支援のための気象・地象等総合的な情報提供及び解説</u></p> <p>コ <u>災害の発生が予想されるときや災害発生時における気象状況の推移やその予想の解説</u></p> <p>サ <u>気象、水象の予報等の伝達</u></p> <p>シ <u>気象、水象の観測及びその成果の収集、発表</u></p> <p>ス <u>防災関係機関と連携した防災気象情報の理解促進、防災知識の普及活動</u></p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 関東総合通信局</p> <p>ア <u>非常無線通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営に関すること</u></p> <p>イ <u>災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸し出しに関すること</u></p> <p>ウ 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許可を行う特例措置（臨機の措置）の実施に関すること</p> <p>エ 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供に関すること</p> <p>オ <u>非常通信協議会の育成、指導</u></p> <p>(5) 関東農政局横浜地域センター</p> <p><u>災害時における応急用食料の調達・供給に関する連絡調整</u></p>

修正後	修正前
<p><u>イ 応急用食料等の支援に関すること</u>  <u>ウ 食品の需給・価格動向等に関すること</u></p> <p>(6) 国土地理院関東地方測量部            ア～イ 略  <u>ウ 地殻変動の監視</u></p> <p>5 指定公共機関及び指定地方公共機関            (1)～(2) 略            (3) <u>東京ガスネットワーク(株)</u>            ア <u>ガス供給施設の耐震整備</u>            イ <u>災害時における都市ガス供給の確保</u>            ウ <u>ガス供給施設の被害調査及び復旧</u></p> <p>(4) 日本郵便(株)大和郵便局            ア 災害時における郵便物の送達の確保            イ <u>救助物資を内容とする小包郵便物及び救助用又は見舞い用の現金書留郵便物の料金免除</u>            ウ <u>被災者に対する郵便はがき等の無償交付及び被災者が差し出す郵便物の料金免除</u>            エ <u>被災者の救援を目的とする寄付金の送金のための郵便振替の料金免除</u>            オ <u>為替貯金業務及び簡易保険業務の非常取扱</u>            カ <u>被災地域の地方公共団体に対する簡易保険積立金による災害応急融資</u></p> <p>(5) 日本赤十字社(神奈川県支部)            ア 医療救護            イ <u>こころのケア</u></p>	<p>(6) 国土地理院関東地方測量部            ア～イ 略            ウ (新設)</p> <p>5 指定公共機関及び指定地方公共機関            (1)～(2) 略            (3) <u>東京ガス(株)</u>            ア <u>施設の安全対策</u>            イ <u>施設の応急対策</u>            ウ <u>警戒宣言発令時の対応</u></p> <p>(4) 日本郵便(株)大和郵便局            ア 災害時における郵便業務の確保            イ <u>被災地に対する郵便葉書等の無料交付</u>            ウ <u>被災者が差し出す郵便物の料金免除</u></p> <p>エ <u>被災地あて救助用郵便物の料金免除</u>            オ <u>被災者救助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄付金の配分</u>            カ (新設)</p> <p>(5) 日本赤十字社(神奈川県支部)            ア 医療救護</p>

修正後	修正前
<p>ウ 救援物資の備蓄及び配分            エ 災害時の血液製剤の供給            オ 義援金の受付及び配分            カ その他<u>応急対応</u>に必要な業務</p> <p>(6) 日本放送協会（横浜放送局）            ア 気象予報、警報等の<u>放送</u>周知            イ <u>緊急地震速報の迅速な伝達</u>            ウ 災害状況及び災害対策に関する放送            エ <u>放送施設の保安</u></p> <p>(7) <u>KDDI(株)、ソフトバンク(株)、楽天モバイル(株)</u>            ア 電気通信施設の整備及び<u>保全</u>            イ 略</p> <p>(8) 鉄道機関（小田急電鉄(株)・<u>東急電鉄(株)</u>・相模鉄道(株)）            ア～エ 略</p> <p>(9) 略</p> <p>(10) <u>(一社)神奈川県トラック協会県央サービスセンター</u>            ア～イ 略</p> <p>(11) (公社)神奈川県医師会・(一社)神奈川県歯科医師会・(公社)神奈川県薬剤師会・<u>(公社)神奈川県栄養士会</u>            ア～イ 略</p> <p>(12) 放送機関（(株)アール・エフ・ラジオ日本、(株)テレビ神奈川、横浜エフエム放送(株)、(株)ジェイコム湘南・神奈川）</p>	<p>イ 救援物資の備蓄及び配分            ウ 災害時の血液製剤の供給            エ 義援金の受付及び配分            オ その他<u>災害救護</u>に必要な業務</p> <p>(6) 日本放送協会（横浜放送局）            ア 気象予報、警報等の周知              イ 災害状況及び災害対策に関する放送</p> <p>(7) KDDI(株)            ア 電気通信施設の整備及び<u>点検</u>            イ 略</p> <p>(8) 鉄道機関（小田急電鉄(株)・<u>東京急行電鉄(株)</u>・相模鉄道(株)）            ア～エ 略</p> <p>(9) 略</p> <p>(10) <u>一般社団法人神奈川県トラック協会県央サービスセンター</u>            ア～イ 略</p> <p>(11) (公社)神奈川県医師会・(一社)神奈川県歯科医師会・(公社)神奈川県薬剤師会            ア～イ 略</p> <p>(12) 放送機関（(株)アール・エフ・ラジオ日本、(株)テレビ神奈川、横浜エフエム放送(株)）</p>

	修正後	修正前
⑤	<p>ア～エ 略</p> <p>(13) ～ (14) 略</p> <p>(15) <u>(公社) 神奈川県LPガス協会</u></p> <p>ア 略</p> <p>6 その他の機関</p> <p>(1) ～ (10) 略</p> <p>(11) <u>(福) 大和市社会福祉協議会</u></p> <p>ア～ウ 略</p> <p>(12) ～ (16) 略</p> <p><u>(17) 大和市リサイクル事業協同組合</u></p> <p><u>ア 災害時における活動車両及び人員についての応援</u></p> <p><u>(18) (公社) 神奈川県産業資源循環協会・大和市環境事業協同組合</u></p> <p><u>ア 災害廃棄物の撤去、収集、運搬、処理及び処分についての協力</u></p> <p>7～8略</p> <p>第5節 大和市の概要</p> <p>1 自然的条件</p> <p>(1) ～ (2) 略</p> <p>(3) 気象</p> <p>本市は比較的温暖でおだやかな気候であるが、世界的な地球温暖化による気候変動に伴い、1時間100mmを超える降雨や秒速40mを超える最大瞬間風速が観測されるなど、災害の激甚化の傾向が懸念される。</p> <p>令和3年における平均気温は<u>16.4度</u>であり、平均湿度は<u>64.7%</u>となっている。また年間降雨量は<u>1775.5mm</u>で、降雨日数は<u>113日</u>である。降雪は非常に少ない。</p>	<p>ア～エ 略</p> <p>(13) ～ (14) 略</p> <p>(15) <u>公益社団法人神奈川県LPガス協会</u></p> <p>ア 略</p> <p>6 その他の機関</p> <p>(1) ～ (10) 略</p> <p>(11) <u>社会福祉法人大和市社会福祉協議会</u></p> <p>ア～ウ 略</p> <p>(12) ～ (16) 略</p> <p>(17) (新設)</p> <p>7～8略</p> <p>第5節 大和市の概要</p> <p>1 自然的条件</p> <p>(1) ～ (2) 略</p> <p>(3) 気象</p> <p>本市は比較的温暖でおだやかな気候であるが、世界的な地球温暖化による気候変動に伴い、1時間100mmを超える降雨や秒速40mを超える最大瞬間風速が観測されるなど、災害の激甚化の傾向が懸念される。</p> <p>平成27年における平均気温は<u>16.2度</u>であり、平均湿度は<u>66.5%</u>となっている。また年間降雨量は<u>1629.0mm</u>で、降雨日数は<u>134日</u>である。降雪は非常に少ない。</p>



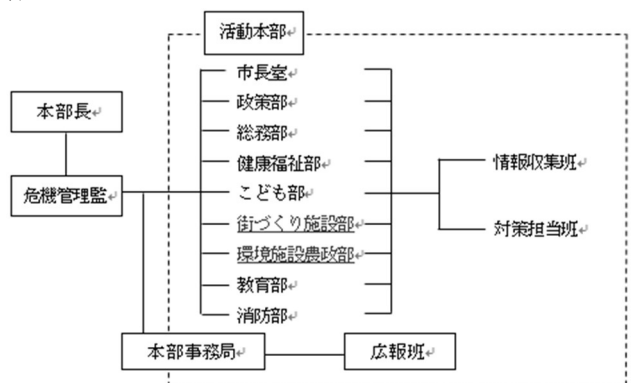
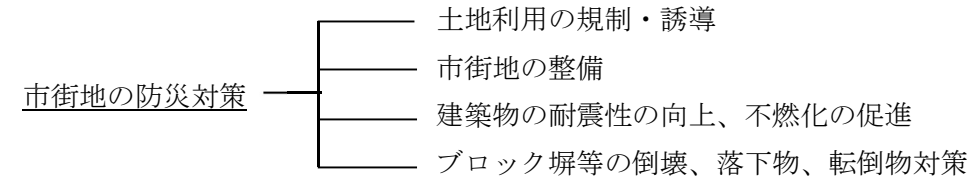
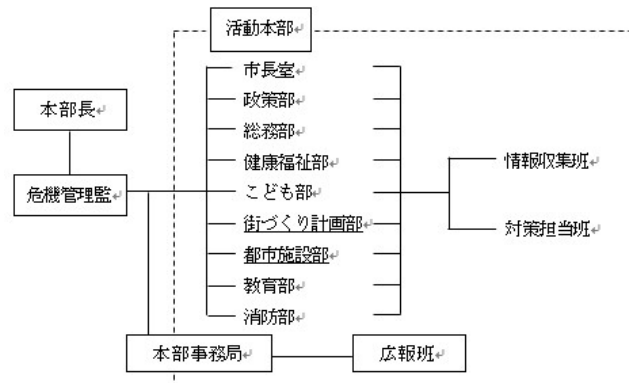
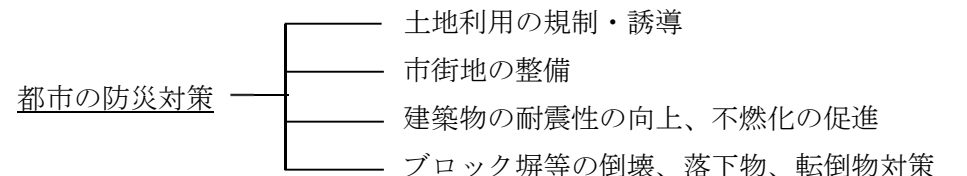
修正後	修正前
<p>風については、春から夏にかけては南西より、秋から冬にかけては北西よりの風向となっている。なお、年間平均風速は、秒速約 <u>2.7m</u> である。</p> <p>(4) ~ (5) 略</p> <p>2 社会的条件</p> <p>(1) 人口</p> <p>令和4年4月1日現在の本市の人口は <u>241,565</u> 人であり、昭和40年代には年平均9%と急激に増加したが、昭和50年代には年平均1%の伸びとなり、平成に入ってから人口の伸び率は落ち着きを見せている。</p> <p>また、令和4年4月1日現在の世帯数は <u>113,254</u> 世帯で、一世帯当たりの人員は <u>2.13</u> 人であり、人口密度も <math>1\text{km}^2</math> 当たり <u>8,917</u> 人で県下では川崎市に次いで二番目の過密都市となっている。</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 交通</p> <p>ア 略</p> <p>イ 鉄道</p> <p>本市の鉄道は、JR東海（東海道新幹線）が1路線、私鉄が相模大野と片瀬江ノ島を結ぶ小田急電鉄江ノ島線、横浜と海老名を結ぶ相模鉄道本線、渋谷と中央林間を結ぶ東急電鉄田園都市線の3路線、駅数は10駅（大和駅、中央林間駅は重複）であり、令和3年度の市内各駅の1日平均乗降人員は、<u>47,158</u> 人となっている。</p> <p>乗換駅となる大和駅と中央林間駅の1日の平均乗降人員数は特に多く、大和駅では1日 <u>193,523</u> 人、中央林間駅で <u>165,874</u> 人が利用している。</p> <p>(4) 略</p>	<p>風については、春から夏にかけては南西より、秋から冬にかけては北西よりの風向となっている。なお、年間平均風速は、秒速約 <u>2.5m</u> である。</p> <p>(4) ~ (5) 略</p> <p>2 社会的要件</p> <p>(1) 人口</p> <p>平成28年4月1日現在の本市の人口は <u>233,436</u> 人であり、昭和40年代には年平均9%と急激に増加したが、昭和50年代には年平均1%の伸びとなり、平成に入ってから人口の伸び率は落ち着きを見せている。</p> <p>また、平成28年4月1日現在の世帯数は <u>102,796</u> 世帯で、一世帯当たりの人員は <u>2.27</u> 人であり、人口密度も <math>1\text{km}^2</math> 当たり <u>8,617</u> 人で県下では川崎市に次いで二番目の過密都市となっている。</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 交通</p> <p>ア 道路</p> <p>イ 鉄道</p> <p>本市の鉄道は、JR東海（東海道新幹線）が1路線、私鉄が相模大野と片瀬江ノ島を結ぶ小田急電鉄江ノ島線、横浜と海老名を結ぶ相模鉄道本線、渋谷と中央林間を結ぶ東京急行電鉄田園都市線の3路線、駅数は10駅（大和駅、中央林間駅は重複）であり、平成27年度の市内各駅の1日平均乗降人員は、<u>56,156</u> 人となっている。</p> <p>乗換駅となる大和駅と中央林間駅の1日の平均乗降人員数は特に多く、大和駅では1日 <u>226,171</u> 人、中央林間駅で <u>203,125</u> 人が利用している。</p> <p>(4) 略</p>

	修正後	修正前																
	<p>(5) 厚木基地の概要</p> <p>約 <u>506ha</u> の広大な敷地を有する厚木基地は、本市の南西部に位置し、大和市と綾瀬市の <u>2市</u> にまたがっている（本市域内約 <u>111ha</u>）。昭和16年に使用が開始され現在米海軍「米海軍厚木航空施設」と海上自衛隊「厚木航空基地」として、日米共同使用の基地となっている。</p>	<p>(5) 厚木基地の概要</p> <p>約 <u>500ha</u> の広大な敷地を有する厚木基地は、本市の南西部に位置し、大和市、綾瀬市及び海老名市の <u>3市</u> にまたがっている（本市域内約 <u>110ha</u>）。昭和16年に使用が開始され現在米海軍「米海軍厚木航空施設」と海上自衛隊「厚木航空基地」として、日米共同使用の基地となっている。</p>																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>所在地</th> <th>標点位置</th> <th>標高</th> <th>主要施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大和市上草柳、下草柳、福田、本蓼川、綾瀬市深谷、蓼川、本蓼川</td> <td>東経139度27分12秒 北緯35度27分05秒</td> <td>62m</td> <td>滑走路 延長2,438m 幅45m</td> </tr> </tbody> </table>	所在地	標点位置	標高	主要施設	大和市上草柳、下草柳、福田、本蓼川、綾瀬市深谷、蓼川、本蓼川	東経139度27分12秒 北緯35度27分05秒	62m	滑走路 延長2,438m 幅45m	<table border="1"> <thead> <tr> <th>所在地</th> <th>標点位置</th> <th>標高</th> <th>主要施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大和市上草柳、下草柳、福田、本蓼川、綾瀬市深谷、蓼川、本蓼川、海老名市東柏ヶ谷</td> <td>東経139度27分12秒 北緯35度27分05秒</td> <td>62m</td> <td>滑走路 延長2,438m 幅45m</td> </tr> </tbody> </table>	所在地	標点位置	標高	主要施設	大和市上草柳、下草柳、福田、本蓼川、綾瀬市深谷、蓼川、本蓼川、海老名市東柏ヶ谷	東経139度27分12秒 北緯35度27分05秒	62m	滑走路 延長2,438m 幅45m
所在地	標点位置	標高	主要施設															
大和市上草柳、下草柳、福田、本蓼川、綾瀬市深谷、蓼川、本蓼川	東経139度27分12秒 北緯35度27分05秒	62m	滑走路 延長2,438m 幅45m															
所在地	標点位置	標高	主要施設															
大和市上草柳、下草柳、福田、本蓼川、綾瀬市深谷、蓼川、本蓼川、海老名市東柏ヶ谷	東経139度27分12秒 北緯35度27分05秒	62m	滑走路 延長2,438m 幅45m															
③	<p>第6節 地震被害の想定</p> <p>1 想定地震</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 東海地震 駿河トラフを震源域とするモーメントマグニチュード8.0の地震。<u>(削除)</u></p> <p>(5)～(6) 略</p>	<p>第6節 地震被害の想定</p> <p>1 想定地震</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 東海地震 駿河トラフを震源域とするモーメントマグニチュード8.0の地震。<u>神奈川県地域防災計画において地震の事前対策について位置づけていること、また、県内の概ね西半分の市町が「大規模地震対策特別措置法」の地震防災対策強化地域に指定されている。</u></p> <p>(5)～(6) 略</p>																

修正後							修正前							
④	地震別 項目別	都心南部直下地震	三浦半島断層群の地震	神奈川県西部地震	東海地震	南海トラフ巨大地震	大正型関東地震	地震別 項目別	都心南部直下地震	三浦半島断層群の地震	神奈川県西部地震	東海地震	南海トラフ巨大地震	大正型関東地震
	本市において想定される震度	6弱	5強 ～6弱	5弱	5弱 ～5強	5弱 ～5強	6強 ～7	本市において想定される震度	6弱	5強 ～6弱	5弱	5弱 ～5強	5弱 ～5強	6強 ～7
	規模(マグニチュード)	7.3	7.0	6.7	8.0	9.0	8.2	規模(マグニチュード)	7.3	7.0	6.7	8.0	9.0	8.2
	発生確率	南関東地域のM7クラスの地震が30年間で70%	30年以内6～11%	過去400年の間に同クラスの地震が5回発生	南海トラフの地震は30年以内70～80%	南海トラフの地震は30年以内70～80%	30年以内ほぼ0～6%	発生確率	南関東地域のM7クラスの地震が30年間で70%	30年以内6～11%	過去400年の間に同クラスの地震が5回発生	南海トラフの地震は30年以内70%	南海トラフの地震は30年以内70%	30年以内ほぼ0～5%
2～3 略 4 想定結果 (1)～(6) 略 <b>【被害想定結果：大和市域】</b> 表 略 注1～注2 略							2～3 略 4 想定結果 (1)～(6) 略 <b>【被害想定結果：大和市域】</b> 表 略 注1～注2 略							

	修正後	修正前																	
<p>注3 避難者数は、<u>建物被害、断水の2つ</u>を避難の要因として想定している。</p> <p>③ 5 地震災害対策計画策定のための条件</p> <p>(1) 短期的目標 (5か年以内)</p> <p>本市が首都直下地震対策特別措置法の首都直下地震緊急対策区域に指定されており、その切迫性が指摘され、危機管理上、発生した場合に人的被害が大きく、迅速な応援体制が求められると考えられる都心南部直下地震について、災害時応急活動事前対策の充実を中心に進める。</p> <p>(2) 中長期的目標 (5か年超)</p> <p>略</p> <table border="1" data-bbox="224 858 1131 1166"> <thead> <tr> <th>目 標</th> <th>対象とする想定地震</th> <th>対 策 の 主 眼</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>短期的目標 (5か年以内)</td> <td>都心南部直下地震</td> <td>災害時応急活動事前対策の充実</td> </tr> <tr> <td>中長期的目標 (5か年超)</td> <td>大正型関東地震</td> <td>災害時応急活動事前対策の充実 都市の安全性の向上</td> </tr> </tbody> </table> <p>第7節～第8節 略</p>	目 標	対象とする想定地震	対 策 の 主 眼	短期的目標 (5か年以内)	都心南部直下地震	災害時応急活動事前対策の充実	中長期的目標 (5か年超)	大正型関東地震	災害時応急活動事前対策の充実 都市の安全性の向上	<p>注3 避難者数は、<u>建物被害 (建物が無被害であっても不安などにより避難する避難を含む)、断水、エレベーター停止の3つ</u>を避難の要因として想定している。</p> <p>5 地震災害対策計画策定のための条件</p> <p>(1) 短期的目標 (5か年以内)</p> <p>大規模地震対策特別措置法制定の契機ともなり、その切迫性が指摘されている東海地震及び都心南部直下地震のうち、危機管理上、発生した場合に人的被害が大きく、迅速な応援体制が求められると考えられる都心南部直下地震について、災害時応急活動事前対策の充実を中心に進める。</p> <p>(2) 中長期的目標 (5か年超)</p> <p>略</p> <table border="1" data-bbox="1243 858 2150 1166"> <thead> <tr> <th>目 標</th> <th>対象とする想定地震</th> <th>対 策 の 主 眼</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>短期的目標 (5か年以内)</td> <td>東海地震 都心南部直下地震</td> <td>災害時応急活動事前対策の充実</td> </tr> <tr> <td>中長期的目標 (5か年超)</td> <td>大正型関東地震</td> <td>災害時応急活動事前対策の充実 都市の安全性の向上</td> </tr> </tbody> </table> <p>第7節～第8節 略</p>	目 標	対象とする想定地震	対 策 の 主 眼	短期的目標 (5か年以内)	東海地震 都心南部直下地震	災害時応急活動事前対策の充実	中長期的目標 (5か年超)	大正型関東地震	災害時応急活動事前対策の充実 都市の安全性の向上
目 標	対象とする想定地震	対 策 の 主 眼																	
短期的目標 (5か年以内)	都心南部直下地震	災害時応急活動事前対策の充実																	
中長期的目標 (5か年超)	大正型関東地震	災害時応急活動事前対策の充実 都市の安全性の向上																	
目 標	対象とする想定地震	対 策 の 主 眼																	
短期的目標 (5か年以内)	東海地震 都心南部直下地震	災害時応急活動事前対策の充実																	
中長期的目標 (5か年超)	大正型関東地震	災害時応急活動事前対策の充実 都市の安全性の向上																	

	修正後	修正前
21 頁  第1節 防災組織 1 大和市 (1) 略 ⑤ (2) 大和市災害対策本部 ア～イ 略 ウ 組織	<p style="text-align: center;">第2編 地震災害対策計画編 第1章 災害予防対策計画</p>	<p style="text-align: center;">第2編 地震災害対策計画編 第1章 災害予防対策計画</p>

	修正前
<p style="text-align: center;">修正後</p> <p>(3) 大和市災害警戒本部 ア～イ 略 ウ 組織</p>  <p>2～4 略</p> <p>⑦ 第2節 市街地の防災対策</p> <p>1 市街地防災の基本的方策</p> <p>市街地の防災対策の向上を図るため、以下の方策を推進する。</p>  <p>2 土地利用の規制・誘導</p> <p>④ (1) 市街化区域における方針</p> <p>ア 防火地域、準防火地域の指定</p> <p>防火地域については、原則として、容積率400%以上の区域に定める。な</p>	<p style="text-align: center;">修正前</p> <p>(3) 大和市災害警戒本部 ア～イ 略 ウ 組織</p>  <p>2～4 略</p> <p>第2節 都市の防災対策</p> <p>1 都市防災の基本的方策</p> <p>都市の防災対策の向上を図るため、以下の方策を推進する</p>  <p>2 土地利用の規制・誘導</p> <p>(1) 市街化区域における方針</p> <p>ア 防火地域、準防火地域の指定</p> <p>現在、市では、都市計画法で定められた用途地域のうち、容積率400%以</p>

修正後				修正前			
<p>お、<u>容積率 300%以上の区域で都市防災の観点から必要があれば、積極的に指定する。</u></p> <p><u>準防火地域については、原則として、容積率 300%以上の区域、建蔽率 80%以上の区域並びに準工業地域、工業地域及び工業専用地域を除く区域のうち、建蔽率 50%以上で、かつ、容積率 80%以上の区域に定める。なお、準工業地域については、土地利用の実態上特に必要のある区域について指定する。</u></p> <p><u>令和 5 年 2 月には、第一種低層住居専用地域の全域に準防火地域を拡大した。</u></p> <p><u>防火地域・準防火地域の指定のない地域については、市街地の状況を把握し、指定の要否を検討するなど、防火上の有効な規制に努める。</u></p> <p>なお、<u>防火地域や準防火地域内</u>では、耐火建築物、準耐火建築物、その他建築基準法で規定する防火措置を講じた建物の建築を促進するものである。</p> <p style="text-align: right;">令和 5 年 2 月現在</p>				<p><u>上の商業地域には防火地域を、工業系用途地域を除く建ぺい率 60%以上かつ容積率 200%以上の用途地域には準防火地域を指定している。</u></p> <p><u>市は準防火地域の指定に加え、新たな防止上有効な規制に努める。</u></p> <p>なお、<u>これらの地域内</u>では、耐火建築物、準耐火建築物、その他建築基準法で規定する防火措置を講じた建物の建築を促進するものである。</p> <p style="text-align: right;">平成 28 年 10 月現在</p>			
種 類	面 積	対 象	構 造	種 類	面 積	対 象	構 造
防火地域	約 45ha	階数が 3 以上 又は延べ面積 が 100 m <sup>2</sup> を超 えるもの	耐火建築物又は延焼 防止建築物 ( <u>令 136 条の 2 第 1 項 1 号</u> )	防火地域	約 45ha	階数が 3 以上 又は延べ面積 が 100 m <sup>2</sup> を超 えるもの	耐火建築物
商業地域		階数が 2 以下 かつ延べ面積 が 100 m <sup>2</sup> 以下 のもの	準耐火建築物又は準 延焼防止建築物※1 ( <u>令 136 条の 2 第 1 項 2 号</u> )	商業地域		階数が 2 以下 かつ延べ面積 が 100 m <sup>2</sup> 以下 のもの	耐火建築物又は準 耐火建築物

修正後				修正前			
<p>準防火地域</p>	<p>約 <u>1,584ha</u></p>	<p>地階を除く階数が4以上又は延べ面積が1,500㎡を超えるもの</p>	<p><u>耐火建築物又は延焼防止建築物</u> (令136条の2第1項1号)</p>	<p>準防火地域</p>	<p>約 <u>879ha</u></p>	<p>地階を除く階数が4以上又は延べ面積が1,500㎡を超えるもの</p>	<p><u>耐火建築物</u></p>
		<p>地階を除く階数が3以下で延べ面積が1,500㎡以下のもの 下記①、②を除く</p>	<p><u>準耐火建築物又は準延焼防止建築物※1</u> (令136条の2第1項2号)</p>			<p>延べ面積が500㎡を超え、1500㎡以下のもの</p>	<p><u>耐火建築物又は準耐火建築物</u></p>
		<p>①地階を除く階数が2以下で延べ面積が500㎡以下のもの(木造建築物等に限る)</p>	<p><u>防火構造(延焼のおそれのある部分、外壁、軒裏)及び片面20分防火設備又は同等の性能を有するもの ※2</u> (令136条の2第1項3号)</p>			<p>地階を除く階数が3であるもの</p>	<p><u>耐火建築物、準耐火建築物又は(注1)開口部制限木造建築物</u></p>
<p>近隣商業地域 準住居地域 第一種・第二種住居地域 第一種中高層住居専用地域 第一種低層住居専用地域</p>				<p>近隣商業地域 準住居地域 第一種・第二種住居地域 第一種中高層住居専用地域</p>			



修正後							修正前						
				②地階を除く階数が2以下で延べ面積が500㎡以下(非木造建築物等に限る)	片面 20 分防火設備(延焼のおそれのある部分)又は同等の性能を有するもの※2(令 136 条の 2 第 1 項 4 号)					上記以外の木造建築物の外壁及び軒裏で延焼のおそれがある部分	防火構造		
※1：耐火建築物・延焼防止建築物を含む							(注1) 開口部制限木造建築物						
※2：耐火建築物・延焼防止建築物・準耐火建築物・準延焼防止建築物を含む							外壁の開口部の構造及び面積、主要構造部の防火の措置、その他の事項について防火上必要な政令で定める技術的基準に適合する建築物						
イ～エ 略							イ～エ 略						
(2) 略							(2) 略						
3 市街地の整備							3 市街地の整備						
⑤ (1) 土地区画整理事業の推進							(1) 土地区画整理事業の推進						
番号	名称	事業主体	面積	施行年度	認可公告年月日	換地処分公告日	番号	名称	事業主体	面積	施行年度	認可公告年月日	換地処分公告日
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
11	渋谷(南部地区)土地区画整理事業	市	42.0ha	H5～	H5.12.1	H30.6.29	11	渋谷(南部地区)土地区画整理事業	市	42.0ha	H5～	H5.12.1	
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
16	下福田土地区画整理事業	組合	3.9ha	H28～R1	H28.5.23	R1.12.24	(新設)						
17	下鶴間山谷南土地区画整理事業	組合	3.9ha	H28～R1	H29.2.15	R1.10.25							

	修正後	修正前
⑦	<p><u>(削除)</u></p> <p>(2)～(3) 略</p> <p>(4) 不燃化の促進</p> <p>大規模地震等に伴い発生する火災の延焼を減少、遮断させるため、防火・準防火地域の指定と併せて建築物の不燃化を促進する。また、木造住宅が密集している地域での延焼被害の拡大を防ぐため、防火対策の施されていない住宅については、建物の不燃化工事や建て替えを促すなど、不燃化の必要性について、啓発を図る。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>4 建築物の耐震性の向上</p> <p>(1) 耐震化の促進にかかる基本的な考え方</p> <p>建築物の耐震化促進のためには、建築物の所有者等が、自らの生命・財産は自らが守るという意識を持つとともに、所有又は管理する建築物の倒壊等により周辺の安全に支障を来すことがないように、建築物の耐震性を把握することが求められる。</p> <p>市は、昭和56年以前の耐震性のない建築物を対象に、その所有者等に対し耐震診断及び耐震改修の促進について、普及、啓発を図るほか、必要に応じて耐震診断費及び耐震改修補助費に対する支援、指導・助言、情報提供に</p>	<p><u>なお、老朽住宅等が密集する住宅市街地〔渋谷（南部地区）土地区画整理事業地内等〕においては、土地区画整理事業との整合性を図りつつ、「住宅市街地総合整備事業」制度を活用して、老朽住宅等の建て替えを促進し、併せて住環境の整備を行い、もって災害に強い市街地の形成に努める。</u></p> <p>(2)～(3) 略</p> <p>(4) 不燃化の促進</p> <p>大規模地震等に伴い発生する火災の延焼を減少、遮断させるため、防火・準防火地域の指定と併せて建築物の不燃化を促進する。また、木造住宅が密集している地域での延焼被害の拡大を防ぐため、防火対策の施されていない住宅については、建物の不燃化工事や建て替えを促すなど、不燃化の必要性について、啓発を図る。</p> <p><u>なお、防火・準防火地域内の、大型店舗、ホテル等の不特定多数の人が集まる既存建築物については、建築基準法第12条の規定に基づく定期報告制度を活用して必要な改善指導を行い防火の促進を図る。</u></p> <p>4 建築物の耐震性の向上</p> <p>(1) 耐震化の促進にかかる基本的な考え方</p> <p>建築物の耐震化促進のためには、建築物の所有者等が、自らの生命・財産は自らが守るという意識を持つとともに、所有又は管理する建築物の倒壊等により周辺の安全に支障を来すことがないように、建築物の耐震性を把握することが求められる。</p> <p>市は、昭和56年以前の耐震性のない建築物を対象に、その所有者等に対し耐震診断及び耐震改修の促進について、普及、啓発を図るほか、必要に応じて耐震診断費及び耐震改修補助費に対する支援、指導・助言、情報提供に</p>

修正後	修正前
<p>努める。</p> <p>また、市が災害時の避難場所や拠点施設として活用する学校や病院、不特定多数の人が利用する建築物については、<u>耐震化を完了している。今後は適切な維持管理を行うとともに、施設内の建築設備等について耐震化に取り組むものとする。</u></p> <p>(2) 略</p>	<p>努める。</p> <p>また、市が災害時の避難場所や拠点施設として活用する学校や病院、不特定多数の人が利用する建築物については、<u>耐震化は完了しているものの、未実施の市有施設も存在していることから今後も計画的に耐震化に取り組むものとする。</u></p> <p>(2) 略</p>

	修正後	修正前
④	<p style="text-align: center;"><b>【耐震化を促進するための施策】</b></p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="writing-mode: vertical-rl; border: 1px solid black; padding: 5px;">建築物の地震に対する安全性の向上</div> <div style="flex-grow: 1;"> <p style="text-align: center;">耐震化に向けた普及・啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 耐震化に関する取り組みのPR。</li> <li>(2) パンフレットの配布、ホームページを活用した情報提供。</li> <li>(3) 相談体制の充実。</li> <li>(4) セミナー、講習会等の開催。</li> <li>(5) 耐震改修に対する税の特例措置の周知。</li> <li>(6) 防災マップの活用。</li> </ul> <p style="text-align: center;">耐震化の促進を図るための支援策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)耐震化支援事業の効果的な運用。</li> <li>(2)耐震化等へ向けた支援事業。 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 木造住宅の耐震化促進事業。</li> <li>イ 分譲マンションの耐震化促進事業。</li> <li>ウ 耐震診断義務付け対象建築物等の耐震化支援事業。</li> <li>エ 密集地域での不燃化促進事業。</li> <li>オ ブロック塀等の撤去・改善費支援事業。</li> <li>カ 家具転倒防止器具取付支援事業。</li> </ul> </li> <li>(3)建築物の総合的な安全対策。 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 落下物対策。</li> <li>イ 瓦屋根の安全対策。</li> <li>ウ 天井脱落対策。</li> <li>エ エレベーター等の安全対策。</li> <li>オ アスベスト対策。</li> <li>カ 空き家の安全対策。</li> <li>キ 宅地の安全対策。</li> <li>ク 鉄道施設に影響を与える建築物の耐震化対策。</li> </ul> </li> <li>(4)各種認定制度等による耐震化促進。 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 耐震改修工事を実施する建築物の容積率、建ぺい率等の緩和。</li> <li>イ 建築物の地震に対する安全性の表示制度。</li> <li>ウ 区分所有建築物の議決要件の緩和。</li> <li>エ 除却等の推進。</li> </ul> </li> <li>(5)2000年(平成12)年以前の木造建築物の安全対策。</li> <li>(6)地震発生後の二次災害防止の対応。 <ul style="list-style-type: none"> <li>民間判定士と連携した応急危険度判定体制。</li> </ul> </li> </ul> </div> </div>	<p style="text-align: center;"><b>【耐震化を促進するための施策】</b></p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="writing-mode: vertical-rl; border: 1px solid black; padding: 5px;">建築物の地震に対する安全性の向上</div> <div style="flex-grow: 1;"> <p style="text-align: center;">耐震化に向けた普及・啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 耐震化に関する取組のPR。</li> <li>(2) パンフレットの配布、ホームページを活用した情報提供。</li> <li>(3) 防災マップの活用。</li> <li>(4) 相談体制の充実。</li> <li>(5) セミナー、講習会等の開催。</li> </ul> <p style="text-align: center;">耐震診断・耐震改修を図るための支援策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)耐震関係補助の効果的な運用。</li> <li>(2)耐震化へ向けた支援事業。 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 木造住宅の耐震化促進事業。</li> <li>イ 分譲マンションの耐震化促進事業。</li> <li>ウ 家具転倒防止器具取付支援事業。</li> <li>エ 耐震診断が義務化された特定建築物への診断費及び改修工事費の助成。</li> <li>オ 耐震改修に対する税の特例措置。</li> </ul> </li> <li>(3)各種認定制度等による耐震化促進。 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 耐震改修工事を実施する建築物の容積率、建ぺい率等の緩和。</li> <li>イ 建築物の地震に対する安全性の認定制度の創設。</li> <li>ウ 区分所有建築物の議決要件の緩和。</li> </ul> </li> <li>(4)地震時における安全対策への助言等。 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 密集地域での不燃化促進。</li> <li>イ ブロック塀等の安全対策。</li> <li>ウ 落下物対策。</li> <li>エ エレベーター等の安全対策。</li> <li>オ 天井脱落対策。</li> <li>カ 地震に伴う崖崩れ等による建築物の被害の軽減。</li> <li>キ 鉄道施設に影響を与える建築物の耐震化。</li> </ul> </li> </ul> </div> </div>
	<p>5 ブロック塀等の倒壊、落下物、転倒物対策 (1)～(2)略</p>	<p>5 ブロック塀等の倒壊、落下物、転倒物対策 (1)～(2)略</p>

	修正後	修正前
⑦	<p>(3) 窓ガラスの飛散・落下防止、屋外広告物等の落下防止</p> <p>ア 略</p> <p>イ <u>落下物対策の推進</u></p> <p><u>建築物の窓ガラス、外壁や広告物の落下は人命を危機にさすだけではなく、避難、救援活動の障害となるため、建築基準法第12条の規定に基づく定期報告制度等を活用して必要な改善指導を行い、落下物対策の推進を図る。</u></p> <p>(4)～(5) 略</p> <p>6 略</p> <p>第3節 地盤災害の予防対策</p> <p>1 略</p> <p>2 崩壊危険地の災害防止</p> <p>(1) <u>急傾斜地崩壊危険区域</u></p> <p>本市には、神奈川県が「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年7月1日法律第57号）」により指定する区域はない。</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>(3) 窓ガラスの飛散・落下防止、屋外広告物等の落下防止</p> <p>ア 略</p> <p>イ <u>落下危険物の実態調査</u></p> <p><u>本市は落下危険物の実態を把握し、必要な措置を講ずるよう適切な指導を行う。</u></p> <p><u>落下危険物の実態調査は、以下により実施する。</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p><u>調査対象：避難上重要な道路沿いにある3階建以上の建築物</u></p> <p><u>調査項目：窓ガラス</u></p> <p><u>外装材</u></p> <p><u>タイル・レンガ・貼り石</u></p> <p><u>広告塔・看板</u></p> <p><u>高架水槽、冷却塔、ウインド型エアコン等の機器類</u></p> </div> <p>(4)～(5) 略</p> <p>6 略</p> <p>第3節 地盤災害の予防対策</p> <p>1 略</p> <p>2 崩壊危険地の災害防止</p> <p>(1) <u>急傾斜地崩壊区域等</u></p> <p><u>ア 急傾斜地崩壊危険区域</u></p> <p>本市には、神奈川県が「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年7月1日法律第57号）」により指定する区域はない。</p> <p><u>イ 急傾斜地崩壊危険箇所</u></p>

	修正後	修正前
②	<p>(2) 土砂災害(特別)警戒区域</p> <p>神奈川県は、<u>土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律</u>(平成12年5月18日法律第57号。以下、「土砂災害防止法」という。)第七条第一項に基づき、市域内<u>38</u>区域を土砂災害警戒区域として指定し、<u>そのうち27</u>区域を土砂災害特別警戒区域として指定した。いずれも「急傾斜地の崩壊」に該当する斜面として指定されている。</p> <p><u>これらの区域に対しては、防災パトロール等を実施するとともに、警戒避難体制を整備する。</u></p> <p>(3) 住民等に対する措置</p> <p>土砂災害(特別)警戒区域について、その土地管理者等に対して必要に応じて防災措置をとることを指導する。また、周辺住民に対し、<u>危険区域及び避難場所等の情報を提供し、災害の防止に努める。</u></p> <p>第4節 火災、危険物等の災害の予防対策</p> <p>1 出火予防対策</p> <p>(1)～(4)略</p> <p>⑦ (5) 一般家庭における備え、訓練を通じての啓発</p> <p>ア 出火防止等に関する備えの啓発</p>	<p><u>本市に所在する急傾斜地崩壊危険箇所は、平成14年度の県の調査においては12箇所が該当しており、その後、よう壁等の安全対策を市で講じ、現在11箇所となっている。</u></p> <p><u>これら危険箇所に対しては、防災パトロール等を実施し、必要に応じて適正な改善措置あるいは避難措置の対策を講ずる。</u></p> <p>(2) 土砂災害警戒区域</p> <p>神奈川県は、土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年5月18日法律第57号。以下、「土砂災害防止法」という。)第七条第一項に基づき、市域内<u>41</u>区域を土砂災害警戒区域として指定した。いずれも「急傾斜地の崩壊」に該当する斜面として指定されている。</p> <p>(3) 住民等に対する措置</p> <p><u>急傾斜地崩壊危険箇所及び土砂災害警戒区域について、その土地管理者等に対して必要に応じて防災措置をとることを指導する。また、周辺住民に対し、危険箇所及び避難所等の情報を提供し、災害の防止に努める。</u></p> <p>第4節 火災、危険物等の災害の予防対策</p> <p>1 出火予防対策</p> <p>(1)～(4)略</p> <p>(5) 一般家庭における備え、訓練を通じての啓発</p> <p>ア 出火防止等に関する備えの啓発</p>

修正後	修正前
<p>(ア)～(ウ) 略</p> <p>(エ) 使用中の<u>火気器具</u>への転倒・落下防止措置として、家具類、日用品等の固定等の徹底</p> <p>(オ)～(キ) 略</p> <p>イ 出火防止等に関する訓練を通じての啓発</p> <p>(ア)～(イ) 略</p> <p>(ウ) ライフラインの機能停止に伴う、<u>ライター</u>の使用等、火気使用形態の変化に対応した出火防止措置の徹底</p> <p>(エ) 略</p> <p>ウ 初期消火、延焼防止及び救出救護の推進</p> <p><u>(ア) 人口増加、住宅密集という本市の特徴を住民に理解させたいうえで、消火器やスタンドパイプ等の資機材を使った消火訓練を行い、初期消火や延焼防止の重要性を指導する。</u></p> <p><u>(イ) 地震体験車を活用した震災災害対応訓練や救出救護訓練を実施する。</u></p> <p><u>(ウ) 住民の安全を考慮して、初期消火と救出救護活動の危険性についても指導する。</u></p> <p>2～3 略</p> <p>第5節 公共施設等の安全確保対策</p> <p>1 道路施設等の整備</p> <p>道路管理者は、交通機能確保を重点に、道路、橋梁耐震化等の整備を図っているが、今後、更に道路施設等の安全強化を推進する。</p> <p>(1) 道路の整備</p>	<p>(ア)～(ウ) 略</p> <p>(エ) 使用中の<u>火器器具</u>への転倒・落下防止措置として、家具類、日用品等の固定等の徹底</p> <p>(オ)～(キ) 略</p> <p>イ 出火防止等に関する訓練を通じての啓発</p> <p>(ア)～(イ) 略</p> <p>(ウ) ライフラインの機能停止に伴う、<u>マッチ</u>の使用等、火気使用形態の変化に対応した出火防止措置の徹底</p> <p>(エ) 略</p> <p>ウ 初期消火、延焼防止及び救出救護の推進</p> <p><u>市は、人口増加、住宅密集という本市の特徴を住民に理解させたいうえで、初期消火、延焼防止及び救出救護の重要性を指導する。</u></p> <p><u>特に、実地訓練として、防災訓練等の機会を利用して、地震体験車を活用した震災時災害対応訓練、実際に消火器やスタンドパイプ等の資機材を使った消火訓練や模擬火災の消火訓練、更には救出救護訓練を実施し、初期消火と救出救護の方法を実地習得させる。同時に住民の安全を考慮して、初期消火と救出救護活動の限界についても指導する。</u></p> <p>2～3 略</p> <p>第5節 公共施設等の安全確保対策</p> <p>1 道路施設等の整備</p> <p>道路管理者は、交通機能確保を重点に、道路、橋梁耐震化等の整備を図っているが、今後、更に道路施設等の安全強化を推進する。</p> <p>(1) 道路の整備</p>

	修正後	修正前
⑥	<p>道路管理者は、地震発生時における道路機能を確保するため、所管道路施設の整備を図る。橋梁について耐震調査を実施し、耐震化が必要とされた橋梁の耐震補強工事を実施する。また、<u>のり面等道路構造物</u>について危険箇所調査を実施し、対策が必要とされた箇所の整備を図る。</p> <p>(2) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 上水道の整備</p> <p>(1) 上水道施設</p> <p>県営水道は、上水道施設の安全性向上のため、主要水道施設の耐震化や、水道管路の耐震化を進めるとともに、<u>関係事業者間の連携、応援協力体制の整備などを進める。</u></p> <p>(2) 略</p> <p>4 略</p> <p>5 電気設備の整備</p> <p>電力事業者は、地震時等の電気設備の被害発生及び電気による二次災害を未然に防止するとともに、災害が発生した場合の被害拡大防止のため次の予防対策を実施する。</p> <p>(1) <u>電気設備の災害予防措置</u></p> <p><u>地震等の対策として、電気設備に対し電気設備の技術基準に規定されている設計を行う。</u></p> <p>(2) <u>災害対策用資機材及び資機材の輸送の確保</u></p> <p>災害に備え、平常時から復旧用機材、工具等消耗品の確保、車両等の輸送</p>	<p>道路管理者は、地震発生時における道路機能を確保するため、所管道路施設の整備を図る。橋梁について耐震調査を実施し、耐震化が必要とされた橋梁の耐震補強工事を実施する。また、<u>のり面等</u>について危険箇所調査を実施し、対策が必要とされた箇所の整備を図る。</p> <p>(2) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 上水道の整備</p> <p>(1) 上水道施設</p> <p>県営水道は、上水道施設の安全性向上のため、主要水道施設の耐震化や、水道管路の耐震化を進める。また、<u>災害時に異なる水源間の相互融通を可能とするための施設整備を進めるとともに、関係事業者間の連携、応援協力体制の整備などを進める。</u></p> <p>(2) 略</p> <p>4 略</p> <p>5 電気施設の整備</p> <p>電力事業者は、地震時の電気施設の災害及び電気による二次災害を未然に防止するとともに、災害が発生した場合の被害拡大防止のため次の予防対策を実施する。</p> <p>(1) <u>電力供給施設の耐震性確保</u></p> <p>電力供給施設は、各法令、基準に基づいた耐震設計がなされているが、過去の災害事例を参考とした各施設の耐震性の確保を図る。</p> <p>(2) <u>防災資機材及び緊急用資材の確保</u></p> <p>災害時に備え、各種工具、無線、車両、復旧用資機材等を整備する。</p>



	修正後	修正前
<p><u>力確保に努める。</u> <u>(削除)</u></p> <p>6 都市ガス施設の整備 東京ガスネットワーク(株)が進めているガス施設の災害予防措置は、次のとおりである。</p> <p>(1) 施設の機能の確保 ア システムの多重化、拠点の分散などに努める。 イ 臨時供給のための移動式ガス設備などの整備に努める。</p> <p>(2)～(3) 略 7～8 略 第6節～第7節 略 第8節 避難対策</p> <p>⑦ 震災時の火災拡大や、家屋の倒壊、又は有毒物の拡散など、生命に危険が及ぶような場合には避難が必要となる。 市はそのような事態に備えて、避難場所と避難路の整備に努める。</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p><u>(3) 要員の確保</u> <u>緊急連絡体制の整備及び交通途絶時等の出動体制の確立を図る。</u></p> <p>6 都市ガス施設の整備 東京ガス(株)が進めているガス施設の災害予防措置は、次のとおりである。</p> <p>(1) 施設の機能の確保 ア <u>ガス供給のため</u>、システムの多重化、拠点の分散などに努める。 イ 臨時供給のための移動式ガス設備などの整備に努める。</p> <p>(2)～(3) 略 7～8 略 第6節～第7節 略 第8節 避難対策</p> <p>震災時の火災拡大や、家屋の倒壊、又は有毒物の拡散など、生命に危険が及ぶような場合には避難が必要となる。 市はそのような事態に備えて<u>避難計画を策定するとともに</u>、避難場所と避難路の整備に努める。</p> <p>1 避難計画の策定 <u>(1) 市は、災害時に安全かつ迅速な避難誘導が行えるよう、次の事項を内容とした避難計画を策定する。</u></p> <p>ア <u>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)を発令する状況</u></p> <p>イ <u>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)の伝達方法</u></p>	

	修正後	修正前																												
①	<p><u>1 避難場所等</u></p> <p>(1) <u>避難場所等の区分</u></p> <p><u>災害時における避難場所等について、災害の危険が切迫した場合における緊急の避難場所と、被災者が一定期間滞在して避難生活をするための避難所とを区別する。</u></p> <p>避難対策を円滑に実施するため、避難場所等に指定される施設の管理者と協定を締結するなど、避難場所等の確保に努める。災害の種類やその発生形態によって避難の方法は大きく異なるので、その機能を十分活用できるよう整備に努め、防災訓練等を通じて市民に対し周知徹底を図る。</p> <p style="text-align: center;"><b>【避難場所等の区分】</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>避難場所等の性格</th> <th>指定主体</th> <th>具体的な場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>指定避難施設</td> <td>災害に伴い家屋の倒壊、焼失により帰宅できない被災者が臨時に生活を行う収容施設</td> <td>市が指定</td> <td>資料 3-3</td> </tr> </tbody> </table>	区分	避難場所等の性格	指定主体	具体的な場所	略	略	略	略	指定避難施設	災害に伴い家屋の倒壊、焼失により帰宅できない被災者が臨時に生活を行う収容施設	市が指定	資料 3-3	<p><u>エ 避難地（施設）の名称、所在地、対象地区及び収容人員</u></p> <p><u>オ 避難地（施設）への経路及び誘導方法</u></p> <p><u>カ 避難地（施設）等の整備に関する事項</u></p> <p><u>（ア）収容施設</u></p> <p><u>（イ）情報伝達施設</u></p> <p><u>（ウ）医療救護施設</u></p> <p><u>キ 避難の心得、知識の普及啓発に関する事項</u></p> <p>2 避難場所</p> <p>(1) 避難場所の区分</p> <p>避難対策を円滑に実施するため、避難場所に指定される施設の管理者と協定を締結するなど、避難場所の確保に努める。災害の種類やその発生形態によって避難の方法は大きく異なるので、その機能を十分活用できるよう整備に努め、防災訓練等を通じて市民に対し周知徹底を図る。</p> <p style="text-align: center;"><b>【避難場所の区分】</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>避難場所の性格</th> <th>指定主体</th> <th>具体的な場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>指定避難施設</td> <td>災害に伴い家屋の倒壊、焼失により帰宅できない被災者が臨時に生活を行う収容施設</td> <td>市が指定</td> <td>資料 3-3</td> </tr> <tr> <td>避難特定</td> <td>避難生活施設に収容することが困難</td> <td>市が指定</td> <td>資料 3-3</td> </tr> </tbody> </table>	区分	避難場所の性格	指定主体	具体的な場所	略	略	略	略	指定避難施設	災害に伴い家屋の倒壊、焼失により帰宅できない被災者が臨時に生活を行う収容施設	市が指定	資料 3-3	避難特定	避難生活施設に収容することが困難	市が指定	資料 3-3
	区分	避難場所等の性格	指定主体	具体的な場所																										
	略	略	略	略																										
指定避難施設	災害に伴い家屋の倒壊、焼失により帰宅できない被災者が臨時に生活を行う収容施設	市が指定	資料 3-3																											
区分	避難場所の性格	指定主体	具体的な場所																											
略	略	略	略																											
指定避難施設	災害に伴い家屋の倒壊、焼失により帰宅できない被災者が臨時に生活を行う収容施設	市が指定	資料 3-3																											
避難特定	避難生活施設に収容することが困難	市が指定	資料 3-3																											

修正後					修正前				
難 所	福祉 避難 所	避難生活施設に収容することが困難な要配慮者等を収容するための施設	市が指定	資料 3-3	所 指 定 避 難 所	難な要配慮者等を収容するための施設			
	一時滞在 施設	帰宅困難者に休憩場所や情報の提供を実施する受け入れ施設	市が指定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・やまと芸術文化ホール</li> <li>・各学習センター〔北部文化・スポーツ・子育てセンター（大和市民交流拠点ポラリス）含む〕</li> <li>・協定締結先の市内事業所</li> </ul>	一時滞在 施設	帰宅困難者に休憩場所や情報の提供を実施する受け入れ施設	市が指定	<ul style="list-style-type: none"> <li>やまと芸術文化ホール</li> <li>各学習センター</li> <li>協定締結先の市内事業所</li> <li>※草柳小学校</li> <li>北部文化・スポーツ・子育てセンター（大和市民交流拠点ポラリス）</li> </ul>	
<p><u>(削除)</u></p> <p>2 避難場所等の指定 避難場所等は事前に指定し、市民に対し十分に周知することにより災害時に備える。 また、各避難場所等には、区分、性格を表示し市内通過者に対しても配慮する必要がある。 (1)～(2)略</p>					<p>※一時滞在施設としての草柳小学校は、東海地震警戒宣言発令時のみとする。</p> <p><u>(2) 避難地区分けの実施</u> <u>避難地区分けにあたっては、避難場所の状況、避難場所に通じる道路の状況、避難人口等を考慮し、各地区の歩行負担、危険負担がなるべく均等に、そして最小限になるように配慮する。</u></p> <p>3 避難場所の指定 避難場所は事前に指定し、市民に対し十分に周知することにより災害時に備える。 また、各避難場所には、区分、性格を表示し市内通過者に対しても配慮する必要がある。 (1)～(2)略</p>				

修正後	修正前
<p>(3) 広域避難場所</p> <p><u>地震発生後、火災の延焼拡大による煙や輻射熱から生命を守るための、一定規模以上の面積を有する避難場所である。</u></p> <p><u>災害時には、出火場所、風向き等を考慮したうえで避難先を決定する必要がある。</u></p>	<p>(3) 広域避難場所</p> <p><u>ア 広域避難場所は、本市が「神奈川県大震火災避難対策計画」の基準により選定し指定する。</u></p> <p><u>選定基準は、次のとおりである。</u></p> <p><u>(ア) 純木造密集市街地から 300m、木造建物疎開地では 200m以上、耐火建物から 50m以上離れた空地であること。</u></p> <p><u>(市街地の延焼から人命を守るために必要な空地距離は、正面無限の純木造密集市街地の</u></p> <p><u>場合、人間の許容輻射熱 2,050kcal/b から考えると安全距離は 300mである。)</u></p> <p><u>(イ) 空地の面積は、原則として 10,000 ㎡以上であること。</u></p> <p><u>(ウ) 収容人員は、当該地区の要避難住民を収容できることとし、1人当りの必要面積は、原則として 2 ㎡とする。ただし、避難住民の収容数に満たず、加えて他の避難地を選定することが不可能な場合は、1人当りの面積を最小 1 ㎡とする。</u></p> <p><u>イ 広域避難場所の指定及び変更・解除</u></p> <p><u>広域避難場所の指定及び変更・解除の手続は、次により行う。</u></p> <p><u>(ア) 広域避難場所の指定</u></p> <p><u>市長は、地域人口と他の避難場所との関係及び当該場所の地目等必要な調査を行い、避難場所として適していると認めるときは、防災会議の承認を得てこれを指定する。</u></p> <p><u>なお、自治会・自主防災会毎の地区割りは、広域避難場所までの避難距離や収容可能人員等を考慮して決定したものであるが、災害時には、</u></p>

修正後	修正前
<p>(4) 指定避難所</p> <p>災害対策基本法第49条の7に基づく指定避難所には、避難生活施設と福祉避難所があり、避難生活施設は、住居等の喪失などが発生した被災者を、収容保護し臨時的に生活を営む施設である。市は、災害時に被害の状況に応じて避難生活施設を開設する。開設する避難生活施設は、災害対策本部長が決定する。避難生活施設の開設、運営の具体的な計画は、本編第2章、11節「避難対策」による。</p> <p>また、市は高齢者、障がい者等の要配慮者を収容するための施設として福祉避難所を指定するほか、設備、体制が整った社会福祉施設等を活用するため、あらかじめ施設管理者と災害時の協定の締結に努める</p>	<p><u>風向や風力あるいは火災の拡大方向等により避難先を決定する必要がある。</u></p> <p><u>(イ) 広域避難場所の変更・解除</u></p> <p><u>指定広域避難場所が周辺の状況変化等により、収容人員、避難地区等を変更する必要がある場合、又は広域避難場所として適さなくなった場合には、前記(ア)の指定と同一の手続をもってこれを変更・解除する。</u></p> <p><u>(ウ) 広域避難場所の確保</u></p> <p><u>本市における人口増加及び住宅地等の開発に伴い、広域避難場所を新たに確保することは困難になりつつある。</u></p> <p><u>このため、公有地はもとより、民有地についても極力安全空間を保つよう協力を求め、開発される場合においてはその計画が避難場所としての条件をみたすよう協力を求めていく。</u></p> <p>(4) 指定避難所</p> <p>災害対策基本法第49条の7に基づく指定避難所には、避難生活施設と特定指定避難所があり、避難生活施設は、住居等の喪失などが発生した被災者を、収容保護し臨時的に生活を営む施設である。市は、災害時に被害の状況に応じて避難生活施設を開設する。開設する避難生活施設は、災害対策本部長が決定する。避難生活施設の開設、運営の具体的な計画は、本編第2章、11節「避難対策」による。</p> <p>また、市は高齢者、障がい者等の要配慮者を収容するための施設として特定指定避難所を指定するほか、設備、体制が整った社会福祉施設等を活用するため、あらかじめ施設管理者と災害時の協定の締結に努める</p>

	修正後	修正前
	<p>(5)～(6)略</p> <p><u>3 避難場所等の安全確保等</u></p> <p>避難場所等への誘導、避難後の避難場所等内の安全確保については、次のとおり整備する。</p> <p>(1)～(2)略</p> <p>(3)避難場所等の安全確保</p> <p>ア 学校、病院、工場等防災上重要な施設の管理者は、災害に備えて避難計画をそれぞれ作成し、災害時における避難の万全を期する。また、市は避難場所等となる用地及び施設の管理者と協議し、当該施設の整備及び災害時の運用方法等について理解を求める。</p> <p>イ 情報連絡体制の整備</p> <p>市は各避難場所等に情報を提供できる体制の整備を図るとともに、避難生活施設にMCA無線の設置、防災情報システムの整備、その他情報連絡体制を確保し、避難者の万全な安全管理を期する。また、関係機関に災害時における臨時公衆電話等の回線の確保、整備を図るための協力を求めていく。</p> <p>ウ 略</p> <p><u>4 帰宅困難者への支援 略</u></p> <p>① <u>5 広域避難の協議等</u></p> <p>市は、災害が発生するおそれがある場合において、避難者の避難、収容状況等を考慮し、市外への立退き避難が必要であると考えられる場合には、他自治体と避難者の受入れについて協議を行う。</p> <p>④ 第9節 緊急輸送道路の指定</p> <p>1 緊急輸送道路</p>	<p>(5)～(6)略</p> <p><u>4 避難場所の安全確保等</u></p> <p>避難場所への誘導、避難後の避難場所内での安全確保については、次のとおり整備する。</p> <p>(1)～(2)略</p> <p>(3)避難場所の安全確保</p> <p>ア 学校、病院、工場等防災上重要な施設の管理者は、災害に備えて避難計画をそれぞれ作成し、災害時における避難の万全を期する。また、市は避難場所となる用地及び施設の管理者と協議し、当該施設の整備及び災害時の運用方法等について理解を求める。</p> <p>イ 情報連絡体制の整備</p> <p>市は各避難場所に情報を提供できる体制の整備を図るとともに、避難生活施設にMCA無線の設置、防災情報システムの整備、その他情報連絡体制を確保し、避難者の万全な安全管理を期する。また、関係機関に災害時における臨時公衆電話等の回線の確保、整備を図るための協力を求めていく。</p> <p>ウ 略</p> <p><u>5 帰宅困難者への支援 略</u></p> <p>5 (新設)</p> <p>第9節 緊急輸送道路の指定</p> <p>1 緊急輸送道路</p>

修正後		修正前	
(1) 第1次路線		(1) 第1次路線	
路線名	区間	路線名	区間
第一東海自動車道（東名高速）	本市区間全線	第一東海自動車道（東名高速）	本市区間全線
国道16号	本市区間全線	国道16号	本市区間全線
国道246号	本市区間全線	国道246号	本市区間全線
国道467号	本市区間全線	国道467号	本市区間全線
県道45号（丸子中山茅ヶ崎線）	本市区間全線	県道45号（丸子中山茅ヶ崎線）	本市区間全線
下鶴間桜森線	県道横浜厚木線交点～国道246号上草柳交差点	(新設)	
(2) 第2次路線		(2) 第2次路線	
路線名	区間	路線名	区間
県道40号（横浜厚木線）	本市区間全線	県道40号（横浜厚木線）	本市区間全線
下鶴間86号	南大和相模原線交点～市役所前	(新設)	
南大和相模原線	国道246号深見西交差点～市役所前交差点		
2 緊急輸送道路を補完する道路		2 緊急輸送道路を補完する道路	
(1) 第1次路線		(1) 第1次路線	
番号	路線名	区間	区間
1	公所中央林間線・中央林間60号	相模カンツリー倶楽部～県道目黒町町田線交点	相模カンツリークラブ～県道目黒町町田線交点

修正後			修正前		
2	南大和相模原線	公所中央林間線交点～三ツ境下草柳線交点 <u>※第2次緊急輸送道路(国道246号深見西交差点～市役所前交差点)を除く</u>	2	南大和相模原線	公所中央林間線交点～三ツ境下草柳線交点
3	つきみ野 93号・127号	公所中央林間線交点～県道座間大和線交点	3	つきみ野 93号・127号	公所中央林間線交点～県道座間大和線交点
4	つきみ野 86号	市立つきみ野中学校～県道目黒町町田線交点	4	つきみ野 86号	市立つきみ野中学校～県道目黒町町田線交点
5	県道座間大和線	中央林間西 47号交点～県道目黒町町田線交点	5	県道座間大和線	中央林間西 47号交点～県道目黒町町田線交点
6	中央林間西 47号・南林間 91号	県道座間大和線交点～市立南林間小学校	6	中央林間西 47号・南林間 91号	県道座間大和線交点～市立南林間小学校
7	福田相模原線 2号	県道座間大和線交点～下鶴間桜森線交点	7	福田相模原線 2号	県道座間大和線交点～下鶴間桜森線交点
8	南林間 4号	福田相模原線 2号交点～小田急線踏切	8	南林間 4号	福田相模原線 2号交点～小田急線踏切
9	林間 21号	<u>大和市特別支援教育センター</u> ～南林間駅東線交点	9	林間 21号	<u>林間学習センター</u> ～南林間駅東線交点
10	南林間駅東線	林間 21号交点～南大和相模原線交点	10	南林間駅東線	林間 21号交点～南大和相模原線交点
11	下鶴間桜森線	<u>国道 246号上草柳交差点</u> ～国道 246号山王原交差点	11	下鶴間桜森線	<u>県道横浜厚木線交点</u> ～国道 246号山王原交差点



修正後			修正前		
12	三ツ境下草柳線・深見45号・城山宮下線	福田相模原線2号交点～県立大和東高校	12	三ツ境下草柳線・深見45号・城山宮下線	福田相模原線2号交点～県立大和東高校
13	大和東3号・天満宮1、2号・大和南7号	三ツ境下草柳線交点～深見草柳線交点	13	大和東3号・天満宮1、2号・大和南7号	三ツ境下草柳線交点～深見草柳線交点
14	福田相模原線3号	県道横浜厚木線交点～中福田南庭線交点	14	福田相模原線3号	県道横浜厚木線交点～中福田南庭線交点
15	柳橋47号	県道横浜厚木線交点～市立引地台中学校	15	柳橋47号	県道横浜厚木線交点～市立引地台中学校
16	桜ヶ丘宮久保線	県道丸子中山茅ヶ崎線交点～久田山谷線交点	16	桜ヶ丘宮久保線	県道丸子中山茅ヶ崎線交点～久田山谷線交点
17	久田山谷線	桜ヶ丘宮久保線交点～上和田仲通り線交点	17	久田山谷線	桜ヶ丘宮久保線交点～上和田仲通り線交点
18	上和田仲通り線交点	久田山谷線交点～国道467号交点	18	上和田仲通り線交点	久田山谷線交点～国道467号交点
19	代官53号・高座渋谷代官庭線・福田原高座渋谷線・下福田189号	県道丸子中山茅ヶ崎線交点～藤沢ゴルフ場	19	代官53号・高座渋谷代官庭線・福田原高座渋谷線・下福田189号	県道丸子中山茅ヶ崎線交点～藤沢ゴルフ場
20	緑橋山谷線	国道467号交点～緑橋	20	緑橋山谷線	国道467号交点～緑橋
21	中央林間84号	中央林間121号交点～中央林間143号交点	(新設)		
22	中央林間143号	県道座間大和線交点～公所中央林間線交点			
(2) 略			(2) 略		

	修正後	修正前																																				
	<p>3 ヘリコプター臨時離着陸場</p> <p>④ (1) 市指定ヘリコプター臨時離着陸場</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>所 在 地</th> <th>面積 (㎡)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>草柳小学校グラウンド</td> <td>中央三丁目 6 番 1 号</td> <td>6,600</td> </tr> <tr> <td>大和中学校グラウンド</td> <td>深見西七丁目 5 番 1 号</td> <td>16,200</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 消防相互応援協定によるヘリコプター臨時離着陸場</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>所 在 地</th> <th>面積 (㎡)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大和スポーツセンター競技場</td> <td>上草柳一丁目 1 番 1 号</td> <td>18,840</td> </tr> <tr> <td>引地台公園令和広場</td> <td>柳橋四丁目 5001 番地</td> <td>7,000</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	所 在 地	面積 (㎡)	草柳小学校グラウンド	中央三丁目 6 番 1 号	6,600	大和中学校グラウンド	深見西七丁目 5 番 1 号	16,200	名 称	所 在 地	面積 (㎡)	大和スポーツセンター競技場	上草柳一丁目 1 番 1 号	18,840	引地台公園令和広場	柳橋四丁目 5001 番地	7,000	<p>3 ヘリコプター臨時離着陸場</p> <p>(1) 市指定ヘリコプター臨時離着陸場</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>所 在 地</th> <th>面積 (㎡)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大和学園聖セシリア 総合グラウンド</td> <td>林間二丁目 6 番 11 号</td> <td>13,832</td> </tr> <tr> <td>大和中学校グラウンド</td> <td>深見西七丁目 5 番 1 号</td> <td>16,200</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 消防相互応援協定によるヘリコプター臨時離着陸場</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>所 在 地</th> <th>面積 (㎡)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大和スポーツセンター競技場</td> <td>上草柳一丁目 1 番 1 号</td> <td>18,840</td> </tr> <tr> <td>引地台公園多目的広場</td> <td>柳橋四丁目 5001 番地</td> <td>7,000</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	所 在 地	面積 (㎡)	大和学園聖セシリア 総合グラウンド	林間二丁目 6 番 11 号	13,832	大和中学校グラウンド	深見西七丁目 5 番 1 号	16,200	名 称	所 在 地	面積 (㎡)	大和スポーツセンター競技場	上草柳一丁目 1 番 1 号	18,840	引地台公園多目的広場	柳橋四丁目 5001 番地	7,000
名 称	所 在 地	面積 (㎡)																																				
草柳小学校グラウンド	中央三丁目 6 番 1 号	6,600																																				
大和中学校グラウンド	深見西七丁目 5 番 1 号	16,200																																				
名 称	所 在 地	面積 (㎡)																																				
大和スポーツセンター競技場	上草柳一丁目 1 番 1 号	18,840																																				
引地台公園令和広場	柳橋四丁目 5001 番地	7,000																																				
名 称	所 在 地	面積 (㎡)																																				
大和学園聖セシリア 総合グラウンド	林間二丁目 6 番 11 号	13,832																																				
大和中学校グラウンド	深見西七丁目 5 番 1 号	16,200																																				
名 称	所 在 地	面積 (㎡)																																				
大和スポーツセンター競技場	上草柳一丁目 1 番 1 号	18,840																																				
引地台公園多目的広場	柳橋四丁目 5001 番地	7,000																																				
	<p>第10節 防災資機材・飲料水等の整備、備蓄</p> <p>1 略</p> <p>⑦ 2 医薬品、<u>医療器材</u>の整備 略</p> <p>3 略</p> <p>④ 4 食料、生活物資の備蓄</p> <p>災害が発生した際の市民の生活確保のため、食料、携帯トイレなどの避難生活に必要な物資や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資の備蓄を図る。また備蓄に際して、高齢者、障がい者等の要配慮者に配慮した備蓄品目の整備を図る。</p> <p>市民に対しては災害発生から最低3日分、推奨1週間分の食料及び携帯トイ</p>	<p>第10節 防災資機材・飲料水等の整備、備蓄</p> <p>1 略</p> <p>2 医薬品、<u>器材</u>の整備 略</p> <p>3 略</p> <p>4 食料、生活物資の備蓄</p> <p>災害が発生した際の市民の生活確保のため、食料、携帯トイレなど、物資の備蓄を図る。また備蓄に際して、高齢者、障がい者等の要配慮者に配慮した備蓄品目の整備を図る。</p> <p>市民に対しては災害発生から最低3日分、推奨1週間分の食料及び携帯トイ</p>																																				

	修正後	修正前
	レなどの生活必需品の備蓄に努めるよう、啓発する。	レなどの生活必需品の備蓄に努めるよう、啓発する。
	(1)～(2)略	(1)～(2)略
	5 略	5 略
	第11節 略	第11節 略
	第12節 文教対策	第12節 文教対策
	1～2 略	1～2 略
⑦	3 登下校（登退園）の安全確保	3 登下校（登退園）の安全確保
	児童等の登下校時の安全を確保するため、あらかじめ登下校時の指導計画を学校ごとに策定し、平素から <u>児童等、保護者及び地域住民</u> への徹底を図る。	児童等の登下校時の安全を確保するため、あらかじめ登下校時の指導計画を学校ごとに策定し、平素から <u>児童等及び保護者</u> への徹底を図る。
	(1)～(2)	(1)～(2)
	4～7 略	4～7 略
	第13節 略	第13節 略
	第14節 防災知識の普及	第14節 防災知識の普及
	1 防災知識の普及	1 防災知識の普及
	(1)略	(1)略
	(2) 一般市民に対する防災知識の普及	(2) 一般市民に対する防災知識の普及
	ア 略	ア 略
	イ 普及の内容	イ 普及の内容
	(ア)～(エ)略	(ア)～(エ)略
④	(オ) 避難方法 <u>(在宅避難や縁故避難等、避難場所等以外の避難方法の周知含む)</u>	(オ) 避難方法
	(カ) 防災機関の災害対策	(カ) 防災機関の災害対策
⑥	<u>(削除)</u>	(キ) <u>自然災害回避（アボイド）情報（県との連携による）</u>

	修正後	修正前
	<p>(キ) 伝承などによる過去の災害教訓</p> <p>(3) ~ (4) 略</p> <p>(5) 自主防災組織等のリーダーに対する防災教育 ア~ウ 略 エ <u>自主防災組織における女性の参画を促進するとともに、リーダーに複数の女性が含まれるよう女性リーダーの育成を図る。</u></p> <p>(6) 略</p> <p>⑦ (7) 事業所に対する啓発 防火管理者、危険物取扱者及び自衛消防隊員等に対する講習会等を随時行い、<u>防火・防災意識の高揚</u>を図る。</p> <p>(8) ~ (9) 略</p> <p>(10) 防災広報 ア 市が行う広報 (ア) ~ (ウ) 略</p> <p>③ (エ) <u>南海トラフ地震臨時情報</u>の性格及び措置内容 (オ) ~ (サ) 略</p> <p>イ 防災関係機関が行う広報</p> <p>○ 県営水道 略</p> <p>○ NTT東日本 (ア) 略</p> <p>⑥ (イ) 内容 a~b 略 c 災害時等で一般加入電話からの通話ができない場合の<u>災害時用公衆電</u></p>	<p>(ク) 伝承などによる過去の災害教訓</p> <p>(3) ~ (4) 略</p> <p>(5) 自主防災組織等のリーダーに対する防災教育 ア~ウ 略 エ (新設)</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 事業所に対する啓発 防火管理者、危険物取扱者及び自衛消防隊員等に対する講習会等を随時行い、<u>防火・防災思想の普及</u>を図る。</p> <p>(8) ~ (9) 略</p> <p>(10) 防災広報 ア 市が行う広報 (ア) ~ (ウ) 略</p> <p>(エ) <u>警戒宣言</u>の性格及び措置内容 (オ) ~ (サ) 略</p> <p>イ 防災関係機関が行う広報</p> <p>○ 県営水道 略</p> <p>○ NTT東日本 (ア) 略</p> <p>(イ) 内容 a~b 略 c 災害時等で一般加入電話からの通話ができない場合の<u>特設公衆電話</u>及</p>

	修正後	修正前
⑤	<p>話（特設公衆電話）及び街頭公衆電話からの通話利用</p> <p>○ 東京電力パワーグリッド株式会社</p> <p>（ア）手段</p> <p>    a <u>テレビ、ラジオ、新聞、インターネット、SNS、パンフレット、チラシ等</u></p> <p>（イ）内容</p> <p>    a <u>感電事故の防止</u></p> <p>    b <u>電気火災の未然防止</u></p> <p>    <u>（削除）</u></p> <p>○ <u>東急電鉄株・小田急電鉄株・相模鉄道株</u></p> <p>    略</p> <p>2 市民の心得（役割）</p> <p>（1）平常時</p> <p>    ア 地域の避難場所等までのルート確認及び家族との連絡方法を確認する。</p> <p>④ <u>イ 感染症の予防を踏まえ、在宅避難や縁故避難等、避難場所等以外の避難先を検討する。</u></p> <p>    ウ 正しい防災情報を得る手段・方法を確認しておく。</p> <p>    エ～ソ 略</p> <p>（2）略</p> <p>（3）避難時</p> <p>    ア 略</p> <p>    イ 食料、水、ハンカチ、ティッシュ、着替え、肌着、ラジオ、懐中電灯、<u>マスク、消毒液、体温計、スマートフォンや携帯電話用の充電器やモバイルバ</u></p>	<p>び街頭公衆電話からの通話利用</p> <p>○ 東京電力パワーグリッド株式会社</p> <p>（ア）手段</p> <p>    a <u>新聞、インターネット、テレビ、ラジオ、及びパンフレット等</u></p> <p>（イ）内容</p> <p>    a <u>地震時の対応</u></p> <p>    b <u>避難時の対応</u></p> <p>    c <u>防災思想の普及</u></p> <p>○ <u>東京急行電鉄株・小田急電鉄株・相模鉄道株</u></p> <p>    略</p> <p>2 市民の心得（役割）</p> <p>（1）平常時</p> <p>    ア 地域の避難場所までのルート確認及び家族との連絡方法を確認する。</p> <p>    イ（新設）</p> <p>    <u>イ 正しい防災情報を得る手段・方法を確認しておく。</u></p> <p>    ウ～セ 略</p> <p>（2）略</p> <p>（3）避難時</p> <p>    ア 略</p> <p>    イ 食料、水、ハンカチ、ティッシュ、着替え、肌着、ラジオ、懐中電灯等を携帯する。ただし持出品は最小限にする。</p>

	修正後	修正前
	<p>ッテリー等を携帯する。ただし持出品は最小限にする。</p> <p>ウ～ケ 略</p> <p>③ (4) <u>南海トラフ地震臨時情報発表時</u></p> <p>第15節 略</p> <p>第16節 自主防災活動の充実強化</p> <p>1～2 略</p> <p>3 自主防災組織の活動基準</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害時の活動</u></p> <p>ア情報の収集伝達</p> <p>自主防災組織は、<u>南海トラフ地震臨時情報発表時</u>には市及び防災関係機関の提供する情報を地域内住民に的確に伝達し、災害時には地域内に発生した被害の状況を迅速かつ正確に把握して市へ報告するとともに防災関係機関の提供する情報を伝達して市民の不安を解消し、的確な応急活動を実施する。</p> <p>イ～ウ 略</p> <p>① エ 避難の実施</p> <p>市長、知事、警察官及び災害派遣を命ぜられた自衛官等から<u>避難指示</u>が出された場合には、市民に対して周知の徹底を図り、迅速かつ円滑に避難場所へ誘導する。</p> <p>避難の実施に際しては、次のことに留意する。</p> <p>オ 略</p> <p>(3) 略</p>	<p>ウ～ケ 略</p> <p>(4) <u>東海地震の警戒宣言発令時</u></p> <p>第15節 略</p> <p>第16節 自主防災活動の充実強化</p> <p>1～2 略</p> <p>3 自主防災組織の活動基準</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>警戒宣言発令時及び災害時の活動</u></p> <p>ア情報の収集伝達</p> <p>自主防災組織は、<u>警戒宣言発令時</u>には市及び防災関係機関の提供する情報を地域内住民に的確に伝達し、災害時には地域内に発生した被害の状況を迅速かつ正確に把握して市へ報告するとともに防災関係機関の提供する情報を伝達して市民の不安を解消し、的確な応急活動を実施する。</p> <p>イ～ウ 略</p> <p>エ 避難の実施</p> <p>市長、知事、警察官及び災害派遣を命ぜられた自衛官等から<u>避難勧告・指示</u>が出された場合には、市民に対して周知の徹底を図り、迅速かつ円滑に避難場所へ誘導する。</p> <p>避難の実施に際しては、次のことに留意する。</p> <p>オ 略</p> <p>(3) 略</p>

	修正後	修正前
	4～6 略	4～6 略
	第17節 略	第17節 略
⑦	<p>第18節 要配慮者・避難行動要支援者対策</p> <p>高齢者、障がい者、<u>傷病者、難病患者、妊産婦</u>、乳幼児及び外国人等は、災害時には迅速、的確な行動がとりにくくなると想定され、そのような意味から要配慮者として、特段の対策が必要である。</p> <p>高齢化、国際化の進展等に伴い、要配慮者の増加する状況に適切に対処するため必要な対策を講じるとともに、プライバシーの確保や、被災時の男女のニーズの違い等、男女共同参画の視点にも十分に配慮するよう努める。</p> <p>1 社会福祉施設等の対策</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>② (5) 社会福祉施設の土砂災害防止対策</p> <p>社会福祉施設を土砂災害から守るために、市は、県と協力し、施設の管理者に対して危険箇所、土砂災害(特別)警戒区域、危険区域避難場所及び警戒避難基準等の情報を提供し、警戒、避難体制の確立等の防災体制整備に努めるよう指導する。</p> <p>⑦ 2 避難行動要支援者名簿の作成等</p> <p>在宅の高齢者、障がい者、難病患者等の要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合の避難に特に支援を要する者(避難行動要支援者)の生命及び身体を災害から保護するうえで必要な措置を実施するために、市は、<u>避難行動要支援者名簿を作成する。本市では、避難行動要支援者名簿に関する以下の内容を定めている。</u></p>	<p>第18節 要配慮者・避難行動要支援者対策</p> <p>高齢者、障がい者、<u>病弱者</u>、乳幼児及び外国人等は、災害時には迅速、的確な行動がとりにくくなると想定され、そのような意味から要配慮者として、特段の対策が必要である。</p> <p>高齢化、国際化の進展等に伴い、要配慮者の増加する状況に適切に対処するため必要な対策を講じるとともに、プライバシーの確保や、被災時の男女のニーズの違い等、男女共同参画の視点にも十分に配慮するよう努める。</p> <p>1 社会福祉施設等の対策</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 社会福祉施設の土砂災害防止対策</p> <p>社会福祉施設を土砂災害から守るために、市は、県と協力し、施設の管理者に対して危険箇所、土砂災害警戒区域、危険区域避難場所及び警戒避難基準等の情報を提供し、警戒、避難体制の確立等の防災体制整備に努めるよう指導する。</p> <p>2 避難行動要支援者名簿の作成等</p> <p>在宅の高齢者、障がい者、難病患者、<u>人工透析患者、妊産婦、乳幼児等</u>の要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合の避難に特に支援を要する者(避難行動要支援者)の生命及び身体を災害から保護するうえで必要な措置を実施するために、市は、<u>避難行動要支援者名簿を作成する。本市では大和市避難行動要支援者支援策において避難行動要支援者名簿に関する以下の内容を定めている。</u></p>

	修正後	修正前
	<p>(1) 略</p> <p>(2) 避難行動要支援者名簿に掲載する方 ア～イ 略 ウ <u>療育手帳 A1、A2 の方</u> エ～キ 略</p> <p>(3) ～ (5) 略</p> <p>3 要配慮者・避難行動要支援者支援体制の整備</p>	<p>(1) 略</p> <p>(2) 避難行動要支援者名簿に掲載する方 ア～イ 略 ウ <u>療育手帳 A1、A2 の方 (自閉症などの知的障がい)</u> エ～キ 略</p> <p>(3) ～ (5) 略</p> <p>3 要配慮者・避難行動要支援者支援体制の整備</p>
①	<p>(1) 情報伝達の多様性</p> <p>避難行動要支援者の中には、避難等に必要な情報を入手できれば、自ら避難行動をとることが可能な者もいる。そのため、緊急かつ着実な<u>避難指示等</u>が伝達されるよう、各種情報伝達の特徴を踏まえ、防災行政無線や広報車による情報伝達に加え、市ホームページ、Yahoo!サービス、FM やまと、J:COM チャンネル、やまと PS メールや緊急速報メールなど、避難行動要支援者に合わせた伝達手段の確保に努める。</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) <u>個別避難計画の作成</u></p> <p>市は、<u>避難行動要支援者の避難の実効性を高めるため、関係機関等と連携し、個別避難計画の作成に努める。</u></p>	<p>(1) 情報伝達の多様性</p> <p>避難行動要支援者の中には、避難等に必要な情報を入手できれば、自ら避難行動をとることが可能な者もいる。そのため、緊急かつ着実な<u>避難勧告指示等</u>が伝達されるよう、各種情報伝達の特徴を踏まえ、防災行政無線や広報車による情報伝達に加え、市ホームページ、Yahoo!サービス、FM やまと、J:COM チャンネル、やまと PS メールや緊急速報メールなど、避難行動要支援者に合わせた伝達手段の確保に努める。</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 新設</p>
	<p>4 略</p> <p>5 避難生活施設等の対策</p> <p>(1) 略</p>	<p>4 略</p> <p>5 避難生活施設等の対策</p> <p>(1) 略</p>
⑦	<p>(2) 市は、避難生活施設等の指定にあたっては、集団生活や一般的な設備での生活に適応できない高齢者、障がい者等の要配慮者が必要な支援を受け、安</p>	<p>(2) 市は、避難生活施設等の指定にあたっては、集団生活や一般的な設備での生活に適応できない高齢者、障がい者等の要配慮者が必要な支援を受け、安</p>



修正後	修正前
<p>心して生活ができる体制を整備した<u>福祉避難所</u>の指定に努める。</p> <p>(3)～(4) 略</p> <p>(5) 外国人、<u>障がい者等の要配慮者</u>に対して、<u>コミュニケーションの充実を図るため、多言語表示シートやコミュニケーションボード等の整備に努める。</u></p> <p>第19節 略</p>	<p>心して生活ができる体制を整備した<u>福祉避難所(特定指定避難所)</u>の指定に努める。</p> <p>(3)～(4) 略</p> <p>(5) 外国人に対して、<u>多言語及びやさしい日本語による情報の表示・表記と提供を行うため、避難所運営にあたり、多言語表示シート等の整備に努める。</u></p> <p>第19節 略</p>

		修正後				修正前																																					
73 頁	第2章 災害応急対策計画	第1節 応急活動体制				第2章 災害応急対策計画																																					
		1 災害対策本部				第1節 応急活動体制																																					
③	ウ 南海トラフ地震防災対策推進基本計画に基づく「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表され、市内に被害が発生したとき、又は発生するおそれがあるとき。	(1) 災害対策本部の設置基準				(1) 災害対策本部の設置基準																																					
		ア～イ 略				ア～イ 略																																					
④	ウ 南海トラフ地震防災対策推進基本計画に基づく「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表され、市内に被害が発生したとき、又は発生するおそれがあるとき。	(2)～(3) 略				(2)～(3) 略																																					
		2 災害対策本部の動員体制				2 災害対策本部の動員体制																																					
④	ウ 南海トラフ地震防災対策推進基本計画に基づく「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表され、市内に被害が発生したとき、又は発生するおそれがあるとき。	(1)～(3) 略				(1)～(3) 略																																					
		(4) 動員基準				(4) 動員基準																																					
		【災害非常配備基準】				【災害非常配備基準】																																					
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>災害調整会議</th> <th>災害警戒本部</th> <th colspan="3">災害対策本部</th> </tr> <tr> <th>体制</th> <th></th> <th></th> <th>第1号配備</th> <th>第2号配備</th> <th>第3号配備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>配 備</td> <td>風水害 災害警戒本部の設置に至らない災害へ対応するとき</td> <td>市域において被害の発生、または発生が予想されるとき</td> <td>全市的に甚大な被害が発生するおそれがあるとき 市域において発生した被害の拡大、または拡大が予想されるとき</td> <td>全市的な被害や局所的甚大な被害の発生、または発生が予想されるとき</td> <td>大規模な被害の発生に、全組織、全職員の活動力が必要とされるとき</td> </tr> </tbody> </table>				区分	災害調整会議	災害警戒本部	災害対策本部			体制			第1号配備	第2号配備	第3号配備	配 備	風水害 災害警戒本部の設置に至らない災害へ対応するとき	市域において被害の発生、または発生が予想されるとき	全市的に甚大な被害が発生するおそれがあるとき 市域において発生した被害の拡大、または拡大が予想されるとき	全市的な被害や局所的甚大な被害の発生、または発生が予想されるとき	大規模な被害の発生に、全組織、全職員の活動力が必要とされるとき	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>災害警戒本部</th> <th colspan="3">災害対策本部</th> </tr> <tr> <th>体制</th> <th>警戒体制</th> <th>第1号配備</th> <th>第2号配備</th> <th>第3号配備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>配 備</td> <td>風水害 市域において被害が発生、または発生が予想されるとき &lt;具体的事例&gt; ・水防警報が発表され、河川水位が避難水位を超え、大きな被害が発生することが予想されるとき</td> <td>被害が拡大し、災害対策本部への移行が必要とされるとき &lt;具体的事例&gt; ・河川水位が氾濫危険水位を超え、大きな被害が発生することが予想されるとき</td> <td>被害が拡大し、第2号配備体制への移行が必要とされるとき</td> <td>被害が拡大し、全組織、全職員の活動力が必要とされるとき 特別警報が発表されたとき</td> </tr> </tbody> </table>					区分	災害警戒本部	災害対策本部			体制	警戒体制	第1号配備	第2号配備	第3号配備	配 備	風水害 市域において被害が発生、または発生が予想されるとき <具体的事例> ・水防警報が発表され、河川水位が避難水位を超え、大きな被害が発生することが予想されるとき	被害が拡大し、災害対策本部への移行が必要とされるとき <具体的事例> ・河川水位が氾濫危険水位を超え、大きな被害が発生することが予想されるとき	被害が拡大し、第2号配備体制への移行が必要とされるとき	被害が拡大し、全組織、全職員の活動力が必要とされるとき 特別警報が発表されたとき
区分	災害調整会議	災害警戒本部	災害対策本部																																								
体制			第1号配備	第2号配備	第3号配備																																						
配 備	風水害 災害警戒本部の設置に至らない災害へ対応するとき	市域において被害の発生、または発生が予想されるとき	全市的に甚大な被害が発生するおそれがあるとき 市域において発生した被害の拡大、または拡大が予想されるとき	全市的な被害や局所的甚大な被害の発生、または発生が予想されるとき	大規模な被害の発生に、全組織、全職員の活動力が必要とされるとき																																						
区分	災害警戒本部	災害対策本部																																									
体制	警戒体制	第1号配備	第2号配備	第3号配備																																							
配 備	風水害 市域において被害が発生、または発生が予想されるとき <具体的事例> ・水防警報が発表され、河川水位が避難水位を超え、大きな被害が発生することが予想されるとき	被害が拡大し、災害対策本部への移行が必要とされるとき <具体的事例> ・河川水位が氾濫危険水位を超え、大きな被害が発生することが予想されるとき	被害が拡大し、第2号配備体制への移行が必要とされるとき	被害が拡大し、全組織、全職員の活動力が必要とされるとき 特別警報が発表されたとき																																							

修正後							修正前				
基 準	地震災害		南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表されたとき	本市において震度5弱を観測したとき 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表されたとき	本市において震度5強を観測したとき	本市において震度6弱以上を観測したとき	基 準	地震災害	本市において震度4以上を観測したとき 東海地震に関連する調査情報(臨時)が発表されたとき	本市において震度5弱以上を観測したとき 東海地震注意情報が発表されたとき	本市において震度6弱以上を観測したとき 東海地震予知情報が発表されたとき
	特殊災害		災害が発生したとき	被害の拡大により災害対策本部への移行が必要 なとき				特殊災害	災害が発生したとき	災害警戒本部の決定による	
(大和市災害対策本部要領 別表第2)							(大和市災害対策本部要領 別表第3)				
⑤	<p>(5) 略</p> <p>3～4 略</p> <p>第2節 相互協力体制</p> <p>1 略</p> <p>2 県に対する協力要請</p> <p>市域に災害が発生し、災害応急対策を実施するために必要があるときは、知事に対して応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。</p> <p>知事に災害応急対策等の要請をするにあたっては、県央地域県政総合センター(県央地域調整本部)又は<u>県危機管理防災課</u>に対してとりあえず無線又は電話等をもって口頭で依頼し、後日文書により改めて処理する。</p> <p>この場合、以下の事項を予め明らかにしたうえで知事に要請する。(災害対策基本法第68条)</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>3 他市町村等との協力</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 消防機関との相互応援協定</p>						<p>(5) 略</p> <p>3～4 略</p> <p>第2節 相互協力体制</p> <p>1 略</p> <p>2 県に対する協力要請</p> <p>市域に災害が発生し、災害応急対策を実施するために必要があるときは、知事に対して応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。</p> <p>知事に災害応急対策等の要請をするにあたっては、県央地域県政総合センター(県央地域調整本部)又は<u>県災害対策課</u>に対してとりあえず無線又は電話等をもって口頭で依頼し、後日文書により改めて処理する。</p> <p>この場合、以下の事項を予め明らかにしたうえで知事に要請する。(災害対策基本法第68条)</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>3 他市町村等との協力</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 消防機関との相互応援協定</p>				
	⑥	既に締結されている消防組織法第39条の規定に基づく消防機関との相互応						既に締結されている消防組織法第39条の規定に基づく消防機関との相互応			

	修正前
<p style="text-align: center;">修正後</p> <p>援協定を活用する場合、消防本部がこの協定の条項に沿った手続を行い消防活動等の要請を円滑に行う。</p> <p>また、大規模災害等、災害の規模に応じて行う広域消防応援の要請（他都道府県消防機関所有のヘリコプターの派遣要請・緊急消防援助隊の派遣要請・<u>県消防広域応援隊の派遣要請等</u>）は、県を通じて要請する。</p> <p>この要請は、<u>消防組織法第44条の規定又は神奈川県内消防広域応援実施計画</u>に基づき実施され、応援部隊は本市消防本部の指揮下、大和市緊急消防援助隊受援計画等により行動する。</p> <p>4 自衛隊の派遣要請</p> <p>大規模災害に際して自衛隊の派遣が必要と判断された時は、市長は、<u>県危機管理防災課</u>を通じて知事に災害派遣の要請を求める。</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 災害派遣要請手続</p> <p>市長は、県知事（<u>危機管理防災課</u>）に対し派遣に必要な事項を文書をもって依頼する。ただし、緊急を要する場合は、とりあえず電話等をもって依頼し、事後文書を送付する。</p> <p>なお、知事に派遣要請を依頼することができない場合は、最寄りの部隊等の長にその内容を通報連絡するとともに事後速やかに知事に通知する。</p> <p>(4)～(7) 略</p> <p>5 民間団体との協力</p> <p>(1) 民間団体の協力業務</p> <p>ア～ク 略</p> <p>④ ケ 災害廃棄物の撤去、収集、運搬、処理及び処分</p>	<p style="text-align: center;">修正前</p> <p>援協定を活用する場合、消防本部がこの協定の条項に沿った手続を行い消防活動等の要請を円滑に行う。</p> <p>また、大規模災害等、災害の規模に応じて<u>消防組織法第44条の規定に基づ</u>く広域消防応援の要請（他都道府県消防機関所有のヘリコプターの派遣要請・緊急消防援助隊の派遣要請等）は、県を通じて<u>消防庁長官</u>に要請する。</p> <p>この要請は、<u>神奈川県消防広域応援基本計画</u>に基づき実施され、応援部隊は本市消防本部の指揮下、大和市緊急消防援助隊受援計画により行動する。</p> <p>4 自衛隊の派遣要請</p> <p>大規模災害に際して自衛隊の派遣が必要と判断された時は、市長は、<u>県災害対策課</u>を通じて知事に災害派遣の要請を求める。</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 災害派遣要請手続</p> <p>市長は、県知事（<u>災害対策課</u>）に対し派遣に必要な事項を文書をもって依頼する。ただし、緊急を要する場合は、とりあえず電話等をもって依頼し、事後文書を送付する。</p> <p>なお、知事に派遣要請を依頼することができない場合は、最寄りの部隊等の長にその内容を通報連絡するとともに事後速やかに知事に通知する。</p> <p>(4)～(7) 略</p> <p>5 民間団体との協力</p> <p>(1) 民間団体の協力業務</p> <p>ア～ク 略</p> <p>ケ (新設)</p>

	修正後	修正前
④	<p>(2) 民間団体は、次のとおりである。 ア～タ 略 チ <u>大和市リサイクル事業協同組合</u> ツ <u>神奈川県産業資源循環協会</u> テ <u>大和市環境事業協同組合</u></p> <p>(3) ～ (4) 略</p> <p>6 広域応援体制の充実</p> <p>(1) 広域応援部隊（消防、警察、自衛隊、ライフライン事業所等）の活動の円滑化を図るために、次の施設を活動拠点として確保する。 引地台公園……………自衛隊 <u>学校法人柏木学園、イオンリテール株式会社、三機工業株式会社……………消防</u> 柳橋ふれあいプラザ……………警察</p> <p>(2) ～ (3) 略</p> <p>7 略</p> <p>第3節 災害救助法の適用</p> <p>1 略</p> <p>2 滅失住家の算定基準</p> <p>1による「滅失住家」とは、住家の滅失した世帯を基準としているので、そこまで至らない半壊住家等は、同条第2項の規定により以下のように換算することとされている。</p>	<p>(2) 民間団体は、次のとおりである。 ア～タ 略 チ～テ (新設)</p> <p>6 広域応援体制の充実</p> <p>(1) 広域応援部隊（消防、警察、自衛隊、ライフライン事業所等）の活動の円滑化を図るために、次の施設を活動拠点として確保する。 引地台公園……………自衛隊 学校法人柏木学園……………消防 柳橋ふれあいプラザ……………警察</p> <p>(2) ～ (3) 略</p> <p>7 略</p> <p>第3節 災害救助法の適用</p> <p>1 略</p> <p>2 滅失住家の算定基準</p> <p>1による「滅失住家」とは、住家の滅失した世帯を基準としているので、そこまで至らない半壊住家等は、同条第2項の規定により以下のように換算することとされている。</p>

	修正後	修正前
	滅失住家 1世帯 = 全壊（全焼・流出）住家 1世帯 // 半壊（半焼）住家 2世帯 // 床上浸水等 3世帯	滅失住家 1世帯 = 全壊（全焼・流出）住家 1世帯 // 半壊（半焼）住家 2世帯 // 床上浸水 3世帯
⑥	3 略	3 略
⑦	4 災害救助法による救助の種類 「災害救助法施行細則による救助の程度等」（県告示）における救助の種類は、次のとおりである。 (1) ～ (8) 略 (9) 死体の搜索 (10) <u>死体の処理</u> (11) 障害物の除去 (12) <u>救助のための輸送及び賃金職員等の雇用</u>	4 災害救助法による救助の種類 「災害救助法施行細則による救助の程度等」（県告示）における救助の種類は、次のとおりである。 (1) ～ (8) 略 (9) 死体の搜索・ <u>処理</u> (10) 障害物の除去 (11) <u>応急救助のための輸送及び賃金職員等の雇用</u>
	第4節 地震情報等の収集、伝達	第4節 地震情報等の収集、伝達
	1 略	1 略
	2 地震情報等の受理伝達	2 地震情報等の受理伝達
⑥	(1) 県から市への地震情報等伝達基準	(1) 県から市への地震情報等伝達基準



		修正後		修正前	
①		調査実施部	調査対象項目	調査実施部	調査対象項目
		略	略	略	略
		環境施設農政部	1 農業関係の被害 2 公園・緑地等の被害 3 事業所の公害防止施設の被害 4 河川の被害 5 下水道施設の被害	環境農政部	1 農業関係の被害 2 公園・緑地等の被害 3 事業所の公害防止施設の被害
		街づくり施設部	1 住宅等の被害 2 がけ地等の被害 3 道路、橋梁の被害 4 街路樹の被害	街づくり計画部	1 住宅等の被害 2 がけ地等の被害
		略	略	都市施設部	1 道路、橋梁の被害 2 河川の被害 3 街路樹の被害 4 下水道施設の被害
		略	略	略	略
	3 被害状況及び災害情報等の報告			3 被害状況及び災害情報等の報告	
	(1)～(2) 略			(1)～(2) 略	
	(3) ア、イ 略			(3) ア、イ 略	
	ウ 避難状況・救護所開設状況報告			ウ 避難状況・救護所開設状況報告	
	避難を指示した場合あるいは救護所を開設した場合は、その内容について別紙様式により報告する。			避難を勧告又は指示した場合あるいは救護所を開設した場合は、その内容について別紙様式により報告する。	
	エ 略			エ 略	
	(4) 略			(4) 略	
	第6節 通信の確保			第6節 通信の確保	
	1～2 略			1～2 略	



	修正後	修正前																																																												
⑦	<p>3 通信の統制</p> <p>(1) 重要通信の優先 (救助、<u>避難指示</u>等の重要性の高い通信を優先する。)</p> <p>(2) ~ (5) 略</p> <p>4~5 略</p> <p>6 県防災行政通信網の運用</p> <p>県防災行政通信網は、有線系、衛星系の各システムから構成され、大規模な災害が発生した際に、防災関係機関の間で迅速、的確に情報を受伝達する。</p> <p>市は、横浜地方気象台から送信される気象情報や地震情報などの緊急防災情報を、県を介して受信する。<u>データによる一斉受令や音声電話、ビデオ通話等の機能が使用できる。</u></p> <p>設置場所等は次の通りである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設置場所等</th> <th>番号</th> <th>設置場所等</th> <th>番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>IP電話(危機管理課)</td> <td><u>2140</u></td> <td>閉域スマホ(指令課)</td> <td><u>3141</u></td> </tr> <tr> <td>IP電話(災害対策準備室)</td> <td><u>2141</u></td> <td>閉域スマホ(市立病院)</td> <td><u>3932</u></td> </tr> <tr> <td>IP電話(災害対策本部室(研修室))</td> <td><u>2142</u></td> <td>受令端末(危機管理課)</td> <td><u>4140</u></td> </tr> <tr> <td>IP電話(守衛室)</td> <td><u>2143</u></td> <td>受令端末(指令課)</td> <td><u>4142</u></td> </tr> <tr> <td>IP電話(防災無線室)</td> <td><u>2144</u></td> <td>受令端末(災害対策本部室)</td> <td><u>4146</u></td> </tr> <tr> <td>IP電話(指令課)</td> <td><u>2145</u></td> <td>衛星電話(危機管理課)</td> <td><u>0145611</u></td> </tr> <tr> <td>閉域スマホ(危機管理課)</td> <td><u>3140</u></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	設置場所等	番号	設置場所等	番号	IP電話(危機管理課)	<u>2140</u>	閉域スマホ(指令課)	<u>3141</u>	IP電話(災害対策準備室)	<u>2141</u>	閉域スマホ(市立病院)	<u>3932</u>	IP電話(災害対策本部室(研修室))	<u>2142</u>	受令端末(危機管理課)	<u>4140</u>	IP電話(守衛室)	<u>2143</u>	受令端末(指令課)	<u>4142</u>	IP電話(防災無線室)	<u>2144</u>	受令端末(災害対策本部室)	<u>4146</u>	IP電話(指令課)	<u>2145</u>	衛星電話(危機管理課)	<u>0145611</u>	閉域スマホ(危機管理課)	<u>3140</u>			<p>3 通信の統制</p> <p>(1) 重要通信の優先 (救助、<u>避難勧告</u>等の重要性の高い通信を優先する。)</p> <p>(2) ~ (5) 略</p> <p>4~5 略</p> <p>6 県防災行政通信網の運用</p> <p>県防災行政通信網は、有線系、衛星系及び<u>移動無線系</u>の各システムから構成され、大規模な災害が発生した際に、防災関係機関の間で迅速、的確に情報を受伝達する。</p> <p>市は、横浜地方気象台から送信される気象情報や地震情報などの緊急防災情報を、県を介して受信する。<u>音声やファクシミリによる伝送とともにデータによる一斉指令や、通常の電話及びファクシミリ伝送が可能であり、災害時には直通電話等の機能を提供できる。</u></p> <p>設置場所等は次の通りである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設置場所</th> <th>番号</th> <th>設置場所</th> <th>番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害対策本部室(研修室)</td> <td><u>9-561-9201</u></td> <td>市立病院 防災センター</td> <td><u>9-628-9201</u></td> </tr> <tr> <td>市庁舎3階フロア</td> <td><u>9-561-9209</u></td> <td>市立病院 病院総務課</td> <td><u>9-628-9202</u></td> </tr> <tr> <td>防災無線室</td> <td><u>9-561-9203</u></td> <td>FAX(危機管理課)</td> <td><u>9-561-9200</u></td> </tr> <tr> <td>守衛室</td> <td><u>9-561-9204</u></td> <td>FAX(消防本部指令課)</td> <td><u>9-561-9300</u></td> </tr> <tr> <td>危機管理課</td> <td><u>9-561-9202</u></td> <td>FAX(市立病院 防災センター)</td> <td><u>9-628-9200</u></td> </tr> <tr> <td>消防本部指令課</td> <td><u>9-561-9306</u></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	設置場所	番号	設置場所	番号	災害対策本部室(研修室)	<u>9-561-9201</u>	市立病院 防災センター	<u>9-628-9201</u>	市庁舎3階フロア	<u>9-561-9209</u>	市立病院 病院総務課	<u>9-628-9202</u>	防災無線室	<u>9-561-9203</u>	FAX(危機管理課)	<u>9-561-9200</u>	守衛室	<u>9-561-9204</u>	FAX(消防本部指令課)	<u>9-561-9300</u>	危機管理課	<u>9-561-9202</u>	FAX(市立病院 防災センター)	<u>9-628-9200</u>	消防本部指令課	<u>9-561-9306</u>		
	設置場所等	番号	設置場所等	番号																																																										
	IP電話(危機管理課)	<u>2140</u>	閉域スマホ(指令課)	<u>3141</u>																																																										
	IP電話(災害対策準備室)	<u>2141</u>	閉域スマホ(市立病院)	<u>3932</u>																																																										
	IP電話(災害対策本部室(研修室))	<u>2142</u>	受令端末(危機管理課)	<u>4140</u>																																																										
	IP電話(守衛室)	<u>2143</u>	受令端末(指令課)	<u>4142</u>																																																										
	IP電話(防災無線室)	<u>2144</u>	受令端末(災害対策本部室)	<u>4146</u>																																																										
	IP電話(指令課)	<u>2145</u>	衛星電話(危機管理課)	<u>0145611</u>																																																										
	閉域スマホ(危機管理課)	<u>3140</u>																																																												
	設置場所	番号	設置場所	番号																																																										
災害対策本部室(研修室)	<u>9-561-9201</u>	市立病院 防災センター	<u>9-628-9201</u>																																																											
市庁舎3階フロア	<u>9-561-9209</u>	市立病院 病院総務課	<u>9-628-9202</u>																																																											
防災無線室	<u>9-561-9203</u>	FAX(危機管理課)	<u>9-561-9200</u>																																																											
守衛室	<u>9-561-9204</u>	FAX(消防本部指令課)	<u>9-561-9300</u>																																																											
危機管理課	<u>9-561-9202</u>	FAX(市立病院 防災センター)	<u>9-628-9200</u>																																																											
消防本部指令課	<u>9-561-9306</u>																																																													

	修正後	修正前											
①	7 略 第7節 災害広報 1 実施機関と広報内容	7 略 第7節 災害広報 1 実施機関と広報内容											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>広 報・報 道 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大 和 市</td> <td>           1 災害の状況に関すること            (1) 地震の規模            2 避難に関すること            (1) <u>高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保</u>             (2) 避難場所・避難生活施設            3～4 略         </td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	広 報・報 道 内 容	大 和 市	1 災害の状況に関すること (1) 地震の規模 2 避難に関すること (1) <u>高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保</u>  (2) 避難場所・避難生活施設 3～4 略	略	略	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>広 報・報 道 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大 和 市</td> <td>           1 災害の状況に関すること            (1) 地震の規模            2 避難に関すること            (1) <u>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)</u>            (2) 避難場所・避難生活施設            3～4 略         </td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	広 報・報 道 内 容	大 和 市	1 災害の状況に関すること (1) 地震の規模 2 避難に関すること (1) <u>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)</u> (2) 避難場所・避難生活施設 3～4 略	略
機 関 名	広 報・報 道 内 容												
大 和 市	1 災害の状況に関すること (1) 地震の規模 2 避難に関すること (1) <u>高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保</u>  (2) 避難場所・避難生活施設 3～4 略												
略	略												
機 関 名	広 報・報 道 内 容												
大 和 市	1 災害の状況に関すること (1) 地震の規模 2 避難に関すること (1) <u>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)</u> (2) 避難場所・避難生活施設 3～4 略												
略	略												
④	2 災害広報の伝達 (1) 防災行政無線 (2) 自動音声応答装置 (0120-112-933) (3) FMやまと (4) やまと PS メール <u>(5) ヤマト SOS 支援アプリ</u> (6) インターネット (市ホームページ及びヤフー株式会社との協定による Yahoo! サービス) <u>(7) Yahoo!緊急情報配信サービス</u>	2 災害広報の伝達 (1) 防災行政無線 (2) 自動音声応答装置 (0120-112-933) (3) FMやまと (4) やまと PS メール  (5) インターネット (市ホームページ及びヤフー株式会社との協定による Yahoo! サービス)											

	修正後	修正前
①	<p>(8) CATV (株式会社ジェイコム<u>湘南・神奈川</u>との協定による J:COM チャンネル)</p> <p>(9) 緊急速報メール</p> <p>(10) 大和市役所公式ツイッター</p> <p><u>(11) 大和市役所公式 LINE</u></p> <p><u>(12) 避難所等混雑状況表示システム (VACAN)</u></p> <p>(13) 広報車巡回</p> <p>(14) 大和市広報 PR ボード</p> <p>(15) 自主防災会広報班による地域内個別広報</p> <p>3～4 略</p> <p>第8節～第9節 略</p> <p>第10節 警備対策</p> <p>1 略</p> <p>2 (1)～(2) 略</p> <p>(3) <u>避難指示等</u></p> <p>(4)～(8) 略</p> <p>第11節 避難対策</p> <p>地震等の災害の発生に伴い、<u>地震火災や土砂災害等の二次災害</u>を被るおそれがある場合、被災者を安全な地域に一時避難させ、又は安全な施設に収容保護することにより、人命の安全を確保しなければならない。このような場合の避難誘導、<u>避難指示等</u>、<u>避難生活施設の開設等</u>について必要な事項を定める。これらの場合には、災害時の男女のニーズの違い等、双方の視点に十分配慮するように努める。</p>	<p>(6) CATV (株式会社ジェイコム<u>イースト</u>との協定による J:COM チャンネル)</p> <p>(7) 緊急速報メール</p> <p>(8) 大和市役所公式ツイッター</p> <p>(9) 広報車巡回</p> <p>(10) 大和市広報 PR ボード</p> <p>(11) 自主防災会広報班による地域内個別広報</p> <p>3～4 略</p> <p>第8節～第9節 略</p> <p>第10節 警備対策</p> <p>1 略</p> <p>2 (1)～(2) 略</p> <p>(3) <u>避難勧告等</u></p> <p>(4)～(8) 略</p> <p>第11節 避難対策</p> <p>地震等の災害の発生に伴い、<u>地震火災等の二次災害</u>を被るおそれがある場合、被災者を安全な地域に一時避難させ、又は安全な施設に収容保護することにより、人命の安全を確保しなければならない。このような場合の避難誘導、<u>避難勧告等</u>、<u>避難生活施設等の開設等</u>について必要な事項を定める。これらの場合には、災害時の男女のニーズの違い等、双方の視点に十分配慮するように努める。</p>

	修正後	修正前
<p>⑦ 1 市民の自主避難 市民は、周囲の状況等により避難が必要であると判断したときには、自主的に避難する。また、市は、平素から危険区域、避難場所、避難経路、避難の方法等を周知するとともに、市民が自主的な避難や緊急避難ができるよう指導する。</p> <p>2 略</p> <p>3 避難に関する措置</p> <p>① (1) <u>避難指示</u> <u>避難指示は、災害対策基本法第60条第1項に基づき、災害が発生し、又は発生のおそれがあり、市民の安全確保や災害拡大の防止等に必要があると認められる場合において、市長が発令する。なお、市長から要求があった場合や市長が避難等で指示することができない場合、関係法令に定められている指示の要件を満たしていると認められる場合においては、次表に掲げる関係機関も避難指示を発令することができる。</u> <u>(削除)</u></p>	<p>1 市民の自主避難 市民は、周囲の状況等により避難が必要であると判断したときには、自主的に避難し、その旨を市に連絡する。また、市は、平素から危険区域、避難場所、避難経路、避難の方法等を周知するとともに、市民が自主的な避難や緊急避難ができるよう指導する。</p> <p>2 略</p> <p>3 避難に関する措置</p> <p>(1) <u>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）</u> <u>災害から人命、身体を保護し、又は被害の拡大防止を図るため特に必要があると認められる場合に、市長等は、危険地域の居住者に対し、速やかに避難勧告等を行う。</u> <u>また、高齢者、障がい者、乳幼児などのうち、いわゆる避難行動要支援者に対しては、避難支援等関係者が避難支援を開始するのに十分な時間的余裕を与えるものとなるよう、早期に情報の伝達を行う体制を確保する。</u></p> <p>ア <u>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の性格</u> <u>(ア) 避難準備・高齢者等避難開始の性格</u> <u>避難準備・高齢者等避難開始とは、災害の拡大等により安全な避難地に避難しなくてはならない状況下において、特に避難行動に時間を要する避難行動要支援者の方々に、その行動に必要となる十分な時間的余裕を与えるものとなるよう、避難勧告よりも早い段階で発表する避難情報である。</u> <u>(イ) 避難勧告と避難指示（緊急）の性格</u> <u>避難勧告とは、その地域の居住者等を拘束するものではないが、居住</u></p>	

修正後	修正前																
<p>ア <u>避難指示等</u>を行う者 <u>(削除)</u> <u>(削除)</u></p> <p>災害対策基本法による<u>避難指示等</u>を行う者は、次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="159 778 1072 1262"> <tr> <td>市長</td> <td>市民の生命、身体に危険を及ぼすと認めるとき、第一義的に実施する。</td> </tr> <tr> <td>知事</td> <td>市長が<u>避難指示等</u>をすることができなくなったとき、市長に代わって実施する。</td> </tr> <tr> <td>警察官</td> <td>市長が<u>避難指示等</u>をすることができないと認めるとき、又は市長から要求があったとき実施し、人命若しくは身体に危険を及ぼすおそれがある場合、その場に居合わせた者に対して、職権で避難の措置を実施する。</td> </tr> <tr> <td>自衛官</td> <td>災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官は、危険な事態が生じ、警察官がその場にはいないときに実施する。</td> </tr> </table> <p>イ <u>避難指示等の判断</u> 市長は、次に掲げるような事象が発生し、避難の必要があると判断したときは、<u>避難指示</u>を発令する。なお、<u>避難のための立退き</u>を行うことがかえって</p>	市長	市民の生命、身体に危険を及ぼすと認めるとき、第一義的に実施する。	知事	市長が <u>避難指示等</u> をすることができなくなったとき、市長に代わって実施する。	警察官	市長が <u>避難指示等</u> をすることができないと認めるとき、又は市長から要求があったとき実施し、人命若しくは身体に危険を及ぼすおそれがある場合、その場に居合わせた者に対して、職権で避難の措置を実施する。	自衛官	災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官は、危険な事態が生じ、警察官がその場にはいないときに実施する。	<p><u>者等がその勧告を尊重することを期待して、避難のための立退きを勧め又は促す行為である。</u></p> <p><u>これに対し避難指示（緊急）とは、被害の危険は目の前に切迫している場合で、勧告よりも拘束力が強い。しかし、指示に従わないものに対しての強制は、時期的に早い段階で実施すべきものではない。</u></p> <p>イ <u>避難準備・高齢者等避難、災害対策基本法による避難勧告等</u>を行う者 (ア) 避難準備・高齢者等避難開始は、市長が発令する。 (イ) 避難勧告等を行う者</p> <p>災害対策基本法による<u>避難勧告等</u>を行う者は、次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="1176 778 2089 1262"> <tr> <td>市長</td> <td>市民の生命、身体に危険を及ぼすと認めるとき、第一義的に実施する。</td> </tr> <tr> <td>知事</td> <td>市長が<u>避難勧告等</u>をすることができなくなったとき、市長に代わって実施する。</td> </tr> <tr> <td>警察官</td> <td>市長が<u>避難勧告等</u>をすることができないと認めるとき、又は市長から要求があったとき実施し、人命若しくは身体に危険を及ぼすおそれがある場合、その場に居合わせた者に対して、職権で避難の措置を実施する。</td> </tr> <tr> <td>自衛官</td> <td>災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官は、危険な事態が生じ、警察官がその場にはいないときに実施する。</td> </tr> </table> <p>イ（新設）</p>	市長	市民の生命、身体に危険を及ぼすと認めるとき、第一義的に実施する。	知事	市長が <u>避難勧告等</u> をすることができなくなったとき、市長に代わって実施する。	警察官	市長が <u>避難勧告等</u> をすることができないと認めるとき、又は市長から要求があったとき実施し、人命若しくは身体に危険を及ぼすおそれがある場合、その場に居合わせた者に対して、職権で避難の措置を実施する。	自衛官	災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官は、危険な事態が生じ、警察官がその場にはいないときに実施する。
市長	市民の生命、身体に危険を及ぼすと認めるとき、第一義的に実施する。																
知事	市長が <u>避難指示等</u> をすることができなくなったとき、市長に代わって実施する。																
警察官	市長が <u>避難指示等</u> をすることができないと認めるとき、又は市長から要求があったとき実施し、人命若しくは身体に危険を及ぼすおそれがある場合、その場に居合わせた者に対して、職権で避難の措置を実施する。																
自衛官	災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官は、危険な事態が生じ、警察官がその場にはいないときに実施する。																
市長	市民の生命、身体に危険を及ぼすと認めるとき、第一義的に実施する。																
知事	市長が <u>避難勧告等</u> をすることができなくなったとき、市長に代わって実施する。																
警察官	市長が <u>避難勧告等</u> をすることができないと認めるとき、又は市長から要求があったとき実施し、人命若しくは身体に危険を及ぼすおそれがある場合、その場に居合わせた者に対して、職権で避難の措置を実施する。																
自衛官	災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官は、危険な事態が生じ、警察官がその場にはいないときに実施する。																

修正後	修正前						
<p><u>危険であり、かつ事態に照らし緊急を要すると認めるときは、緊急安全確保を発令するものとする。</u></p> <p><u>また、避難指示の解除に当たっては、十分に安全の確認に努めた上で行うこととする。</u></p> <table border="1" data-bbox="159 475 1149 667"> <thead> <tr> <th data-bbox="159 475 264 523"></th> <th data-bbox="264 475 734 523">発令時の状況</th> <th data-bbox="734 475 1149 523">市民に求める行動</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="159 523 264 667">避難指示</td> <td data-bbox="264 523 734 667">・前兆現象の発生や、災害の切迫した状況から、人的災害の発生する可能性が明らかに高まった状況</td> <td data-bbox="734 523 1149 667">・避難場所等への避難行動を開始する。</td> </tr> </tbody> </table> <p>ウ <u>避難指示等の内容</u></p> <p>災害対策基本法による<u>避難指示等</u>を実施する者は、次の内容を明示して行う。</p> <p><u>(ア) 避難する理由</u></p> <p><u>(イ) 避難対象地域</u></p> <p><u>(ウ) 避難先</u></p> <p><u>(エ) その他必要な事項</u></p> <p>エ <u>避難措置の報告</u></p> <p><u>避難指示等</u>を行った者は、次により必要な事項を報告又は連絡する。</p> <p>(ア) 市長の措置</p> <div data-bbox="208 1230 994 1366"> <pre> graph LR     Mayor[市長] --&gt; Prefectural[知事 (危機管理防災課)]     Mayor --&gt; Police[警察署長]         </pre> </div>		発令時の状況	市民に求める行動	避難指示	・前兆現象の発生や、災害の切迫した状況から、人的災害の発生する可能性が明らかに高まった状況	・避難場所等への避難行動を開始する。	<p>ウ <u>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告等の内容</u></p> <p><u>市長の避難準備・高齢者等避難開始、災害対策基本法による避難勧告等</u>を実施する者は、次の内容を明示して行う。</p> <p><u>(ア) 避難対象地域</u></p> <p><u>(イ) 避難先</u></p> <p><u>(ウ) 避難経路</u></p> <p><u>(エ) 避難の理由</u></p> <p><u>(オ) その他必要な事項</u></p> <p>エ <u>避難措置の報告</u></p> <p><u>避難勧告等</u>を行った者は、次により必要な事項を報告又は連絡する。</p> <p>(ア) 市長の措置</p> <div data-bbox="1290 1217 2029 1353"> <pre> graph LR     Mayor[市長] --&gt; Prefectural[知事 (災害対策課)]     Mayor --&gt; Police[警察署長]         </pre> </div>
	発令時の状況	市民に求める行動					
避難指示	・前兆現象の発生や、災害の切迫した状況から、人的災害の発生する可能性が明らかに高まった状況	・避難場所等への避難行動を開始する。					

	修正後	修正前
①	<p>(イ) 警察官の措置</p> <p>a 略</p> <pre> graph LR     A[警察官] --&gt; B[警察署長]     B --&gt; C[市長]     C --&gt; D[知事(危機管理防災課)]           </pre> <p>b 警察官職務執行法に基づく措置</p> <pre> graph LR     A[警察官] --&gt; B[警察署長]     B --&gt; C[県警察本部]     C --&gt; D[県公安委員会]     B -.-&gt; E[市長]     E -.-&gt; F[知事(危機管理防災課)]     E --- G[状況に応じ]           </pre> <p>(ウ) 自衛官の措置</p> <pre> graph LR     A[自衛官] --&gt; B[市長]     B --&gt; C[知事(危機管理防災課)]           </pre>	<p>(イ) 警察官の措置</p> <p>a 略</p> <pre> graph LR     A[警察官] --&gt; B[警察署長]     B --&gt; C[市長]     C --&gt; D[知事(災害対策課)]           </pre> <p>b 警察官職務執行法に基づく措置</p> <pre> graph LR     A[警察官] --&gt; B[警察署長]     B --&gt; C[県警察本部]     C --&gt; D[県公安委員会]     B -.-&gt; E[市長]     E -.-&gt; F[知事(災害対策課)]           </pre> <p>(ウ) 自衛官の措置</p> <pre> graph LR     A[自衛官] --&gt; B[市長]     B --&gt; C[知事(災害対策課)]           </pre>
	<p>(2) 避難の解除</p> <p>災害対策基本法第60条 一抄一</p> <p>1 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、(略)市町村長は、(略)避難のための<u>立退き</u>を指示することができる。</p> <p>5 市町村長は、避難の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公示しなければならない。</p>	<p>(2) 避難の解除</p> <p>災害対策基本法第60条 一抄一</p> <p>1 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、(略)市町村長は、(略)避難のための<u>立ち退き</u>を<u>勧告し</u>、(略)<u>立ち退き</u>を指示することができる。</p> <p>5 市町村長は、避難の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公示しなければならない。</p>

修正後					修正前				
(3) 法令による避難措置					(3) 法令による避難措置				
項目	災害対策基本法第60条	地すべり等防 止法第25条	水防法第29 条	警察官職務執 行法第4条	項目	災害対策基本 法 第60条	地すべり等防 止法第25条	水防法第29 条	警察官職務執 行法第4条
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
指示内容 等	避難のための 立ち退きの指 示	立ち退くべき ことを指示	立ち退くべ きことを指 示	避難の措置	指示内容 等	避難のための 立ち退きの勸 告、指示	立ち退くべき ことを指示	立ち退くべ きことを指 示	避難の措置
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
4 避難誘導					4 避難計画				
市は、延焼火災の拡大等の危険が切迫したときは、消防、警察、自主防災組織等の協力を得て、住民が迅速かつ安全に避難できるよう、組織的な避難誘導に努める。					(新設)				
(1) 市は、延焼火災等により避難指示を発令したときは、災害状況等を情報発信し、防災関係機関等の協力を得て、避難誘導する。					(1) (新設)				
(2) 要配慮者に対する避難誘導は、地域住民及び自主防災組織等の協力を得て、広域避難場所等へ迅速かつ安全に誘導する。					(2) (新設)				
(3) 学校、病院、工場、福祉施設等の管理者は、避難計画に基づき、児童、生					(3) (新設)				



修正後	修正前									
<p><u>徒、入院患者、従業員、施設利用者等を迅速かつ安全に誘導する。</u></p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>(1) <u>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）を行う状況</u></p> <p><u>本市の場合には、地理的な関係から実際に避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）を行う場合及び状況は、おおむね次の場合と考えられる。</u></p> <p><u>ア 火災が拡大し、又は拡大するおそれのあるとき</u></p> <p><u>イ 大地震の発生により建築物が大きな被害を受け、居住を継続することが危険なとき</u></p> <table border="1" data-bbox="1189 635 2152 1404"> <thead> <tr> <th data-bbox="1189 635 1339 683"></th> <th data-bbox="1339 635 1751 683">発令時の状況</th> <th data-bbox="1751 635 2152 683">市民に求める行動</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1189 683 1339 1209"> <p><u>避難準備・高齢者等避難開始</u></p> </td> <td data-bbox="1339 683 1751 1209"> <p><u>・避難行動に時間を要する避難行動要支援者が、その行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況</u></p> </td> <td data-bbox="1751 683 2152 1209"> <p><u>・避難行動に時間を要する避難行動要支援者は、計画された避難場所への避難行動を開始する。</u></p> <p><u>・避難行動要支援者の避難支援等関係者は、当該避難行動要支援者への支援行動を行う。</u></p> <p><u>・上記以外の者は、災害情報に注意するとともに、家族等との連絡、非常持出品の用意等、避難準備を開始する。</u></p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1189 1209 1339 1404"> <p><u>避難勧告</u></p> </td> <td data-bbox="1339 1209 1751 1404"> <p><u>・通常の避難行動をできる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らか</u></p> </td> <td data-bbox="1751 1209 2152 1404"> <p><u>・通常の避難行動をできる者は、指定された避難場所等への避難行動を開始する。</u></p> </td> </tr> </tbody> </table>		発令時の状況	市民に求める行動	<p><u>避難準備・高齢者等避難開始</u></p>	<p><u>・避難行動に時間を要する避難行動要支援者が、その行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況</u></p>	<p><u>・避難行動に時間を要する避難行動要支援者は、計画された避難場所への避難行動を開始する。</u></p> <p><u>・避難行動要支援者の避難支援等関係者は、当該避難行動要支援者への支援行動を行う。</u></p> <p><u>・上記以外の者は、災害情報に注意するとともに、家族等との連絡、非常持出品の用意等、避難準備を開始する。</u></p>	<p><u>避難勧告</u></p>	<p><u>・通常の避難行動をできる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らか</u></p>	<p><u>・通常の避難行動をできる者は、指定された避難場所等への避難行動を開始する。</u></p>
	発令時の状況	市民に求める行動								
<p><u>避難準備・高齢者等避難開始</u></p>	<p><u>・避難行動に時間を要する避難行動要支援者が、その行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況</u></p>	<p><u>・避難行動に時間を要する避難行動要支援者は、計画された避難場所への避難行動を開始する。</u></p> <p><u>・避難行動要支援者の避難支援等関係者は、当該避難行動要支援者への支援行動を行う。</u></p> <p><u>・上記以外の者は、災害情報に注意するとともに、家族等との連絡、非常持出品の用意等、避難準備を開始する。</u></p>								
<p><u>避難勧告</u></p>	<p><u>・通常の避難行動をできる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らか</u></p>	<p><u>・通常の避難行動をできる者は、指定された避難場所等への避難行動を開始する。</u></p>								



修正後	修正前
	<p><u>できるよう避難先への誘導に努める。</u></p> <p><u>ア 避難経路</u></p> <p><u>避難経路は、市長から特定の指示がなされた場合にはその経路とし、特段の指示がなされないときは誘導者が指定する。</u></p> <p><u>避難経路の指定に際しては、火災、落下物、危険物、パニックの危険のない経路を選定</u></p> <p><u>し、また、可能な限り指示者が経路を実際に確認する。</u></p> <p><u>避難路に重大な障害があり容易に取り除くことができないときは、災害対策本部に対して避難路の確保（道路の啓開等）を要請する。</u></p> <p><u>イ 避難誘導の実施者</u></p> <p><u>避難誘導は、市職員、警察官、消防職員、消防団員及び自主防災会が連携して実施する。</u></p> <p><u>なお、誘導に当たっては、妊産婦、傷病者、障がい者、高齢者、幼児等の要配慮者を優先させる。</u></p> <p><u>ウ 避難者の誘導先</u></p> <p><u>避難者をどこへ誘導するかは、その災害の形態、避難の理由により異なるが、おおむね次のとおりである。</u></p> <p><u>(ア) 大規模な市街地火災のとき（緊急避難・収容避難）</u></p> <p><u>必要に応じて一時避難場所に避難するか、直接広域避難場所へ誘導する。臨時に一時避難場所に集合した場合においても、なるべく早い時点で広域避難場所へ移動する。</u></p> <p><u>火災がおさまり安全が確認されたら、避難勧告等を解除し、生活の拠点を失った者を避難所に誘導する。</u></p>

修正後	修正前
<p><u>(削除)</u></p>	<p><u>(イ) 建物が被害を受けたとき (収容避難)</u>  <u>緊急を要するときは、とりあえず屋外へ誘導し、後に避難所へ誘導する。</u></p> <p><u>(6) 避難地 (施設) 等の整備に関する事項</u></p> <p><u>ア 収容施設</u></p> <p><u>(ア) 施設管理者との協議による整備等</u>  <u>市は避難場所となる用地及び施設の管理者と協議し、当該施設の整備及び災害時の運用方法等について理解を求める。</u></p> <p><u>(イ) 地下水源の確保</u>  <u>周辺の井戸水の所在を把握するとともに、定期的な水質検査を実施し所有者と災害時の協力について調整を図る。また、避難生活施設の一部に整備した井戸も活用する。</u></p> <p><u>(ウ) 安全誘導の確保</u>  <u>広域避難場所に至る主要道路等には標識柱及び電柱案内板を、広域避難場所の入り口付近には現地案内板を、また、各公共施設にも案内板を設置し、安全誘導の確保を図っていく。避難生活施設となる施設には、災害時に避難所として利用することを示した案内表示板を設置し、太陽光発電による照明の整備に努める。</u></p> <p><u>イ 情報伝達施設</u></p> <p><u>(ア) 情報連絡体制の整備</u>  <u>市は各避難場所に情報を提供できる体制の整備を図るとともに、避難生活施設に MCA 無線の設置、防災情報システムの整備、その他情報連絡体制を確保し、避難者の万全な安全管理を期する。また、関係機関</u></p>

修正後	修正前
<p><u>(削除)</u></p> <p>5 避難生活施設等の開設 市長は、被災者に対する救援措置を行うため、必要に応じて避難生活施設等 を開設する。</p>	<p><u>に災害時における臨時公衆電話等の回線の確保、整備を図るための協 力を求めていく。</u></p> <p><u>ウ 医療救護施設</u> <u>アの収容施設に準ずる。</u></p> <p><u>(7) 避難の心得、知識の普及啓発に関する事項</u></p> <p><u>ア 地域の避難場所までのルート確認及び家族との連絡方法を確認する。</u></p> <p><u>イ 正しい防災情報を得る手段・方法を確認しておく。</u></p> <p><u>ウ がけ崩れの起こりやすい所を把握しておく。</u></p> <p><u>エ 住所・氏名・生年月日・血液型等が記載された本人確認書類を携行する。</u></p> <p><u>オ 飲料水、食料、ハンカチ、ティッシュ、着替え、肌着、ラジオ、懐中電 灯等を携帯する。ただし持出品は最小限にする。</u></p> <p><u>カ 避難は徒歩でする。</u></p> <p><u>キ 服装は軽装で素足をさけ、帽子、手袋等を着用し、雨具や防寒衣を携行 する。</u></p> <p><u>ク 貴重品以外の品物は持ち出さない。</u></p> <p><u>ケ 日常用意できる品物は、非常用袋に入れておく。</u></p> <p><u>コ 家族との連絡方法を決めておく。</u></p> <p><u>サ 隣近所へ声かけをする。</u></p> <p><u>シ 一時避難場所に集合し、住民同士の安否の確認と情報の収集、救助活動 の準備を行う。</u></p> <p>5 避難生活施設等の開設 市長は、被災者に対する救援措置を行うため、必要に応じて避難生活施設等 を開設する。</p>

	修正後	修正前
⑦	<p>(1) 開設の方法等</p> <p>避難生活施設は、あらかじめ指定した避難生活施設等（以下「指定避難所」という）のうちから、災害対策本部長が災害の状況及び規模を勘案して、安全適切な場所を選定のうえ担当部に開設させる。</p> <p>ただし、緊急を要する場合で、災害対策本部による選定の猶予がないときは、担当部の判断により避難生活施設等を開設することができるものとするが、判断を下した担当部等は、施設及び周囲の安全に十分配慮して決定する。</p> <p>なお、<u>福祉避難所</u>となる市の施設の施設管理者である指定管理者は、施設管理に関する契約・協定等に避難所運営等に関する特別の定めがある場合は、その定めるところにより行う。</p> <p>(2) ～ (4) 略</p> <p>(5) 避難生活施設等内の区画の設定</p>	<p>(1) 開設の方法等</p> <p>避難生活施設は、あらかじめ指定した避難生活施設等（以下「指定避難所」という）のうちから、災害対策本部長が災害の状況及び規模を勘案して、安全適切な場所を選定のうえ担当部に開設させる。</p> <p>ただし、緊急を要する場合で、災害対策本部による選定の猶予がないときは、担当部の判断により避難生活施設等を開設することができるものとするが、判断を下した担当部等は、施設及び周囲の安全に十分配慮して決定する。</p> <p>なお、<u>特定指定避難所</u>となる市の施設の施設管理者である指定管理者は、施設管理に関する契約・協定等に避難所運営等に関する特別の定めがある場合は、その定めるところにより行う。</p> <p>(2) ～ (4) 略</p> <p>(5) 避難生活施設等内の区画の設定</p>
④	<p>ア 屋内避難生活</p> <p>(ア)、(イ) 略</p> <p>(ウ) 避難者を収容するに当たっては、<u>発熱や咳などの症状がある体調不良者とそうでない者、要配慮者の有無、地域割り等を考慮するとともに、プライバシーの確保に配慮しながら適切に動線、区画を設定する。</u></p> <p>(エ) <u>新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、十分な避難スペースを確保する。</u></p> <p>(オ) ～ (カ) 略</p> <p>イ 略</p> <p>6 避難生活施設等の運営</p> <p>(1) 避難所従事者の職務内容</p>	<p>ア 屋内避難生活</p> <p>(ア)、(イ) 略</p> <p>(ウ) 避難者を収容するに当たっては、<u>要配慮者の有無、地域割り等を考慮するとともに、プライバシーの確保に配慮しながら適切に区画を設定する。</u></p> <p>(エ) (新設)</p> <p>(オ) ～ (カ) 略</p> <p>イ 略</p> <p>6 避難生活施設等の運営</p> <p>(1) 避難所従事者の職務内容</p>

修正後	修正前
<p>ア 避難者の<u>把握</u>に努める。なお、避難所収容台帳（様式1）を作成し、直ちに災害対策本部に提出する。</p> <p>イ～ウ 略</p> <p>エ <u>新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等のため、避難者の健康管理や避難生活施設内の衛生管理に特に留意し、必要な措置を講じるときは、所属長の指示を仰ぐ。</u></p> <p>オ～ク 略</p> <p>ケ 避難生活施設の運営に当たっては、努めて融和を図り、避難者の精神的負担を和らげるようにする。<u>また、要配慮者や性的マイノリティの方へのケア、避難者のプライバシーの確保、男女のニーズの違い等、多様な視点が反映できるようにする。</u></p> <p>コ 略</p> <p>(2)、(3) 略</p> <p>7 <u>避難所外避難者</u></p> <p>(1) 状況の把握</p> <p><u>被災者は、避難生活施設だけではなく、在宅での避難や空き地、子供広場や民間（事業所を含む）の厚意により開放された建物内に避難することが予想される。市災害対策本部は、このような避難所外避難者への避難状況について、情報収集に努める。</u></p> <p>(2) 対策</p> <p>市災害対策本部は、<u>避難所外避難者</u>についても、避難生活施設と同様に避難住民の名簿を作成し、必要な物資や支援が行き届くよう配慮する。その際には、<u>避難生活施設を支援拠点とし、住民からの協力を得て、一体的</u></p>	<p>ア 避難者の<u>掌握</u>に努める。なお、避難所収容台帳（様式1）を作成し、直ちに災害対策本部に提出する。</p> <p>イ～ウ 略</p> <p>エ 避難生活施設内の衛生管理に特に留意し、必要な措置を講じるときは、所属長の指示を仰ぐ。</p> <p>オ～ク 略</p> <p>ケ 避難生活施設の運営に当たっては、努めて融和を図り、避難者の精神的負担を和らげるようにする。</p> <p>コ 略</p> <p>(2)、(3) 略</p> <p>7 <u>私設避難所</u></p> <p>(1) 状況の把握</p> <p><u>被災者が、空き地、子供広場や民間（事業所を含む）の厚意により開放された建物内に避難することが予想される。市災害対策本部は、このような私設避難場所への避難状況について、情報収集に努める。</u></p> <p>(2) 対策</p> <p>市災害対策本部は、<u>私設避難所</u>についても、避難生活施設と同様に避難住民の名簿を作成し、必要な物資や支援が行き届くよう配慮する。その際には、<u>当該避難住民から協力を得て、代表者を選任させるなど、運営体制</u></p>

	修正前
<p style="text-align: center;">修正後</p> <p>な運営となるよう努める。また、情報伝達には、身近な情報入手手段として、大和市広報 PR ボードを積極的に活用する。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>8 帰宅困難者への対応</p> <p>(1) 略</p> <p>第12節 交通対策</p> <p>1～4 略</p> <p>⑦ 5 緊急通行車両の確認手続</p> <p>災害応急対策の従事者及び緊急物資輸送車両等については、県知事又は県公安委員会が交付する<u>標章</u>及び緊急通行車両確認証明書により、通行禁止又は制限の対象外とする。</p> <p>① (1) 緊急通行車両（確認対象車両）</p> <p>ア 警報の発令及び伝達並びに避難の<u>指示</u></p> <p>イ～ケ 略</p> <p>⑦ (2) 緊急通行車両の確認</p> <p>災害対策基本法第76条第1項に規定する緊急通行車両であることの確認並びに同法施行令第33条に規定する<u>標章</u>及び確認証明書の交付事務手続は、県公安委員会（神奈川県警察本部交通規制課、第一交通機動隊、第二交通機動隊、高速道路交通警察隊、各警察署及び交通検問所）で行う。</p> <p style="text-align: center;">【緊急通行車両の<u>標章</u>】</p>	<p style="text-align: center;">修正前</p> <p>を組織するように努める。また、情報伝達には、身近な情報入手手段として、大和市広報 PR ボードを積極的に活用する。</p> <p>8 避難路の通行確保と避難の誘導</p> <p><u>市長は、あらかじめ想定した避難路の安全確認を行うとともに、被災者が迅速かつ安全に避難できるよう、消防職員、警察官、その他の避難措置の実施者と相互に連携し、避難先への誘導に努める。</u></p> <p>9 帰宅困難者への対応</p> <p>(1) 略</p> <p>第12節 交通対策</p> <p>1～4 略</p> <p>5 緊急通行車両の確認手続</p> <p>災害応急対策の従事者及び緊急物資輸送車両等については、県知事又は県公安委員会が交付する<u>確認標章</u>及び緊急通行車両確認証明書により、通行禁止又は制限の対象外とする。</p> <p>(1) 緊急通行車両（確認対象車両）</p> <p>ア 警報の発令及び伝達並びに避難の<u>勧告、指示</u></p> <p>イ～ケ 略</p> <p>(2) 緊急通行車両の確認</p> <p>災害対策基本法第76条第1項に規定する緊急通行車両であることの確認並びに同法施行令第33条に規定する<u>確認標章</u>及び確認証明書の交付事務手続は、県公安委員会（神奈川県警察本部交通規制課、第一交通機動隊、第二交通機動隊、高速道路交通警察隊、各警察署及び交通検問所）で行う。</p> <p style="text-align: center;">【緊急通行車両の<u>確認標章</u>】</p>



修正後	修正前
<p style="text-align: center;">図 略</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分は白色、地は銀色とする。</li> <li>2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施す。</li> <li>3 図示の長さの単位はセンチメートルとする。</li> </ol>	<p style="text-align: center;">図 略</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分は白色、地は銀色とする。</li> <li>2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施す。</li> <li>3 図示の長さの単位はセンチメートルとする。</li> </ol>

修正後	修正前																																																												
<p>【緊急通行車両確認証明書】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">第 号</td> <td style="text-align: right;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">緊急通行車両確認証明書</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: right;">知 事 印 公安委員会 印</td> </tr> <tr> <td style="width: 20%;">番号標に表示 されている番号</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>車両の用途（緊急 輸送を行う車両に あっては、輸送人 員又は品名）</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">使用者</td> <td>住 所</td> <td style="text-align: center;">(   ) 局 番</td> </tr> <tr> <td>氏 名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>通 行 日 時</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">通 行 経 路</td> <td style="text-align: center;">出 発 地</td> <td style="text-align: center;">目 的 地</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>備 考</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table> <p>用紙は、日本工業規格 A5 とする。</p>	第 号		年 月 日	緊急通行車両確認証明書			知 事 印 公安委員会 印			番号標に表示 されている番号			車両の用途（緊急 輸送を行う車両に あっては、輸送人 員又は品名）			使用者	住 所	(   ) 局 番	氏 名		通 行 日 時			通 行 経 路	出 発 地	目 的 地			備 考			<p>【緊急通行車両確認証明書】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">第 号</td> <td style="text-align: right;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">緊急通行車両確認証明書</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: right;">知 事 公安委員会</td> </tr> <tr> <td style="width: 20%;">番号標に表示 されている番号</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>輸 送 人 員 又 は 品 名</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>日 時</td> <td>住 所 氏 名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>輸 送 日 時</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">輸 送 経 路</td> <td style="text-align: center;">出 発 地</td> <td style="text-align: center;">経 由 地</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">目 的 地</td> </tr> <tr> <td>備 考</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table> <p>用紙は、日本工業規格 A5 とする。</p>	第 号		年 月 日	緊急通行車両確認証明書			知 事 公安委員会			番号標に表示 されている番号			輸 送 人 員 又 は 品 名			日 時	住 所 氏 名		輸 送 日 時			輸 送 経 路	出 発 地	経 由 地		目 的 地	備 考		
第 号		年 月 日																																																											
緊急通行車両確認証明書																																																													
知 事 印 公安委員会 印																																																													
番号標に表示 されている番号																																																													
車両の用途（緊急 輸送を行う車両に あっては、輸送人 員又は品名）																																																													
使用者	住 所	(   ) 局 番																																																											
	氏 名																																																												
通 行 日 時																																																													
通 行 経 路	出 発 地	目 的 地																																																											
備 考																																																													
第 号		年 月 日																																																											
緊急通行車両確認証明書																																																													
知 事 公安委員会																																																													
番号標に表示 されている番号																																																													
輸 送 人 員 又 は 品 名																																																													
日 時	住 所 氏 名																																																												
輸 送 日 時																																																													
輸 送 経 路	出 発 地	経 由 地																																																											
		目 的 地																																																											
備 考																																																													

	修正後	修正前
	<p>第13節 緊急輸送対策</p> <p>1 略</p> <p>2 ヘリコプター臨時離着陸場の開設</p> <p>(1) ヘリコプター臨時離着陸場の種類</p> <p>ア 略</p> <p>④ イ 大和市指定ヘリ離着陸場・・<u>草柳小学校グラウンド</u> 大和中学校グラウンド</p> <p>(2)、(3) 略</p> <p>3 輸送力の確保</p> <p>(1) 輸送力の確保</p> <p>ア～イ 略</p> <p>⑤ ウ 鉄道機関への協力要請</p> <p>災害対策輸送の実施につき必要があるときは、小田急電鉄(株)、相模鉄道(株)、<u>東急電鉄(株)</u>に協力を求める。</p> <p>エ 略</p> <p>(2) 略</p> <p>4 略</p> <p>⑦ 5 緊急通行(輸送)車両の確認</p> <p>(1) あらかじめ緊急通行(輸送)車両の事前届出により「<u>緊急通行車両等事前届出済証</u>」の交付及び確認証明書の事前の交付を受けている市所有車両について、大和警察署(若しくは県警察本部、交通部三隊、<u>県危機管理防災課</u>、交通検問所においても受けることができる。)に緊急通行(輸送)車両の確認申請を行い、災害対策基本法施行規則第6条に規定する<u>標章</u>の交付を受け、車両に配置する。</p>	<p>第13節 緊急輸送対策</p> <p>1 略</p> <p>2 ヘリコプター臨時離着陸場の開設</p> <p>(1) ヘリコプター臨時離着陸場の種類</p> <p>ア 略</p> <p>イ 大和市指定ヘリ離着陸場・・<u>大和学園聖セシリア女子短期大学グラウンド</u> 大和中学校グラウンド</p> <p>(2)、(3) 略</p> <p>3 輸送力の確保</p> <p>(1) 輸送力の確保</p> <p>ア～イ 略</p> <p>ウ 鉄道機関への協力要請</p> <p>災害対策輸送の実施につき必要があるときは、小田急電鉄(株)、相模鉄道(株)、<u>東京急行電鉄(株)</u>に協力を求める。</p> <p>エ 略</p> <p>(2) 略</p> <p>4 略</p> <p>5 緊急通行(輸送)車両の確認</p> <p>(1) あらかじめ緊急通行(輸送)車両の事前届出により「<u>事前届出済証</u>」の交付及び確認証明書の事前の交付を受けている市所有車両について、大和警察署(若しくは県警察本部、交通部三隊、<u>県災害対策課</u>、<u>各地域県政総合センター</u>、交通検問所においても受けることができる。)に緊急通行(輸送)車両の確認申請を行い、災害対策基本法施行規則第6条に規定する<u>確認標章</u>の交付を受け、車両に配置す</p>

	修正後	修正前
⑤	<p>(2) 略</p> <p>6 略</p> <p>第14節 医療及び助産対策</p> <p>1 医療救護対策</p> <p>(注)： 後方医療施設とは、災害時の負傷者の受け入れ、救護班の派遣など医療救護活動の中心的役割を担う施設であり、県は災害拠点病院として<u>35</u>箇所を指定している。そのうち県央医療圏では、大和市立病院と厚木市立病院が災害拠点病院に指定されている。</p> <p>(1) 初動医療体制</p> <p>ア、イ 略</p> <p>ウ 医療救護班の編成</p> <p>(ア) 救護所班の編成 <u>11</u>班体制</p> <p>(イ) 略</p> <p>エ～キ 略</p> <p>(2)～(3) 略</p> <p>2 略</p> <p>第15節 行方不明者の捜索及び遺体の収容、対策、埋・火葬</p> <p>1 略</p> <p>2 遺体対策</p> <p>(1) 遺体対策方法</p> <p>ア～ウ 略</p>	<p>る。</p> <p>(2) 略</p> <p>6 略</p> <p>第14節 医療及び助産対策</p> <p>1 医療救護対策</p> <p>(注)： 後方医療施設とは、災害時の負傷者の受け入れ、救護班の派遣など医療救護活動の中心的役割を担う施設であり、県は災害拠点病院として<u>33</u>箇所を指定している。そのうち県央医療圏では、大和市立病院と厚木市立病院が災害拠点病院に指定されている。</p> <p>(1) 初動医療体制</p> <p>ア、イ 略</p> <p>ウ 医療救護班の編成</p> <p>(ア) 救護所班の編成 <u>10</u>班体制</p> <p>(イ) 略</p> <p>エ～キ 略</p> <p>(2)～(3) 略</p> <p>2 略</p> <p>第15節 行方不明者の捜索及び遺体の収容、対策、埋・火葬</p> <p>1 略</p> <p>2 遺体対策</p> <p>(1) 遺体対策方法</p> <p>ア～ウ 略</p>
⑥	<p>エ 検案</p>	<p>エ 検案</p>

修正後	修正前
<p>遺体の検案は、法医学専門医、警察協力医、医療救護班又は応援協力により出動した医師が行う。また、検案後、市は必要に応じ遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理を行う。</p> <p>オ～ケ 略</p> <p>(2) 略</p> <p>3 略</p> <p>第16節 応急給水対策</p> <p>1～4 略</p> <p>5 応急給水活動</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 水源の確保</p> <p>応急給水に必要な水は、<u>以下により</u>確保する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>県営水道の災害用指定配水池</u></li> <li>・<u>非常用飲料水兼用貯水槽（100m<sup>3</sup>）</u></li> <li>・<u>公共施設受水槽</u></li> <li>・<u>学校プール、井戸水</u></li> <li>・<u>井戸水（個人保有井戸など）</u></li> </ul> <p>なお、乳児用としてはペットボトルを配備する。</p> <p>ア～カ 略</p> <p>(3)～(4) 略</p> <p>第17節 食料供給対策</p> <p>1 略</p>	<p>遺体の検案は、<u>監察医</u>、法医学専門医、警察協力医、医療救護班又は応援協力により出動した医師が行う。また、検案後、市は必要に応じ遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理を行う。</p> <p>オ～ケ 略</p> <p>(2) 略</p> <p>3 略</p> <p>第16節 応急給水対策</p> <p>1～4 略</p> <p>5 応急給水活動</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 水源の確保</p> <p>応急給水に必要な水は、<u>次の順序により</u>確保する。</p> <p><u>第1順位</u> 県営水道の災害用指定配水池</p> <p><u>第2順位</u> 非常用飲料水兼用貯水槽（100m<sup>3</sup>）</p> <p><u>第3順位</u> 公共施設受水槽</p> <p><u>第4順位</u> 学校プール、井戸水</p> <p><u>第5順位</u> 井戸水（個人保有井戸など）</p> <p>なお、乳児用としてはペットボトルを配備する。</p> <p>ア～カ 略</p> <p>(3)～(4) 略</p> <p>第17節 食料供給対策</p> <p>1 略</p>

	修正後	修正前																			
⑦	2 給食能力の把握 (1) 略 (2) 市備蓄・業者調達可能量の把握 【市が備蓄する食料】 <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th>品 目</th> <th>備 蓄 場 所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>パン</u></td> <td rowspan="2">各避難生活施設の備蓄倉庫</td> </tr> <tr> <td><u>ごはん・おかゆ</u></td> </tr> </tbody> </table>	品 目	備 蓄 場 所	<u>パン</u>	各避難生活施設の備蓄倉庫	<u>ごはん・おかゆ</u>	2 給食能力の把握 (1) 略 (2) 市備蓄・業者調達可能量の把握 【市が備蓄する食料】 <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th>品 目</th> <th>備 蓄 場 所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>パン缶</u></td> <td rowspan="2">各避難生活施設の備蓄倉庫</td> </tr> <tr> <td><u>アルファ米・おかゆ</u></td> </tr> </tbody> </table>	品 目	備 蓄 場 所	<u>パン缶</u>	各避難生活施設の備蓄倉庫	<u>アルファ米・おかゆ</u>									
	品 目	備 蓄 場 所																			
<u>パン</u>	各避難生活施設の備蓄倉庫																				
<u>ごはん・おかゆ</u>																					
品 目	備 蓄 場 所																				
<u>パン缶</u>	各避難生活施設の備蓄倉庫																				
<u>アルファ米・おかゆ</u>																					
	(削除) ※資料編に協定一覧あり	【食料・米穀等を取り扱う業者】 <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>名 称</th> <th>所 在 地</th> <th>電話番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>食料</td> <td><u>株式会社ゼンショ</u> 二</td> <td><u>東京都港区港南二丁目</u> <u>18番1号</u></td> <td><u>03-6833-1600</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">米穀</td> <td><u>北相米穀株式会社</u></td> <td><u>相模原市中央区清新六丁</u> <u>目15番13号</u></td> <td><u>042-772-7311</u></td> </tr> <tr> <td><u>木徳神糧株式会社</u></td> <td><u>東京都千代田区神田小川</u> <u>町二丁目8号</u></td> <td><u>03-3233-5121</u></td> </tr> <tr> <td>食料 ・ 米</td> <td><u>生活協同組合コー</u> <u>プかながわ</u> <u>生活協同組合連合</u> <u>会ユーコープ</u> <u>事業連合</u></td> <td><u>横浜市港北区新横浜二丁</u> <u>目5番11号</u></td> <td><u>045-472-7911</u> <u>045-472-0011</u></td> </tr> </tbody> </table>		名 称	所 在 地	電話番号	食料	<u>株式会社ゼンショ</u> 二	<u>東京都港区港南二丁目</u> <u>18番1号</u>	<u>03-6833-1600</u>	米穀	<u>北相米穀株式会社</u>	<u>相模原市中央区清新六丁</u> <u>目15番13号</u>	<u>042-772-7311</u>	<u>木徳神糧株式会社</u>	<u>東京都千代田区神田小川</u> <u>町二丁目8号</u>	<u>03-3233-5121</u>	食料 ・ 米	<u>生活協同組合コー</u> <u>プかながわ</u> <u>生活協同組合連合</u> <u>会ユーコープ</u> <u>事業連合</u>	<u>横浜市港北区新横浜二丁</u> <u>目5番11号</u>	<u>045-472-7911</u> <u>045-472-0011</u>
	名 称	所 在 地	電話番号																		
食料	<u>株式会社ゼンショ</u> 二	<u>東京都港区港南二丁目</u> <u>18番1号</u>	<u>03-6833-1600</u>																		
米穀	<u>北相米穀株式会社</u>	<u>相模原市中央区清新六丁</u> <u>目15番13号</u>	<u>042-772-7311</u>																		
	<u>木徳神糧株式会社</u>	<u>東京都千代田区神田小川</u> <u>町二丁目8号</u>	<u>03-3233-5121</u>																		
食料 ・ 米	<u>生活協同組合コー</u> <u>プかながわ</u> <u>生活協同組合連合</u> <u>会ユーコープ</u> <u>事業連合</u>	<u>横浜市港北区新横浜二丁</u> <u>目5番11号</u>	<u>045-472-7911</u> <u>045-472-0011</u>																		

修正後				修正前			
⑤	3 応急供給の方針			3 応急供給の方針			
	(1) 略			(1) 略			
	(2) 応急供給の数量			(2) 応急供給の数量			
	供給対象	1食当り精米換算供給限度量	供給方法	備考	供給対象	1食当り精米換算供給限度量	供給方法
被災者に対し、炊き出しによる供給を行う必要がある場合	200g／食の範囲内	市長は給食又は供給を行わせることを適当と認める責任者を指定して、供給又は給食を実施させる。	災害救助法が発動された場合、政府所有食料の供給に関して、知事に供給を要請する。	被災者に対し、炊き出しによる供給を行う必要がある場合	200g／食の範囲内	市長は給食又は供給を行わせることを適当と認める責任者を指定して、供給又は給食を実施させる。	災害救助法が発動された場合、政府所有食料の供給に関して、知事に供給を要請する。
被災により供給機関が通常の供給を行うことができないため、その機関を通じないで供給を行う場合	400g／食の範囲内	知事は災害の状況により必要と認めた場合は、速やかに災害発生状況又は給食を必要とする事情及びこれに伴う給食に必要な米穀（応急用米穀）の数量等を農林水産省（ <u>農産局農産政策部貿易業務課</u> ）に要請する。	市長は、交通、通信の途絶のため、災害救助用米穀の引取りに関する知事の指示を受けられない場合には、農林水産省（ <u>農産局農産政策部貿易業務課</u> ）に要請する。	被災により供給機関が通常の供給を行うことができないため、その機関を通じないで供給を行う場合	400g／食の範囲内	知事は災害の状況により必要と認めた場合は、速やかに災害発生状況又は給食を必要とする事情及びこれに伴う給食に必要な米穀（応急用米穀）の数量等を農林水産省（ <u>生産局農産部貿易業務課</u> ）に要請する。	市長は、交通、通信の途絶のため、災害救助用米穀の引取りに関する知事の指示を受けられない場合には、農林水産省（ <u>生産局農産部貿易業務課</u> ）に要請する。
災害現場における救助作業、急迫した災害の防止及び緊急復旧作業に従事するものに対して給食を行う場合	300g／食の範囲内	市長は給食又は供給を行わせることを適当と認める責任者を指定して、供給又は給食を実施させる。	市長は、交通、通信の途絶のため、災害救助用米穀の引取りに関する知事の指示を受けられない場合には、農林水産省（ <u>農産局農産政策部貿易業務課</u> ）に要請する。	災害現場における救助作業、急迫した災害の防止及び緊急復旧作業に従事するものに対して給食を行う場合	300g／食の範囲内	市長は給食又は供給を行わせることを適当と認める責任者を指定して、供給又は給食を実施させる。	市長は、交通、通信の途絶のため、災害救助用米穀の引取りに関する知事の指示を受けられない場合には、農林水産省（ <u>生産局農産部貿易業務課</u> ）に要請する。

修正後	修正前
<p>(3)～(4)略</p> <p>4 給食活動の実施</p> <p>(1) 食料等の調達</p> <p>ア 米穀</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) 災害救助法が適用された場合、災害の状況により業者の保有量のみでは供給が困難であるときは、県知事に支援を要請する。交通、通信途絶のため県知事に要請ができないときは、政府所有米穀の供給を農林水産省（<u>農産局農産政策部貿易業務課</u>）に要請する。</p> <p>イ <u>パン、ごはん等</u></p> <p>ウ～エ 略</p> <p>(2)～(3)略</p> <p>5 災害救助法が適用された場合の留意事項</p> <p>(1)～(2)略</p>	<p>(3)～(4)略</p> <p>4 給食活動の実施</p> <p>(1) 食料等の調達</p> <p>ア 米穀</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) 災害救助法が適用された場合、災害の状況により業者の保有量のみでは供給が困難であるときは、県知事に支援を要請する。交通、通信途絶のため県知事に要請ができないときは、政府所有米穀の供給を農林水産省（<u>生産局農産部貿易業務課</u>）に要請する。</p> <p>イ <u>パン缶、アルファ米等</u></p> <p>ウ～エ 略</p> <p>(2)～(3)略</p> <p>5 災害救助法が適用された場合の留意事項</p> <p>(1)～(2)略</p>



	修正後	修正前
<p>⑤</p> <p>第18節 生活必需物資供給対策 1～4 略</p> <p>④ 5 生活必需物資の供給 (生活必需物資集積センター)</p>	<p>この図は、修正後の生活必需物資供給プロセスを示しています。農林水産省（生産局農産政策部貿易業務課）は、協議要請と供給結果報告を県知事に送ります。知事は、供給集積と供給の要請を「広域防災活動拠点」に送ります。この拠点は、配分と供給の申し出を市長に送ります。市長は、対価の請求支払と連絡を供給機関（販売業者）に送ります。供給機関は供給を供給責任者（被災者及び応急・復旧作業従事者）に行います。また、供給（政府所有米穀）も市長を経由して供給責任者に提供されます。</p>	<p>この図は、修正前の生活必需物資供給プロセスを示しています。農林水産省（生産局農産政策部貿易業務課）は、協議要請と供給結果報告を県知事に送ります。知事は、供給集積と供給の要請を「広域防災活動拠点」に送ります。この拠点は、配分と供給の申し出を市長に送ります。市長は、対価の請求支払と連絡を供給機関（販売業者）に送ります。供給機関は供給を供給責任者（被災者及び応急・復旧作業従事者）に行います。また、供給（政府所有米穀）も市長を経由して供給責任者に提供されます。</p>

	修正後	修正前
⑦	<p>北部地区 — <u>北部文化・スポーツ・子育てセンター（大和市民交流拠点ポ ラリス）</u></p> <p>中部地区 — 大和スポーツセンター競技場雨天走路</p> <p>南部地区 — 大和ゆとりの森仲良しプラザ</p> <p>6 略</p> <p>第19節 生活確保対策</p> <p>1～4 略</p> <p>5 し尿・ごみ処理</p> <p>(1) し尿処理</p> <p>ア 略</p> <p>イ 処理対策</p> <p>(ア)～(ウ) 略</p> <p>(エ) 収集処理</p> <p>使用済み携帯トイレは、集積した後に環境管理センターへ搬送して処 理する。仮設トイレ等で貯留したし尿の処理は、し尿収集車両を出動さ せて行い、原則として下水道処理施設（基本は中部浄化センター、やむ を得ない場合は北部浄化センター）へ搬送して処理する。</p> <p>(オ)～(カ) 略</p> <p>ウ 略</p> <p>(2) 略</p> <p>6～9 略</p> <p>10 災害相談・広聴対策</p> <p>(1) 災害相談</p>	<p>北部地区 — <u>大和学園聖セシリア体育館</u></p> <p>中部地区 — 大和スポーツセンター競技場雨天走路</p> <p>南部地区 — 大和ゆとりの森仲良しプラザ</p> <p>6 略</p> <p>第19節 生活確保対策</p> <p>1～4 略</p> <p>5 し尿・ごみ処理</p> <p>(1) し尿処理</p> <p>ア 略</p> <p>イ 処理対策</p> <p>(ア)～(ウ) 略</p> <p>(エ) 収集処理</p> <p>使用済み携帯トイレは、集積した後に環境管理センターへ搬送して処 理する。仮設トイレ等で貯留したし尿の処理は、し尿収集車両を出動さ せて行い、原則として下水道処理施設へ搬送して処理する。</p> <p>(オ)～(カ) 略</p> <p>ウ 略</p> <p>(2) 略</p> <p>6～9 略</p> <p>10 災害相談・広聴対策</p> <p>(1) 災害相談</p>

	修正後	修正前
	<p>ア <u>臨時災害相談所の開設</u></p> <p>イ～ウ 略</p> <p>(2) <u>臨時災害相談所における広聴活動</u></p> <p>防災関係機関と協力し、総合的に市民の被災及び復旧に係る相談、要望等を聴取する。<u>市民の意向が復旧計画に反映されるよう、聴取した要望については、関係部及び防災関係機関に連絡する。</u></p> <p>第20節 ライフライン施設の応急対策（上下水道・電気・ガス・電話・鉄道）</p> <p>1 上水道施設応急復旧対策</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>⑥ (5) 広報</p> <p>水道施設の損壊等によって広範囲にわたり大規模断水が発生、あるいは発生のおそれがあり、市民生活に著しい影響が及ぶものと認められる場合には、<u>県営水道はホームページ等による断水広報を実施するとともに、市の防災行政無線の利用等により市民に対して応急復旧の見通しや影響区域など、速やかに必要な情報の提供を図るものとする。</u></p> <p>(6)～(7) 略</p> <p>2 下水道施設応急対策</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>⑦ (4) 広報</p> <p>施設の被害状況及び復旧見込等に関して積極的に市民に情報を提供して、<u>利用者の生活排水に関する不安解消に努めるとともに、必要に応じて下水道法（昭和33年法律第79号）第14条に基づく使用制限を行う。</u></p> <p>⑥ 3 電気設備応急対策</p>	<p>ア <u>相談所の開設</u></p> <p>イ～ウ 略</p> <p>(2) <u>市民相談所における広聴活動</u></p> <p>防災関係機関と協力し、総合的に市民の被災及び復旧に係る相談、要望等を聴取する。<u>聴取した要望については、関係部及び防災関係機関に連絡するとともに、市民の意向が復旧計画に反映されるよう努める。</u></p> <p>第20節 ライフライン施設の応急対策（上下水道・電気・ガス・電話・鉄道）</p> <p>1 上水道施設応急復旧対策</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 広報</p> <p>水道施設の損壊等によって広範囲にわたり大規模断水が発生、あるいは発生のおそれがあり、市民生活に著しい影響が及ぶものと認められる場合には、<u>県営水道は広報車による断水広報を実施するとともに、市の防災行政無線の利用等により市民に対して応急復旧の見通しや影響区域など、速やかに必要な情報の提供を図るものとする。</u></p> <p>(6)～(7) 略</p> <p>2 下水道施設応急対策</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 広報</p> <p>施設の被害状況及び復旧見込等に関して積極的に市民に情報を提供して、<u>利用者の生活排水に関する不安解消に努める。</u></p> <p>3 電気施設応急対策</p>

修正後	修正前
<p><u>災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速・適切に実施する。</u> (東京電力パワーグリッド株式会社相模原支社)</p> <p>(1) <u>非常態勢の区分と対策支部の設置</u> 非常災害の発生が予想される時又は発生した場合の情勢に応じ、非常災害対策支部を<u>設置して</u>必要な態勢を整えるものとする。</p> <p>(2) <u>対策要員の確保</u> <u>応急対策に必要な人員をあらかじめ定める。また、協力会社の応援体制を整えておく。</u> <u>(削除)</u></p> <p>(3) <u>情報の収集、連絡</u> <u>災害が発生した場合は、以下の情報を迅速かつ的確に把握する。</u> <u>ア 一般情報</u> <u>(ア) 気象、地震情報</u> <u>(イ) 一般被害情報</u> <u>一般公衆の家屋被害情報及び人身災害発生情報並びに電力施設等を除く水道、ガス、交通、通信、放送施設、道路、橋梁等公共の用に供する施設をはじめとする当該受持区域内全般の被害情報</u> <u>(ウ) 対外応対状況</u> <u>地方公共団体の災害対策本部、官公署、報道機関、需要家等への応</u></p>	<p><u>地震災害により電気施設に被害があった場合は、二次災害の発生を防止し、速やかに応急復旧を行い電気供給施設としての機能を維持する。</u> (東京電力パワーグリッド株式会社相模原支社)</p> <p>(1) <u>非常災害対策支部の設置</u> 非常災害の発生が予想される時又は発生した場合の情勢に応じ、非常災害対策支部を<u>設け</u>必要な態勢を整えるものとする。</p> <p>(2) <u>応急対策要員の確保</u> <u>応急対策に従事可能な人員をあらかじめ調査し、把握しておくとともに、速やかに対応できるようにしておくものとする。</u> <u>ア 人員の動員体制を確立すると同時に連絡方法も明確にしておくものとする。</u> <u>イ 社外者(請負業者等)及び他店へ応援を求める場合の連絡体制を確立する。</u></p> <p>(3) <u>情報の収集、連絡</u> <u>災害時における情報の収集及び連絡は、別に定める組織により実施する。また、情報の連絡、指示、報告等のため、次の施設を利用するものとする。</u> <u>ア 保安通信施設</u> <u>イ 移動無線設備</u> <u>ウ 携帯用無線設備</u></p>

修正後	修正前
<p><u>対状況</u></p> <p><u>(エ) その他災害に関する情報（交通状況等）</u></p> <p>イ <u>当社被害情報及び東京電力グループ被害状況</u></p> <p><u>(ア) 電力施設等の被害状況及び復旧状況</u></p> <p><u>(イ) 停電による主な影響状況</u></p> <p><u>(ウ) 復旧資材、応援隊、食料等に関する事項</u></p> <p><u>(エ) 従業員の被災状況</u></p> <p><u>(オ) その他災害に関する情報</u></p> <p>(4) 災害時における危険予防措置</p> <p><u>電力需要の実態に鑑み、災害時においても原則として供給を継続するが、警察、消防機関等から要請があった場合等には、送電停止等適切な危険予防措置を講じる。</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(5) 災害時における復旧資材の確保</p> <p>ア <u>予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資材は現地調達、他支社との相互の流用、他電力会社等からの融通により確保する。</u></p> <p>イ <u>復旧資材の輸送は、あらかじめ契約している取引先の車両等により行う。</u></p> <p>ウ <u>災害時において、復旧資材置場及び仮設用用地が緊急に必要となり、この確保が困難と思われる場合は、当該地方公共団体の災害対策本部に依頼</u></p>	<p>(4) 災害時における危険予防措置</p> <p><u>災害時においても原則として送電を継続するが、円滑な防災活動を実施するため、警察、消防機関等から送電停止の要請があった場合には、適切な危険予防措置を講ずるものとする。</u></p> <p><u>(5) 被害状況の早期把握</u></p> <p><u>全般的被害状況の掌握の遅速は、復旧計画樹立に大いに影響するので、あらゆる方法をもって被害状況の早期把握に努めるものとする。</u></p> <p>(6) 災害時における復旧資材の確保</p> <p>ア <u>予備品、貯蔵品等の在庫量を常に把握しておくとともに、調達を必要とする資材は可及的速やかに確保する。</u></p> <p>イ <u>復旧資材の輸送は、あらかじめ契約している業者の車両、船艇等により行うが、不足する場合は他業者及び他店の協力を得て輸送力の確保を図る。</u></p> <p>ウ <u>災害時においては、復旧資材置場としての用地を確保する。</u></p>

	修正後	修正前
	<p><u>して、迅速な確保を図る。</u></p> <p>(6) 復旧順位 災害復旧の実施にあたっては、原則として人命にかかわる箇所、官公署、報道機関、避難場所等を優先するが、各設備の被害状況や復旧の難易を勘案して、供給上復旧効果の最も大きいものから行うものとする。</p> <p>(7) 災害時における広報宣伝 <u>感電事故並びに漏電による出火の防止及び電力設備の被害状況、復旧予定等について必要に応じて、テレビ、ラジオ、新聞、SNS、インターネット等を通じて行うほか、広報車等により直接当該地域へ周知する。</u></p>	<p>(7) 復旧順位 災害復旧の実施にあたっては、原則として人命にかかわる箇所、官公署、報道機関、避難場所等を優先するが、各設備の被害状況や復旧の難易を勘案して、供給上復旧効果の最も大きいものから行うものとする。</p> <p>(8) 災害時における広報宣伝 <u>感電事故並びに漏電による出火の防止及び電力設備の被害状況、復旧予定等について必要に応じて、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関や広報車を通じて広報する。</u></p>
⑤	<p>4 都市ガス施設応急対策 非常事態が発生した場合には<u>東京ガスネットワーク株</u>は次のとおり実施する。 (東京ガスネットワーク株)</p> <p>(1)～(5)略</p> <p>5 電話(通信)施設等応急対策 《電話(通信)の確保》 略 《電話(通信)の応急措置》 (1)略 (2) 応急措置 ア～イ 略</p>	<p>4 都市ガス施設応急対策 非常事態が発生した場合には<u>東京ガス株</u>は次のとおり実施する。 (東京ガス株)</p> <p>(1)～(5)略</p> <p>5 電話(通信)施設等応急対策 《電話(通信)の確保》 略 《電話(通信)の応急措置》 (1)略 (2) 応急措置 ア～イ 略</p>
⑥	<p>ウ 罹災者が利用する避難生活施設に<u>災害時用公衆電話(特設公衆電話)</u>の設置に努める。</p> <p>(3)略</p>	<p>ウ 罹災者が利用する避難生活施設に<u>特設公衆電話</u>の設置に努める。</p> <p>(3)略</p>

修正後	修正前
<p>6 鉄道施設等応急対策 (東急電鉄株)</p> <p>(1) 災害時の体制 災害発生時は、<u>異常時対策規程</u>に基づき、人命救助を第一とし、かつ被害を最小限にとどめ、鉄道事業を早期に復旧するよう努める。</p> <p>(2) 地震時の初動措置</p> <p>ア <u>運輸司令所長の取扱い</u></p> <p>(ア) <u>強い揺れを感知したとき、または早期地震警報システムを受報したときは、東急線全線の列車等の乗務員に対し速やかに停止を指示する。</u></p> <p>(イ) <u>震度4以上を観測した地震計の規制区間内の駅長・区長に対し、ホーム、線路、架線等(以下、「運転に関わる施設等」という)の点検を指示する。</u></p> <p>(ウ) <u>電気司令長に、震度4以上を観測した地震計の箇所を連絡する。</u></p> <p>(エ) <u>その線区の複数の地震計において、異なる震度が観測された場合、運転再開時の速度規制等の指示は、運輸司令所長の判断により、規制区間によらず当該線区全線に適用することができる。</u></p> <p>イ <u>運転士の取扱い</u></p> <p>(ア) <u>強い揺れを感知したとき、または早期地震警報システムを受報したとき、および運輸司令所長から地震が発生し列車を停止させるよう指示を受けたときは、橋梁、盛土部、隧道等をなるべく避け速やかに停止する。列車停止後、運輸司令所長から運転に関する指示がない場合は、周辺状況をよく確認し、最も安全と認められる取り扱いをする。</u></p>	<p>6 鉄道施設等応急対策 (東京急行電鉄株)</p> <p>(1) 災害時の体制 災害発生時は、<u>鉄道事業本部異常対策規程</u>に基づき、人命救助を第一とし、かつ被害を最小限にとどめ、鉄道事業を早期に復旧するよう努める。</p> <p>(2) 地震時の初動措置</p> <p>ア <u>運輸司令長の取扱い</u></p> <p>(ア) <u>沿線気象情報集中監視盤に地震警報(震度4以上)の表示があった場合は、直ちに全列車の停止を指示する。</u></p> <p>(イ) <u>電力司令長及び保線区長に震度4以上である旨を連絡し、構造物点検を要請する。</u></p> <p>(ウ) <u>その後の運転方については、運輸司令所長の指示によるものとする。</u></p> <p>(エ) (新設)</p> <p>イ <u>運転士の取扱い</u></p> <p><u>強い地震を感知した場合及び運輸司令長から停止の指示があったときは、下記の取扱いとする。</u></p> <p>(地上区間) <u>橋梁、高架橋、築堤、ずい道等をなるべく避けて直ちに停止する。</u></p> <p>(地下区間)</p>

修正後	修正前
<p><u>(イ) 地下区間においては、速度 25 km/h 以下で最寄駅まで運転し、長時間にわたる駅間停車の防止に努める。ただし、進路等の状態に異常を認めたときは、直ちに停止する。</u></p> <p>ウ 車掌の取扱い</p> <p><u>(ア) 地震により列車が停止したときは、適切な車内放送を行い、旅客の混乱防止に努める。</u></p> <p><u>(イ) 運転士と緊密に連絡をとり、車内状況の把握に努め、異常がある場合は速やかに運輸司令所長に通報する。</u></p> <p>エ 駅長・区長の取扱い</p> <p><u>(ア) 強い揺れを感知し列車等の運転が危険と認めるとき、または運輸司令所長から指示があったときは、直ちに列車等の出発を見合わせる。この場合、通過列車であっても停止させるものとする。</u></p> <p><u>(イ) 自職場の管轄区域が、震度 4 以上を観測した地震計の規制区間内の場合、直ちに運転に関わる施設等の点検を行い、異常の有無を運輸司令所長に報告する。</u></p> <p><u>(ウ) 列車等の運転士から、構造物を含めた進路の状態について異常がある旨の報告を受けたときは、運輸司令所長に報告する。</u></p> <p><u>(エ) 駅長・区長は、必要に応じ、旅客の避難誘導を行うとともに、安全確保に努める。</u></p> <p><u>(削除)</u></p>	<p><u>信号現示条件に従って、すみやかに乗降場に進入停止する。</u></p> <p>ウ 車掌の取扱い</p> <p><u>地震のため列車が停止したときは、旅客の混乱を防止するため、適切な車内放送と状況により避難誘導の手配をする。</u></p> <p>エ 駅（乗務区）の取扱い</p> <p><u>(ア) 強い（激しい）地震を感知したとき、又は運輸司令長から指示があったときは、直ちに列車の出発を見合わせるとともに、所在駅、区の構造物について点検し、異常の有無を運輸司令長に連絡する。</u></p> <p><u>(イ) 駅長は地震発生により駅構内の状況及び旅客の動態を把握し、適切な放送等により旅客の混乱を防止する一方、危険と思われるときは、旅客を安全な場所に避難誘導する。</u></p> <p><u>(3) 連絡通報体制</u></p> <p><u>列車に支障が生じている、または恐れのある災害が発生したとき、発見者はすみやかに「伝達・通報系統」により通報する。</u></p>



修正後	修正前
<p>(小田急電鉄株)</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 初動措置</p> <p>ア 発災直後における運転取扱</p> <p>    (ア) <u>乗務員の取扱い</u></p> <p>        a～c 略</p> <p>    (イ) 略</p> <p>イ 非常召集</p> <p>    地震が発生し、総合対策本部及び鉄道現地対策チームを設置する場合は、既定の「<u>連絡および非常招集系統</u>」により関係従業員の非常召集を行う。</p> <p>    ウ～オ 略</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>(小田急電鉄株)</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 初動措置</p> <p>ア 発災直後における運転取扱</p> <p>    (ア) <u>地震計の計測値が40ガル未満の場合</u></p> <p>        a～c 略</p> <p>    (イ) 略</p> <p>イ 非常召集</p> <p>    地震が発生し、総合対策本部及び鉄道現地対策チームを設置する場合は、既定の「<u>緊急動員手配系統図</u>」により関係従業員の非常召集を行う。</p> <p>    ウ～オ 略</p> <p><u>(3) 東海地震警戒宣言発令時の運転計画</u></p> <p>    <u>(ア) 運転中止区間</u></p> <p>        警戒宣言が発せられたときは、次の区間の列車の運転を中止する。ただし、<u>駅間走行中の列車は最寄駅まで安全な速度で運転し、駅に到着後、旅客に対して警戒宣言が発せられたことを告げるとともに、避難場所への避難等を行う。</u></p> <p>        <u>《運転中止区間》</u></p> <p>            小田原線：相武台前駅 — 小田原駅 間</p> <p>            江ノ島線：藤沢駅 — 片瀬江ノ島駅 間</p> <p>    <u>(イ) 運転区間</u></p> <p>        警戒宣言が発せられたときは、最寄駅に一旦停車し、旅客に対して「警</p>

修正後	修正前
<p>(相模鉄道株)</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 地震災害時の取扱い</p> <p>ア 運輸司令長の取扱い</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) 震度5弱の場合</p> <p>a~d 略</p> <p>e <u>駅長より停車場構内及び保線区長又は営繕区長、通信区長、電力区長のいずれかの区長から観測区域内に異常のないことの報告を受けたときは、注意運転開始の指令をする。</u></p> <p>f <u>保線区長又は営繕区長、通信区長、電力区長及び変電所長から観測区域内に異常のないことの報告を受けたときは、注意運転解除の指令を行う。ただし、余震が続くなど特に注意を要する地震であると認められるときは、別途速度を指令する。</u></p> <p>(ウ) 震度5強以上の場合</p> <p>a~d 略</p>	<p><u>戒宣言発令の旨及び今後の運転方法、その他の状況」等を案内した後、運輸司令所長の指令に基づき、駅長と打合せのうえ運転を再開する。</u></p> <p><u>《運転区間》</u></p> <p><u>小田原線：新宿駅—相武台前駅間</u></p> <p><u>江ノ島線：相模大野駅—藤沢駅間</u></p> <p><u>多摩線：新百合ヶ丘駅—唐木田駅間</u></p> <p><u>準急列車及び普通列車のみの運転となる。</u></p> <p>(相模鉄道株)</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 地震災害時の取扱い</p> <p>ア 運輸司令長の取扱い</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) 震度5弱の場合</p> <p>a~d 略</p> <p>e 駅長より停車場構内及び<u>工務センター現業長又は電気センター現業長からの報告により、観測区域内に異常のないことを確認したときは、注意運転開始の指令をする。</u></p> <p>f <u>工務センター・電気センター現業長の双方から異常のないことの報告を受けたときは、注意運転解除の指令を行う。ただし、余震が続くなど特に注意を要する地震であると認められるときは、別途速度を指令する。</u></p> <p>(ウ) 震度5強以上の場合</p> <p>a~d 略</p>

	修正後	修正前
	<p>e <u>駅長より停車場構内及び保線区長又は営繕区長、通信区長、電力区長のいずれかの区長から観測区域内に異常のないことの報告を受けたときは、注意運転開始の指令をする。</u></p> <p>f <u>保線区長又は営繕区長、通信区長、電力区長及び変電所長から観測区域内に異常のないことの報告を受けたときは、注意運転解除の指令を行う。ただし、余震が続くなど特に注意を要する地震であると認められるときは、別途速度を指令する。</u></p>	<p>e <u>駅長より停車場構内及び工務センター現業長又は電気センター現業長からの報告により、観測区域内に異常のないことを確認したときは、注意運転開始の指令をする。</u></p> <p>f <u>工務センター・電気センター現業長の双方から異常のないことの報告を受けたときは、注意運転解除の指令を行う。ただし、余震が続くなど特に注意を要する地震であると認められるときは、別途速度を指令する。</u></p>
⑦	<p>第21節 文教対策</p> <p>1 児童等の保護対策</p> <p>(1) 学校長（以下「校長」という）の対応</p> <p>ア 略</p> <p>イ 校長は、大和市において、震度5弱以上の地震が観測された場合は、児童等の生命・身体の安全確保を図り、安全が確保されるまでは学校で保護する。なお、公共交通機関の運行中止により保護者が帰宅できないことも想定されることから、児童等の帰宅に際しては、<u>保護者及び代理人へ引き渡すこと</u>を原則とし、学校で児童等の安全確保に努める。また必要に応じて所在の不明な児童等の搜索を依頼する。</p> <p>ウ～エ 略</p> <p>(2)～(3) 略</p> <p>2～5 略</p> <p>第22節 略</p> <p>第23節 要配慮者・避難行動要支援者対策</p>	<p>第21節 文教対策</p> <p>1 児童等の保護対策</p> <p>(1) 学校長（以下「校長」という）の対応</p> <p>ア 略</p> <p>イ 校長は、大和市において、震度5弱以上の地震が観測された場合は、児童等の生命・身体の安全確保を図り、安全が確保されるまでは学校で保護する。なお、公共交通機関の運行中止により保護者が帰宅できないことも想定されることから、児童等の帰宅に際しては、<u>保護者へ引き渡すこと</u>を原則とし、学校で児童等の安全確保に努める。また必要に応じて所在の不明な児童等の搜索を依頼する。</p> <p>ウ～エ 略</p> <p>(2)～(3) 略</p> <p>2～5 略</p> <p>第22節 略</p> <p>第23節 要配慮者・避難行動要支援者対策</p>

	修正後	修正前
①	<p>1 要配慮者・避難行動要支援者への避難支援</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 避難支援</p> <p>ア 事前に名簿情報の提供を受けている避難支援等関係者は、<u>個別避難計画</u>などに基づき避難行動要支援者の避難支援を行う。</p> <p>(ア)～(イ) 略</p> <p>イ 略</p> <p>2～4 略</p>	<p>1 要配慮者・避難行動要支援者への避難支援</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 避難支援</p> <p>ア 事前に名簿情報の提供を受けている避難支援等関係者は、<u>個別支援プラン表</u>などに基づき避難行動要支援者の避難支援を行う。</p> <p>(ア)～(イ) 略</p> <p>イ 略</p> <p>2～4 略</p>

	修正後	修正前
15 9 頁 ④	<p>第3章 災害復旧・復興対策計画</p> <p>第1節 復興体制の整備</p> <p>1 略</p> <p>2 人的資源の確保</p> <p>本格的な復旧作業及び震災復興事業の実施のためには、通常業務に加えて膨大な事務執行が長期間にわたり必要になるが、被災職員による減員等により、特定の分野や職種において人員不足が予想される。そのため、特に人材を必要とする部門については、関係部局と協議・調整し、弾力的かつ集中的に人員配置を行うとともに、臨時職員等の雇用を行う。<u>なお、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、応援職員の派遣にあたっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底し、会議室のレイアウトの工夫など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮する。</u></p> <p>(1) 派遣職員の受け入れ</p> <p>不足する職員を補うため、地方自治法、災害対策基本法、九都県市災害時相互応援に関する協定等に基づき、職員の派遣、又はあつ旋の要請を行い、職員を受け入れる。</p> <p><u>また、「災害時における家屋被害認定調査等への協力に関する協定」に基づき、生活再建に係る各種支援の前提となる住宅等の被害の程度を認定する調査等への協力を、神奈川県土地家屋調査士会に要請する。</u></p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 情報提供と市民相談の実施</p> <p><u>行政の行う施策のほか、復旧・復興期における輻輳する多種多様な情報を整理し、ホームページや広報紙等を利用して提供する。また、臨時相談窓口や電話相談窓口等</u></p>	<p>第3章 災害復旧・復興対策計画</p> <p>第1節 復興体制の整備</p> <p>1 略</p> <p>2 人的資源の確保</p> <p>本格的な復旧作業及び震災復興事業の実施のためには、通常業務に加えて膨大な事務執行が長期間にわたり必要になるが、被災職員による減員等により、特定の分野や職種において人員不足が予想される。そのため、特に人材を必要とする部門については、関係部局と協議・調整し、弾力的かつ集中的に人員配置を行うとともに、臨時職員等の雇用を行う。</p> <p>(1) 派遣職員の受け入れ</p> <p>不足する職員を補うため、地方自治法、災害対策基本法、九都県市災害時相互応援に関する協定等に基づき、職員の派遣、又はあつ旋の要請を行い、職員を受け入れる。</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) (新設)</p>

	修正後	修正前
<p>⑦</p> <p>を設置し、生活再建や事業復興の不安に対する相談に応じる。</p> <p>第2節～第3節 略</p> <p>第4節 復興計画の策定</p> <p>1～2 略</p> <p>3 復興計画の策定</p> <p>復興では、被災者の生活再建を支援し、施設のより一層の安全性の向上を図るとともに、地域復興のための基礎的な条件づくりを行うことが必要とされる。復興計画とは、これらの基本的な課題を達成するための計画であり、これらの課題に応えるための施策体系が必要である。また、復興施策や復興事業は広範な分野にわたり、内容も複雑多岐に及ぶので、多くの復興施策や復興事業のうち、何を優先して実行していくのかを明確に示す必要がある。<u>復興計画は、復興の基本方針、分野別復興計画の検討結果を踏まえつつ、市民、関係機関、団体等の意見を聞き策定する。</u></p> <p>具体的には、復興計画において規定する事項は次のとおりである。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>4 略</p> <p>5 事前復興対策の推進</p> <p><u>復興計画については、県が作成する復興対策マニュアルに基づき作成することになるが、特に、市街地復興は迅速な取組が不可欠であるため、市は、復興の理念・方針、目標像（復興ビジョン）、市の復興計画の策定手順や、復興まちづくりへの被災者（地域居住者や事業者）の参画方法などを事前に検討し、事前復興対策を充実することに努める。</u></p> <p>第5節 略</p>	<p>第2節～第3節 略</p> <p>第4節 復興計画の策定</p> <p>1～2 略</p> <p>3 復興計画の策定</p> <p>復興では、被災者の生活再建を支援し、施設のより一層の安全性の向上を図るとともに、地域復興のための基礎的な条件づくりを行うことが必要とされる。復興計画とは、これらの基本的な課題を達成するための計画であり、これらの課題に応えるための施策体系が必要である。また、復興施策や復興事業は広範な分野にわたり、内容も複雑多岐に及ぶので、多くの復興施策や復興事業のうち、何を優先して実行していくのかを明確に示す必要がある。（新設）</p> <p>具体的には、復興計画において規定する事項は次のとおりである。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>4 略</p> <p>5 (新設)</p> <p>第5節 略</p>	

	修正前
<p style="text-align: center;">修正後</p> <p>第6節 市街地復興</p> <p>被災した市街地を迅速に復興するには、被災者が住んでいた地域にとどまって、自ら立ち上がっていくことが必要となる。市街地復興の決定にあたっては、まず、被災地区の被災状況、地域の従前の基盤施設の整備状況、既存の長期計画、広域計画における位置づけ、関係者の意向等をもとに迅速な復旧を目指し、かつ、災害に強いまちづくりの推進といった中・長期的な計画的市街地復興を<u>図る必要性と可能性を検討する。</u></p> <p>さらに、市街地復興を行う基本方向が決定された地区については、市街地復興の方針、目的、手法等を決定し、災害に強いまちの形成や、より快適な都市環境の形成を図る。特に市街地の防災性の向上や都市機能の更新が必要とされる地区等では、単なる原状復旧ではなく、合理的かつ健全な市街地の形成や都市機能の更新を<u>図る改造型まちづくりに取り組む。</u></p> <p>1～6 略</p> <p>第7節 都市基盤施設等の復興対策</p> <p>1 略</p> <p>2 応急復旧後の本格復旧・復興</p> <p>⑥ (1) 道路・交通基盤</p> <p>市及び県は、被災状況、地域特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案し、迅速な原状復旧を目指すか、耐震性の強化、中・長期的な問題点の改良等も行う復興を行うのかを検討し、復旧・復興方針を作成する。</p> <p>なお、<u>都市計画で決定されている道路</u>については、被災状況や市街地の動向等を勘案し、幅員やルート、線形の変更も含めて再検討する。</p> <p>(2)～(4) 略</p>	<p style="text-align: center;">修正前</p> <p>第6節 市街地復興</p> <p>被災した市街地を迅速に復興するには、被災者が住んでいた地域にとどまって、自ら立ち上がっていくことが必要となる。市街地復興の決定にあたっては、まず、被災地区の被災状況、地域の従前の基盤施設の整備状況、既存の長期計画、広域計画における位置づけ、関係者の意向等をもとに迅速な復旧を目指し、かつ、災害に強いまちづくりの推進といった中・長期的な計画的市街地復興を<u>図るか</u>を検討する。</p> <p>さらに、市街地復興を行う基本方向が決定された地区については、市街地復興の方針、目的、手法等を決定し、災害に強いまちの形成や、より快適な都市環境の形成を図る。特に市街地の防災性の向上や都市機能の更新が必要とされる地区等では、単なる原状復旧ではなく、合理的かつ健全な市街地の形成や都市機能の更新を<u>図っていく。</u></p> <p>1～6 略</p> <p>第7節 都市基盤施設等の復興対策</p> <p>1 略</p> <p>2 応急復旧後の本格復旧・復興</p> <p>(1) 道路・交通基盤</p> <p>市及び県は、被災状況、地域特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案し、迅速な原状復旧を目指すか、耐震性の強化、中・長期的な問題点の改良等も行う復興を行うのかを検討し、復旧・復興方針を作成する。</p> <p>なお、<u>計画道路</u>については、被災状況や市街地の動向等を勘案し、幅員やルート、線形の変更も含めて再検討する。</p> <p>(2)～(4) 略</p>

	修正前													
<p>④ (5) 災害廃棄物等</p> <p>ア 市は、安全環境に配慮して、迅速かつ効果的な災害廃棄物の処理を実施するため、「<u>神奈川県災害廃棄物処理計画</u>」を踏まえて、発災後早期に災害廃棄物等処理実施方針を作成する。</p> <p>イ～エ 略</p> <p>第8節 略</p> <p>第9節 弔慰金の支給、災害融資</p> <p>⑦ 1 災害弔慰金の支給</p> <p>地震等の災害により死亡した市民の遺族に対して、災害弔慰金を支給する。 <u>(削除) ※資料編に移行</u></p> <p>2 災害障害見舞金の支給</p> <p>災害により負傷し、又は疾病にかかり、精神又は身体に傷害を受けた市民に対し、災害障害見舞金を支給する。 <u>(削除) ※資料編に移行</u></p>	<p>(5) 災害廃棄物等</p> <p>ア 市は、安全環境に配慮して、迅速かつ効果的な災害廃棄物の処理を実施するため、「<u>神奈川県災害廃棄物等処理計画策定指針</u>」を踏まえて、発災後早期に災害廃棄物等処理実施方針を作成する。</p> <p>イ～エ 略</p> <p>第8節 略</p> <p>第9節 弔慰金の支給、災害融資</p> <p>1 災害弔慰金の支給</p> <p>地震等の災害により死亡した市民の遺族に対して、災害弔慰金を支給する。</p> <table border="1" data-bbox="1227 715 2128 909"> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;"><u>支給額</u></td> <td>① 生計維持者が死亡した場合</td> <td style="text-align: right;">500 万円</td> </tr> <tr> <td>② その他の者が死亡した場合</td> <td style="text-align: right;">250 万円</td> </tr> <tr> <td><u>遺族の範囲</u></td> <td colspan="2">配偶者・子・父母・孫・祖父母・兄弟姉妹</td> </tr> </table> <p>2 災害障害見舞金の支給</p> <p>災害により負傷し、又は疾病にかかり、精神又は身体に傷害を受けた市民に対し、災害障害見舞金を支給する。</p> <table border="1" data-bbox="1267 1104 2168 1203"> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;"><u>支給額</u></td> <td>① 生計維持者の場合</td> <td style="text-align: right;">250 万円</td> </tr> <tr> <td>② その他の者の場合</td> <td style="text-align: right;">125 万円</td> </tr> </table>	<u>支給額</u>	① 生計維持者が死亡した場合	500 万円	② その他の者が死亡した場合	250 万円	<u>遺族の範囲</u>	配偶者・子・父母・孫・祖父母・兄弟姉妹		<u>支給額</u>	① 生計維持者の場合	250 万円	② その他の者の場合	125 万円
<u>支給額</u>	① 生計維持者が死亡した場合		500 万円											
	② その他の者が死亡した場合	250 万円												
<u>遺族の範囲</u>	配偶者・子・父母・孫・祖父母・兄弟姉妹													
<u>支給額</u>	① 生計維持者の場合	250 万円												
	② その他の者の場合	125 万円												



修正後	修正前		
<p>(削除) ※資料編に移行</p> <p>3 災害援護資金の貸付 災害により、世帯主の負傷及び住居・家財に損害を受けた世帯で、一定の所得要件を満たす世帯に対して災害援護資金を貸し付ける。</p>	<table border="1" data-bbox="1265 279 2172 909"> <tr> <td data-bbox="1265 279 1444 909">対象となる障がいの程度</td> <td data-bbox="1444 279 2172 909"> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 両眼が失明したもの</li> <li>② 咀嚼（そしゃく）及び言語の機能を廃したもの</li> <li>③ 神経系統の機能又は精神に著しい障がいを残し、常に介護を要するもの</li> <li>④ 胸腹部臓器の機能に著しい障がいを残し、常に介護を要するもの</li> <li>⑤ 両上肢をひじ関節以上で失ったもの</li> <li>⑥ 両上肢の用を全廃したもの</li> <li>⑦ 両下肢をひざ関節以上で失ったもの</li> <li>⑧ 両下肢の用を全廃したもの</li> <li>⑨ 精神又は身体の障がい重複する場合における当該重複する障がいの程度が前各号と同程度以上と認められるもの</li> </ul> </td> </tr> </table> <p>3 災害援護資金の貸付 災害により、世帯主の負傷及び住居・家財に損害を受けた世帯で、一定の所得要件を満たす世帯に対して災害援護資金を貸し付ける。</p>	対象となる障がいの程度	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 両眼が失明したもの</li> <li>② 咀嚼（そしゃく）及び言語の機能を廃したもの</li> <li>③ 神経系統の機能又は精神に著しい障がいを残し、常に介護を要するもの</li> <li>④ 胸腹部臓器の機能に著しい障がいを残し、常に介護を要するもの</li> <li>⑤ 両上肢をひじ関節以上で失ったもの</li> <li>⑥ 両上肢の用を全廃したもの</li> <li>⑦ 両下肢をひざ関節以上で失ったもの</li> <li>⑧ 両下肢の用を全廃したもの</li> <li>⑨ 精神又は身体の障がい重複する場合における当該重複する障がいの程度が前各号と同程度以上と認められるもの</li> </ul>
対象となる障がいの程度	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 両眼が失明したもの</li> <li>② 咀嚼（そしゃく）及び言語の機能を廃したもの</li> <li>③ 神経系統の機能又は精神に著しい障がいを残し、常に介護を要するもの</li> <li>④ 胸腹部臓器の機能に著しい障がいを残し、常に介護を要するもの</li> <li>⑤ 両上肢をひじ関節以上で失ったもの</li> <li>⑥ 両上肢の用を全廃したもの</li> <li>⑦ 両下肢をひざ関節以上で失ったもの</li> <li>⑧ 両下肢の用を全廃したもの</li> <li>⑨ 精神又は身体の障がい重複する場合における当該重複する障がいの程度が前各号と同程度以上と認められるもの</li> </ul>		

修正後	修正前																	
<p><u>(削除) ※資料編に移行</u></p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1265 277 1373 1294" rowspan="14" style="text-align: center; vertical-align: middle;"> <u>貸付 金額</u> </td> <td data-bbox="1373 277 2150 325"> <u>対象被害及び限度額</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1373 325 2150 373"> <u>(1) 世帯主が負傷した世帯</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1373 373 2150 421"> <u>① 家財、住居の損害なし</u> <span style="float: right;">150 万円</span> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1373 421 2150 469"> <u>② 家財の損害あり、かつ住居の損害なし</u> <span style="float: right;">250 万円</span> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1373 469 2150 517"> <u>③ 住居が半壊</u> <span style="float: right;">270 万円</span> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1373 517 2150 564"> <u>④ 住居が全壊</u> <span style="float: right;">350 万円</span> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1373 564 2150 612"> <u>(2) 世帯主が負傷しない世帯</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1373 612 2150 660"> <u>① 家財の損害あり、かつ住居の損害なし</u> <span style="float: right;">150 万円</span> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1373 660 2150 708"> <u>② 住居が半壊</u> <span style="float: right;">170 万円</span> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1373 708 2150 756"> <u>③ 住居が全壊</u> <span style="float: right;">250 万円</span> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1373 756 2150 804"> <u>④ 住居の全体が滅失</u> <span style="float: right;">350 万円</span> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1373 804 2150 900"> <u>(3) 住居が半壊又は全壊の被害を受け、住居を建て直す場合に、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1373 900 2150 948"> <u>① 世帯主が負傷し、住居が半壊した世帯</u> <span style="float: right;">350 万円</span> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1373 948 2150 1091"> <u>② 世帯主の負傷がなく</u>  <u>ア住居が半壊した世帯</u> <span style="float: right;">250 万円</span>  <u>イ住居が全壊した世帯</u> <span style="float: right;">350 万円</span> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1373 1091 2150 1139"> <u>(注 1)世帯主の負傷</u>  <u>全治 1 月以上の要療養負傷</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1373 1139 2150 1294"> <u>(注 2)家財の損害</u>  <u>家財の価額のおおむね 1/3 以上の損害</u> </td> </tr> </table>	<u>貸付 金額</u>	<u>対象被害及び限度額</u>	<u>(1) 世帯主が負傷した世帯</u>	<u>① 家財、住居の損害なし</u> <span style="float: right;">150 万円</span>	<u>② 家財の損害あり、かつ住居の損害なし</u> <span style="float: right;">250 万円</span>	<u>③ 住居が半壊</u> <span style="float: right;">270 万円</span>	<u>④ 住居が全壊</u> <span style="float: right;">350 万円</span>	<u>(2) 世帯主が負傷しない世帯</u>	<u>① 家財の損害あり、かつ住居の損害なし</u> <span style="float: right;">150 万円</span>	<u>② 住居が半壊</u> <span style="float: right;">170 万円</span>	<u>③ 住居が全壊</u> <span style="float: right;">250 万円</span>	<u>④ 住居の全体が滅失</u> <span style="float: right;">350 万円</span>	<u>(3) 住居が半壊又は全壊の被害を受け、住居を建て直す場合に、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合</u>	<u>① 世帯主が負傷し、住居が半壊した世帯</u> <span style="float: right;">350 万円</span>	<u>② 世帯主の負傷がなく</u> <u>ア住居が半壊した世帯</u> <span style="float: right;">250 万円</span> <u>イ住居が全壊した世帯</u> <span style="float: right;">350 万円</span>	<u>(注 1)世帯主の負傷</u> <u>全治 1 月以上の要療養負傷</u>	<u>(注 2)家財の損害</u> <u>家財の価額のおおむね 1/3 以上の損害</u>
<u>貸付 金額</u>	<u>対象被害及び限度額</u>																	
	<u>(1) 世帯主が負傷した世帯</u>																	
	<u>① 家財、住居の損害なし</u> <span style="float: right;">150 万円</span>																	
	<u>② 家財の損害あり、かつ住居の損害なし</u> <span style="float: right;">250 万円</span>																	
	<u>③ 住居が半壊</u> <span style="float: right;">270 万円</span>																	
	<u>④ 住居が全壊</u> <span style="float: right;">350 万円</span>																	
	<u>(2) 世帯主が負傷しない世帯</u>																	
	<u>① 家財の損害あり、かつ住居の損害なし</u> <span style="float: right;">150 万円</span>																	
	<u>② 住居が半壊</u> <span style="float: right;">170 万円</span>																	
	<u>③ 住居が全壊</u> <span style="float: right;">250 万円</span>																	
	<u>④ 住居の全体が滅失</u> <span style="float: right;">350 万円</span>																	
	<u>(3) 住居が半壊又は全壊の被害を受け、住居を建て直す場合に、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合</u>																	
	<u>① 世帯主が負傷し、住居が半壊した世帯</u> <span style="float: right;">350 万円</span>																	
	<u>② 世帯主の負傷がなく</u> <u>ア住居が半壊した世帯</u> <span style="float: right;">250 万円</span> <u>イ住居が全壊した世帯</u> <span style="float: right;">350 万円</span>																	
<u>(注 1)世帯主の負傷</u> <u>全治 1 月以上の要療養負傷</u>																		
<u>(注 2)家財の損害</u> <u>家財の価額のおおむね 1/3 以上の損害</u>																		

修正後	修正前		
<p>④ 第10節 生活再建支援金の支給</p> <p>1 被災者生活再建支援制度の適用要件</p> <p>(1) 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村</p> <p>(2) <u>自然災害により全壊10世帯以上の被害が発生した市町村</u></p> <p>(3) <u>自然災害により全壊100世帯以上の被害が発生した都道府県</u></p> <p>(4) <u>(1)又は(2)の被害が発生した都道府県内の他の市町村で、全壊5世帯以上の被害が発生したもの(人口10万未満のものに限る)</u></p> <p>(5) <u>(3)又は(4)の都道府県に隣接する都道府県内の市町村で、(1)、(2)、(3)のいずれかに隣接し、全壊5世帯以上の被害が発生したもの(人口10万未満のものに限る)</u></p> <p>(6) (1)若しくは(2)の市町村を含む都道府県又は(3)の都道府県が2以上ある場合に、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>全壊5世帯以上の被害が発生した市町村(人口5万以上10万未満のものに限る)</u></li> <li>・<u>全壊2世帯以上の被害が発生した市町村(人口5万未満のものに限る)</u></li> </ul> <p>2 制度の対象となる被災世帯</p> <p>(1)～(4)略</p>	<table border="1" data-bbox="1265 279 2150 427"> <tr> <td data-bbox="1265 279 1377 427"></td> <td data-bbox="1377 279 2150 427"> <p>(1) <u>償還期間10年(うち据置期間3年、特別5年)</u></p> <p>(2) <u>償還方法 年賦、元利均等</u></p> <p>(3) <u>貸付利率 年3%</u></p> </td> </tr> </table> <p>第10節 生活再建支援金の支給</p> <p>1 被災者生活再建支援制度の適用要件</p> <p>(1) 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村における自然災害</p> <p>(2) <u>10以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害</u></p> <p>(3) <u>100以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害</u></p> <p>(4) <u>(1)又は(2)の市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害</u></p> <p>2 制度の対象となる被災世帯</p> <p>(1)～(4)略</p>		<p>(1) <u>償還期間10年(うち据置期間3年、特別5年)</u></p> <p>(2) <u>償還方法 年賦、元利均等</u></p> <p>(3) <u>貸付利率 年3%</u></p>
	<p>(1) <u>償還期間10年(うち据置期間3年、特別5年)</u></p> <p>(2) <u>償還方法 年賦、元利均等</u></p> <p>(3) <u>貸付利率 年3%</u></p>		

	修正後	修正前																															
⑦	<p>(5) <u>住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住困難な世帯（中規模半壊世帯）</u></p> <p>3 支援金の支給 <u>支給額は、住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）と、住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）の2つの支援金の合計額となる。</u></p> <p><u>(削除) ※資料編に移行</u></p> <p>4 略</p> <p>第11節 略</p> <p>第12節 罹災証明書の発行</p>	<p>3 支援金の支給 <u>支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。</u></p> <p><u>(※ 世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額)</u></p> <p>(1) 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">住宅の被害程度</th> <th>全壊</th> <th>解体</th> <th>長期避難</th> <th>大規模半壊</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">支給額</td> <td>複数世帯</td> <td>100万円</td> <td>100万円</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> <tr> <td>単身世帯</td> <td>75万円</td> <td>75万円</td> <td>75万円</td> <td>37.5万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">住宅の再建方法</th> <th>建設・購入</th> <th>補修</th> <th>貸借 (公営住宅以外)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">支給額</td> <td>複数世帯</td> <td>200万円</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> <tr> <td>単身世帯</td> <td>150万円</td> <td>75万円</td> <td>37.5万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>4 略</p> <p>第11節 略</p> <p>第12節 罹災証明書の発行</p>	住宅の被害程度		全壊	解体	長期避難	大規模半壊	支給額	複数世帯	100万円	100万円	100万円	50万円	単身世帯	75万円	75万円	75万円	37.5万円	住宅の再建方法		建設・購入	補修	貸借 (公営住宅以外)	支給額	複数世帯	200万円	100万円	50万円	単身世帯	150万円	75万円	37.5万円
住宅の被害程度		全壊	解体	長期避難	大規模半壊																												
支給額	複数世帯	100万円	100万円	100万円	50万円																												
	単身世帯	75万円	75万円	75万円	37.5万円																												
住宅の再建方法		建設・購入	補修	貸借 (公営住宅以外)																													
支給額	複数世帯	200万円	100万円	50万円																													
	単身世帯	150万円	75万円	37.5万円																													

修正後	修正前
<p>1 略  <u>(削除)</u></p> <p>2 罹災証明発行の実施に関する広報            第13～14節 略</p>	<p>1 略</p> <p>2 <u>証明の範囲</u>  <u>証明書を発行する被害の種類は、次のものとする。</u></p> <p>(1) <u>人的被害</u></p> <p>ア <u>死亡</u></p> <p>イ <u>行方不明</u></p> <p>ウ <u>負傷</u></p> <p>(2) <u>物的被害</u></p> <p>ア <u>全壊（全焼）</u></p> <p>イ <u>流出</u></p> <p>ウ <u>半壊（半焼）</u></p> <p>エ <u>床上浸水</u></p> <p>オ <u>床下浸水</u></p> <p>カ <u>一部損壊</u></p> <p>キ <u>その他の物的被害</u></p> <p>3 罹災証明発行の実施に関する広報            第13～14節 略</p>

	修正後	修正前
17 7 頁	<p>第4章 南海トラフ地震に関する対策計画</p> <p>第1節 計画の目的</p> <p>従前から切迫性が懸念されてきた東海地震は、大規模地震対策特別措置法に基づく地震予知を前提として対策が講じられてきたが、平成29年9月、国(中央防災会議)において、予知を前提とした防災情報の発信のあり方等を見直すこととされ、南海トラフ地震を対象とした対策に転換した。</p> <p>その後、平成31年3月には、内閣府において「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン」が公表され、南海トラフ防災対策推進基本計画に基づき、気象庁は令和元年5月より「南海トラフ地震臨時情報」等の関連情報を発表している。</p> <p>南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成14年法律第92号。以下「南海トラフ法」という。)においては、「南海トラフ地震防災対策推進地域」に指定されている地域の地方公共団体等が「南海トラフ地震防災対策推進計画」を作成することとなっている。本市は、当該地域には指定されていないが、想定最大震度5強が予測されており、大規模地震に備える観点から本市独自の計画を作成し、南海トラフ地震に対する防災体制の推進を図ることを目的とする。</p> <p>1 南海トラフ地震防災対策推進地域</p> <p>南海トラフ法第3条第1項の規定に基づき指定された南海トラフ地震防災対策推進地域は、神奈川県内では次の15市12町である</p>	<p>第4章 東海地震に関する事前対策計画</p> <p>全面修正</p>

修正後	修正前						
<p>横浜市、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、秦野市、厚木市、伊勢原市、海老名市、座間市、南足柄市、三浦郡葉山町、高座郡寒川町、中郡大磯町、同郡二宮町、足柄上郡中井町、同郡大井町、同郡松田町、同郡山北町、同郡開成町、足柄下郡箱根町、同郡真鶴町、同郡湯河原町</p>							
<p>2 南海トラフ地震に関連する情報等</p> <p>(1) 南海トラフ地震に関連する情報の種類及び発表条件</p> <p>南海トラフ地震に関連する情報は、次の2種類の情報名で気象庁から発表される。</p> <table border="1" data-bbox="174 762 1131 1393"> <thead> <tr> <th data-bbox="174 762 358 810">情報名</th> <th data-bbox="358 762 1131 810">情報発表条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="174 810 358 1010">南海トラフ地震臨時情報</td> <td data-bbox="358 810 1131 1010"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合</li> <li>・観測された異常な現象の調査結果を発表する場合</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="174 1010 358 1393">南海トラフ地震関連解説情報</td> <td data-bbox="358 1010 1131 1393"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合</li> <li>・「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く）</li> </ul> <p>※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合がある。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	情報名	情報発表条件	南海トラフ地震臨時情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合</li> <li>・観測された異常な現象の調査結果を発表する場合</li> </ul>	南海トラフ地震関連解説情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合</li> <li>・「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く）</li> </ul> <p>※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合がある。</p>	
情報名	情報発表条件						
南海トラフ地震臨時情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合</li> <li>・観測された異常な現象の調査結果を発表する場合</li> </ul>						
南海トラフ地震関連解説情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合</li> <li>・「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く）</li> </ul> <p>※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合がある。</p>						

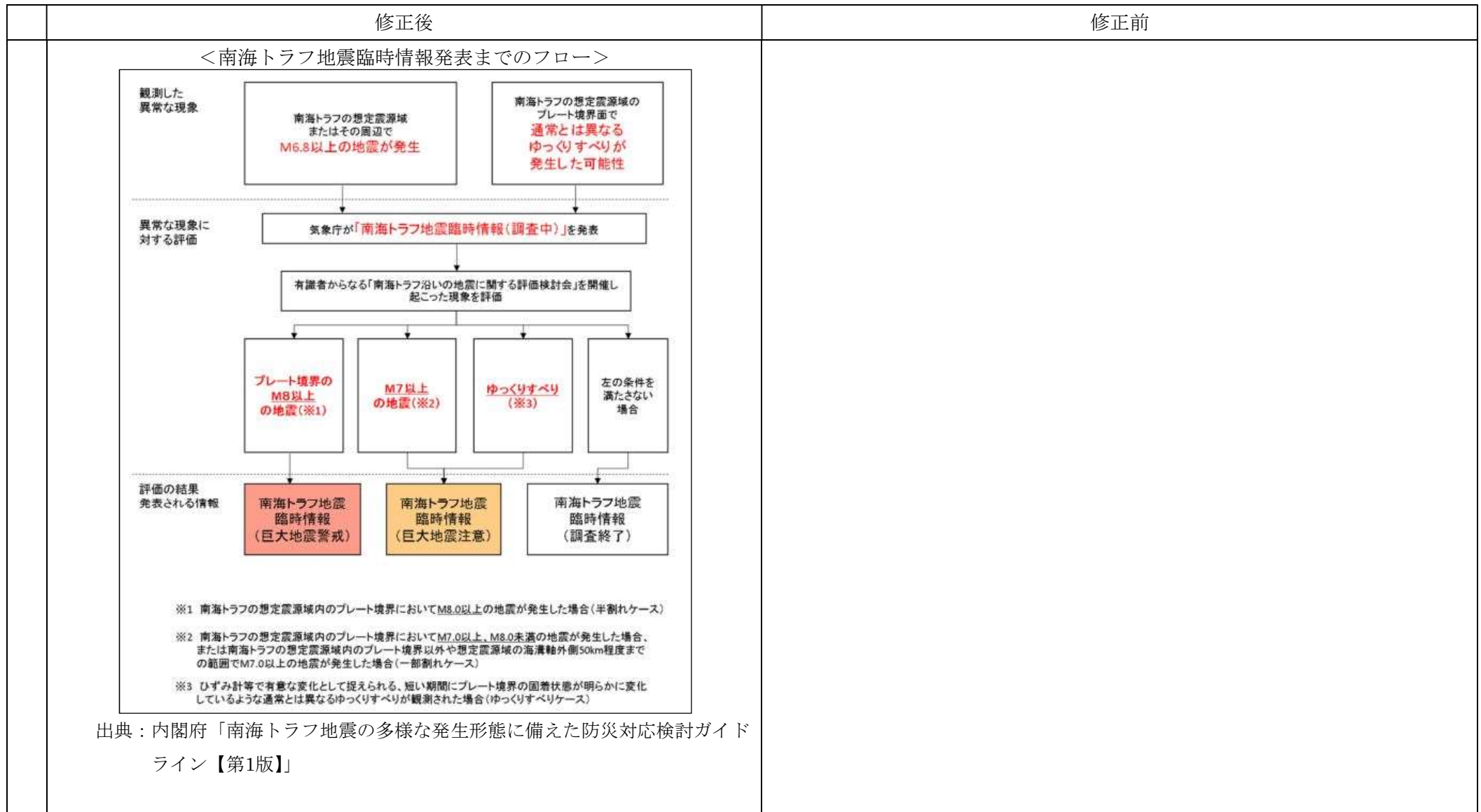
修正後			修正前
<p>(2) 南海トラフ地震臨時情報に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件</p> <p>南海トラフ地震臨時情報は、情報名の上にキーワードを付記して「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」等の形で情報発表される。</p>			
発表時間	キーワード	各キーワードを付記する条件	
地震発生等から 5～30分程度	調査中	<p>次のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・監視領域内<sup>*1</sup> でマグニチュード6.8 以上<sup>*2</sup> の地震<sup>*3</sup> が発生</li> <li>・1カ所以上のひずみ計での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測</li> <li>・その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測</li> </ul>	



修正後			修正前
地震発生等から 最短で2時間程 度	巨大地震警戒	想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード <sup>※4</sup> 8.0以上の地震が発生したと評価した場合	
	巨大地震注意	<ul style="list-style-type: none"> <li>・監視領域内において、モーメントマグニチュード7.0以上の地震<sup>※3</sup>が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く）</li> <li>・想定震源域内のプレート境界面において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合</li> </ul>	
	調査終了	・（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合	
<p>※1：南海トラフの想定震源域及び想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲</p> <p>※2：モーメントマグニチュード7.0の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードでM6.8以上の地震から調査を開始する。</p> <p>※3：太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。</p> <p>※4：断層のずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ）をもとにして計算したマグニチュード。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対しても、その規模を正しく表せる特徴を持っている。ただし、このマグニチュードを求めるには若干時間を要するため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震速報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いている。</p>			

修正後	修正前
<p>3 南海トラフ沿いで観測され得る異常な現象</p> <p>南海トラフ沿いで観測され得る大規模地震については、確度の高い地震の予測は困難であるものの、南海トラフ沿いで観測され得る異常な現象のうち、観測される可能性が高く、かつ大規模地震につながる可能性があるとして、防災対応の検討が必要となる3つのケースが想定されている。</p> <p>(1) 半割れ（大規模地震）／被害甚大ケース（以下「半割れケース」という。）の概要</p> <p>南海トラフ地震の想定震源域内の領域で大規模地震が発生し、残りの領域で大規模地震発生の可能性が相対的に高まったと評価された場合。</p> <p>また、南海トラフ地震の想定震源域内のプレート境界においてモーメントマグニチュード（以下「M」という。）8以上の地震が発生した場合、大規模地震発生の可能性が相対的に高まったと評価される。</p> <p>(2) 一部割れ（前震可能性地震）／被害限定ケース（以下「一部割れケース」という。）の概要</p> <p>南海トラフ沿いで大規模地震に比べて一回り小さい、M7クラスの地震が発生した場合。</p> <p>また、南海トラフ地震の想定震源域内のプレート境界においてM7以上、M8未満の地震が発生した場合、大規模地震発生の可能性が相対的に高まったと評価される。なお、想定震源域のプレート境界以外や、想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲で発生したM7以上の地震についても、「一部割れケース」として取り扱われる。</p> <p>(3) ゆっくりすべり／被害なしケース（以下「ゆっくりすべりケース」という。）の概要</p>	

修正後	修正前
<p>短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合。</p> <p>4 気象庁が発表する南海トラフ地震臨時情報</p> <p>気象庁は、南海トラフ地震の想定震源域及びその周辺で速報的な評価で算出されたマグニチュード6.8程度以上の地震が発生、又はプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した際は、南海トラフ地震との関連性について調査を開始する旨を「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」として発表する。その後、有識者からなる「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催し、発生した現象について評価を行う。当該評価結果が、前項の3つのケースのいずれかに該当する現象と判断された場合には、気象庁が情報を発表する。</p>	



修正後	修正前
<p>第2節 予防対策</p> <p>1 南海トラフ地震に関連する情報に係る知識の普及</p> <p>市は、県と連携し、南海トラフ地震の切迫性や南海トラフ地震に係る防災意識の普及、啓発に努めるとともに、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合等に市民等が的確な判断に基づいて行動ができるよう、本編第1章、第14節「防災知識の普及」に規定するもののほか、以下の知識の普及に努める。</p> <p>(1) 南海トラフ地震臨時情報の意味や南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の対応等</p> <p>(2) 後発地震に備えて不要不急の火気器具や電熱器具の使用を控えることによる出火防止等、防災上とるべき行動に関する知識</p> <p>(3) 土砂災害の危険や住宅の耐震性に不安がある市民に対しては、個々の状況に応じて知人・親類宅等への避難をあらかじめ検討する必要性</p> <p>2 事業所等の防災計画の作成</p> <p>南海トラフ地震防災対策推進地域でない本市域内の事業所等にあっても、防災計画等（消防計画、予防規程及びその他の規程を含む）において、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の対応措置についてあらかじめ定める。</p> <p>第3節 大和市の対応</p> <p>南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の市の体制、対応等について定める。</p>	

修正後	修正前										
<p>1 対応組織</p> <p>(1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたときは、災害警戒本部を設置できる体制をとる。</p> <p>(2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたときは、災害対策本部を設置できる体制をとる。</p> <p>(3) 災害対策本部及び災害警戒本部の組織及び運営は、大和市災害対策本部条例、大和市災害対策本部要領、大和市警戒本部要領及び本編第2章に定めるところによる。</p> <p>2 配備体制</p> <p>配備基準及び配備体制は、次のとおりとする。</p>											
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="170 769 546 817">配 備 基 準</th> <th data-bbox="546 769 1151 817">配 備 体 制</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="170 817 546 916">南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたとき</td> <td data-bbox="546 817 1151 916"> <b>【通常体制】</b>                      危機管理課職員が参集し、情報収集を行う。                 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="170 916 546 1066">南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき</td> <td data-bbox="546 916 1151 1066"> <b>【災害警戒本部体制】</b>                      平常時の活動を維持しつつ、警戒体制をとる。                 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="170 1066 546 1264">南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき</td> <td data-bbox="546 1066 1151 1264"> <b>【災害対策本部体制】</b>                      事態の推移に伴い人員を増員し、必要な対策が行える体制をとる。（本編第2章、第1節に定める「第1号配備」と同様の体制とする。）                 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="170 1264 546 1362">南海トラフ地震臨時情報（調査終了）が発表されたとき</td> <td data-bbox="546 1264 1151 1362"> <b>【体制解除】</b> </td> </tr> </tbody> </table>	配 備 基 準	配 備 体 制	南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたとき	<b>【通常体制】</b> 危機管理課職員が参集し、情報収集を行う。	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき	<b>【災害警戒本部体制】</b> 平常時の活動を維持しつつ、警戒体制をとる。	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき	<b>【災害対策本部体制】</b> 事態の推移に伴い人員を増員し、必要な対策が行える体制をとる。（本編第2章、第1節に定める「第1号配備」と同様の体制とする。）	南海トラフ地震臨時情報（調査終了）が発表されたとき	<b>【体制解除】</b>	
配 備 基 準	配 備 体 制										
南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたとき	<b>【通常体制】</b> 危機管理課職員が参集し、情報収集を行う。										
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき	<b>【災害警戒本部体制】</b> 平常時の活動を維持しつつ、警戒体制をとる。										
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき	<b>【災害対策本部体制】</b> 事態の推移に伴い人員を増員し、必要な対策が行える体制をとる。（本編第2章、第1節に定める「第1号配備」と同様の体制とする。）										
南海トラフ地震臨時情報（調査終了）が発表されたとき	<b>【体制解除】</b>										

修正後	修正前
<p>3 消防対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 消防部警防本部を設置する。</li> <li>(2) 消防職員及び消防団員を動員する。</li> <li>(3) 情報の収集、伝達体制を確立する。</li> <li>(4) 出火防止の広報活動体制を確立する。</li> <li>(5) 施設、事業所に対して応急対策の実施を指示する。</li> <li>(6) 危険物施設、タンクローリー等の対応措置を指示する。</li> <li>(7) 警戒巡視を実施する。</li> </ul> <p>4 施設設備の安全確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 来訪者、入所者（児童、生徒を含む。）に対し情報を伝達する。</li> <li>(2) 来訪者、入所者等の安全を確保する。</li> <li>(3) 転倒・落下防止、出火防止等の安全措置を講ずる。</li> <li>(4) 消防用設備の点検、受水槽への緊急貯水等の事前措置を講ずる。</li> <li>(5) あらかじめ定めた計画に基づき児童、生徒の引き渡しを行う。</li> </ul> <p>5 緊急輸送</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 警察が実施する交通規制に協力する。また、車両その他物件により、交通に支障が発生した場合において、必要に応じて神奈川県に道路啓開を要請する。市道において、道路啓開の指示が国土交通大臣又は神奈川県知事からなされたときには速やかに対応する。</li> <li>(2) 物資等の輸送については、緊急輸送計画により実施する。</li> <li>(3) 県で定める緊急輸送道路、本市で定める緊急輸送道路を補完する道路の経路を確認し、必要車両を準備する。</li> </ul>	

修正後	修正前
<p>6 医療対策 市立病院を始めとする医療機関は、施設の対策と併せて医療機能の維持に努める。</p> <p>7 生活関連対策 (1) 市民に対して、緊急貯水と呼び掛ける。 (2) 応急給水に必要な資機材、飲料水兼用貯水槽（100m<sup>3</sup>）、プール、ろ水機の点検を行う。 (3) 災害対策用井戸の点検を行う。 (4) 生活必需物資等の供給協定店と連絡をとり、体制の確認と保有量を確認を行う。 (5) 食料等生活必需品等の売り惜しみ又は買い占め、物価の高騰が生じないよう、関係する生産者及び流通業者に対して、必要な要請・指導等を行う。</p> <p>8 交通、警備対策 (1) 警察署の行う警備・交通対策の実施に協力するとともに、必要に応じて警察と調整協議し対策をたてる。 (2) 南海トラフ地震臨時情報が発表された際の運転者のとるべき行動及び民心の安定と混乱防止のための広報を行い周知徹底を図る。 (3) 県が定める緊急輸送道路、本市が定める緊急輸送道路を補完する道路の確認を行う。</p> <p>9 駅周辺混乱防止対策 (1) 駅周辺に発生する滞留者に対して、家族等との安否確認方法や市周辺の地図の配布などによる帰路に関する情報提供、安全な誘導、要配慮者等の保護</p>	



修正後	修正前
<p>などのパニック防止対策を関係機関と協力して行う。</p> <p>10 児童・生徒等の保護対策</p> <p>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の発表に伴い、児童・生徒等の安全確保に万全を期する。</p> <p>資料</p> <p>7-4 大和市災害対策本部条例 7-5 大和市災害対策本部職員の任命に関する規則 7-6 大和市災害対策本部要領</p> <p>第4節 南海トラフ地震臨時情報の伝達</p> <p>南海トラフ地震臨時情報が発表された際に実施する伝達のうち、国や県から市への伝達経路及び市内部での伝達方法について定める。</p> <p>1 南海トラフ地震臨時情報の伝達</p> <pre> graph LR     A[気象庁] -- "(高速 FAX)" --&gt; B[消防庁]     B -- "(県防災行政通信網)" --&gt; C[県]     C -- "(県防災行政通信網)" --&gt; D["市役所 危機管理課 市消防本部 指令課"]     D --&gt; E[危機管理課]     E --&gt; F[市各部]     A --&gt; G[横浜地方気象台]     G -- "(専用回線)" --&gt; C   </pre>	

修正後	修正前
<p>第5節 市民への広報</p> <p>市及び防災関係機関は、市民に対して南海トラフ地震臨時情報等の情報を周知するとともに、的確かつ迅速な広報を実施する。</p> <p>1 南海トラフ地震臨時情報の周知</p> <p>市は、南海トラフ地震臨時情報について、防災行政無線、FM やまと、広報車、消防車等あらゆる手段を講じて地域住民に伝達する。</p> <p>2 広報内容</p> <p>市は、南海トラフ地震臨時情報の発表に伴う混乱の発生を未然に防止し、地震防災応急対策が迅速かつ確に行われ被害を最小限におさえるために、関係機関と協力して以下の内容について広報活動を実施する。なお、外国人等の情報伝達について特に配慮を要する者に対する対応については、様々な広報手段を活用するよう努める。</p> <p>(1) 冷静な行動をとること。</p> <p>(2) テレビ、ラジオ等の情報に注意すること。</p> <p>(3) 家具等の転倒・落下防止措置をとること。</p> <p>(4) 不要不急の火気器具や電熱器具の使用を控えること。</p> <p>(5) 当座の飲料水、食料品等の持出品の準備をすること。</p> <p>(6) 家族との安否確認手段の確認をすること。</p> <p>(7) 危険な場所に近づかないようにすること。</p> <p>(8) その他生活関連情報等、市民が必要とする情報</p> <p>3 広報手段</p> <p>広報は、防災行政無線、広報車、FM やまと、J:COM チャンネル、インタ</p>	

修正後	修正前
<p>ーネット等(市ホームページ、やまとPSメール、緊急速報メール、ヤマトSOS支援アプリ及びヤフー株式会社との協定によるYahoo!サービス)、本市の保有する手段及び協力を得られる各機関等のあらゆる手段を用いて実施するほか、自主防災組織に対して協力を要請する。</p> <p>資料</p> <p>2-6 市防災行政無線(固定系)設置場所一覧表</p> <p>2-7 MCA無線設置場所一覧表</p> <p>2-8 市防災行政無線(戸別受信機)設置場所一覧表</p> <p>第6節 事前避難対策等</p> <p>南海トラフ地震臨時情報が発表された場合、後発地震等の発生を想定し、次の防災対応を行うよう市民等に周知する。</p> <p>1 市民等における南海トラフ地震臨時情報の内容に応じた防災対応</p> <p>南海トラフ地震臨時情報が発表された場合、南海トラフの震源域で想定される後発地震の発生を想定し、次のような防災対応を行うよう市民等に周知する。</p> <p>(1) 巨大地震警戒対応(半割れケース)</p> <p>ア 南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表された場合は、状況に応じて避難等の防災対応を準備・開始する。</p> <p>イ 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合、最初の地震発生から1週間を基本に、国からの呼びかけに応じ、次のような対応を行う。</p>	

修正後	修正前
<p>(ア) 日頃からの地震への備えを再確認する。</p> <p>(イ) 地震発生後の避難では間に合わない可能性のある要配慮者は避難、それ以外の者は避難の準備を整え、個々の状況等に応じて避難する。</p> <p>(ウ) 地震発生後の避難で明らかに避難が完了できない地域の住民は避難する。</p> <p>ウ 最初の地震発生から1週間経過以降2週間経過までの間、次項の巨大地震注意対応を行う。</p> <p>エ 2週間経過後は、国からの呼びかけに応じ、地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う。</p> <p>(2) 巨大地震注意対応（一部割れケース、ゆっくりすべりケース）</p> <p>ア 発生直後、南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合は、状況に応じて防災対応を準備・開始する。</p> <p>イ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が出た場合、最初の地震発生から1週間（ゆっくりすべりの場合は、すべりの変化が収まってから変化していた期間と概ね同程度の期間）を基本に、国からの呼びかけに応じ、日頃からの地震への備えの確認などの対応を行う。</p> <p>ウ 1週間経過後は、国からの呼びかけに応じ、地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う。</p>	

修正後	修正前
<p>2 後発地震等に備えた事前避難</p> <p>(1) 市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、ライフラインや流通機能が稼働していることを踏まえ、地震発生後の避難で明らかに避難が完了できない市民等に対し、以下の事項の周知に努める。</p> <p>ア 住民の避難は、知人・親類宅等への避難が基本であること。</p> <p>イ 食料や生活用品などは、避難者が各自で準備するのが基本であること</p> <p>(2) 市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、後発地震の発生に備え、避難所の確保に努める。</p> <p>第7節 警備対策</p> <p>警察署は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、南海トラフ地震に係る市民の危惧、不安等から発生するおそれのある混乱及び各種の犯罪に対処するため、早期に警備体制を確立し、警察署の総力を発揮して迅速、的確な対策を実施することにより、市民の生命、身体、財産の保護活動に努め、治安維持の万全を期するものとする。</p> <p>1 南海トラフ地震臨時情報発表時の対策</p> <p>警察署が実施すべき南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の対策に係る措置については、おおむね以下に掲げる事項を基準とする。</p> <p>(1) 情報の収集・伝達</p> <p>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、その内容を正確かつ迅速に周知するとともに、これに伴う諸般の情勢を迅速、的確に収集、把握し、民心の安定と混乱の防止を図るため以下の活動を実施</p>	

修正後	修正前
<p>する。</p> <p>ア 県、市町村が行う南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の伝達への協力</p> <p>イ 各種情報の収集</p> <p>ウ 関係機関との相互連絡</p> <p>(2) 広報</p> <p>    民心の安定と混乱防止のため、以下の事項を重点として広報活動を行う。</p> <p>    ア 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の正確な情報</p> <p>    イ 道路交通の状況と交通規制の実施状況</p> <p>    ウ 自動車運転の自粛と自動車運転手のとるべき行動の要領</p> <p>    エ 犯罪の予防等のために住民がとるべき措置</p> <p>    オ 不法事案を防止するための正確な情報</p> <p>    カ その他混乱防止のために必要かつ正確な情報</p> <p>(3) 社会秩序維持</p> <p>    南海トラフ地震災害に係る危惧及び物資の欠乏、将来の生活に対する不安等に起因する混乱並びに窃盗犯、粗暴犯、集団不法事案等を防止するため、以下の活動により社会秩序維持に万全を期する。</p> <p>    ア 正確な情報の収集及び伝達によるパニックの防止及び流言飛語の防止</p> <p>    イ 民心の不安を助長する窃盗犯、暴力犯、経済犯等の予防、取締り</p> <p>    ウ 危険物による犯罪又は被害発生防止のための予防、取締り</p> <p>    エ 避難に伴う混乱等の防止と人命の保護</p> <p>    オ 避難場所、重要施設等の警戒</p>	

修正後	修正前
<p>カ 民間防犯活動等に対する指導</p> <p>第8節 交通・ライフライン対策</p> <p>防災関係機関は、南海トラフ地震臨時情報発表時における防災対応を定める。                      ここでは、それぞれの機関が講ずる対策の項目について掲載する。</p> <p>1 関係機関の対策項目</p> <p>(1) 鉄道機関</p> <p>ア 顧客等に対する南海トラフ地震臨時情報等の伝達</p> <p>イ 安全性に留意した運行に関する措置</p> <p>(2) 電力関係機関</p> <p>ア 防災体制の確立</p> <p>イ 電力の緊急融通の確認</p> <p>ウ 電力施設の予防措置の実施</p> <p>(3) ガス関係機関</p> <p>ア 体制の整備</p> <p>イ ガス工作物の巡視・点検及び検査</p> <p>ウ 資機材等の確保及び整備</p> <p>エ LPガス容器の転倒防止等の確認の協力</p> <p>(4) 電話、通信機関</p> <p>ア 防災機関等の重要通信の確保</p> <p>イ 発災時の対応の確認</p> <p>ウ 災害復旧資機材の点検</p>	

修正後	修正前
<p>第9節 児童・生徒等の保護対策</p> <p>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の発表に伴い、学校等においては、園児、児童、生徒（以下「児童等」という）の生命身体の安全確保に万全を期するとともに、緊急事態に備えて迅速、的確に対応できる避難、誘導計画等を定める。</p> <p>1 計画の基本方針</p> <p>(1) 児童等の生命身体の安全確保を最優先とすること。</p> <p>(2) 学校等の所在する地域の諸条件等を考慮すること。</p> <p>(3) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表に迅速に対応できるものであること。</p> <p>(4) 児童等の行動基準並びに教職員の行動が明確にされていること。</p> <p>(5) 全職員の共通理解がなされ、個々の分担が明確にされていること。</p> <p>(6) 児童等の引き渡しについては、保護者に十分理解されているものであること。</p> <p>2 学校等の対応</p> <p>(1) 市教育委員会は、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合には、所要の組織をもって直ちに学校等との連携を図る。</p> <p>(2) 校長等は対策本部を設置し、情報の把握に努め的確な指揮に当たる。</p> <p>(3) 児童等の生命・身体の安全確保を図り、安全が確保されるまでは学校で保護する。公共交通機関の運行中止により保護者が帰宅できないことも想定されることから、児童等の帰宅に際しては、保護者及び代理人へ引き渡すことを原則とし、学校で児童等の安全確保に努める。</p>	



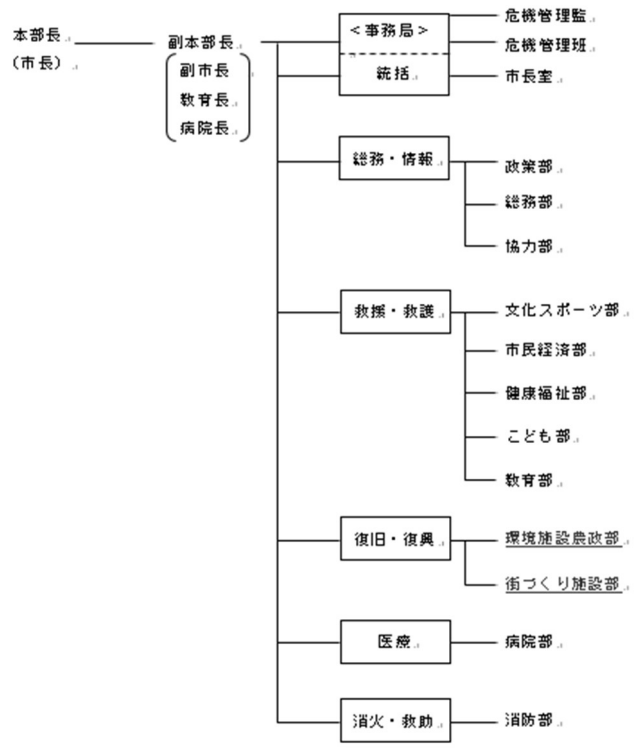
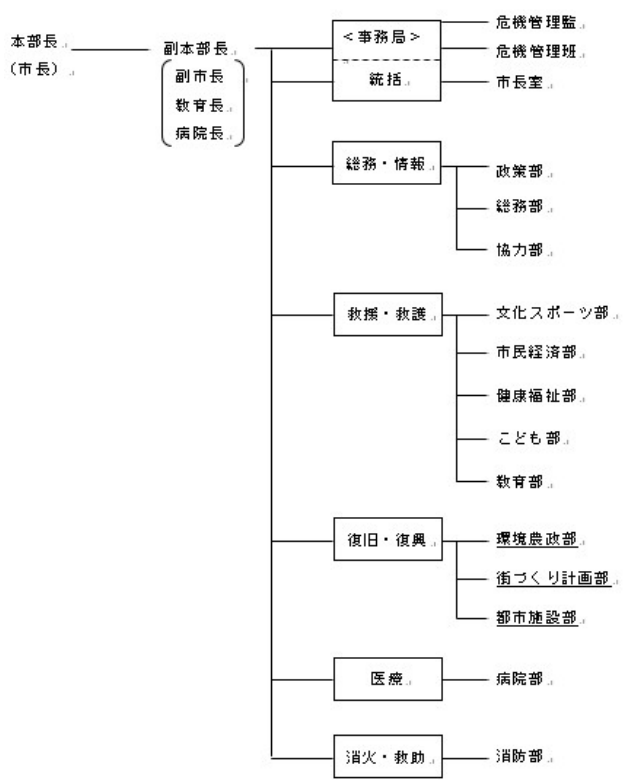
修正後	修正前
<p>(4) 校長等は、教育委員会へ児童等の避難・誘導等の状況を速やかに報告する。</p> <p>(5) 校長等は、校舎等の各施設の保安措置をとる。</p> <p>(6) 児童等の安全確保措置後、初期消火、救護、搬出活動等の防災活動体制をとる。</p> <p>3 教職員の対処、指導基準</p> <p>(1) 学級担任等は、学校防災計画等、あらかじめ決められた方法で、児童等の安全確保を図った後、避難誘導を行う。状況を判断し、児童等を学校内の安全な場所に集める。</p> <p>(2) 安全な場所への避難、誘導に当たっては、氏名、人員、異常の有無等を把握し、的確な指示を行う。</p> <p>(3) 学級担任等は児童等を安全な場所に避難、誘導した後に出席簿等に基づき再度、氏名、人員を確認する。</p> <p>(4) 学級担任等は、保護した児童等及び所在の不明な児童等の名簿を作成して校長に提出するとともに、所在不明な児童等の確認に努める。</p> <p>(5) 障がいのある児童等については、介助体制などの組織により対応する等、十分配慮する。</p> <p>(6) 児童等の保護者への引渡しについては、あらかじめ決められた方法で確実に行う。</p> <p>(7) 交通機関利用者、留守家庭等で引き渡し又は帰宅できない児童等については、住所、氏名、人員等を確実に把握し、学校等で引き続き保護する。</p> <p>(8) 児童等の安全を確保したのち、対策本部の指示により防災活動に当たる。</p> <p>(9) 幼稚園、保育所等については小・中学校に準じる。</p>	

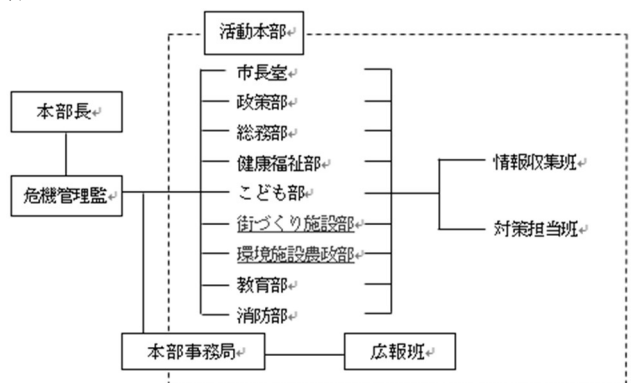
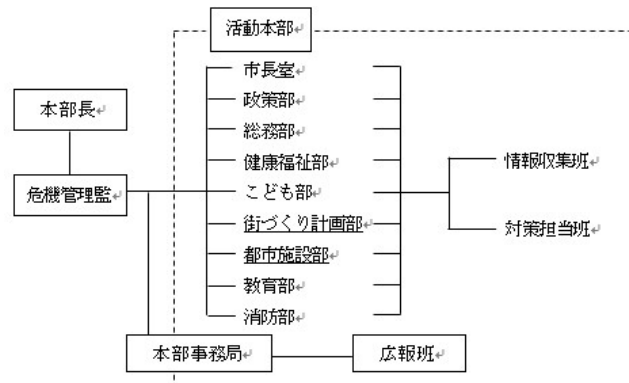
修正後	修正前
<p>4 登下校時、又は在宅時に南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発令された場合の対応</p> <p>(1) 登下校時に南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合は、安全に注意しながら登校又は下校の判断を行うよう指導する。</p> <p>(2) 交通機関の利用者については、関係責任者の指示に従うよう指導する。</p> <p>(3) 在宅中の場合は、登校せず家族とともに行動するよう指導する。</p> <p>第10節 保健医療救護対策及び社会福祉施設対策</p> <p>各医療機関及び社会福祉施設においては、次の対策に努めるものとする。</p> <p>1 保健医療救護対策</p> <p>各医療機関は、地震発生に備え、それぞれ地震防災応急対策を実施し、保健医療救護機能の維持に努めるものとする。</p> <p>(1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時の措置</p> <p>ア 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の周知</p> <p>医療機関の長は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたことについて、医師等の職員及び外来患者等に対して周知徹底を図る。</p> <p>イ 医療機関の防災指導</p> <p>医療機関の長は、地震防災対策本部を設置するとともに、消火設備、避難設備及び自家発電装置等の点検並びに医療器械、備品、薬品等の転倒落下、移動の防止及び出火防止対策を実施する。</p> <p>ウ 入院患者等の安全確保</p> <p>医療機関の長は、入院患者等の安全確保措置を講ずる。</p> <p>エ 診療</p>	

修正後	修正前
<p>地域医療の確保のため、施設や設備の安全対策を講じたうえで、診療を継続できるものとする。</p> <p>(2) 医療救護班の編成待機                  救護所スタッフに指定されている医師、看護師等は、救護所への参集に備える。</p> <p>(3) 医療機関に対する要請                  災害の発生に備え、健康福祉部は、市内の医療機関に対し機能の確保と医療活動の継続強化を図るように協力を求めるとともに、次の措置をとるよう要請する。</p> <p>ア 地震災害による救急患者の受入体制の準備                  イ 空床の確保                  ウ 応急救護体制の編成</p> <p>2 社会福祉施設の対策</p> <p>(1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時の措置                  社会福祉施設は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、利用者の生命・身体の安全確保に万全を期すため次の措置をとる。</p> <p>ア 施設設備の点検                  イ 落下物等の防止措置                  ウ 飲料水、食料等の確保                  エ 関係機関、保護者との連絡体制の確保                  オ 土砂災害（特別）警戒区域等に近接する施設での避難準備体制の確保</p> <p>(2) 後発地震への備え</p>	

修正後	修正前
<p>入所者等の保護等については、施設の耐震性、周囲の土砂災害（特別）警戒区域等の分布を考慮し、避難誘導等に配慮する。</p> <p>第11節 事業所等の措置</p> <p>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時の事業所の対応について定める。</p> <p>1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の事業所の対応</p> <p>(1) 防火管理者、保安管理者などを中心に、地震災害を防止し又は軽減するための体制を確立する。</p> <p>(2) テレビ・ラジオ等から情報を正確に入手し、顧客、従業員等に迅速、正確に伝達する。</p> <p>(3) 防災計画等に定められた分担に従って、地震災害を防止し又は軽減するため、次の措置を講ずる。</p> <p>ア 火気使用設備等地震発生により出火原因になるものについては、原則として使用を中止する。</p> <p>イ 建物の防火上又は避難において重要な施設及び消防用設備等を点検する。</p> <p>ウ 薬品類、危険物などの流出、漏えい防止を行う。</p> <p>エ 商品、事務機器及び窓ガラス等の転倒、落下防止を行う。</p> <p>(4) 火気使用店舗は原則として営業を自粛する。</p> <p>(5) 飲料水、食料品、医薬品等を確保する。</p> <p>(6) その他必要と思われる措置を講ずる。</p>	

修正後	修正前
<p>2 事務所等の従業員の帰宅措置</p> <p>一般の事業所においては、応急保安措置を講じた後は、できるだけ通常の勤務体制をとることを原則とする。やむを得ず従業員を帰宅させる場合は、従業員数、最寄の駅及び道路交通状況、南海トラフ地震臨時情報が発表された時刻等を考慮して、帰宅経路に係る状況を確認したうえ、退社をさせる。</p>	

	修正後	修正前
19 1 頁 第1節 防災組織 1 大和市 (1) 略 ⑤ (2) 大和市災害対策本部 ア～イ 略 ウ 組織	<p style="text-align: center;">第3編 風水害対策計画編 第1章 災害予防対策計画</p> <p style="text-align: center;">第1節 防災組織</p> <p style="text-align: center;">1 大和市</p> <p style="text-align: center;">(1) 略</p> <p style="text-align: center;">⑤ (2) 大和市災害対策本部</p> <p style="text-align: center;">ア～イ 略</p> <p style="text-align: center;">ウ 組織</p> 	<p style="text-align: center;">第3編 風水害対策計画編 第1章 災害予防対策計画</p> <p style="text-align: center;">第1節 防災組織</p> <p style="text-align: center;">1 大和市</p> <p style="text-align: center;">(1) 略</p> <p style="text-align: center;">(2) 大和市災害対策本部</p> <p style="text-align: center;">ア～イ 略</p> <p style="text-align: center;">ウ 組織</p> 

修正後	修正前
<p>(3) 大和市災害警戒本部 ア～イ 略 ウ 組織</p>  <p>(4) <u>大和市災害調整会議</u> ア 設置の根拠 大和市災害調整会議要領 イ 略 ウ 健康福祉総務課長、こども総務課長、街づくり計画課長、<u>道路管理課長</u>、<u>下水道・河川施設課長</u>、教育総務課長、警防課長、危機管理課長、危機管理監をもって構成する。 2～4 略</p>	<p>(3) 大和市災害警戒本部 ア～イ 略 ウ 組織</p>  <p>(4) <u>大和市災害警戒本部設置事前準備会議</u> ア 設置の根拠 大和市災害警戒本部設置事前準備会議要領 イ 略 ウ 健康福祉総務課長、こども総務課長、街づくり計画課長、<u>土木管理課長</u>、<u>河川・下水道整備課長</u>、教育総務課長、警防課長、危機管理課長、危機管理監をもって構成する。 2～4 略</p>

	修正前
<p style="text-align: center;">修正後</p> <p>第2節 <u>市街地</u>の防災対策</p> <p>人々が安心して生活し、社会・経済活動を行っていく前提としては、<u>市街地</u>の安全性の確保が基本である。しかし、近年の都市化の進展に伴い、土地利用形態が大きく変化してきており、本来土地の持つ保水・遊水機能が減少し、都市型水害発生の危険性が増している。</p> <p>本市では、災害から市民の生命と財産を守るために、土地利用の規制、誘導、市街地の整備、防災基盤施設の整備等、都市計画との連携のもとに災害に強い安全なまちづくりを推進する。</p> <p>1～2 略</p> <p>④ 3 防火地域、準防火地域の指定</p> <p><u>防火地域については、原則として、容積率400%以上の区域に定める。なお、容積率300%以上の区域で都市防災の観点から必要があれば、積極的に指定する。</u></p> <p><u>準防火地域については、原則として、容積率300%以上の区域、建蔽率80%以上の区域並びに準工業地域、工業地域及び工業専用地域を除く区域のうち、建蔽率50%以上で、かつ、容積率80%以上の区域に定める。なお、準工業地域については、土地利用の実態上特に必要のある区域について指定する。</u></p> <p><u>令和5年2月には、第一種低層住居専用地域の全域に準防火地域を拡大した。</u></p> <p><u>防火地域・準防火地域の指定のない地域については、市街地の状況を把握し、指定の要否を検討するなど、防火上の有効な規制に努める。</u></p> <p>なお、<u>防火地域や準防火地域内</u>では、耐火建築物、準耐火建築物、その他建築基準法で規定する防火措置を講じた建物の建築を促進するものである。</p>	<p style="text-align: center;">修正前</p> <p>第2節 <u>都市</u>の防災対策</p> <p>人々が安心して生活し、社会・経済活動を行っていく前提としては、<u>都市</u>の安全性の確保が基本である。しかし、近年の都市化の進展に伴い、土地利用形態が大きく変化してきており、本来土地の持つ保水・遊水機能が減少し、都市型水害発生の危険性が増している。</p> <p>本市では、災害から市民の生命と財産を守るために、土地利用の規制、誘導、市街地の整備、防災基盤施設の整備等、都市計画との連携のもとに災害に強い安全なまちづくりを推進する。</p> <p>1～2 略</p> <p>3 防火地域、準防火地域の指定</p> <p><u>現在、市では、都市計画法で定められた用途地域のうち、容積率400%以上の商業地域には防火地域を、工業系用途地域を除く建ぺい率60%以上かつ容積率200%以上の用途地域には準防火地域を指定している。</u></p> <p><u>市は準防火地域の指定に加え、新たな防止上有効な規制に努める。</u></p> <p>なお、<u>これらの地域内</u>では、耐火建築物、準耐火建築物、その他建築基準法で規定する防火措置を講じた建物の建築を促進するものである。</p>



修正後				修正前			
令和5年2月現在				平成28年10月現在			
種類	面積	対象	構造	種類	面積	対象	構造
防火地域	約45ha	階数が3以上又は延べ面積が100㎡を超えるもの	耐火建築物又は延焼防止建築物 (令136条の2第1項1号)	防火地域	約45ha	階数が3以上又は延べ面積が100㎡を超えるもの	耐火建築物
商業地域		階数が2以下かつ延べ面積が100㎡以下のもの	準耐火建築物又は準延焼防止建築物※1 (令136条の2第1項2号)	商業地域		階数が2以下かつ延べ面積が100㎡以下のもの	耐火建築物又は準耐火建築物
準防火地域	約1,584ha	地階を除く階数が4以上又は延べ面積が1,500㎡を超えるもの	耐火建築物又は延焼防止建築物 (令136条の2第1項1号)	準防火地域	約879ha	地階を除く階数が4以上又は延べ面積が1,500㎡を超えるもの	耐火建築物
近隣商業地域 準住居地域 第一種・第二種住居地域 第一種中高層住居専用地域 第一種低層住居		地階を除く階数が3以下で延べ面積が1,500㎡以下のもの 下記①、②を除く	準耐火建築物又は準延焼防止建築物※1 (令136条の2第1項2号)	近隣商業地域 準住居地域 第一種・第二種住居地域 第一種中高層住居専用地域		延べ面積が500㎡を超え、1500㎡以下のもの	耐火建築物又は準耐火建築物

修正後				修正前			
専用地域		①地階を除く階数が2以下で延べ面積が500㎡以下 (木造建築物等に限る)	防火構造(延焼のおそれのある部分、外壁、軒裏)及び片面20分防火設備又は同等の性能を有するもの ※2 (令136条の2第1項3号)			地階を除く階数が3であるもの	耐火建築物、準耐火建築物又は(注1)開口部制限木造建築物
		②地階を除く階数が2以下で延べ面積が500㎡以下 (非木造建築物等に限る)	片面20分防火設備(延焼のおそれのある部分)又は同等の性能を有するもの ※2 (令136条の2第1項4号)			上記以外の木造建築物の外壁及び軒裏で延焼のおそれがある部分	防火構造
※1：耐火建築物・延焼防止建築物を含む ※2：耐火建築物・延焼防止建築物・準耐火建築物・準延焼防止建築物を含む				(注1) 開口部制限木造建築物 <u>外壁の開口部の構造及び面積、主要構造部の防火の措置、その他の事項について防火上必要な政令で定める技術的基準に適合する建築物</u>			
4～6 略 7 市街地の整備				4～6 略 7 市街地の整備			

修正後							修正前						
(1) 土地区画整理事業の推進							(1) 土地区画整理事業の推進						
番号	名称	事業主体	面積	施行年度	認可公告年月日	換地処分公告日	番号	名称	事業主体	面積	施行年度	認可公告年月日	換地処分公告日
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
11	渋谷(南部地区)土地区画整理事業	市	42.0ha	H5~	H5.12.1	<u>H30.6.29</u>	11	渋谷(南部地区)土地区画整理事業	市	42.0ha	H5~	H5.12.1	
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
<u>16</u>	<u>下福田土地区画整理事業</u>	<u>組合</u>	<u>3.9ha</u>	<u>H28~R1</u>	<u>H28.5.23</u>	<u>R1.12.24</u>	(新設)						
<u>17</u>	<u>下鶴間山谷南土地区画整理事業</u>	<u>組合</u>	<u>3.9ha</u>	<u>H28~R1</u>	<u>H29.2.15</u>	<u>R1.10.25</u>	<p>なお、老朽住宅等が密集する住宅市街地〔渋谷(南部地区)土地区画整理事業地内等〕においては、土地区画整理事業との整合性を図りつつ、「住宅市街地総合整備事業」制度を活用して、老朽住宅等の建て替えを促進し、併せて住環境の整備を行い、もって災害に強い市街地の形成に努める。</p>						
(削除)													
(2) ~ (3) 略							(2) ~ (3) 略						
(4) 不燃化の促進							(4) 不燃化の促進						
<p>火災の延焼を減少、遮断させるため、防火・準防火地域の指定と併せて建築物の不燃化を促進する。また、木造住宅が密集している地域での延焼被害の拡大を防ぐため、防火対策の施されていない住宅については、建物の不燃化工事や建て替えを促すなど、不燃化の必要性について、啓発を図る。</p>							<p>火災の延焼を減少、遮断させるため、防火・準防火地域の指定と併せて建築物の不燃化を促進する。また、木造住宅が密集している地域での延焼被害の拡大を防ぐため、防火対策の施されていない住宅については、建物の不燃化工事や建て替えを促すなど、不燃化の必要性について、啓発を図る。</p>						
<u>(削除)</u>							<p>なお、防火・準防火地域内の、大型店舗、ホテル等の不特定多数の人が集まる既存建築物については、建築基準法第12条の規定に基づく定期報告制</p>						

修正後	修正前
<p>8 落下物対策</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 窓ガラスの飛散・落下防止、屋外広告物等の落下防止</p> <p>ア 略</p> <p>イ <u>落下物対策の推進</u></p> <p><u>建築物の窓ガラス、外壁や広告物の落下は人命を危機にさらすだけでなく、避難、救援活動の障害となるため、建築基準法第12条の規定に基づく定期報告制度等を活用して必要な改善指導を行い、落下物対策の推進を図る。</u></p> <p>9～10 略</p> <p>第3節 水害予防対策</p> <p>1 治水対策</p> <p>(1)(2) 略</p> <p>② (3) 危険箇所等の周知</p> <p>市は、県が公表する浸水想定区域、土砂災害(特別)警戒区域等をハザード</p>	<p><u>度を活用して必要な改善指導を行い防火の促進を図る。</u></p> <p>8 落下物対策</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 窓ガラスの飛散・落下防止、屋外広告物等の落下防止</p> <p>ア 略</p> <p>イ <u>落下危険物の実態調査</u></p> <p><u>本市は落下危険物の実態を把握し、必要な措置を講ずるよう適切な指導を行う。</u></p> <p><u>落下危険物の実態調査は、以下により実施する。</u></p> <div data-bbox="1283 730 2139 1066" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><u>調査対象：避難上重要な道路沿いにある3階建以上の建築物</u></p> <p><u>調査項目：窓ガラス</u></p> <p><u>外装材</u></p> <p><u>タイル・レンガ・貼り石</u></p> <p><u>広告塔・看板</u></p> <p><u>高架水槽、冷却塔、ウインド型エアコン等の機器類</u></p> </div> <p>9～10 略</p> <p>第3節 水害予防対策</p> <p>1 治水対策</p> <p>(1)(2) 略</p> <p>(3) 危険箇所等の周知</p> <p>市は、県が公表する浸水想定区域、土砂災害警戒区域等をハザードマップ</p>

	修正後	修正前
④	<p>ドマップ作成等により市民に周知し、避難体制の整備に努める。</p> <p>2 崩壊危険地の災害防止</p> <p>(1) <u>急傾斜地崩壊危険区域</u></p> <p>本市には、神奈川県が「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年7月1日法律第57号)」により指定する区域はない。 <u>(削除)</u></p> <p>② (2) 土砂災害(特別)警戒区域</p> <p>神奈川県は、土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年5月18日法律第57号。以下、「土砂災害防止法」という。)第七条第一項に基づき、市域内 <u>38</u> 区域を土砂災害警戒区域として指定し、<u>そのうち 27 区域を土砂災害特別警戒区域として指定した。</u>いずれも「急傾斜地の崩壊」に該当する斜面として指定されている。</p> <p><u>これらの区域に対しては、防災パトロール等を実施するとともに、警戒避難体制を整備する。</u></p> <p>(3) 住民等に対する措置</p> <p>土砂災害(特別)警戒区域について、その土地管理者等に対して必要に応じて防災措置をとることを指導する。また、周辺住民に対し、<u>危険区域</u>及び</p>	<p>作成等により市民に周知し、避難体制の整備に努める。</p> <p>2 崩壊危険地の災害防止</p> <p>(1) <u>急傾斜地崩壊区域等</u></p> <p><u>ア 急傾斜地崩壊危険区域</u></p> <p>本市には、神奈川県が「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年7月1日法律第57号)」により指定する区域はない。</p> <p><u>イ 急傾斜地崩壊危険箇所</u></p> <p><u>本市に所在する急傾斜地崩壊危険箇所は、平成14年度の県の調査においては12箇所が該当しており、その後、よう壁等の安全対策を市で講じ、現在11箇所となっている。</u></p> <p><u>これら危険箇所に対しては、防災パトロール等を実施し、必要に応じて適正な改善措置あるいは避難措置の対策を講ずる。</u></p> <p>(2) 土砂災害警戒区域</p> <p>神奈川県は、土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年5月18日法律第57号。以下、「土砂災害防止法」という。)第七条第一項に基づき、市域内 <u>41</u> 区域を土砂災害警戒区域として指定した。<u>いずれも「急傾斜地の崩壊」に該当する斜面として指定されている。</u></p> <p>(3) 住民等に対する措置</p> <p>急傾斜地危険箇所及び土砂災害警戒区域について、その土地管理者等に対して必要に応じて防災措置をとることを指導する。また、周辺住民に対し、</p>

	修正後	修正前
	<p><u>避難場所等の情報を提供し、災害の防止に努める。</u></p> <p>3 略</p> <p>第4節 略</p> <p>⑥ 第5節 土砂災害予防対策</p> <p>集中豪雨等による<u>急傾斜地の崩壊から生命及び財産等を守るため、土砂災害のおそれのある区域を把握し、警戒避難体制を整備するとともに、急傾斜地崩壊対策事業を推進する。</u></p> <p>1 急傾斜地崩壊対策</p> <p>急傾斜地崩壊危険区域は、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条の規定により、県知事が急傾斜地崩壊危険区域を指定することになっている。</p> <p><u>本市には、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律により指定された急傾斜地崩壊危険区域はない。</u></p>	<p><u>危険箇所及び避難所等の情報を提供し、災害の防止に努める。</u></p> <p>3 略</p> <p>第4節 略</p> <p>第5節 土砂災害予防対策</p> <p>集中豪雨等による<u>急傾斜地の崩壊、地すべり、土石流等から生命及び財産等を守るため、土砂災害のおそれのある区域を把握し、警戒避難体制を整備するとともに、急傾斜地崩壊対策事業地すべり対策事業を推進する。</u></p> <p>1 急傾斜地崩壊対策</p> <p>急傾斜地崩壊危険区域は、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条の規定により、県知事が急傾斜地崩壊危険区域を指定することになっている。</p> <p><u>本市に所在する急傾斜地崩壊危険箇所は、平成14年度の県の調査においては12箇所であったが、その後、よう壁等の安全対策を市で講じ、現在11箇所となっている。その内危険区域として急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律により、指定された急傾斜地はない。</u></p> <p><u>しかしながら、これら危険箇所に対しては、防災パトロール等を実施し、必要に応じて適正な改善措置あるいは避難措置の対策を講ずる。</u></p>
	<p>② 2 土砂災害(特別)警戒区域対策</p> <p>神奈川県は、土砂災害防止法第七条第1項に基づき、市域内の<u>38区域を土砂災害警戒区域として指定し、そのうち27区域を土砂災害特別警戒区域として指定した。</u>いずれも「急傾斜地の崩壊」に該当する斜面として指定されている。市は、土砂災害(特別)警戒区域ごとに、警戒避難体制を整備する。</p>	<p>2 土砂災害警戒区域対策</p> <p>神奈川県は、土砂災害防止法第七条第1項に基づき、市域内の<u>41区域を土砂災害警戒区域として指定した。</u>いずれも「急傾斜地の崩壊」に該当する斜面として指定されている。市は、土砂災害警戒区域ごとに、警戒避難体制を整備する。</p>

	修正後	修正前
①	<p>3 警戒避難体制の整備</p> <p>(1) 避難指示等発令基準</p> <p>避難指示等の発令にあたっては、大雨時の避難そのものに危険が伴うこと等を考慮し、台風等による豪雨や暴風の襲来が予測される場合には早期に発令するなど、土砂災害警戒情報も活用し、総合的に判断する。本市の地形、地質を十分に調査し、台風及び集中豪雨等によるがけ崩れ、洪水等の危険が予想される箇所を把握し、災害の未然防止及び被害軽減の予防対策を推進する。</p> <p>第6節 略</p> <p>第7節 公共施設等の安全確保対策</p> <p>1 道路施設等の整備</p> <p>道路管理者は、交通機能確保を重点に、道路の安全性の強化や<u>道路構造物等</u>の防災施設の整備を図っているが、今後、更に道路施設の安全強化を推進する。</p> <p>(1) 道路の整備</p> <p>道路管理者は、災害時における道路機能を確保するため管理道路について、<u>のり面等道路構造物の危険箇所調査</u>を実施し、対策工事の必要箇所を把握するとともに、対策事業の実施を図る。</p> <p>2 略</p>	<p>3 警戒避難体制の整備</p> <p>(1) 避難勧告等発令基準</p> <p>避難勧告等の発令にあたっては、大雨時の避難そのものに危険が伴うこと等を考慮し、台風等による豪雨や暴風の襲来が予測される場合には早期に発令するなど、土砂災害警戒情報も活用し、総合的に判断する。本市の地形、地質を十分に調査し、台風及び集中豪雨等によるがけ崩れ、洪水等の危険が予想される箇所を把握し、災害の未然防止及び被害軽減の予防対策を推進する。</p> <p>第6節 略</p> <p>第7節 公共施設等の安全確保対策</p> <p>1 道路施設等の整備</p> <p>道路管理者は、交通機能確保を重点に、道路の安全性の強化や<u>のり面等</u>の防災施設の整備を図っているが、今後、更に道路施設の安全強化を推進する。</p> <p>(1) 道路の整備</p> <p>道路管理者は、災害時における道路機能を確保するため管理道路について、<u>のり面等危険箇所調査</u>を実施し、対策工事の必要箇所を把握するとともに、対策事業の実施を図る。</p> <p>2 略</p>
⑥	<p>3 上水道の整備</p> <p>(1) 上水道施設</p> <p>県営水道は、関係事業者間の連携、応援協力体制の整備などを進める。</p>	<p>3 上水道の整備</p> <p>(1) 上水道施設</p> <p>県営水道は、<u>台風等による電力供給停止に伴う長時間の停電に備え、浄水場における、非常用予備発電設備及び加圧ポンプ所非常用発電設備の設置を進める</u>また、災害時に異なる水源間の相互融通を可能とするための施設設備</p>

	修正後	修正前
⑤	<p>(2) 略</p> <p>4 下水道の整備</p> <p>(1) 排水施設の整備</p> <p><u>都市的土地利用の進展等により局地的な浸水が生じている地域を始め、今後集積度が高まり雨水の流出量が増加する地域に対しても浸水の解消に向けて、雨水の貯留・浸透を考慮した雨水整備を推進していく。</u></p> <p>5 電気設備の整備</p> <p><u>東京電力パワーグリッド株式会社は、災害が発生した場合の被害拡大防止のため、電気設備の災害予防措置に努める。</u></p> <p>6 都市ガス施設の整備</p> <p><u>東京ガスネットワーク(株)は、大規模なガス漏えい等を防止するため、ガス遮断装置の設置、感震遮断機能を有するガスメーター又は緊急遮断装置の設置を推進する。また、災害時の情報連絡、指令、報告等を迅速に行うとともに、ガス工作物の遠隔監視・操作を的確に行うため、無線通信設備等の通信設備を整備する。</u></p> <p>7～8 略</p> <p>第8節～第9節 略</p> <p>第10節 避難対策</p>	<p><u>を進めるとともに関係事業者間の連携、応援協力体制の整備などを進める。</u></p> <p>(2) 略</p> <p>4 下水道の整備</p> <p>(1) 排水施設の整備</p> <p><u>都市の集積等により局地的な浸水が生じている地域を始め、今後集積度が高まり雨水の流出量が増加する地域に対しても浸水の解消に向けて、雨水の貯留・浸透を考慮した雨水整備を推進していく。</u></p> <p>5 電気施設の整備</p> <p><u>東京電力パワーグリッド株式会社は災害に強い電力設備づくりとして、送電系統の二重三重のネットワーク化を進めるとともに、安全強化対策をさらに推進に努める。</u></p> <p><u>また、防災性の向上に一層取り組むと同時に、あらかじめ被災時の復旧システムの充実強化に取り組む。</u></p> <p>6 都市ガス施設の整備</p> <p><u>東京ガス(株)は、大規模なガス漏えい等を防止するため、ガス遮断装置の設置、感震遮断機能を有するガスメーター又は緊急遮断装置の設置を推進する。また、災害時の情報連絡、指令、報告等を迅速に行うとともに、ガス工作物の遠隔監視・操作を的確に行うため、無線通信設備等の通信設備を整備する。</u></p> <p>7～8 略</p> <p>第8節～第9節 略</p> <p>第10節 避難対策</p>



	修正後	修正前
①	<p>1 避難計画の策定</p> <p>(1) 市は、災害時に安全かつ迅速な避難が行えるよう、次の事項を内容とした避難計画を策定する。</p> <p>ア <u>高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保を発令する状況</u></p> <p>イ <u>高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の伝達方法</u></p> <p>ウ 略</p> <p>⑦ エ <u>浸水想定区域内に所在する地下街等及び避難にあたって防災上の配慮を要する施設名称及び所在地</u></p> <p>オ 略</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>2 避難場所等</p> <p>(1) 避難場所等の区分</p> <p><u>災害時における避難場所等について、災害の危険が切迫した場合における緊急の避難場所と、被災者が一定期間滞在して避難生活をするための避難所とを区別する。</u></p> <p>避難対策を円滑に実施するため、避難場所等に指定される施設の管理者と協定を締結するなど、避難場所等の確保に努める。災害の種類やその発</p>	<p>1 避難計画の策定</p> <p>(1) 市は、災害時に安全かつ迅速な避難誘導が行えるよう、次の事項を内容とした避難計画を策定する。</p> <p>ア <u>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）を発令する状況</u></p> <p>イ <u>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の伝達方法</u></p> <p>ウ 略</p> <p>エ <u>浸水想定区域内に所在する地下施設等及び避難にあたって防災上の配慮を要する施設名称及び所在地</u></p> <p>オ 略</p> <p><u>カ 避難地への経路及び誘導方法</u></p> <p><u>キ 避難地等の整備に関する事項</u></p> <p><u>(ア) 収容施設</u></p> <p><u>(イ) 情報伝達施設</u></p> <p><u>(ウ) 医療救護所施設</u></p> <p><u>ク 避難の心得、知識の普及啓発に関する事項</u></p> <p>2 避難場所</p> <p>(1) 避難場所の区分</p> <p>(新設)</p> <p>避難対策を円滑に実施するため、避難場所に指定される施設の管理者と協定を締結するなど、避難場所の確保に努める。災害の種類やその発生形</p>

修正後					修正前						
生形態によって避難の方法は大きく異なるので、その機能を十分活用できるように整備に努め、防災訓練等を通じて市民に対し周知徹底を図る。					態によって避難の方法は大きく異なるので、その機能を十分活用できるように整備に努め、防災訓練等を通じて市民に対し周知徹底を図る。						
【避難場所等の区分】					【避難場所の区分】						
区分	避難場所等の性格			指定主体	具体的な場所	区分	避難場所の性格			指定主体	具体的な場所
略	略			略	略	略	略			略	略
	(削除)					一時避難 場所	災害の発生により、まず避難して、災害の状況と住民同士の安否を確認し、地域内で助け合う拠点となる場所			各自主防 災会が指 定	近くの公園、空地、学校等のオープンスペース
	(削除)					広域避難 場所	大火災の発生という最悪の状況下で、火災が延焼しても輻射熱や煙に冒されることなく安全が確保できる場所			県の定める基準により市が指定	資料3-2
指定 生活 避難 所	避難 生活 施設	災害に伴い家屋の倒壊、焼失により帰宅できない被災者が臨時に生活を行う収容施設		市が指定	資料3-3	指定 生活 避難 所	避難 生活 施設	災害に伴い家屋の倒壊、焼失により帰宅できない被災者が臨時に生活を行う収容施設		市が指定	資料3-3
	福祉 避難 所	避難生活施設に収容することが困難な要配慮者等を収容するための施設		市が指定	資料3-3		特定 指定 避難 所	避難生活施設に収容することが困難な要配慮者等を収容するための施設		市が指定	資料3-3

修正後				修正前			
一時滞在施設	帰宅困難者に休憩場所や情報の提供を実施する受け入れ施設	市が指定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・やまと芸術文化ホール</li> <li>・各学習センター〔北部文化・スポーツ・子育てセンター（大和市民交流拠点ポラリス）含む〕</li> <li>・協定締結先の市内事業所</li> </ul>	一時滞在施設	帰宅困難者に休憩場所や情報の提供を実施する受け入れ施設	市が指定	<ul style="list-style-type: none"> <li>やまと芸術文化ホール</li> <li>各学習センター（林間を除く）及び協定締結先の市内事業所</li> </ul>
<p>(2) 略</p> <p>3 避難場所等の指定</p> <p>避難場所等は事前に指定し、市民に対し十分に周知することにより災害時に備える。</p> <p>また、各避難場所等には、区分、性格を表示し市内通過者に対しても配慮する必要がある。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(1) 指定緊急避難場所</p> <p>災害が発生した場合に安全かつ迅速な避難を行うため、災害対策基本法49条の4に基づき政令で定める基準に適合する場所又は施設であり、異常な現象の種類ごとに定める。</p>				<p>(2) 略</p> <p>3 避難場所の指定</p> <p>避難場所は事前に指定し、市民に対し十分に周知することにより災害時に備える。</p> <p>また、各避難場所には、区分、性格を表示し市内通過者に対しても配慮する必要がある。</p> <p>(1) 一時避難場所</p> <p>災害の発生により、まず避難して、災害の状況と住民同士の安否を確認し、地域内で助け合う拠点となる場所で、各自主防災会等が指定する。共助の重要性から、必ずしも避難が必要な住民のみではなく、救助活動を行うことができる住民も集合する。</p> <p>(2) 指定緊急避難場所</p> <p>災害が発生した場合に安全かつ迅速な避難を行うため、災害対策基本法49条の4に基づき政令で定める基準に適合する場所又は施設であり、異常な現象の種類ごとに定める。</p>			

修正後	修正前
<p><u>(削除)</u></p>	<p><u>(3) 広域避難場所</u></p> <p><u>ア 広域避難場所は、本市が「神奈川県大震火災避難対策計画」の基準により選 定し指定する。</u></p> <p><u>選定基準は、次のとおりである。</u></p> <p><u>(ア) 純木造密集市街地から 300m、木造建物疎開地では 200m以上、耐火 建物から 50m以上離れた空地であること。</u></p> <p><u>(市街地の延焼から人命を守るために必要な空地距離は、正面無限の純木 造密集市街地の場合、人間の許容輻射熱 2,050kcal/b から考えると安全 距離は 300mである。)</u></p> <p><u>(イ) 空地の面積は、原則として 10,000 ㎡以上であること。</u></p> <p><u>(ウ) 収容人員は、当該地区の要避難住民を収容できることとし、1人当り の必要面積は、原則として 2 ㎡とする。ただし、避難住民の収容数に満 たず、加えて他の避難地を選定することが不可能な場合は、1人当りの 面積を最小 1 ㎡とする。</u></p> <p><u>イ 広域避難場所の指定及び変更・解除</u></p> <p><u>広域避難場所の指定及び変更・解除の手続は、次により行う。</u></p> <p><u>(ア) 広域避難場所の指定</u></p> <p><u>市長は、地域人口と他の避難場所との関係及び当該場所の地目等必 要な調査を行い、避難場所として適していると認めているときは、防災 会議の承認を得てこれを指定する。</u></p> <p><u>なお、自治会・自主防災会毎の地区割りは、広域避難場所までの避難 距離や収容可能人員等を考慮して決定したものであるが、災害時には、 風向や風力あるいは火災の拡大方向等により避難先を決定する必要が</u></p>

修正後	修正前
<p>(2) 指定避難所</p> <p>災害対策基本法第49条の7に基づく指定避難所には、避難生活施設と福祉避難所があり、避難生活施設は、住居等の喪失などが発生した被災者を、収容保護し臨時的に生活を営む施設である。市は、災害時に被害の状況に応じて避難生活施設を開設する。開設する避難生活施設は、災害対策本部長が決定する。避難生活施設の開設、運営の具体的な計画は、本編第2章、11節「避難対策」による。</p> <p>また、市は高齢者、障がい者等の要配慮者を収容するための施設として福祉避難所を指定するほか、設備、体制が整った社会福祉施設等を活用するため、あらかじめ施設管理者と災害時の協定の締結に努める</p> <p>(3) 一時滞在施設 略</p>	<p>ある。</p> <p>(イ) 広域避難場所の変更・解除</p> <p><u>指定広域避難場所が周辺の状況変化等により、収容人員、避難地区等を変更する必要がある場合、又は広域避難場所として適さなくなった場合には、前記(ア)の指定と同一の手続をもってこれを変更、解除する。</u></p> <p>(ウ) 広域避難場所の確保</p> <p><u>本市における人口増加及び住宅地等の開発に伴い、広域避難場所を新たに確保することは困難になりつつある。</u></p> <p><u>このため、公有地はもとより、民有地についても極力安全空間を保つよう協力を求め、開発される場合においてはその計画が避難場所としての条件をみたすよう協力を求めている。</u></p> <p>(4) 指定避難所</p> <p>災害対策基本法第49条の7に基づく指定避難所には、避難生活施設と特定指定避難所があり、避難生活施設は、住居等の喪失などが発生した被災者を、収容保護し臨時的に生活を営む施設である。市は、災害時に被害の状況に応じて避難生活施設を開設する。開設する避難生活施設は、災害対策本部長が決定する。避難生活施設の開設、運営の具体的な計画は、本編第2章、11節「避難対策」による。</p> <p>また、市は高齢者、障がい者等の要配慮者を収容するための施設として特定指定避難所を指定するほか、設備、体制が整った社会福祉施設等を活用するため、あらかじめ施設管理者と災害時の協定の締結に努める</p> <p>(5) 一時滞在施設 略</p>

修正後	修正前
<p>4 避難場所等の安全確保等            避難場所等への誘導、避難後の避難場所等内での安全確保については、次のとおり整備する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 安全誘導の確保  <u>（削除）</u></p> <p>避難生活施設となる施設には、災害時に避難所として利用することを示した案内表示板と太陽光発電による照明の整備に努める。</p> <p>(3) 避難場所等の安全確保</p> <p>ア 学校、病院、工場等防災上重要な施設の管理者は、災害に備えて避難計画をそれぞれ作成し、災害時における避難の万全を期する。また、市は避難場所等となる用地及び施設の管理者と協議し、当該施設の整備及び災害時の運用方法等について理解を求める。</p> <p>イ 情報連絡体制の整備</p> <p>市は各避難場所等に情報を提供できる体制の整備を図るとともに、避難生活施設にMCA無線の設置、防災情報システムの整備、その他情報連絡体制を確保し、避難者の万全な安全管理を期する。また、関係機関に災害時における臨時公衆電話等の回線の確保、整備を図るための協力を求めていく。</p> <p>ウ 略</p> <p>5 浸水想定区域内に所在する地下街等・大規模工場等及び避難にあたって防</p>	<p>4 避難場所の安全確保等            避難場所への誘導、避難後の避難場所内での安全確保については、次のとおり整備する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 安全誘導の確保</p> <p><u>広域避難場所に至る主要道路等には標識柱及び電柱案内板を、広域避難場所の入り口付近には現地案内板を、また、各公共施設にも案内板を設置し、安全誘導の確保を図っていく。</u>避難生活施設となる施設には、災害時に避難所として利用することを示した案内表示板と太陽光発電による照明の整備に努める。</p> <p>(3) 避難場所の安全確保</p> <p>ア 学校、病院、工場等防災上重要な施設の管理者は、災害に備えて避難計画をそれぞれ作成し、災害時における避難の万全を期する。また、市は避難場所となる用地及び施設の管理者と協議し、当該施設の整備及び災害時の運用方法等について理解を求める。</p> <p>イ 情報連絡体制の整備</p> <p>市は各避難場所に情報を提供できる体制の整備を図るとともに、避難生活施設にMCA無線の設置、防災情報システムの整備、その他情報連絡体制を確保し、避難者の万全な安全管理を期する。また、関係機関に災害時における臨時公衆電話等の回線の確保、整備を図るための協力を求めていく。</p> <p>ウ 略</p> <p>5 浸水想定区域内に所在する地下街等・大規模工場等及び避難にあたって防</p>

修正後	修正前																					
<p>災上の配慮を要する施設。</p> <p>市は、水防法第15条に基づく浸水想定区域内の地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）・大規模工場等（大規模な工場及びその他の施設）及び主として高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児等の要配慮者が利用する施設で、洪水時において当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設について、次のとおり、防災対策を行う。</p> <p>(1) 対象施設</p> <p><u>対象施設は、資料編 8-5 水防法及び土砂災害防止法に基づき名称及び所在地を定める施設に示す。</u></p> <p><u>(削除) ※資料編に移行</u></p>	<p>災上の配慮を要する施設</p> <p>市は、水防法第15条に基づく浸水想定区域内の地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）・大規模工場等（大規模な工場及びその他の施設）及び主として高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児等の要配慮者が利用する施設で、洪水時において当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設について、次のとおり、防災対策を行う。</p> <p>(1) 対象施設</p> <p><u>ア 地下街等</u></p> <p><u>本市においては、該当なし。</u></p> <p><u>イ 大規模工場等</u></p> <p><u>本市においては、該当なし。</u></p> <p><u>ウ 要配慮者利用施設</u></p> <p>(ア) <u>社会福祉施設</u></p> <p style="text-align: center;"><u>【境川浸水想定区域】</u></p> <table border="1" data-bbox="1182 1002 2161 1361"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>名 称</th> <th>所 在 地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>大和あけぼの幼稚園</td> <td>下和田 32 番地</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>晃風園ぬくもり</td> <td>深見 1736 番地 2</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>下和田保育園</td> <td>下和田 262 番地</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>ル・リアンふかみ</td> <td>深見 2106 番地 1</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>生きがい工房上和田</td> <td>上和田 2412 番地</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>ワークステーション菜の花</td> <td>深見 941 番地 1</td> </tr> </tbody> </table>	番号	名 称	所 在 地	1	大和あけぼの幼稚園	下和田 32 番地	2	晃風園ぬくもり	深見 1736 番地 2	3	下和田保育園	下和田 262 番地	4	ル・リアンふかみ	深見 2106 番地 1	5	生きがい工房上和田	上和田 2412 番地	6	ワークステーション菜の花	深見 941 番地 1
番号	名 称	所 在 地																				
1	大和あけぼの幼稚園	下和田 32 番地																				
2	晃風園ぬくもり	深見 1736 番地 2																				
3	下和田保育園	下和田 262 番地																				
4	ル・リアンふかみ	深見 2106 番地 1																				
5	生きがい工房上和田	上和田 2412 番地																				
6	ワークステーション菜の花	深見 941 番地 1																				

修正後	修正前																																																
	<p style="text-align: center;"><u>【引地川浸水想定区域】</u></p> <table border="1" data-bbox="1180 328 2166 675"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>名 称</th> <th>所 在 地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>渋谷保育園</td> <td>福田 6002 番地</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>げんきステーションより道一休</td> <td>福田五丁目 26 番地 10</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>グループホーム櫛</td> <td>福田 1842 番地</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>モミヤマ幼稚園</td> <td>福田五丁目 17 番地</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>もみの木保育園</td> <td>福田五丁目 17 番地 1</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>ピンポンデイハッピー渋谷</td> <td>福田 588 番地 1</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">(イ) 学校</p> <p style="text-align: center;"><u>【境川浸水想定区域】</u></p> <table border="1" data-bbox="1180 820 2166 1070"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>名 称</th> <th>所 在 地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>大和東小学校</td> <td>深見 1805 番地</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>上和田中学校</td> <td>上和田 1314 番地 1</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>渋谷中学校</td> <td>下和田 49 番地</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>大和東高校</td> <td>深見 1760 番地</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;"><u>【引地川浸水想定区域】</u></p> <table border="1" data-bbox="1180 1166 2166 1391"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>名 称</th> <th>所 在 地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>福田小学校</td> <td>福田五丁目 22 番地 1</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>下福田小学校</td> <td>福田 570 番地</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>下福田中学校</td> <td>福田 1569 番地 1</td> </tr> </tbody> </table>	番号	名 称	所 在 地	1	渋谷保育園	福田 6002 番地	2	げんきステーションより道一休	福田五丁目 26 番地 10	3	グループホーム櫛	福田 1842 番地	4	モミヤマ幼稚園	福田五丁目 17 番地	5	もみの木保育園	福田五丁目 17 番地 1	6	ピンポンデイハッピー渋谷	福田 588 番地 1	番号	名 称	所 在 地	1	大和東小学校	深見 1805 番地	2	上和田中学校	上和田 1314 番地 1	3	渋谷中学校	下和田 49 番地	4	大和東高校	深見 1760 番地	番号	名 称	所 在 地	1	福田小学校	福田五丁目 22 番地 1	2	下福田小学校	福田 570 番地	3	下福田中学校	福田 1569 番地 1
番号	名 称	所 在 地																																															
1	渋谷保育園	福田 6002 番地																																															
2	げんきステーションより道一休	福田五丁目 26 番地 10																																															
3	グループホーム櫛	福田 1842 番地																																															
4	モミヤマ幼稚園	福田五丁目 17 番地																																															
5	もみの木保育園	福田五丁目 17 番地 1																																															
6	ピンポンデイハッピー渋谷	福田 588 番地 1																																															
番号	名 称	所 在 地																																															
1	大和東小学校	深見 1805 番地																																															
2	上和田中学校	上和田 1314 番地 1																																															
3	渋谷中学校	下和田 49 番地																																															
4	大和東高校	深見 1760 番地																																															
番号	名 称	所 在 地																																															
1	福田小学校	福田五丁目 22 番地 1																																															
2	下福田小学校	福田 570 番地																																															
3	下福田中学校	福田 1569 番地 1																																															



修正後	修正前																														
<p>(2) 略</p> <p>② 6 土災害(特別)警戒区域内に所在する社会福祉施設、学校、医療施設及びその他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設</p> <p>市は、土砂災害防止法第八条第一項第四号に基づき、土砂災害(特別)警戒区域内の社会福祉施設、学校、医療施設及びその他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設について、次のとおり、防災対策を行う</p> <p>⑦ (1) 対象施設</p> <p>対象施設は、資料編 8-5 水防法及び土砂災害防止法に基づき名称及び所在地を定める施設に示す。</p> <p>(削除) ※資料編に移行</p>	<p>(2) 略</p> <p>6 土災害警戒区域内に所在する社会福祉施設、学校、医療施設及びその他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設</p> <p>市は、土砂災害防止法第八条第四項第四号に基づく、土砂災害警戒区域内の社会福祉施設、学校、医療施設及びその他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設について、次のとおり、防災対策を行う。</p> <p>(1) 対象施設</p> <p>ア 土砂災害警戒区域の社会福祉施設の名称及び所在地</p> <table border="1" data-bbox="1182 762 2152 962"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>名 称</th> <th>所 在 地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>ロゼホームつきみ野</td> <td>下鶴間 418 番地 2</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>特別養護老人ホーム和喜園</td> <td>下和田 822 番地 1</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>大和みどりが丘幼稚園</td> <td>福田 1698 番地 1</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 土砂災害警戒区域の学校</p> <table border="1" data-bbox="1182 1010 2152 1310"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>名 称</th> <th>所 在 地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>つきみ野中学校</td> <td>つきみ野三丁目 5 番地 1</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>大和東小学校</td> <td>深見 1805 番地</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>引地台小学校</td> <td>草柳三丁目 1 番 2 号</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>大和東高等学校</td> <td>深見 1760 番地</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>大和南高等学校</td> <td>上和田 2557 番地</td> </tr> </tbody> </table> <p>ウ 土砂災害警戒区域ごとの医療機関</p> <p>本市においては、該当なし。</p>	番号	名 称	所 在 地	1	ロゼホームつきみ野	下鶴間 418 番地 2	2	特別養護老人ホーム和喜園	下和田 822 番地 1	3	大和みどりが丘幼稚園	福田 1698 番地 1	番号	名 称	所 在 地	1	つきみ野中学校	つきみ野三丁目 5 番地 1	2	大和東小学校	深見 1805 番地	3	引地台小学校	草柳三丁目 1 番 2 号	4	大和東高等学校	深見 1760 番地	5	大和南高等学校	上和田 2557 番地
番号	名 称	所 在 地																													
1	ロゼホームつきみ野	下鶴間 418 番地 2																													
2	特別養護老人ホーム和喜園	下和田 822 番地 1																													
3	大和みどりが丘幼稚園	福田 1698 番地 1																													
番号	名 称	所 在 地																													
1	つきみ野中学校	つきみ野三丁目 5 番地 1																													
2	大和東小学校	深見 1805 番地																													
3	引地台小学校	草柳三丁目 1 番 2 号																													
4	大和東高等学校	深見 1760 番地																													
5	大和南高等学校	上和田 2557 番地																													

	修正後	修正前																										
②	<p>(2) 土砂災害(特別)警戒情報等の伝達</p> <p>市は、土砂災害(特別)警戒区域内の要配慮者利用施設の所有者又は管理者(自衛水防組織を設置している場合はその構成員を含む)に対し、いち早く避難が行えるよう土砂災害警戒情報等の情報を電話、ファクシミリ、メール、防災行政無線等で伝達する体制を整備する。</p>	<p>(2) 土砂災害警戒情報等の伝達</p> <p>市は、土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の所有者又は管理者(自衛水防組織を設置している場合はその構成員を含む)に対し、いち早く避難が行えるよう土砂災害警戒情報等の情報を電話、ファクシミリ、メール、防災行政無線等で伝達する体制を整備する。</p>																										
①	<p>7 略</p> <p>8 広域避難の協議等</p> <p>市は、災害が発生するおそれがある場合において、避難者の避難、収容状況等を考慮し、市外への立退き避難が必要であると考えられる場合には、他自治体と避難者の受入れについて協議を行う。</p>	<p>7 略</p> <p>8 (新設)</p>																										
	<p>第11節 緊急輸送道路の指定</p>	<p>第11節 緊急輸送道路の指定</p>																										
④	<p>1 緊急輸送道路</p>	<p>1 緊急輸送道路</p>																										
⑦	<p>(1) 第1次路線</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>路 線 名</th> <th>区 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第一東海自動車道(東名高速)</td> <td>本市区間全線</td> </tr> <tr> <td>国道16号</td> <td>本市区間全線</td> </tr> <tr> <td>国道246号</td> <td>本市区間全線</td> </tr> <tr> <td>国道467号</td> <td>本市区間全線</td> </tr> <tr> <td>県道45号(丸子中山茅ヶ崎線)</td> <td>本市区間全線</td> </tr> <tr> <td>下鶴間桜森線</td> <td>県道横浜厚木線交点～国道246号上草柳交差点</td> </tr> </tbody> </table>	路 線 名	区 間	第一東海自動車道(東名高速)	本市区間全線	国道16号	本市区間全線	国道246号	本市区間全線	国道467号	本市区間全線	県道45号(丸子中山茅ヶ崎線)	本市区間全線	下鶴間桜森線	県道横浜厚木線交点～国道246号上草柳交差点	<p>(1) 第1次路線</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>路 線 名</th> <th>区 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第一東海自動車道(東名高速)</td> <td>本市区間全線</td> </tr> <tr> <td>国道16号</td> <td>本市区間全線</td> </tr> <tr> <td>国道246号</td> <td>本市区間全線</td> </tr> <tr> <td>国道467号</td> <td>本市区間全線</td> </tr> <tr> <td>県道45号(丸子中山茅ヶ崎線)</td> <td>本市区間全線</td> </tr> </tbody> </table> <p>(新設)</p>	路 線 名	区 間	第一東海自動車道(東名高速)	本市区間全線	国道16号	本市区間全線	国道246号	本市区間全線	国道467号	本市区間全線	県道45号(丸子中山茅ヶ崎線)	本市区間全線
路 線 名	区 間																											
第一東海自動車道(東名高速)	本市区間全線																											
国道16号	本市区間全線																											
国道246号	本市区間全線																											
国道467号	本市区間全線																											
県道45号(丸子中山茅ヶ崎線)	本市区間全線																											
下鶴間桜森線	県道横浜厚木線交点～国道246号上草柳交差点																											
路 線 名	区 間																											
第一東海自動車道(東名高速)	本市区間全線																											
国道16号	本市区間全線																											
国道246号	本市区間全線																											
国道467号	本市区間全線																											
県道45号(丸子中山茅ヶ崎線)	本市区間全線																											

修正後			修正前		
(2) 第2次路線			(1) 第2次路線		
路線名	区間		路線名	区間	
県道40号(横浜厚木線)	本市区間全線		県道40号(横浜厚木線)	本市区間全線	
下鶴間86号	南大和相模原線交点～市役所前		(新設)		
南大和相模原線	国道246号深見西交差点～市役所前交差点				
2 緊急輸送道路を補完する道路			2 緊急輸送道路を補完する道路		
(1) 第1次路線			(1) 第1次路線		
番号	路線名	区間	番号	路線名	区間
1	公所中央林間線・中央林間60号	相模カンツリー倶楽部～県道目黒町町田線交点	1	公所中央林間線・中央林間60号	相模カンツリークラブ～県道目黒町町田線交点
2	南大和相模原線	公所中央林間線交点～三ツ境下草柳線交点 ※第2次緊急輸送道路(国道246号深見西交差点～市役所前交差点)を除く	2	南大和相模原線	公所中央林間線交点～三ツ境下草柳線交点
3	つきみ野93号・127号	公所中央林間線交点～県道座間大和線交点	3	つきみ野93号・127号	公所中央林間線交点～県道座間大和線交点
4	つきみ野86号	市立つきみ野中学校～県道目黒町町田線交点	4	つきみ野86号	市立つきみ野中学校～県道目黒町町田線交点
5	県道座間大和線	中央林間西47号交点～県道目黒町町田線交点	5	県道座間大和線	中央林間西47号交点～県道目黒町町田線交点

修正後			修正前		
6	中央林間西 47 号・南林間 91 号	県道座間大和線交点～市立南林間小学校	6	中央林間西 47 号・南林間 91 号	県道座間大和線交点～市立南林間小学校
7	福田相模原線 2 号	県道座間大和線交点～下鶴間桜森線交点	7	福田相模原線 2 号	県道座間大和線交点～下鶴間桜森線交点
8	南林間 4 号	福田相模原線 2 号交点～小田急線踏切	8	南林間 4 号	福田相模原線 2 号交点～小田急線踏切
9	林間 21 号	<u>大和市特別支援教育センター</u> ～南林間駅東線交点	9	林間 21 号	<u>林間学習センター</u> ～南林間駅東線交点
10	南林間駅東線	林間 21 号交点～南大和相模原線交点	10	南林間駅東線	林間 21 号交点～南大和相模原線交点
11	下鶴間桜森線	<u>国道 246 号上草柳交差点</u> ～国道 246 号山王原交差点	11	下鶴間桜森線	<u>県道横浜厚木線交点</u> ～国道 246 号山王原交差点
12	三ツ境下草柳線・深見 45 号・城山宮下線	福田相模原線 2 号交点～県立大和東高校	12	三ツ境下草柳線・深見 45 号・城山宮下線	福田相模原線 2 号交点～県立大和東高校
13	大和東 3 号・天満宮 1、2 号・大和南 7 号	三ツ境下草柳線交点～深見草柳線交点	13	大和東 3 号・天満宮 1、2 号・大和南 7 号	三ツ境下草柳線交点～深見草柳線交点
14	福田相模原線 3 号	県道横浜厚木線交点～中福田南庭線交点	14	福田相模原線 3 号	県道横浜厚木線交点～中福田南庭線交点
15	柳橋 47 号	県道横浜厚木線交点～市立引地台中学校	15	柳橋 47 号	県道横浜厚木線交点～市立引地台中学校
16	桜ヶ丘宮久保線	県道丸子中山茅ヶ崎線交点～久田山谷線交点	16	桜ヶ丘宮久保線	県道丸子中山茅ヶ崎線交点～久田山谷線交点
17	久田山谷線	桜ヶ丘宮久保線交点～上和田仲	17	久田山谷線	桜ヶ丘宮久保線交点～上和田仲

修正後			修正前		
		通り線交点			通り線交点
18	上和田仲通り線交点	久田山谷線交点～国道467号交点	18	上和田仲通り線交点	久田山谷線交点～国道467号交点
19	代官53号・高座渋谷代官庭線・福田原高座渋谷線・下福田189号	県道丸子中山茅ヶ崎線交点～藤沢ゴルフ場	19	代官53号・高座渋谷代官庭線・福田原高座渋谷線・下福田189号	県道丸子中山茅ヶ崎線交点～藤沢ゴルフ場
20	緑橋山谷線	国道467号交点～緑橋	20	緑橋山谷線	国道467号交点～緑橋
21	<u>中央林間84号</u>	<u>中央林間121号交点～中央林間143号交点</u>	(新設)		
22	<u>中央林間143号</u>	<u>県道座間大和線交点～公所中央林間線交点</u>			
(2) 略			(2) 略		
3 ヘリコプター臨時離着陸場			3 ヘリコプター臨時離着陸場		
(1) 市指定ヘリコプター臨時離着陸場			(1) 市指定ヘリコプター臨時離着陸場		
		面積 (㎡)			面積 (㎡)
名称		所在地	名称		所在地
<u>草柳小学校グラウンド</u>		<u>中央三丁目6番1号</u>	<u>大和学園聖セシリア総合グラウンド</u>	<u>林間二丁目6番11号</u>	<u>13,832</u>
大和中学校グラウンド		深見西七丁目5番1号	大和中学校グラウンド	深見西七丁目5番1号	16,200
(2) 消防相互応援協定によるヘリコプター臨時離着陸場			(2) 消防相互応援協定によるヘリコプター臨時離着陸場		
		面積 (㎡)			面積 (㎡)
名称		所在地	名称		所在地
大和スポーツセンター競技場		上草柳一丁目1番1号	大和スポーツセンター競技場	上草柳一丁目1番1号	18,840
引地台公園令和広場		柳橋四丁目5001番地	引地台公園多目的広場	柳橋四丁目5001番地	7,000

	修正後	修正前
④	<p>第12節 防災資機材・飲料水等の整備、備蓄</p> <p>1 略</p> <p>2 医薬品、<u>医療器材</u>の整備 略</p> <p>3 略</p> <p>4 食料、生活物資の備蓄 災害が発生した際の市民の生活確保のため、食料、携帯トイレなどの<u>避難生活に必要な物資や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資</u>の備蓄を図る。また備蓄に際して、高齢者、障がい者等の要配慮者に配慮した備蓄品目の整備を図る。市民に対しては災害発生から最低3日分、推奨1週間分の食料及び携帯トイレなどの生活必需品の備蓄に努めるよう、啓発する。 (1)、(2) 略</p> <p>5 略</p> <p>第13節 略</p> <p>第14節 文教対策</p> <p>1～2 略</p> <p>3 登下校（登退園）の安全確保 児童等の登下校時の安全を確保するため、あらかじめ登下校時の指導計画を学校ごとに策定し、平素から<u>児童等、保護者及び地域住民</u>への徹底を図る。 (1)～(2)</p> <p>4～9 略</p> <p>第15節 略</p> <p>第16節 防災知識の普及</p>	<p>第12節 防災資機材・飲料水等の整備、備蓄</p> <p>1 略</p> <p>2 医薬品、<u>器材</u>の整備 略</p> <p>3 略</p> <p>4 食料、生活物資の備蓄 災害が発生した際の市民の生活確保のため、食料、携帯トイレなど、<u>物資</u>の備蓄を図る。また備蓄に際して、高齢者、障がい者等の要配慮者に配慮した備蓄品目の整備を図る市民に対しては災害発生から最低3日分、推奨1週間分の食料及び携帯トイレなどの生活必需品の備蓄に努めるよう、啓発する。 (1)、(2) 略</p> <p>5 略</p> <p>第13節 略</p> <p>第14節 文教対策</p> <p>1～2 略</p> <p>3 登下校（登退園）の安全確保 児童等の登下校時の安全を確保するため、あらかじめ登下校時の指導計画を学校ごとに策定し、平素から<u>児童等及び保護者</u>への徹底を図る。 (1)～(2)</p> <p>4～9 略</p> <p>第15節 略</p> <p>第16節 防災知識の普及</p>

	修正後	修正前
	<p>1 防災知識の普及</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 一般市民に対する防災知識の普及</p> <p>ア 略</p> <p>イ 普及の内容</p> <p>(ア)～(エ) 略</p> <p>④ (オ) 避難方法 <u>(在宅避難や縁故避難等、避難場所等以外の避難方法の周知含む)</u></p> <p>(カ) 防災機関の災害対策</p> <p>⑥ <u>(削除)</u></p> <p>(キ) 伝承などによる過去の災害教訓</p> <p>(3)～(6) 略</p> <p>⑦ (7) 事業所に対する啓発</p> <p>防火管理者、危険物取扱者及び自衛消防隊員等に対する講習会等を随時行い、<u>防火・防災意識の高揚</u>を図る。</p> <p>(8)～(9) 略</p> <p>(10) 防災広報</p> <p>ア 略</p> <p>イ 防災関係機関が行う広報</p> <p>○ 略</p> <p>○ 東京電力パワーグリッド株式会社</p> <p>⑥ (ア) 手段</p> <p>a <u>テレビ、ラジオ、新聞、インターネット、SNS、パンフレット、チ</u></p>	<p>1 防災知識の普及</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 一般市民に対する防災知識の普及</p> <p>ア 略</p> <p>イ 普及の内容</p> <p>(ア)～(エ) 略</p> <p>(オ) 避難方法</p> <p>(カ) 防災機関の災害対策</p> <p>(キ) <u>自然災害回避(アボイド)情報(県との連携による)</u></p> <p>(ク) 伝承などによる過去の災害教訓</p> <p>(3)～(6) 略</p> <p>(7) 事業所に対する啓発</p> <p>防火管理者、危険物取扱者及び自衛消防隊員等に対する講習会等を随時行い、<u>防火・防災思想の普及</u>を図る。</p> <p>(8)～(9) 略</p> <p>(10) 防災広報</p> <p>ア 略</p> <p>イ 防災関係機関が行う広報</p> <p>○ 略</p> <p>○ 東京電力パワーグリッド株式会社</p> <p>(ア) 手段</p> <p>a <u>新聞、インターネット、テレビ、ラジオ、及びパンフレット等</u></p>

	修正後	修正前
	<p><u>ラシ等</u></p> <p>(イ) 内容</p> <p>a <u>感電事故の防止</u></p> <p>b <u>電気火災の未然防止</u></p>	<p>(イ) 内容</p> <p>a <u>災害時の対応</u></p> <p>b <u>避難時の対応</u></p> <p>c <u>防災思想の普及</u></p>
⑤	<p>○ <u>東急電鉄(株)・小田急電鉄(株)・相模鉄道(株)</u></p> <p>○ 略</p>	<p>○ <u>東京急行電鉄(株)・小田急電鉄(株)・相模鉄道(株)</u></p> <p>○ 略</p>
	<p>2 市民の心得(役割)</p> <p>(1) 平常時</p> <p>ア 地域の避難場所等までのルート確認及び家族との連絡方法を確認する。</p>	<p>2 市民の心得(役割)</p> <p>(1) 平常時</p> <p>ア 地域の避難場所までのルート確認及び家族との連絡方法を確認する。</p>
④	<p>イ <u>感染症の予防を踏まえ、在宅避難や縁故避難等、避難場所等以外の避難先を検討する。</u></p> <p>ウ 正しい防災情報を得る手段・方法を確認しておく。</p> <p>エ～サ 略</p> <p>(2) 避難時</p> <p>ア 略</p> <p>イ <u>食料、水、ハンカチ、ティッシュ、着替え、肌着、ラジオ、懐中電灯、マスク、消毒液、体温計、スマートフォンや携帯電話用の充電器やモバイルバッテリー等を携帯する。ただし持出品は最小限にする。</u></p> <p>ウ～ク 略</p> <p>(3) 大雨・台風時</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>エ 特別警報が発表されたとき</p>	<p>イ (新設)</p> <p>イ 正しい防災情報を得る手段・方法を確認しておく。</p> <p>ウ～コ 略</p> <p>(2) 避難時</p> <p>ア 略</p> <p>イ 食料、水、ハンカチ、ティッシュ、着替え、肌着、ラジオ、懐中電灯等を携帯する。ただし持出品は最小限にする。</p> <p>ウ～ク 略</p> <p>(3) 大雨・台風時</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>エ 特別警報が発表されたとき</p>



	修正後	修正前
①	<p>(ア) 略</p> <p>(イ) 避難<u>指示</u>等に従う等、適切な行動をとる。</p> <p>(ウ) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>第17節 略</p> <p>第18節 自主防災活動の充実強化</p> <p>1～2 略</p> <p>3 自主防災組織の活動基準</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 災害時の活動</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>エ 避難の実施</p> <p>知事、市長、警察官及び災害派遣を命ぜられた自衛官等から避難<u>指示</u>が出された場合には、市民に対して周知の徹底を図り、迅速かつ円滑に避難場所へ誘導する。避難の実施に際しては、次のことに留意する。</p> <p>(ア)～(ウ) 略</p> <p>オ 略</p> <p>(3) 略</p> <p>4～6 略</p> <p>第19節 略</p>	<p>(ア) 略</p> <p>(イ) 避難<u>勧告</u>等に従う等、適切な行動をとる。</p> <p>(ウ) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>第17節 略</p> <p>第18節 自主防災活動の充実強化</p> <p>1～2 略</p> <p>3 自主防災組織の活動基準</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 災害時の活動</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>エ 避難の実施</p> <p>知事、市長、警察官及び災害派遣を命ぜられた自衛官等から避難<u>勧告</u>が出された場合には、市民に対して周知の徹底を図り、迅速かつ円滑に避難場所へ誘導す避難の実施に際しては、次のことに留意する。</p> <p>(ア)～(ウ) 略</p> <p>オ 略</p> <p>(3) 略</p> <p>4～6 略</p> <p>第19節 略</p>
⑦	<p>第20節 要配慮者・避難行動要支援者対策</p> <p>高齢者、障がい者、<u>傷病者、難病患者、妊産婦</u>、乳幼児及び外国人等は、災害時には迅速、的確な行動がとりにくくなると想定され、そのような意味から要配</p>	<p>第20節 要配慮者・避難行動要支援者対策</p> <p>高齢者、障がい者、<u>病弱者</u>、乳幼児及び外国人等は、災害時には迅速、的確な行動がとりにくくなると想定され、そのような意味から要配慮者として、特段の</p>

修正後	修正前
<p>慮者として、特段の対策が必要である。</p> <p>高齢化、国際化の進展等に伴い、要配慮者の増加する状況に適切に対処するため必要な対策を講じるとともに、プライバシーの確保や、被災時の男女のニーズの違い等、男女共同参画の視点にも十分に配慮するよう努める。</p> <p>1 社会福祉施設等の対策</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>② (5) 社会福祉施設の土砂災害防止対策</p> <p>社会福祉施設を土砂災害から守るために、市は、県と協力し、施設の管理者に対して<u>土砂災害（特別）警戒区域、危険区域避難場所及び警戒避難基準等の情報を提供し、警戒、避難体制の確立等の防災体制整備に努めるよう指導する。</u></p> <p>⑦ 2 避難行動要支援者名簿の作成等</p> <p>在宅の高齢者、障がい者、難病患者等の要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合の避難に特に支援を要する者（避難行動要支援者）の生命及び身体を災害から保護するうえで必要な措置を実施するために、市は、<u>避難行動要支援者名簿を作成する。本市では、避難行動要支援者名簿に関する以下の内容を定めている。</u></p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 避難行動要支援者名簿に掲載する方</p> <p>ア～イ 略</p> <p>ウ <u>療育手帳 A1、A2 の方</u></p> <p>エ～キ 略</p>	<p>対策が必要である。</p> <p>高齢化、国際化の進展等に伴い、要配慮者の増加する状況に適切に対処するため必要な対策を講じるとともに、プライバシーの確保や、被災時の男女のニーズの違い等、男女共同参画の視点にも十分に配慮するよう努める。</p> <p>1 社会福祉施設等の対策</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 社会福祉施設の土砂災害防止対策</p> <p>社会福祉施設を土砂災害から守るために、市は、県と協力し、施設の管理者に対して<u>危険箇所、土砂災害警戒区域、危険区域避難場所及び警戒避難基準等の情報を提供し、警戒、避難体制の確立等の防災体制整備に努めるよう指導する。</u></p> <p>2 避難行動要支援者名簿の作成等</p> <p>在宅の高齢者、障がい者、難病患者、<u>人工透析患者、妊産婦、乳幼児等の要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合の避難に特に支援を要する者（避難行動要支援者）の生命及び身体を災害から保護するうえで必要な措置を実施するために、市は、避難行動要支援者名簿を作成する。本市では大和市避難行動要支援者支援策において避難行動要支援者名簿に関する以下の内容を定めている。</u></p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 避難行動要支援者名簿に掲載する方</p> <p>ア～イ 略</p> <p>ウ <u>療育手帳 A1、A2 の方（自閉症などの知的障がい）</u></p> <p>エ～キ 略</p>

	修正前
<p style="text-align: center;">修正後</p> <p>(3)～(5)略</p> <p>3 要配慮者・避難行動要支援者支援体制の整備</p> <p>① (1) 情報伝達の多様性</p> <p>避難行動要支援者の中には、避難等に必要な情報を入手できれば、自ら避難行動をとることが可能な者もいる。そのため、緊急かつ着実な<u>避難指示等</u>が伝達されるよう、各種情報伝達の特徴を踏まえ、防災行政無線や広報車による情報伝達に加え、市ホームページ、Yahoo!サービス、FM やまと、J:COM チャンネル、やまと PS メールや緊急速報メールなど、避難行動要支援者に合わせた伝達手段の確保に努める。</p> <p>(2) 略</p> <p><u>(3) 個別避難計画の作成</u></p> <p style="padding-left: 2em;">市は、<u>避難行動要支援者の避難の実効性を高めるため、関係機関等と連携し、個別避難計画の作成に努める。</u></p> <p>4 略</p> <p>5 避難生活施設等の対策</p> <p>(1) 略</p> <p>⑦ (2) 市は、避難生活施設等の指定にあたっては、集団生活や一般的な設備での生活に適応できない高齢者、障がい者等の要配慮者が必要な支援を受け、安心して生活ができる体制を整備した<u>福祉避難所</u>の指定に努める。</p> <p>(3)～(4)略</p> <p>(5) 外国人、障がい者等の要配慮者に対して、<u>コミュニケーションの充実を図るため、多言語表示シートやコミュニケーションボード等の整備に努める。</u></p> <p>第21節 略</p>	<p style="text-align: center;">修正前</p> <p>(3)～(5)略</p> <p>3 要配慮者・避難行動要支援者支援体制の整備</p> <p>(1) 情報伝達の多様性</p> <p>避難行動要支援者の中には、避難等に必要な情報を入手できれば、自ら避難行動をとることが可能な者もいる。そのため、緊急かつ着実な<u>避難勧告等</u>が伝達されるよう、各種情報伝達の特徴を踏まえ、防災行政無線や広報車による情報伝達に加え、市ホームページ、Yahoo!サービス、FM やまと、J:COM チャンネル、やまと PS メールや緊急速報メールなど、避難行動要支援者に合わせた伝達手段の確保に努める。</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 新設</p> <p>4 略</p> <p>5 避難生活施設等の対策</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 市は、避難生活施設等の指定にあたっては、集団生活や一般的な設備での生活に適応できない高齢者、障がい者等の要配慮者が必要な支援を受け、安心して生活ができる体制を整備した<u>福祉避難所（特定指定避難所）</u>の指定に努める。</p> <p>(3)～(4)略</p> <p>(5) 外国人に対して、<u>多言語及びやさしい日本語による情報の表示・表記と提供を行うため、避難所運営にあたり、多言語表示シート等の整備に努める。</u></p> <p>第21節 略</p>

	修正後	修正前
23	第2章 災害応急対策計画	第2章 災害応急対策計画
9	第1節 災害発生直前の対策	第1節 災害発生直前の対策
頁	1 警戒及び注意の喚起	1 警戒及び注意の喚起
②	<p>(1) 市長は、日頃から洪水等により浸水が想定される区域、<u>土砂災害（特別）警戒区域</u>につき、関係住民等に対し周知徹底を図り、降雨時等に混乱なく避難できるよう努める。</p> <p>(2) 市長は、風水害の発生の恐れがある場合には、河川管理者、水防団体等と連携を図りながら、気象情報に十分注意し、洪水等により浸水が想定される区域や<u>土砂災害（特別）警戒区域</u>の警戒活動を行う。</p>	<p>(1) 市長は、日頃から洪水等により浸水が想定される区域、<u>急傾斜崩壊危険箇所</u>につき、関係住民等に対し周知徹底を図り、降雨時等に混乱なく避難できるよう努める。</p> <p>(2) 市長は、風水害の発生の恐れがある場合には、河川管理者、水防団体等と連携を図りながら、気象情報に十分注意し、洪水等により浸水が想定される区域や<u>土砂災害危険箇所</u>の警戒活動を行う。</p>
	2 避難のための立ち退き等	2 避難のための立ち退き等
①	<p>(1) 市長は、危険区域等の居住者等に対して、人命の保護その他の災害の防止を図るため特に必要と認めるときは、避難のための立ち退きもしくは屋内待避等の安全確保措置の<u>指示</u>を行う。</p> <p>(2) 市長は、火災の延焼が間近に迫り、延焼危険地域からの避難が適当と判断した場合は、安全な場所への立ち退きの<u>指示</u>を行う。</p> <p>(3) 略</p>	<p>(1) 市長は、危険区域等の居住者等に対して、人命の保護その他の災害の防止を図るため特に必要と認めるときは、避難のための立ち退きもしくは屋内待避等の安全確保措置の<u>指示又は勧告</u>を行う。</p> <p>(2) 市長は、火災の延焼が間近に迫り、延焼危険地域からの避難が適当と判断した場合は、安全な場所への立ち退きの<u>指示又は勧告</u>を行う。</p> <p>(3) 略</p>
	3～4 略	3～4 略
	第2節 応急活動体制	第2節 応急活動体制
	1 略	1 略
	2 災害対策本部の動員体制	2 災害対策本部の動員体制
	(1)～(3) 略	(1)～(3) 略
④	(4) 動員基準	(4) 動員基準

修正後						修正前						
【災害非常配備基準】						【災害非常配備基準】						
区分		災害調整会議	災害警戒本部	災害対策本部			区分		災害警戒本部	災害対策本部		
体制				第1号配備	第2号配備	第3号配備	体制			警戒体制	第1号配備	第2号配備
配 備 基 準	風水害	災害警戒本部の設置に至らない災害へ対応するとき	市域において被害の発生、または発生が予想されるとき	全市的に甚大な被害が発生するおそれがあるとき 市域において発生した被害の拡大、または拡大が予想されるとき	全市的な被害や局所的甚大な被害の発生、または発生が予想されるとき	大規模な被害の発生に、全組織、全職員の活動力が必要とされるとき	配 備 基 準	風水害	市域において被害が発生、または発生が予想されるとき ＜具体的事例＞ ・水防警報が発表され、河川水位が避難判断水位を超えることが予想されるとき	被害が拡大し、災害対策本部への移行が必要とされるとき ＜具体的事例＞ ・河川水位が氾濫危険水位を超え、大きな被害が発生することが予想されるとき	被害が拡大し、第2号配備体制への移行が必要とされるとき	被害が拡大し、全組織、全職員の活動力が必要とされるとき 特別警報が発表されたとき
	地震災害		南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき	本市において震度5弱を観測したとき 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき	本市において震度5強を観測したとき	本市において震度6弱以上を観測したとき	地震災害	本市において震度4以上を観測したとき 東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表されたとき	本市において震度5弱以上を観測したとき 東海地震注意情報が発表されたとき		本市において震度6弱以上を観測したとき 東海地震予知情報が発表されたとき	
	特殊災害		災害が発生したとき	被害の拡大により災害対策本部への移行が必要なとき			特殊災害	災害が発生したとき	災害警戒本部の決定による			

(大和市災害対策本部要領 別表第2)

(大和市災害対策本部要領 別表第3)

(5) 略

3～4 略

5 災害調整会議

(1) 災害調整会議の設置解散

危機管理監は、大和市災害調整会議要領第2条に規定する情報に基づき、災害調整会議を開催する。

また、災害警戒本部が設置された場合及び当該災害に対する応急対策の措置が終了したとき、又は災害の発生のおそれなくなったときは解散する。

(2) 災害調整会議の組織

(5) 略

3～4 略

5 災害警戒本部設置事前準備会議

(1) 災害警戒本部設置事前準備会議の設置解散

危機管理監は、大和市災害警戒本部設置事前準備会議要領第3条に規定する情報に基づき、災害警戒本部設置事前準備会議を開催する。

また、災害警戒本部が設置された場合及び当該災害に対する応急対策の措置が終了したとき、又は災害の発生のおそれなくなったときは解散する。

(2) 災害警戒本部設置事前準備会議の組織

	修正後	修正前
	<p>本部組織は本編第1章、第1節、(4)ウ 組織のとおりである。</p> <p>6 <u>災害調整会議</u>の動員体制 (1)～(4)略</p> <p>第3節 相互協力体制</p> <p>1 略</p> <p>⑤ 2 県に対する協力要請 市域に災害が発生し、災害応急対策を実施するために必要があるときは、知事に対して応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。 知事に災害応急対策等の要請をするにあたっては、県央地域県政総合センター(県央地域調整本部)又は<u>県危機管理防災課</u>に対してとりあえず無線又は電話等をもって口頭で依頼し、後日文書により改めて処理する。 この場合、以下の事項を予め明らかにしたうえで知事に要請する。(災害対策基本法第68条) (1)～(6)略</p> <p>3 他市町村等との協力 (1)～(2) 略</p> <p>⑥ (3) 消防機関との相互応援協定 既に締結されている消防組織法第39条の規定に基づく消防機関との相互応援協定を活用する場合、消防本部がこの協定の条項に沿った手続を行い消防活動等の要請を円滑に行う。 また、大規模災害等、災害の規模に応じて<u>行う</u>広域消防応援の要請(他都道府県消防機関所有のヘリコプターの派遣要請・緊急消防援助隊の派遣要請・<u>県</u>消防広域応援隊の派遣要請等)は、県を通じて要請する。</p>	<p>本部組織は本編第1章、第1節、(4)ウ 組織のとおりである。</p> <p>6 <u>災害警戒本部設置事前準備会議</u>の動員体制 (1)～(4)略</p> <p>第3節 相互協力体制</p> <p>1 略</p> <p>2 県に対する協力要請 市域に災害が発生し、災害応急対策を実施するために必要があるときは、知事に対して応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。 知事に災害応急対策等の要請をするにあたっては、県央地域県政総合センター(県央地域調整本部)又は<u>県災害対策課</u>に対してとりあえず無線又は電話等をもって口頭で依頼し、後日文書により改めて処理する。 この場合、以下の事項を予め明らかにしたうえで知事に要請する。(災害対策基本法第68条) (1)～(6)略</p> <p>3 他市町村等との協力 (1)～(2) 略</p> <p>(3) 消防機関との相互応援協定 既に締結されている消防組織法第39条の規定に基づく消防機関との相互応援協定を活用する場合、消防本部がこの協定の条項に沿った手続を行い消防活動等の要請を円滑に行う。 また、大規模災害等、災害の規模に応じて<u>消防組織法第44条の規定に基づく</u>広域消防応援の要請(他都道府県消防機関所有のヘリコプターの派遣要請・緊急消防援助隊の派遣要請等)は、県を通じて消防長庁長官に要請す</p>

	修正前
<p style="text-align: center;">修正後</p> <p>この要請は、<u>消防組織法第44条の規定又は神奈川県内消防広域応援実施計画</u>に基づき実施され、応援部隊は本市消防本部の指揮下、大和市緊急消防援助隊受援計画等により行動する。</p> <p>⑤ 4 自衛隊の派遣要請</p> <p>大規模災害に際して自衛隊の派遣が必要と判断された時は、市長は、<u>県危機管理防災課</u>を通じて知事に災害派遣の要請を求める。</p> <p>(1)～(2)略</p> <p>(3) 災害派遣要請手続</p> <p>市長は、県知事（<u>危機管理防災課</u>）に対し派遣に必要な事項を文書をもって依頼する。ただし、緊急を要する場合は、とりあえず電話等をもって依頼し、事後文書を送付する。</p> <p>なお、知事に派遣要請を依頼することができない場合は、最寄りの部隊等の長にその内容を通報連絡するとともに事後速やかに知事に通知する。</p> <p>(4)～(7)略</p> <p>5 民間団体との協力</p> <p>④ (1) 民間団体の協力業務</p> <p>ア～ク 略</p> <p>ケ <u>災害廃棄物の撤去、収集、運搬、処理及び処分</u></p> <p>(2) 民間団体は、次のとおりである。</p> <p>ア～タ 略</p> <p>チ <u>大和市リサイクル事業協同組合</u></p> <p>ツ <u>神奈川県産業資源循環協会</u></p>	<p>る。</p> <p>この要請は、神奈川県内消防広域応援<u>基本</u>計画に基づき実施され、応援部隊は本市消防本部の指揮下、大和市緊急消防援助隊受援計画により行動する。</p> <p>4 自衛隊の派遣要請</p> <p>大規模災害に際して自衛隊の派遣が必要と判断された時は、市長は、<u>県災害対策課</u>を通じて知事に災害派遣の要請を求める。</p> <p>(1)～(2)略</p> <p>(3) 災害派遣要請手続</p> <p>市長は、県知事（<u>災害対策課</u>）に対し派遣に必要な事項を文書をもって依頼する。ただし、緊急を要する場合は、とりあえず電話等をもって依頼し、事後文書を送付する。</p> <p>なお、知事に派遣要請を依頼することができない場合は、最寄りの部隊等の長にその内容を通報連絡するとともに事後速やかに知事に通知する。</p> <p>(4)～(7)略</p> <p>5 民間団体との協力</p> <p>(1) 民間団体の協力業務</p> <p>ア～ク 略</p> <p>ケ (新設)</p> <p>(2) 民間団体は、次のとおりである。</p> <p>ア～タ 略</p> <p>チ～テ (新設)</p>

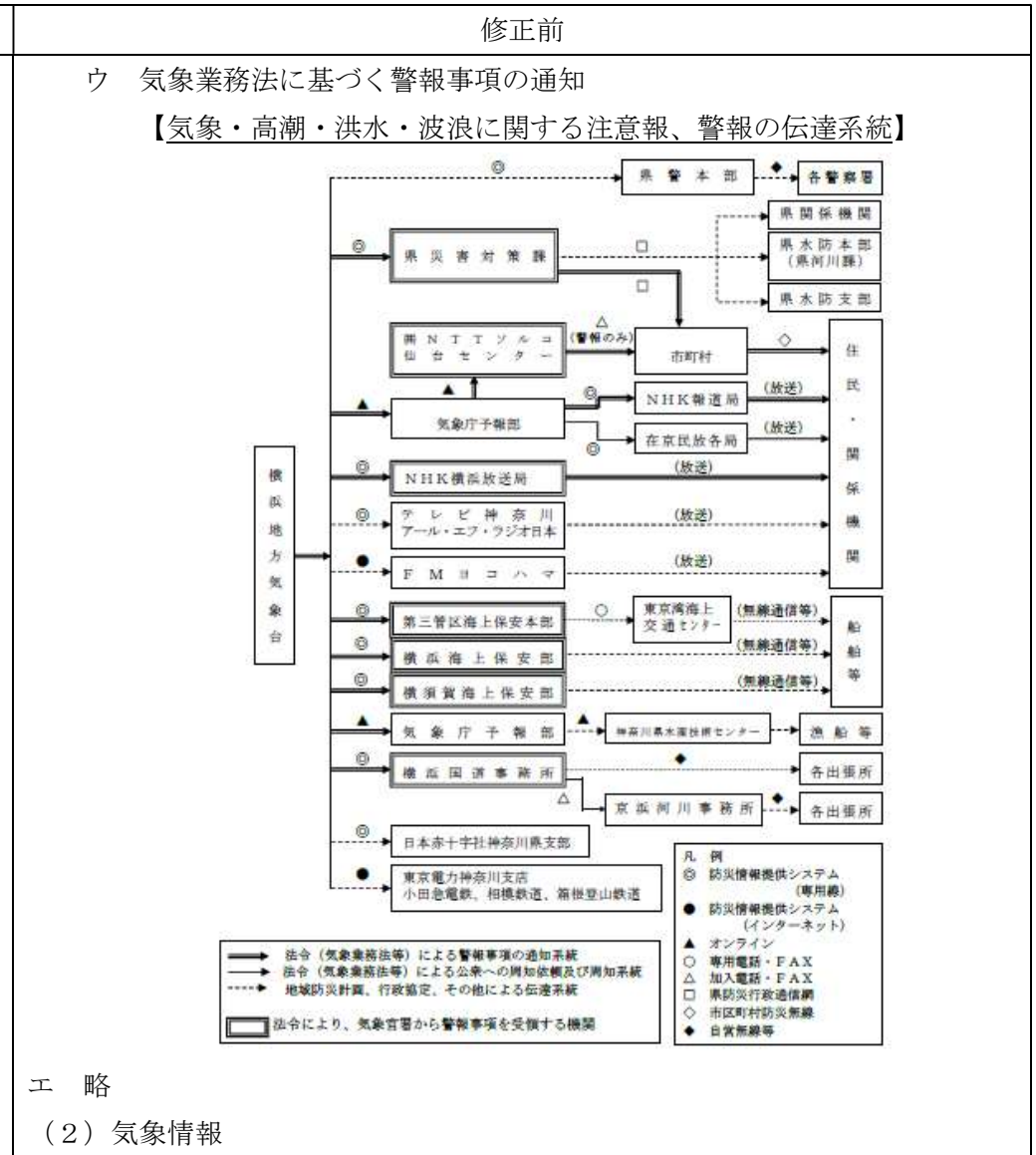
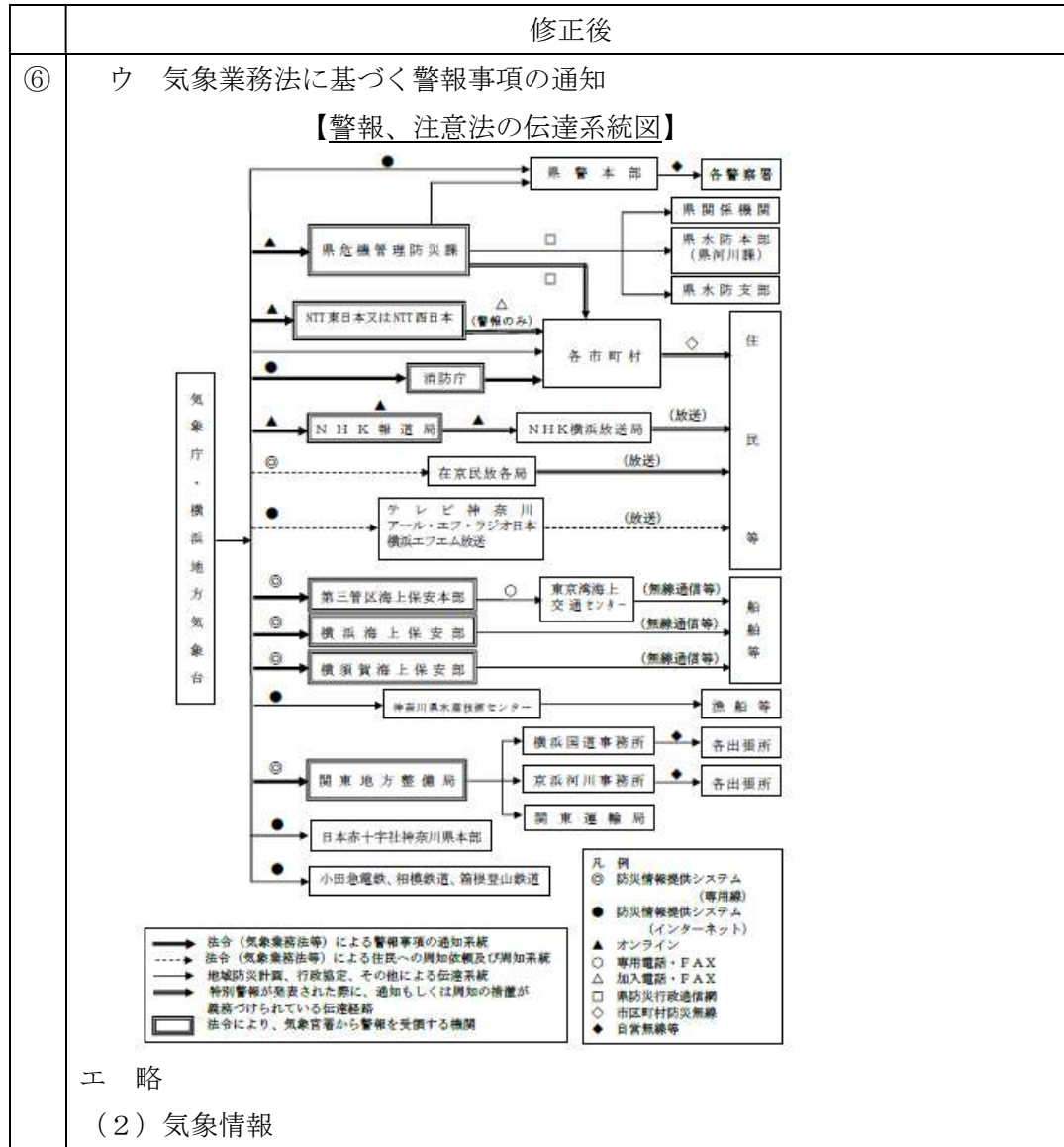
	修正後	修正前
	<p>テ <u>大和市環境事業協同組合</u></p> <p>6 広域応援体制の充実</p> <p>(1) 広域応援部隊（消防、警察、自衛隊、ライフライン事業所等）の活動の円滑化を図るために、次の施設を活動拠点として確保する。</p> <p>引地台公園……………自衛隊</p> <p><u>学校法人柏木学園、イオンリテール株式会社、三機工業株式会社</u>……………消防</p> <p>柳橋ふれあいプラザ……………警察</p> <p>(2)～(3) 略</p> <p>7 略</p> <p>第4節 災害救助法の適用</p> <p>1 略</p> <p>2 滅失住家の算定基準</p> <p>1による「滅失住家」とは、住家の滅失した世帯を基準としているので、そこまで至らない半壊住家等は、同条第2項の規定により以下のように換算することとされている。</p> <p>滅失住家 1世帯 = 全壊（全焼・流出）住家 1世帯</p> <p style="text-align: center;">//</p> <p style="text-align: center;">半壊（半焼）住家 2世帯</p> <p style="text-align: center;">//</p> <p style="text-align: center;">床上浸水等 3世帯</p>	<p>6 広域応援体制の充実</p> <p>(1) 広域応援部隊（消防、警察、自衛隊、ライフライン事業所等）の活動の円滑化を図るために、次の施設を活動拠点として確保する。</p> <p>引地台公園……………自衛隊</p> <p>学校法人柏木学園……………消防</p> <p>柳橋ふれあいプラザ……………警察</p> <p>(2)～(3) 略</p> <p>7 略</p> <p>第4節 災害救助法の適用</p> <p>1 略</p> <p>2 滅失住家の算定基準</p> <p>1による「滅失住家」とは、住家の滅失した世帯を基準としているので、そこまで至らない半壊住家等は、同条第2項の規定により以下のように換算することとされている。</p> <p>滅失住家 1世帯 = 全壊（全焼・流出）住家 1世帯</p> <p style="text-align: center;">//</p> <p style="text-align: center;">半壊（半焼）住家 2世帯</p> <p style="text-align: center;">//</p> <p style="text-align: center;">床上浸水 3世帯</p>
⑥		
⑦	<p>3 略</p> <p>4 災害救助法による救助の種類</p> <p>「災害救助法施行細則による救助の程度等」（県告示）における救助の種類は、</p>	<p>3 略</p> <p>4 災害救助法による救助の種類</p> <p>「災害救助法施行細則による救助の程度等」（県告示）における救助の種類は、</p>



	修正後	修正前																																						
⑤	<p>次のとおりである。</p> <p>(1)～(8)略</p> <p>(9) 死体の捜索</p> <p>(10) <u>死体の処理</u></p> <p>(11) 障害物の除去</p> <p>(12) <u>救助のための輸送及び賃金職員等の雇用</u></p> <p>第5節 気象情報等の収集、伝達</p> <p>1 気象情報の受理、伝達</p> <p>(1) 注意報及び警報</p> <p>ア 一般の利用に適合する注意報及び警報の種類等</p> <p>略</p> <p>注意報の種類は、強風注意報、風雪注意報、大雨注意報、大雪注意報、濃霧注意報、雷注意報、融雪注意報、乾燥注意報、<u>なだれ注意報</u>、着氷注意報、着雪注意報、霜注意報、低温注意報、波浪注意報、洪水注意報及び高潮注意報である。このうち、波浪、洪水及び高潮を除く注意報を「気象注意報」と総称する。また、地面現象及び浸水に関する注意報事項は、気象注意報に含めて行う。</p> <p>【気象・高潮・洪水・波浪に関する注意報・警報の種類及び発表基準】</p> <p>(令和4年11月24日現在)</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="3">大和市</td> <td>府県予報区</td> <td colspan="2">神奈川県</td> </tr> <tr> <td>一次細分区域</td> <td colspan="2">東部</td> </tr> <tr> <td>市町村等をまとめた地域</td> <td colspan="2">湘南</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">警報</td> <td rowspan="2">大雨 (浸水害)</td> <td>表面雨量指数基準</td> <td>16</td> </tr> <tr> <td>(土砂災害) 土壌雨量指数基準</td> <td>119</td> </tr> <tr> <td></td> <td>流域雨量指数基準</td> <td>境川流域=22.6、引地川流域=</td> </tr> </table>	大和市	府県予報区	神奈川県		一次細分区域	東部		市町村等をまとめた地域	湘南		警報	大雨 (浸水害)	表面雨量指数基準	16	(土砂災害) 土壌雨量指数基準	119		流域雨量指数基準	境川流域=22.6、引地川流域=	<p>次のとおりである。</p> <p>(1)～(8)略</p> <p>(9) 死体の捜索・<u>処理</u></p> <p>(10) 障害物の除去</p> <p>(11) <u>応急救助のための輸送及び賃金職員等の雇用</u></p> <p>第5節 気象情報等の収集、伝達</p> <p>1 気象情報の受理、伝達</p> <p>(1) 注意報及び警報</p> <p>ア 一般の利用に適合する注意報及び警報の種類等</p> <p>略</p> <p>注意報の種類は、強風注意報、風雪注意報、大雨注意報、大雪注意報、濃霧注意報、雷注意報、乾燥注意報、着氷注意報、着雪注意報、霜注意報、低温注意報、波浪注意報、洪水注意報及び高潮注意報である。このうち、波浪、洪水及び高潮を除く注意報を「気象注意報」と総称する。また、地面現象及び浸水に関する注意報事項は、気象注意報に含めて行う。</p> <p>【気象・高潮・洪水・波浪に関する注意報・警報の種類及び発表基準】</p> <p>(平成28年11月17日現在)</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="3">大和市</td> <td>府県予報区</td> <td colspan="2">神奈川県</td> </tr> <tr> <td>一次細分区域</td> <td colspan="2">東部</td> </tr> <tr> <td>市町村等をまとめた地域</td> <td colspan="2">湘南</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">警報</td> <td rowspan="2">大雨 (浸水害)</td> <td>雨量基準</td> <td>1時間雨量50mm</td> </tr> <tr> <td>(土砂災害) 土壌雨量指数基準</td> <td>119</td> </tr> <tr> <td></td> <td>雨量基準</td> <td>1時間雨量50mm</td> </tr> </table>	大和市	府県予報区	神奈川県		一次細分区域	東部		市町村等をまとめた地域	湘南		警報	大雨 (浸水害)	雨量基準	1時間雨量50mm	(土砂災害) 土壌雨量指数基準	119		雨量基準	1時間雨量50mm
	大和市		府県予報区	神奈川県																																				
一次細分区域			東部																																					
市町村等をまとめた地域		湘南																																						
警報	大雨 (浸水害)	表面雨量指数基準	16																																					
		(土砂災害) 土壌雨量指数基準	119																																					
		流域雨量指数基準	境川流域=22.6、引地川流域=																																					
大和市	府県予報区	神奈川県																																						
	一次細分区域	東部																																						
	市町村等をまとめた地域	湘南																																						
警報	大雨 (浸水害)	雨量基準	1時間雨量50mm																																					
		(土砂災害) 土壌雨量指数基準	119																																					
		雨量基準	1時間雨量50mm																																					

修正後			修正前			
注 意 報	洪水		10.4	洪水	流域雨量指数基準	境川流域=20、引地川流域=15
		複合基準*1	地川流域= (9, 9.3)		複合基準	-
		指定河川洪水予報による基準	-		指定河川洪水予報による基準	-
	暴風	平均風速	25m/s	暴風	平均風速	25m/s
	暴風雪	平均風速	25m/s 雪を伴う	暴風雪	平均風速	25m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ10cm	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ10cm
	波浪	有義波高		波浪	有義波高	
	高潮	潮位		高潮	潮位	
	大雨	表面雨量指数基準	12	大雨	雨量基準	1時間雨量30mm
		土壌雨量指数基準	86		土壌雨量指数基準	71
	洪水	流域雨量指数基準	境川流域=18、引地川流域=8.3	洪水	雨量基準	1時間雨量30mm
		複合基準*1	引地川流域= (6, 8.1)		流域雨量指数基準	境川流域=16、引地川流域=12
		指定河川洪水予報による基準	-		複合基準	-
		指定河川洪水予報による基準	-		指定河川洪水予報による基準	-
	強風	平均風速	12m/s	強風	平均風速	12m/s
	風雪	平均風速	12m/s 雪を伴う	風雪	平均風速	12m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ5cm	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ5cm
	波浪	有義波高		波浪	有義波高	
	高潮	潮位		高潮	潮位	
雷	落雷等により被害が予想される場合		雷	落雷等により被害が予想される場合		
融雪			融雪			
濃霧	視程	100m	濃霧	視程	100m	
乾燥	最小湿度35%	実効湿度55%	乾燥	最小湿度35%	実効湿度55%	
なだれ			なだれ			
低温	夏期：最低気温16℃以下が数日継続 冬期：最低気温-5℃以下		低温	夏期：最低気温16℃以下が数日継続 冬期：最低気温-5℃以下		

修正後			修正前		
霜	最低気温4℃以下 発表期間は原則として4月1日～5月20日		霜	最低気温4℃以下 発表期間は原則として4月1日～5月20日	
着氷・着雪	著しい着氷（雪）が予想される場合		着氷・着雪	著しい着氷（雪）が予想される場合	
記録的短期間大雨情報	1時間雨量	100mm	短期間大雨情報	1時間雨量	100mm
*1（表面雨量指数，流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表しています。					
【特別警報の指標】					
1 雨を要因とする特別警報の指標（大雨特別警報）					
以下の①又は②いずれかを満たすと予想され、かつ、更に雨が降り続くと予想される場合。					
① 48時間降水量及び土壌雨量指数において、50年に一度の値以上（大和市では、48時間降水量が <u>369</u> mm、3時間降水量139mm、土壌雨量指数が <u>232</u> ）となった5km格子が、共に府県程度の広がり範囲内で50格子以上出現。					
② 略					
2 略					
3 府県程度の広がりをもって50年に一度の積雪深（大和市では横浜での <u>31</u> cmが基準）となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日程度以上続くと予想される場合。					
<参考 気象庁ホームページより>					
流域雨量指数：					
⑦	大雨によって発生する洪水災害（河川の増水、 <u>氾濫</u> など）は、流下してくる雨水の量が多いほど発生の可能性が高く、上流の降雨が下流に集まるまでの時間差も考慮しなければならない。流域雨量指数は、これらを踏まえた新たな指標として、各地気象台が発表する洪水警報・注意報の発表基準に使用されている。				
	イ 略				
【特別警報の指標】					
1 雨を要因とする特別警報の指標（大雨特別警報）					
以下の①又は②いずれかを満たすと予想され、かつ、更に雨が降り続くと予想される場合。					
① 48時間降水量及び土壌雨量指数において、50年に一度の値以上（大和市では、48時間降水量が <u>362</u> mm、3時間降水量139mm、土壌雨量指数が <u>226</u> ）となった5km格子が、共に府県程度の広がり範囲内で50格子以上出現。					
② 略					
2 略					
3 府県程度の広がりをもって50年に一度の積雪深（大和市では横浜での <u>32</u> cmが基準）となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日程度以上続くと予想される場合。					
<参考 気象庁ホームページより>					
流域雨量指数：					
	大雨によって発生する洪水災害（河川の増水、 <u>はん濫</u> など）は、流下してくる雨水の量が多いほど発生の可能性が高く、上流の降雨が下流に集まるまでの時間差も考慮しなければならない。流域雨量指数は、これらを踏まえた新たな指標として、各地気象台が発表する洪水警報・注意報の発表基準に使用されている。				
	イ 略				



	修正後	修正前																		
⑤	<p>ア 記録的短時間大雨情報 県内で数年に<u>一度</u>程度しか出現しないような短時間の大雨が観測された場合（運用基準は、1時間当たりの雨量が東部、西部で100mmを超えた場合）、市民や防災関係者に警戒を呼びかける。</p> <p>イ～ウ 略 (3) 略</p> <p>第6節 被害情報等の収集、報告</p> <p>1 略</p> <p>2 被害情報等の収集</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 被害調査の調査実施区分</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>調査実施部</th> <th>調査対象項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td><u>環境施設農政部</u></td> <td>1 農業関係の被害 2 公園・緑地等の被害 3 事業所の公害防止施設の被害 <u>4 河川の被害</u> <u>5 下水道施設の被害</u></td> </tr> <tr> <td><u>街づくり施設部</u></td> <td>1 住宅等の被害 2 がけ地等の被害 <u>3 道路、橋梁の被害</u> <u>4 街路樹の被害</u></td> </tr> </tbody> </table>	調査実施部	調査対象項目	略	略	<u>環境施設農政部</u>	1 農業関係の被害 2 公園・緑地等の被害 3 事業所の公害防止施設の被害 <u>4 河川の被害</u> <u>5 下水道施設の被害</u>	<u>街づくり施設部</u>	1 住宅等の被害 2 がけ地等の被害 <u>3 道路、橋梁の被害</u> <u>4 街路樹の被害</u>	<p>ア 記録的短時間大雨情報 県内で数年に<u>一回</u>程度出現する記録的な短時間の強雨が観測された場合（運用基準は、1時間当たりの雨量が東部、西部で100mmを超えた場合）、市民や防災関係者に警戒を呼びかける。</p> <p>イ～ウ 略 (3) 略</p> <p>第6節 被害情報等の収集、報告</p> <p>1 略</p> <p>2 被害情報等の収集</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 被害調査の調査実施区分</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>調査実施部</th> <th>調査対象項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td><u>環境農政部</u></td> <td>1 農業関係の被害 2 公園・緑地等の被害 3 事業所の公害防止施設の被害</td> </tr> <tr> <td><u>街づくり施設部</u></td> <td>1 住宅等の被害 2 がけ地等の被害</td> </tr> <tr> <td><u>都市施設部</u></td> <td><u>1 道路、橋梁の被害</u> <u>2 河川の被害</u> <u>3 街路樹の被害</u> <u>4 下水道施設の被害</u></td> </tr> </tbody> </table>	調査実施部	調査対象項目	略	略	<u>環境農政部</u>	1 農業関係の被害 2 公園・緑地等の被害 3 事業所の公害防止施設の被害	<u>街づくり施設部</u>	1 住宅等の被害 2 がけ地等の被害	<u>都市施設部</u>	<u>1 道路、橋梁の被害</u> <u>2 河川の被害</u> <u>3 街路樹の被害</u> <u>4 下水道施設の被害</u>
	調査実施部	調査対象項目																		
略	略																			
<u>環境施設農政部</u>	1 農業関係の被害 2 公園・緑地等の被害 3 事業所の公害防止施設の被害 <u>4 河川の被害</u> <u>5 下水道施設の被害</u>																			
<u>街づくり施設部</u>	1 住宅等の被害 2 がけ地等の被害 <u>3 道路、橋梁の被害</u> <u>4 街路樹の被害</u>																			
調査実施部	調査対象項目																			
略	略																			
<u>環境農政部</u>	1 農業関係の被害 2 公園・緑地等の被害 3 事業所の公害防止施設の被害																			
<u>街づくり施設部</u>	1 住宅等の被害 2 がけ地等の被害																			
<u>都市施設部</u>	<u>1 道路、橋梁の被害</u> <u>2 河川の被害</u> <u>3 街路樹の被害</u> <u>4 下水道施設の被害</u>																			

	修正後	修正前
	略	略
①	<p>3 被害状況及び災害情報等の報告</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) ア、イ 略</p> <p>ウ 避難状況・救護所開設状況報告</p> <p>避難を指示した場合あるいは救護所を開設した場合は、その内容について別紙様式により報告する。</p> <p>エ、オ 略</p> <p>(4) 略</p> <p>第7節 通信の確保</p> <p>1～2 略</p> <p>3 通信の統制</p> <p>(1) 重要通信の優先（救助、<u>避難指示</u>等の重要性の高い通信を優先する。）</p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>4～5 略</p>	<p>3 被害状況及び災害情報等の報告</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) ア、イ 略</p> <p>ウ 避難状況・救護所開設状況報告</p> <p>避難を<u>勧告</u>又は指示した場合あるいは救護所を開設した場合は、その内容について別紙様式により報告する。</p> <p>エ、オ 略</p> <p>(4) 略</p> <p>第7節 通信の確保</p> <p>1～2 略</p> <p>3 通信の統制</p> <p>(1) 重要通信の優先（救助、<u>避難勧告</u>等の重要性の高い通信を優先する。）</p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>4～5 略</p>
⑦	<p>6 県防災行政通信網の運用</p> <p>県防災行政通信網は、有線系、衛星系の各システムから構成され、大規模な災害が発生した際に、防災関係機関の間で迅速、的確に情報を受伝達する。</p> <p>市は、横浜地方気象台から送信される気象情報や地震情報などの緊急防災情報を、県を介して受信する。<u>データによる一斉受令や音声電話、ビデオ通話等の機能が利用できる。</u></p>	<p>6 県防災行政通信網の運用</p> <p>県防災行政通信網は、有線系、衛星系及び<u>移動無線系</u>の各システムから構成され、大規模な災害が発生した際に、防災関係機関の間で迅速、的確に情報を受伝達する。</p> <p>市は、横浜地方気象台から送信される気象情報や地震情報などの緊急防災情報を、県を介して受信する。<u>音声やファクシミリによる伝送とともにデータによる一斉指令や、通常の電話及びファクシミリ伝送が可能であり、災害時には直通電話等の機能を提供できる。</u></p>

修正後				修正前			
設置場所等は次の通りである。				設置場所等は次の通りである。			
設置場所等	番号	設置場所等	番号	設置場所	番号	設置場所	番号
IP電話(危機管理課)	2140	閉域スマホ(指令課)	3141	災害対策本部室(研修室)	9-561-9201	市立病院 防災センター	9-628-9201
IP電話(災害対策準備室)	2141	閉域スマホ(市立病院)	3932	市庁舎3階フロア	9-561-9209	市立病院 病院総務課	9-628-9202
IP電話(災害対策本部室(研修室))	2142	受令端末(危機管理課)	4140	防災無線室	9-561-9203	FAX(危機管理課)	9-561-9200
IP電話(守衛室)	2143	受令端末(指令課)	4142	守衛室	9-561-9204	FAX(消防本部指令課)	9-561-9300
IP電話(防災無線室)	2144	受令端末(災害対策本部室)	4146	危機管理課	9-561-9202	FAX(市立病院 防災センター)	9-628-9200
IP電話(指令課)	2145	衛星電話(危機管理課)	0145611	消防本部指令課	9-561-9306		
閉域スマホ(危機管理課)	3140						
7 略				7 略			
第8節 災害広報				第8節 災害広報			
① 1 実施機関と広報内容				1 実施機関と広報内容			
機関名	広報・報道内容			機関名	広報・報道内容		
大和市	1 災害の状況に関すること (1) 地震の規模 2 避難に関すること (1) 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保  (2) 避難場所・避難生活施設 3～4 略			大和市	1 災害の状況に関すること (1) 地震の規模 2 避難に関すること (1) 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急) (2) 避難場所・避難生活施設 3～4 略		
略	略			略	略		

	修正後	修正前
④	<p>2 災害広報の伝達</p> <p>(1) 防災行政無線</p> <p>(2) 自動音声応答装置 (0120-112-933)</p> <p>(3) FMやまと</p> <p>(4) やまと PS メール</p> <p><u>(5) ヤマト SOS 支援アプリ</u></p> <p>(6) インターネット (市ホームページ及びヤフー株式会社との協定による Yahoo! サービス)</p> <p><u>(7) Yahoo!緊急情報配信サービス</u></p> <p>(8) CATV (株式会社ジェイコム湘南・神奈川との協定による J:COM チャンネル)</p> <p>(9) 緊急速報メール</p> <p>(10) 大和市役所公式ツイッター</p> <p><u>(11) 大和市役所公式 LINE</u></p> <p><u>(12) 避難所等混雑状況表示システム (VACAN)</u></p> <p>(13) 広報車巡回</p> <p>(14) 大和市広報 PR ボード</p> <p>(15) 自主防災会広報班による地域内個別広報</p> <p>3～4 略</p> <p>第9節～第10節 略</p> <p>第11節 水防対策</p> <p>1～2 略</p> <p>3 監視警戒及び重要水防区域</p>	<p>2 災害広報の伝達</p> <p>(1) 防災行政無線</p> <p>(2) 自動音声応答装置 (0120-112-933)</p> <p>(3) FMやまと</p> <p>(4) やまと PS メール</p> <p>(5) インターネット (市ホームページ及びヤフー株式会社との協定による Yahoo! サービス)</p> <p>(6) CATV (株式会社ジェイコムイーストとの協定による J:COM チャンネル)</p> <p>(7) 緊急速報メール</p> <p>(8) 大和市役所公式ツイッター</p> <p>(9) 広報車巡回</p> <p>(10) 大和市広報 PR ボード</p> <p>(11) 自主防災会広報班による地域内個別広報</p> <p>3～4 略</p> <p>第9節～第10節 略</p> <p>第11節 水防対策</p> <p>1～2 略</p> <p>3 監視警戒及び重要水防区域</p>



		修正後						修正前																																																																																																															
		(1)～(2)略 (3)重要水防区域及び箇所 市内の河川のうち、特に水防上警戒又は防御に重要性を有する区域は次のとおりである。 <p style="text-align: center;">【重要水防区域一覧】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">水防管理団体名</th> <th rowspan="2">河川名</th> <th colspan="2">重要度</th> <th rowspan="2">左右岸別</th> <th rowspan="2">地先名</th> <th rowspan="2">延長(m)</th> <th rowspan="2">重要な理由</th> </tr> <tr> <th>種別</th> <th>階級</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">大和市</td> <td>境川</td> <td>水衡・洗堀</td> <td>B</td> <td>右</td> <td>大和市上和田～下和田</td> <td>600</td> <td>護岸洗掘</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>堤防断面</td> <td>B</td> <td>右</td> <td>大和市深見</td> <td>600</td> <td>流下能力不足</td> </tr> <tr> <td>引地川</td> <td>堤防高</td> <td>A</td> <td>左</td> <td>大和市福田</td> <td>1,360</td> <td>流下能力不足</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>〃</td> <td>A</td> <td>右</td> <td>〃</td> <td>1,360</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td colspan="2">A階級 2件</td> <td></td> <td>〃</td> <td>2,720</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※階級A：最も重要な箇所 階級B：次に重要な箇所</p>						水防管理団体名	河川名	重要度		左右岸別	地先名	延長(m)	重要な理由	種別	階級	大和市	境川	水衡・洗堀	B	右	大和市上和田～下和田	600	護岸洗掘	〃	堤防断面	B	右	大和市深見	600	流下能力不足	引地川	堤防高	A	左	大和市福田	1,360	流下能力不足	〃	〃	A	右	〃	1,360	〃	合計	A階級 2件			〃	2,720		(1)～(2)略 (3)重要水防区域及び箇所 市内の河川のうち、特に水防上警戒又は防御に重要性を有する区域は次のとおりである。 <p style="text-align: center;">【重要水防区域一覧】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">水防管理団体名</th> <th rowspan="2">河川名</th> <th colspan="2">重要度</th> <th rowspan="2">左右岸別</th> <th rowspan="2">地先名</th> <th rowspan="2">延長(m)</th> <th rowspan="2">重要な理由</th> </tr> <tr> <th>種別</th> <th>階級</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">大和市</td> <td>境川</td> <td>水衡・洗堀</td> <td>B</td> <td>右</td> <td>大和市上和田～下和田</td> <td>600</td> <td>護岸洗掘</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>堤防断面</td> <td>B</td> <td>右</td> <td>大和市深見</td> <td>1000</td> <td>流下能力不足</td> </tr> <tr> <td>引地川</td> <td>堤防高</td> <td>A</td> <td>左</td> <td>大和市福田</td> <td>110</td> <td>流下能力不足</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>〃</td> <td>A</td> <td>右</td> <td>〃</td> <td>50</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>〃</td> <td>A</td> <td>左</td> <td>〃</td> <td>1,360</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>〃</td> <td>A</td> <td>右</td> <td>〃</td> <td>780</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td colspan="2">A階級 4件</td> <td></td> <td>〃</td> <td>2,300</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※階級A：最も重要な箇所 階級B：次に重要な箇所</p>						水防管理団体名	河川名	重要度		左右岸別	地先名	延長(m)	重要な理由	種別	階級	大和市	境川	水衡・洗堀	B	右	大和市上和田～下和田	600	護岸洗掘	〃	堤防断面	B	右	大和市深見	1000	流下能力不足	引地川	堤防高	A	左	大和市福田	110	流下能力不足	〃	〃	A	右	〃	50	〃	〃	〃	A	左	〃	1,360	〃	〃	〃	A	右	〃	780	〃	合計	A階級 4件			〃	2,300	
水防管理団体名	河川名	重要度		左右岸別	地先名	延長(m)	重要な理由																																																																																																																
		種別	階級																																																																																																																				
大和市	境川	水衡・洗堀	B	右	大和市上和田～下和田	600	護岸洗掘																																																																																																																
	〃	堤防断面	B	右	大和市深見	600	流下能力不足																																																																																																																
	引地川	堤防高	A	左	大和市福田	1,360	流下能力不足																																																																																																																
	〃	〃	A	右	〃	1,360	〃																																																																																																																
	合計	A階級 2件			〃	2,720																																																																																																																	
水防管理団体名	河川名	重要度		左右岸別	地先名	延長(m)	重要な理由																																																																																																																
		種別	階級																																																																																																																				
大和市	境川	水衡・洗堀	B	右	大和市上和田～下和田	600	護岸洗掘																																																																																																																
	〃	堤防断面	B	右	大和市深見	1000	流下能力不足																																																																																																																
	引地川	堤防高	A	左	大和市福田	110	流下能力不足																																																																																																																
	〃	〃	A	右	〃	50	〃																																																																																																																
	〃	〃	A	左	〃	1,360	〃																																																																																																																
	〃	〃	A	右	〃	780	〃																																																																																																																
合計	A階級 4件			〃	2,300																																																																																																																		
⑦		4 水防警報 (1)～(2)略 (3)水防警報の種類等						4 水防警報 (1)～(2)略 (3)水防警報の種類等																																																																																																															
		種類		内容		発表基準		種類		内容		発表基準																																																																																																											
		略		略		略		略		略		略																																																																																																											
		出動		水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。		洪水注意報等により、氾濫注意水位（警戒水位）を越えるおそれがあるとき。 又は、水位流量等、その他河川の状況により		出動		水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。		洪水注意報等により、 <u>はん濫</u> 注意水位（警戒水位）を越えるおそれがあるとき。 又は、水位流量等、その他河川の状況により																																																																																																											

修正後			修正前		
		必要と認めるとき。			必要と認めるとき。
指 示	水位、滞水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに、越水、漏水、法崩、亀裂その他河川の状況により警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの。	洪水警報等により、又は既に <u>氾濫</u> 注意水位（警戒水位）を超え、災害のおこるおそれがあるとき。	指 示	水位、滞水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに、越水、漏水、法崩、亀裂その他河川の状況により警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの。	洪水警報等により、又は既に <u>はん濫</u> 注意水位（警戒水位）を超え、災害のおこるおそれがあるとき。
解 除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	<u>氾濫</u> 注意水位（警戒水位）以下に下降したとき。又は <u>氾濫</u> 注意水位（警戒水位）以上であっても水防作業を必要とする河川の状況が解消したと認めるとき。	解 除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	<u>はん濫</u> 注意水位（警戒水位）以下に下降したとき。又は <u>はん濫</u> 注意水位（警戒水位）以上であっても水防作業を必要とする河川の状況が解消したと認めるとき。
⑦ ①	<p>第12節 略</p> <p>第13節 避難対策</p> <p>大雨による河川の<u>氾濫</u>等により、浸水又は浸水のおそれがある場合や災害の発生に伴い、二次災害を被るおそれがある場合などには被災者を安全な地域に一時避難させ、又は安全な施設に収容保護することにより、人命の安全を確保しなければならない。このような場合の避難誘導、<u>高齢者等避難・避難指示・緊急安全確保、避難生活施設の開設等</u>について必要な事項を定める。これらの場合には、災害時の男女のニーズの違い等、双方の視点に十分配慮するように努める。</p>		<p>第12節 略</p> <p>第13節 避難対策</p> <p>大雨による河川の<u>はん濫</u>等により、浸水又は浸水のおそれがある場合や災害の発生に伴い、<u>火災等の</u>二次災害を被るおそれがある場合などには被災者を安全な地域に一時避難させ、又は安全な施設に収容保護することにより、人命の安全を確保しなければならない。このような場合の避難誘導、<u>避難準備・高齢者等避難開始・避難勧告・避難指示（緊急）、避難生活施設の開設等</u>について必要な事項を定める。これらの場合には、災害時の男女のニーズの違い等、双方の視点に十分配慮するように努める。</p>		

	修正後	修正前
⑦	<p>1 市民の自主避難</p> <p>市民は、周囲の状況等により避難が必要であると判断したときには、自主的に避難する。また、市は、平素から危険区域、避難場所、避難経路、避難の方法等を周知するとともに、市民が自主的な避難や緊急避難ができるよう指導する。</p> <p>2 略</p> <p>① 3 避難に関する措置</p> <p>(1) <u>高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保</u></p> <p>災害から人命、身体を保護し、又は被害の拡大防止を図るため特に必要があると認められる場合に、市長等は、必要に応じて、横浜地方気象台、神奈川県等に助言を求め、危険地域の居住者に対し、速やかに避難の<u>指示</u>を行う。</p> <p>また、避難行動要支援者に対しては、避難支援等関係者に準備行動を開始するのに十分な時間的余裕を与えるものとなるよう、早期に情報の伝達を行う体制を確保する。</p> <p>市は<u>高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保</u>を行う基準を策定・公表し、迅速な避難活動の開始に備える。なお、必要に応じて、横浜地方気象台や神奈川県に<u>避難指示</u>等に関する事項について、助言を求める。</p>	<p>1 市民の自主避難</p> <p>市民は、周囲の状況等により避難が必要であると判断したときには、自主的に避難し、<u>その旨を市に連絡する</u>。また、市は、平素から危険区域、避難場所、避難経路、避難の方法等を周知するとともに、市民が自主的な避難や緊急避難ができるよう指導する。</p> <p>2 略</p> <p>3 避難に関する措置</p> <p>(1) <u>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）</u></p> <p>災害から人命、身体を保護し、又は被害の拡大防止を図るため特に必要があると認められる場合に、市長等は、必要に応じて、横浜地方気象台、神奈川県等に助言を求め、危険地域の居住者に対し、速やかに避難の<u>勧告、指示</u>を行う。</p> <p>また、避難行動要支援者に対しては、避難支援等関係者に準備行動を開始するのに十分な時間的余裕を与えるものとなるよう、早期に情報の伝達を行う体制を確保する。</p> <p>市は<u>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）</u>を行う基準を策定・公表し、迅速な避難活動の開始に備える。なお、必要に応じて、横浜地方気象台や神奈川県に<u>避難勧告</u>等に関する事項について、助言を求める。</p>

修正後			修正前
警戒レベルと市民に求める行動			(新設)
	発令時の状況	市民に求める行動	
【警戒 レベル3】 高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難行動に時間を要する避難行動要支援者が、その行動を開始しなければならぬ段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難行動に時間を要する避難行動要支援者は、計画された避難場所等への立退き、屋内での待避等の避難行動を開始する。</li> <li>避難行動要支援者の避難支援等関係者は、当該避難行動要支援者への支援行動を行う。</li> <li>上記以外のものは、災害情報に注意するとともに、家族等との連絡、非常持出品の用意等、避難準備を開始する。</li> </ul>	
【警戒 レベル4】 避難指示	<ul style="list-style-type: none"> <li>前兆現象の発生や、災害の切迫した状況から、人的災害の発生する可能性が明らかに高まった状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>計画された避難場所等への立退き、屋内での待避等の避難行動を開始する。</li> </ul>	
【警戒 レベル5】 緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害が発生又は切迫している状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>命を守るために、直ちに安全を確保する行動をとる。</li> </ul>	

修正後		修正前	
避難指示等発令基準		避難勧告等発令基準	
河川名	境川	河川名	境川
<u>【警戒レベル3】</u> 高齢者等避難 (右記のいずれかに該当する場合)	① 境橋水位観測地点における水位が、避難判断水位(3.60m)に達し、その後も上流域に10mm/h以上の雨量が数時間継続し、さらなる水位の上昇が予想される時。 ② ①以外の境川周辺地域においては、水位がおおむね溢水水位下2mに達したとき。 ③ 昭和橋、高橋、幸延寺橋のいずれかの観測地点において、避難判断水位を超え、本市域においても水位の上昇が予想される時。	<u>避難準備・高齢者等避難開始</u> (右記のいずれかに該当する場合)	① 境橋水位観測地点における水位が、避難判断水位(3.60m)に達し、その後も上流域に10mm/h以上の雨量が数時間継続し、さらなる水位の上昇が予想される時。 ② ①以外の境川周辺地域においては、水位がおおむね溢水水位下2mに達したとき。 ③ 昭和橋、高橋、幸延寺橋のいずれかの観測地点において、避難判断水位を超え、本市域においても水位の上昇が予想される時。
	① 境橋水位観測地点における水位が <u>氾濫危険水位</u> (4.10m)を超え、かつ、その後も上流域に10mm/h以上の雨量が数時間継続し、さらなる水位の上昇により溢水水位に到達することが予想される時。 ② ①以外の境川周辺地域においては、水位がおおむね溢水水位下1mに達したとき。 ③ <u>氾濫危険水位を超え、または超えることが確実で、危険な状態にある時。</u>		① 境橋水位観測地点における水位が <u>はん濫危険水位</u> (4.10m)を超え、かつ、その後も上流域に10mm/h以上の雨量が数時間継続し、さらなる水位の上昇により溢水水位に到達することが予想される時。 ② ①以外の境川周辺地域においては、水位がおおむね溢水水位下1mに達したとき
<u>【警戒レベル4】</u> 避難指示 (右記のいずれかに該当する場合)		<u>避難勧告</u> (右記のいずれかに該当する場合)	
		<u>避難指示(緊急)</u>	① 境橋水位観測地点における水位が <u>はん濫危険水位</u> (4.10m)を超え、又は超えることが確実で、危険な状態にある時。

修正後		修正前	
<p><b>【警戒レベル5】</b> 緊急安全確保</p>	<p>① 大雨特別警報（浸水害）が発表されたとき。</p> <p>② 溢水が確認されたとき。</p>	<p>(新設)</p>	
<p><b>【警戒レベル3】</b> 高齢者等避難 (右記のいずれかに該当する場合)</p>	<p>引地川</p> <p>① 八幡橋水位観測地点における水位が避難判断水位（1.65 m）に達し、その後も上流域に10 mm/h以上の雨量が数時間継続するなど、さらなる水位の上昇が予想されるとき。</p> <p>② 大山橋水位観測地点における水位が避難判断水位（2.00 m）に達し、その後も上流域に10 mm/h以上の雨量が数時間継続するなど、さらなる水位の上昇が予想されるとき。</p> <p>③ ①以外の引地川周辺地域においては、水位がおおむね溢水水位下1 mに達したとき。</p>	<p>引地川</p> <p>① 八幡橋水位観測地点における水位が避難判断水位（1.65 m）に達し、その後も上流域に10 mm/h以上の雨量が数時間継続するなど、さらなる水位の上昇が予想されるとき。</p> <p>② 大山橋水位観測地点における水位が避難判断水位（2.00 m）に達し、その後も上流域に10 mm/h以上の雨量が数時間継続するなど、さらなる水位の上昇が予想されるとき。</p> <p>③ ①以外の引地川周辺地域においては、水位がおおむね溢水水位下1 mに達したとき。</p>	<p><b>避難準備・高齢者等避難開始</b> (右記のいずれかに該当する場合)</p>

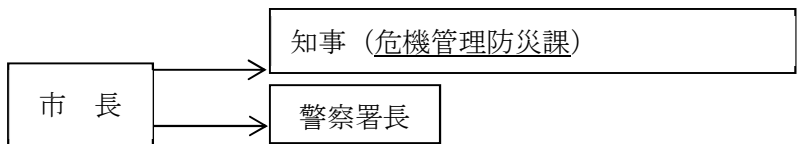
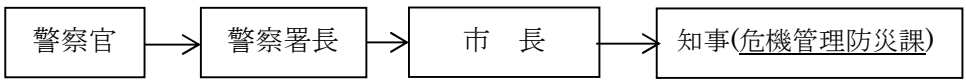
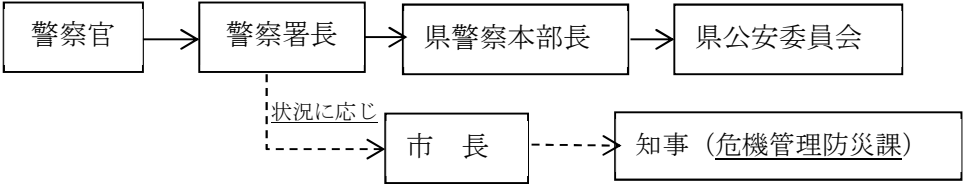
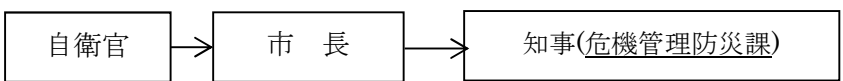
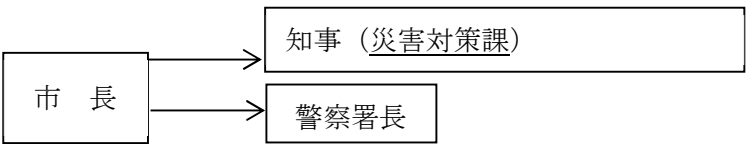

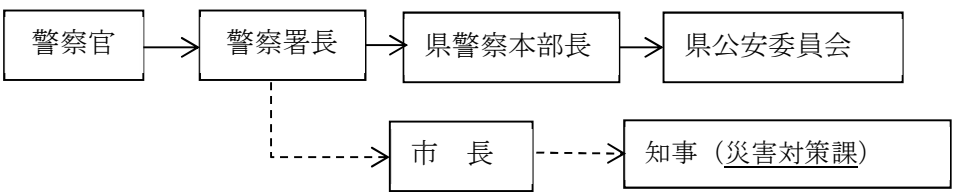

修正後		修正前	
<p><u>【警戒レベル4】</u> <u>避難指示</u> (右記のいずれかに該当する場合)</p>	<p>① 八幡橋水位観測地点における水位が氾濫危険水位(2.05m)を超え、その後も上流域に10mm/h以上の雨量が数時間継続するなど、さらなる水位の上昇により溢水水位に到達することが予想される時。</p> <p>② 大山橋水位観測地点における水位が氾濫危険水位(2.25m)を超え、その後も上流域に10mm/h以上の雨量が数時間継続するなど、さらなる水位の上昇により溢水水位に到達することが予想される時。</p> <p>③ 以外の引地川周辺地域においては、水位がおおむね 溢水水位下0.8mに達したとき</p> <p>④ <u>氾濫危険水位を超え、または超えることが確実に、危険な状態にあるとき。</u></p>	<p><u>避難勧告</u> (右記のいずれかに該当する場合)</p>	<p>① 八幡橋水位観測地点における水位が氾濫危険水位(2.05m)を超え、その後も上流域に10mm/h以上の雨量が数時間継続するなど、さらなる水位の上昇により溢水水位に到達することが予想される時。</p> <p>② 大山橋水位観測地点における水位が氾濫危険水位(2.25m)を超え、その後も上流域に10mm/h以上の雨量が数時間継続するなど、さらなる水位の上昇により溢水水位に到達することが予想される時。</p> <p>③ 以外の引地川周辺地域においては、水位がおおむね 溢水水位下0.8mに達したとき</p>
	<p><u>【警戒レベル5】</u> <u>緊急安全確保</u></p> <p>① 大雨特別警報(浸水害)が発表されたとき。</p> <p>② 溢水が確認されたとき。</p>		<p><u>避難指示</u> (緊急)</p> <p>① <u>八幡橋・大山橋水位観測地点における水位がはん濫危険水位(2.05m、2.25m)を超え、又は超えることが確実に、危険な状態にあるとき。</u></p> <p>(新設)</p>

修正後		修正前	
	土 砂 災 害		土 砂 災 害
(削除)	(削除)	<u>避難準備・高齢者等避難開始</u> (右記のいずれかに該当する場合)	① 市内において大雨警報(土砂災害)が発表され、かつ、土砂災害警戒判定メッシュ情報で大雨警報の土壌雨量指数基準を超過した場合。 ② 連続降雨量が12時間で100mmを超えた場合。
<u>【警戒レベル4】</u> <u>避難指示</u> (右記のいずれかに該当する場合)	① 市内において土砂災害警戒情報が発表された場合。 ② 大雨警報(土砂災害)が発表され、かつ、土砂災害警戒メッシュ情報の予測値で土砂災害警戒情報の判定基準を超過し、さらに降雨が継続する見込みである場合。 ③ 大雨警報(土砂災害)が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表された場合。 ④ 土砂災害の前兆現象(湧水・地下水の濁り)が見られる場合、 <u>または土砂災害が発生するものと予想される場合。</u> ⑤ 連続降雨量が12時間で120mmを超え、かつ直近1時間の降雨量が30mmを超えた場合。	<u>避難勧告</u> (右記のいずれかに該当する場合)	① 市内において土砂災害警戒情報が発表された場合。 ② 大雨警報(土砂災害)が発表され、かつ、土砂災害警戒メッシュ情報の予測値で土砂災害警戒情報の判定基準を超過し、さらに降雨が継続する見込みである場合。 ③ 大雨警報(土砂災害)が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表された場合。 ④ 土砂災害の前兆現象(湧水・地下水の濁り)が見られる場合。 ⑤ 連続降雨量が12時間で120mmを超え、かつ直近1時間の降雨量が30mmを超えた場合。
		<u>避難指示(緊急)</u>	土砂災害の前兆現象又は土砂災害が発生し、危険な状態にあるとき。



修正後	修正前
<p><u>【警戒レベル5】</u> <u>緊急安全確保</u> <u>(右記のいずれかに該当する場合)</u></p> <p>① <u>大雨特別警報（土砂災害）が発表された場合。</u></p> <p>② <u>土砂災害の発生が確認された場合。</u></p> <p>■ 発令基準中の数時間とは、2～3時間をいう</p> <p>ア <u>高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の性格</u></p> <p>（ア）<u>高齢者等避難の性格</u>  <u>高齢者等避難とは、災害の拡大等により安全な避難地に避難しなくてはならない状況下において、特に避難行動要支援者の方々への支援に必要な十分な時間的余裕を与えるものとなるよう、避難指示よりも早い段階で発表する避難情報である。</u></p> <p>（イ）<u>避難指示の性格</u>  <u>避難指示とは、被害の危険が目前に切迫している場合に、居住者等への避難行動を促す行為である。</u></p> <p>（ウ）<u>緊急安全確保の性格</u>  <u>緊急安全確保とは、災害が発生又は切迫している状況で、命を守るために直ちに安全を確保する行動を促す行為である。</u></p>	<p>（新設）</p> <p>■ 発令基準中の数時間とは、2～3時間をいう。</p> <p>ア <u>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の性格</u></p> <p>（ア）<u>避難準備・高齢者等避難開始の性格</u>  <u>避難準備・高齢者等避難開始とは、災害の拡大等により安全な避難地に避難しなくてはならない状況下において、特に避難行動要支援者の方々への支援に必要な十分な時間的余裕を与えるものとなるよう、避難勧告よりも早い段階で発表する避難情報である。</u></p> <p>（イ）<u>避難勧告、避難指示（緊急）の性格</u>  <u>避難勧告とは、その地域野居住者等を拘束するものではないが、居住者等がその勧告を尊重することを期待して、避難のための立ち退きを勧め又は促す行為である。これに対し避難指示（緊急）とは、被害の危険は目前に切迫している場合で、勧告よりも拘束力が強い。しかし、指示に従わないものに対する強制は時期的に早い段階で実施すべきものではない。居住者等への避難行動を促す行為である。</u></p> <p>（新設）</p>

修正後	修正前																
<p>イ 災害対策基本法に基づく<u>避難指示等</u>を行う者</p> <p>(ア) <u>高齢者等避難</u>は、市長が発令する。</p> <p>(イ) <u>避難指示等</u>を行う者 災害対策基本法による避難もしくは安全確保措置の<u>指示</u>を行う者は、次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="188 587 1128 1070"> <tr> <td>市長</td> <td>市民の生命、身体に危険を及ぼすと認めるとき、第一義的に実施する。</td> </tr> <tr> <td>知事</td> <td>市長が避難の指示等をするができなくなったとき、市長に代わって実施する。</td> </tr> <tr> <td>警察官</td> <td>市長が<u>避難指示等</u>をすることができないと認めるとき、又は市長から要求があったとき実施し、人命若しくは身体に危険を及ぼすおそれがある場合、その場に居合わせた者に対して、職権で避難の措置を実施する。</td> </tr> <tr> <td>自衛官</td> <td>災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官は、危険な事態が生じ、警察官がその場にいないときに実施する。</td> </tr> </table> <p>ウ 災害対策基本法による<u>避難指示等</u>の内容</p> <p>市長の<u>高齢者等避難</u>、災害対策基本法による<u>避難指示等</u>を実施する者は、次の内容を明示して行う。</p> <p>(ア)～(イ) 略</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(ウ) 避難の理由</p>	市長	市民の生命、身体に危険を及ぼすと認めるとき、第一義的に実施する。	知事	市長が避難の指示等をするができなくなったとき、市長に代わって実施する。	警察官	市長が <u>避難指示等</u> をすることができないと認めるとき、又は市長から要求があったとき実施し、人命若しくは身体に危険を及ぼすおそれがある場合、その場に居合わせた者に対して、職権で避難の措置を実施する。	自衛官	災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官は、危険な事態が生じ、警察官がその場にいないときに実施する。	<p>イ <u>避難準備・高齢者等避難開始</u>、災害対策基本法に基づく<u>避難勧告等</u>を行う者</p> <p>(ア) <u>避難準備・高齢者等避難開始</u>は、市長が発令する。</p> <p>(イ) <u>避難勧告等</u>を行う者 災害対策基本法による避難もしくは安全確保措置の<u>勧告又は指示</u>を行う者は、次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="1205 587 2145 1066"> <tr> <td>市長</td> <td>市民の生命、身体に危険を及ぼすと認めるとき、第一義的に実施する。</td> </tr> <tr> <td>知事</td> <td>市長が避難の指示等をするができなくなったとき、市長に代わって実施する。</td> </tr> <tr> <td>警察官</td> <td>市長が<u>避難勧告等</u>をすることができないと認めるとき、又は市長から要求があったとき実施し、人命若しくは身体に危険を及ぼすおそれがある場合、その場に居合わせた者に対して、職権で避難の措置を実施する。</td> </tr> <tr> <td>自衛官</td> <td>災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官は、危険な事態が生じ、警察官がその場にいないときに実施する。</td> </tr> </table> <p>ウ <u>避難準備・高齢者等避難開始</u>、災害対策基本法による<u>避難勧告等</u>の内容</p> <p>市長の<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>、災害対策基本法による<u>避難勧告等</u>を実施する者は、次の内容を明示して行う。</p> <p>(ア)～(イ) 略</p> <p><u>(ウ) 避難経路</u></p> <p>(エ) 避難の理由</p>	市長	市民の生命、身体に危険を及ぼすと認めるとき、第一義的に実施する。	知事	市長が避難の指示等をするができなくなったとき、市長に代わって実施する。	警察官	市長が <u>避難勧告等</u> をすることができないと認めるとき、又は市長から要求があったとき実施し、人命若しくは身体に危険を及ぼすおそれがある場合、その場に居合わせた者に対して、職権で避難の措置を実施する。	自衛官	災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官は、危険な事態が生じ、警察官がその場にいないときに実施する。
市長	市民の生命、身体に危険を及ぼすと認めるとき、第一義的に実施する。																
知事	市長が避難の指示等をするができなくなったとき、市長に代わって実施する。																
警察官	市長が <u>避難指示等</u> をすることができないと認めるとき、又は市長から要求があったとき実施し、人命若しくは身体に危険を及ぼすおそれがある場合、その場に居合わせた者に対して、職権で避難の措置を実施する。																
自衛官	災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官は、危険な事態が生じ、警察官がその場にいないときに実施する。																
市長	市民の生命、身体に危険を及ぼすと認めるとき、第一義的に実施する。																
知事	市長が避難の指示等をするができなくなったとき、市長に代わって実施する。																
警察官	市長が <u>避難勧告等</u> をすることができないと認めるとき、又は市長から要求があったとき実施し、人命若しくは身体に危険を及ぼすおそれがある場合、その場に居合わせた者に対して、職権で避難の措置を実施する。																
自衛官	災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官は、危険な事態が生じ、警察官がその場にいないときに実施する。																

	修正後	修正前
	<p>(エ) その他必要な事項</p> <p>エ 避難措置の報告 避難指示等を行った者は、次により必要な事項を報告又は連絡する。</p> <p>⑤ (ア) 市長の措置</p>  <pre> graph LR     Mayor[市長] --&gt; PrefecturalOffice[知事 (危機管理防災課)]     Mayor --&gt; PoliceChief[警察署長]     </pre> <p>(イ) 警察官の措置</p> <p>a 略</p>  <pre> graph LR     PoliceOfficer[警察官] --&gt; PoliceChief[警察署長]     PoliceChief --&gt; Mayor[市長]     Mayor --&gt; PrefecturalOffice[知事(危機管理防災課)]     </pre> <p>b 警察官職務執行法に基づく措置</p>  <pre> graph LR     PoliceOfficer[警察官] --&gt; PoliceChief[警察署長]     PoliceChief --&gt; PrefecturalPoliceChief[県警察本部長]     PrefecturalPoliceChief --&gt; PrefecturalPublicSafetyCommission[県公安委員会]     PoliceChief -.-&gt; 状況に応じ  Mayor[市長]     Mayor -.-&gt; PrefecturalOffice[知事 (危機管理防災課)]     </pre> <p>(ウ) 自衛官の措置</p>  <pre> graph LR     SelfDefenseForce[自衛官] --&gt; Mayor[市長]     Mayor --&gt; PrefecturalOffice[知事(危機管理防災課)]     </pre> <p>① (2) 警戒区域の設定 市長は管轄区域内において危険が切迫し、必要があると認めるときには、</p>	<p>(オ) その他必要な事項</p> <p>エ 避難措置の報告 避難勧告等を行った者は、次により必要な事項を報告又は連絡する。</p> <p>(ア) 市長の措置</p>  <pre> graph LR     Mayor[市長] --&gt; PrefecturalOffice[知事 (災害対策課)]     Mayor --&gt; PoliceChief[警察署長]     </pre> <p>(イ) 警察官の措置</p> <p>a 略</p>  <pre> graph LR     PoliceOfficer[警察官] --&gt; PoliceChief[警察署長]     PoliceChief --&gt; Mayor[市長]     Mayor --&gt; PrefecturalOffice[知事(災害対策課)]     </pre> <p>b 警察官職務執行法に基づく措置</p>  <pre> graph LR     PoliceOfficer[警察官] --&gt; PoliceChief[警察署長]     PoliceChief --&gt; PrefecturalPoliceChief[県警察本部長]     PrefecturalPoliceChief --&gt; PrefecturalPublicSafetyCommission[県公安委員会]     PoliceChief -.-&gt; 状況に応じ  Mayor[市長]     Mayor -.-&gt; PrefecturalOffice[知事 (災害対策課)]     </pre> <p>(ウ) 自衛官の措置</p>  <pre> graph LR     SelfDefenseForce[自衛官] --&gt; Mayor[市長]     Mayor --&gt; PrefecturalOffice[知事(災害対策課)]     </pre> <p>(2) 警戒区域の設定 市長は管轄区域内において危険が切迫し、必要があると認めるときには、</p>

修正後	修正前																				
<p>その地域の居住者等に対し立ち退きもしくは安全確保措置の<u>指示</u>を行う。この場合、避難すべき場所を指示することができる。</p> <p>なお、人命の保護又は危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、応急対策に従事する者以外に対して当該地区への立ち入りを制限し、もしくは禁止し、又は当該地域からの退去を命ずることができる。</p> <p>(3) 避難の解除</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>災害対策基本法第60条 一抄一</p> <p>1 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、(略)市町村長は、(略)避難のための<u>立ち退きを指示</u>することができる。</p> <p>5 市町村長は、避難の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公示しなければならない。</p> </div> <p>(4) 法令による避難措置</p> <table border="1" data-bbox="210 971 1137 1337"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>災害対策基本法第60条</th> <th>地すべり等防止法第25条</th> <th>水防法第29条</th> <th>警察官職務執行法第4条</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	項目	災害対策基本法第60条	地すべり等防止法第25条	水防法第29条	警察官職務執行法第4条	略	略	略	略	略	<p>その地域の居住者等に対し立ち退きもしくは安全確保措置の<u>指示又は勧告</u>を行う。この場合、避難すべき場所を指示することができる。</p> <p>なお、人命の保護又は危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、応急対策に従事する者以外に対して当該地区への立ち入りを制限し、もしくは禁止し、又は当該地域からの退去を命ずることができる。</p> <p>(3) 避難の解除</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>災害対策基本法第60条 一抄一</p> <p>1 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、(略)市町村長は、(略)避難のための<u>立ち退きを勧告し、(略)立ち退きを指示</u>することができる。</p> <p>5 市町村長は、避難の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公示しなければならない。</p> </div> <p>(4) 法令による避難措置</p> <table border="1" data-bbox="1227 971 2154 1347"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>災害対策基本法第60条</th> <th>地すべり等防止法第25条</th> <th>水防法第29条</th> <th>警察官職務執行法第4条</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	項目	災害対策基本法第60条	地すべり等防止法第25条	水防法第29条	警察官職務執行法第4条	略	略	略	略	略
項目	災害対策基本法第60条	地すべり等防止法第25条	水防法第29条	警察官職務執行法第4条																	
略	略	略	略	略																	
項目	災害対策基本法第60条	地すべり等防止法第25条	水防法第29条	警察官職務執行法第4条																	
略	略	略	略	略																	

修正後					修正前											
⑦	指示内容等	避難のための立ち退き又は屋内での退避等の安全確保措置の <u>指示</u>	立ち退くべきことを指示	立ち退くべきことを指示	避難の措置	指示内容等	避難のための立ち退き又は屋内での退避等の安全確保措置の <u>勧告、指示</u>	立ち退くべきことを指示	立ち退くべきことを指示	避難の措置						
	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略						
<p>4 <u>避難誘導</u></p> <p>市は、消防、警察、自主防災組織及び関係機関等の協力を得て、住民が迅速かつ安全に避難できるよう、組織的な避難誘導に努める。</p> <p>(1) 市は、避難情報を発令し、避難場所等へ誘導する。</p> <p><u>(削除)</u></p>						<p>4 <u>避難計画</u></p> <p>(新設)</p> <p>(1) <u>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）を行う状況</u></p> <p>本市の場合には、地理的な関係から実際に避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）を行う場合及び状況は、おおむね次の場合と考えられる。</p> <p>ア 災害の発生により建築物が大きな被害を受け、居住を継続することが危険なとき又はそのおそれがあるとき</p> <p>イ 火災が拡大し、又は拡大するおそれのあるとき</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>発令時の状況</th> <th>市民に求める行動</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>避難準備・高齢者等避難開始</u></td> <td>・<u>避難行動に時間を要する避難行動要支援者が、その行動を開始しなければならない段階</u></td> <td>・<u>避難行動に時間を要する避難行動要支援者は、計画された避難場所への避難行動を開始する。</u></td> </tr> </tbody> </table>						発令時の状況	市民に求める行動	<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>	・ <u>避難行動に時間を要する避難行動要支援者が、その行動を開始しなければならない段階</u>	・ <u>避難行動に時間を要する避難行動要支援者は、計画された避難場所への避難行動を開始する。</u>
	発令時の状況	市民に求める行動														
<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>	・ <u>避難行動に時間を要する避難行動要支援者が、その行動を開始しなければならない段階</u>	・ <u>避難行動に時間を要する避難行動要支援者は、計画された避難場所への避難行動を開始する。</u>														

修正後	修正前	
<p>(2) <u>避難行動要支援者に対する避難誘導は、地域住民及び自主防災組織等の協力を得て、迅速かつ安全に誘導する。</u></p> <p>(3) <u>学校、病院、工場、要配慮者利用施設等の管理者は、避難確保計画に基づき、児童生徒、入院患者、従業員、施設利用者等を迅速かつ安全に誘導する。</u></p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>であり、<u>人的被害の発生する可能性が高まった状況</u></p>	<p>・<u>避難行動要支援者の避難支援等関係者は、当該避難行動要支援者への支援行動を行う。</u></p> <p>・<u>上記以外の者は、災害情報に注意するとともに、家族等との連絡、非常持出品の用意等、避難準備を開始する。</u></p>
	<p><u>避難勧告</u></p>	<p>・<u>通常の避難行動をできる者が避難行動を開始しなければならぬ段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況</u></p>
	<p><u>避難指示（緊急）</u></p>	<p>・<u>前兆現象の発生や、災害の切迫した状況から、人的災害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況</u></p> <p>・<u>人的被害が発生した状況</u></p>
	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(2) <u>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の伝達方法</u> <u>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）を決定したとき</u></p>	

修正後	修正前															
<p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除) ※資料編に移行</p>	<p>は、市長は直ちに所轄警察署に報告し、警備の要請を行うとともに、避難の対象となる地域の市民等に対しては、第7節 2 災害広報の伝達に掲げる方法により周知するほか、警察官、消防機関及び自主防災組織等の協力を得て情報伝達の徹底を図る。</p> <p>(3) 要配慮者に対する対応</p> <p>警察官又は消防職員等が要配慮者への情報伝達や避難誘導などの避難措置を実施する場合には、それぞれの要配慮者ごとに配慮を要すべき事項に留意する。</p> <p>(4) 浸水想定区域内に所在する地下施設等及び避難に当たって防災上の配慮を要する施設の名称及び所在地</p> <p>水防法第14条に基づく浸水想定区域内における主として高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、その他の要配慮者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設は以下のとおりである。市は、各施設との連絡体制を構築し、所有者又は管理者及び当該自衛水防組織の構成員に洪水予報等を連絡する。</p> <p>ア 避難にあたって防災上の配慮を要する施設</p> <p style="text-align: center;"><b>【境川浸水想定区域】</b></p> <p>(ア) 社会福祉施設</p> <table border="1" data-bbox="1182 1145 2150 1396"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>名 称</th> <th>所 在 地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>晃風園ぬくもり</td> <td>深見 1736 番地 2</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>下和田保育園</td> <td>下和田 262 番地</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>ル・リアンふかみ</td> <td>深見 2106 番地 1</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>生きがい工房上和田</td> <td>上和田 2412 番地</td> </tr> </tbody> </table>	番号	名 称	所 在 地	1	晃風園ぬくもり	深見 1736 番地 2	2	下和田保育園	下和田 262 番地	3	ル・リアンふかみ	深見 2106 番地 1	4	生きがい工房上和田	上和田 2412 番地
番号	名 称	所 在 地														
1	晃風園ぬくもり	深見 1736 番地 2														
2	下和田保育園	下和田 262 番地														
3	ル・リアンふかみ	深見 2106 番地 1														
4	生きがい工房上和田	上和田 2412 番地														

修正後	修正前			
(削除)	<table border="1"> <tr> <td>5</td> <td>ワークステーション菜の花</td> <td>深見 941 番地 1</td> </tr> </table>	5	ワークステーション菜の花	深見 941 番地 1
	5	ワークステーション菜の花	深見 941 番地 1	
	(イ) 学校			
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>名 称</th> <th>所 在 地</th> </tr> </thead> </table>	番号	名 称	所 在 地
	番号	名 称	所 在 地	
	<table border="1"> <tr> <td>1</td> <td>大和東小学校</td> <td>深見 1805 番地</td> </tr> </table>	1	大和東小学校	深見 1805 番地
	1	大和東小学校	深見 1805 番地	
	<table border="1"> <tr> <td>2</td> <td>上和田中学校</td> <td>上和田 1314 番地 1</td> </tr> </table>	2	上和田中学校	上和田 1314 番地 1
	2	上和田中学校	上和田 1314 番地 1	
	<table border="1"> <tr> <td>3</td> <td>渋谷中学校</td> <td>下和田 49 番地</td> </tr> </table>	3	渋谷中学校	下和田 49 番地
	3	渋谷中学校	下和田 49 番地	
	<table border="1"> <tr> <td>4</td> <td>大和東高校</td> <td>深見 1760 番地</td> </tr> </table>	4	大和東高校	深見 1760 番地
	4	大和東高校	深見 1760 番地	
	【引地川浸水想定区域】			
	(ア) 社会福祉施設			
<table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>名 称</th> <th>所 在 地</th> </tr> </thead> </table>	番号	名 称	所 在 地	
番号	名 称	所 在 地		
<table border="1"> <tr> <td>1</td> <td>渋谷保育園</td> <td>福田 6002 番地</td> </tr> </table>	1	渋谷保育園	福田 6002 番地	
1	渋谷保育園	福田 6002 番地		
<table border="1"> <tr> <td>2</td> <td>げんきステーションより道一休</td> <td>福田五丁目 26 番地 10</td> </tr> </table>	2	げんきステーションより道一休	福田五丁目 26 番地 10	
2	げんきステーションより道一休	福田五丁目 26 番地 10		
<table border="1"> <tr> <td>3</td> <td>グループホーム櫛</td> <td>福田 1842 番地</td> </tr> </table>	3	グループホーム櫛	福田 1842 番地	
3	グループホーム櫛	福田 1842 番地		
<table border="1"> <tr> <td>4</td> <td>モミヤマ幼稚園</td> <td>福田五丁目 17 番地 2</td> </tr> </table>	4	モミヤマ幼稚園	福田五丁目 17 番地 2	
4	モミヤマ幼稚園	福田五丁目 17 番地 2		
<table border="1"> <tr> <td>5</td> <td>もみの木保育園</td> <td>福田五丁目 17 番地 1</td> </tr> </table>	5	もみの木保育園	福田五丁目 17 番地 1	
5	もみの木保育園	福田五丁目 17 番地 1		
<table border="1"> <tr> <td>6</td> <td>ピンポンデイハッピー渋谷</td> <td>福田 588 番地 1</td> </tr> </table>	6	ピンポンデイハッピー渋谷	福田 588 番地 1	
6	ピンポンデイハッピー渋谷	福田 588 番地 1		
(イ) 学校				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>名 称</th> <th>所 在 地</th> </tr> </thead> </table>	番号	名 称	所 在 地	
番号	名 称	所 在 地		
<table border="1"> <tr> <td>1</td> <td>福田小学校</td> <td>福田五丁目 22 番地 1</td> </tr> </table>	1	福田小学校	福田五丁目 22 番地 1	
1	福田小学校	福田五丁目 22 番地 1		
<table border="1"> <tr> <td>2</td> <td>下福田小学校</td> <td>福田 570 番地</td> </tr> </table>	2	下福田小学校	福田 570 番地	
2	下福田小学校	福田 570 番地		
<table border="1"> <tr> <td>3</td> <td>下福田中学校</td> <td>福田 1569 番地 1</td> </tr> </table>	3	下福田中学校	福田 1569 番地 1	
3	下福田中学校	福田 1569 番地 1		
(5) 避難地（施設）の名称、所在地、対象地区及び収容人員				



修正後	修正前
(削除)	<p><u>避難地（施設）の名称、所在地、対象地区及び収容人員は3-2、広域避難場所一覧表、資料編3-3指定緊急避難場所・指定避難所一覧表に示す。</u></p> <p><u>(6) 避難地（施設）への経路及び避難誘導</u></p> <p><u>警察官又は消防職員等避難措置の実施者は、被災者が迅速かつ安全に避難できるように避難先への誘導に努める。</u></p> <p><u>ア 避難経路</u></p> <p><u>避難経路は、市長から特定の指示がなされた場合にはその経路とし、特段の指示がなされないときは誘導者が指定する。</u></p> <p><u>避難経路の指定に際しては、火災、落下物、危険物、パニックの危険のない経路を選定し、また、可能な限り指示者が経路を実際に確認する。</u></p> <p><u>避難路に重大な障害があり容易に取り除くことができないときは、災害対策本部に対して避難路の確保（道路の啓開等）を要請する。</u></p> <p><u>イ 避難誘導の実施者</u></p> <p><u>避難誘導は、市職員、警察官、消防職員、消防団員及び自主防災会が連携して実施する。</u></p> <p><u>なお、誘導に当たっては、妊産婦、傷病者、障がい者、高齢者、幼児等の要配慮者を優先させる。</u></p> <p><u>ウ 避難者の誘導先</u></p> <p><u>災害時において、浸水、がけ崩れ等により避難が必要な場合には、居住地等に一番近い市立小・中学校、県立高等学校、私立学校の避難生活施設等に避難することとなる。</u></p> <p><u>しかしながら、風水害の程度や状況によっては、必ずしも近隣の避難生活施設等が避難施設として適切ではない場合も想定されることから、十分</u></p>

修正後	修正前
<p><u>(削除)</u></p>	<p><u>な状況調査に基づき、的確かつ迅速な判断により決定するとともに、避難経路上で発生するがけ崩れや道路冠水などの様々な危険要因にも十分注意するものとする。</u></p> <p><u>(7) 避難地（施設）等の整備に関する事項</u></p> <p><u>ア 収容施設</u></p> <p><u>(ア) 施設管理者との協議による整備等</u></p> <p><u>市は避難場所となる用地及び施設の管理者と協議し、当該施設の整備及び災害時の運用方法等について理解を求める。</u></p> <p><u>(イ) 地下水源の確保</u></p> <p><u>周辺の井戸水の所在を把握するとともに、定期的な水質検査を実施し所有者と災害時の協力について調整を図る。また、避難生活施設の一部に整備した井戸も活用する。</u></p> <p><u>(ウ) 安全誘導の確保</u></p> <p><u>広域避難場所に至る主要道路等には標識柱及び電柱案内板を、広域避難場所の入り口付近には現地案内板を、また、各公共施設にも案内板を設置し、安全誘導の確保を図っていく。避難生活施設となる施設には、災害時に避難所として利用することを示した案内表示板を設置し、太陽光発電による照明の整備に努める。</u></p> <p><u>イ 情報伝達施設</u></p> <p><u>(ア) 情報連絡体制の整備</u></p> <p><u>市は各避難場所に情報を提供できる体制の整備を図るとともに、避難生活施設に MCA 無線の設置、防災情報システムの整備、その他情報連絡体制を確保し、避難者の万全な安全管理を期する。また、関係機関</u></p>

修正後	修正前
<p>(削除)</p> <p>5 浸水想定区域内に所在する要配慮者利用施設等  <u>水防法第14条に基づく浸水想定区域内における主として高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、その他の要配慮者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設は、資料編8-5 水防法及び土砂災害防止法に基づき名称及び所在地を定める施設に示す。市は、各施設との連絡体制を構築し、所有者又は管理者及び当該自衛水防組織の構成員に洪水予報等を連絡する。</u></p>	<p><u>に災害時における臨時公衆電話等の回線の確保、整備を図るための協力を求めていく。</u></p> <p>ウ 医療救護施設  <u>アの収容施設に準ずる。</u></p> <p>(8) 避難の心得、知識の普及啓発に関する事項</p> <p>ア 気象情報に注意する。  イ 避難に関する情報や指示等の伝達方法を確認する。  ウ 避難場所、避難路を確認する。  エ 時間があれば、家具、寝具、畳等を階上などの高いところへ移動する。  オ かけ崩れ等が予測される危険地では、指示がなくても危険と判断したときは早めに避難する。  カ 避難は徒歩で、持出品は最小限にする。  キ 道路が冠水して、通行が危険な場合は無理に避難せず、階上などの高いところに移動する。  ク やむをえず、冠水道路を通行する際は、杖を利用する。また、幼児は離れないように措置を講ずる。</p> <p>(新設)</p>

修正後	修正前																														
<p>6 避難地（施設）の名称、所在地、対象地区及び収容人員  <u>避難地（施設）の名称、所在地、対象地区及び収容人員は、資料編3-3指定緊急避難場所・指定避難所一覧表に示す。</u></p> <p>7 避難生活施設等の開設            (1) 開設の方法等            避難生活施設は、あらかじめ指定した避難生活施設等（以下「指定避難所」という）のうちから、災害対策本部長が災害の状況及び規模を勘案して、浸水のおそれのある指定避難所については風水害時には開設しないなど(代替施設については下表参照)、安全適切な場所を選定のうえ担当部に開設させる。</p> <p>ただし、緊急を要する場合で、災害対策本部による選定の猶予がないときは、担当部の判断により避難生活施設等を開設することができるものとするが、判断を下した担当部等は、施設及び周囲の安全に十分配慮して決定する。</p> <p>なお、<u>福祉避難所</u>となる市の施設の施設管理者である指定管理者は、施設管理に関する契約・協定等に避難所運営等に関する特別の定めがある場合は、その定めるところにより行う。</p> <p>(表) 浸水のおそれのある避難生活施設とその代替施設*</p> <table border="1" data-bbox="159 1098 1151 1394"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>浸水のおそれのある 避難生活施設</th> <th>代替施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>大和東小学校</td> <td>大和小学校、深見小学校</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>福田小学校</td> <td><u>桜丘</u>学習センター、渋谷学習センター</td> </tr> <tr> <td>3～6 略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td><u>7</u></td> <td><u>下福田中学校</u></td> <td><u>大和ゆとりの森仲良しプラザ</u></td> </tr> </tbody> </table>	番号	浸水のおそれのある 避難生活施設	代替施設	1	大和東小学校	大和小学校、深見小学校	2	福田小学校	<u>桜丘</u> 学習センター、渋谷学習センター	3～6 略	略	略	<u>7</u>	<u>下福田中学校</u>	<u>大和ゆとりの森仲良しプラザ</u>	<p>(新設)</p> <p>5 避難生活施設等の開設            (1) 開設の方法等            避難生活施設は、あらかじめ指定した避難生活施設等（以下「指定避難所」という）のうちから、災害対策本部長が災害の状況及び規模を勘案して、浸水のおそれのある指定避難所については風水害時には開設しないなど(代替施設については下表参照)、安全適切な場所を選定のうえ担当部に開設させる。</p> <p>ただし、緊急を要する場合で、災害対策本部による選定の猶予がないときは、担当部の判断により避難生活施設等を開設することができるものとするが、判断を下した担当部等は、施設及び周囲の安全に十分配慮して決定する。</p> <p>なお、<u>特定指定避難所</u>となる市の施設の施設管理者である指定管理者は、施設管理に関する契約・協定等に避難所運営等に関する特別の定めがある場合は、その定めるところにより行う。</p> <p>(表) 浸水のおそれのある避難生活施設とその代替施設*</p> <table border="1" data-bbox="1173 1098 2175 1394"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>浸水のおそれのある 避難生活施設</th> <th>代替施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>大和東小学校</td> <td>大和小学校、深見小学校</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>福田小学校</td> <td><u>桜ヶ丘</u>学習センター、渋谷学習センター</td> </tr> <tr> <td>3～6 略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>(新規)</td> </tr> </tbody> </table>	番号	浸水のおそれのある 避難生活施設	代替施設	1	大和東小学校	大和小学校、深見小学校	2	福田小学校	<u>桜ヶ丘</u> 学習センター、渋谷学習センター	3～6 略	略	略			(新規)
番号	浸水のおそれのある 避難生活施設	代替施設																													
1	大和東小学校	大和小学校、深見小学校																													
2	福田小学校	<u>桜丘</u> 学習センター、渋谷学習センター																													
3～6 略	略	略																													
<u>7</u>	<u>下福田中学校</u>	<u>大和ゆとりの森仲良しプラザ</u>																													
番号	浸水のおそれのある 避難生活施設	代替施設																													
1	大和東小学校	大和小学校、深見小学校																													
2	福田小学校	<u>桜ヶ丘</u> 学習センター、渋谷学習センター																													
3～6 略	略	略																													
		(新規)																													

	修正後	修正前
④	<p>(2)～(4) 略</p> <p>(5) 避難生活施設等内の区画の設定</p> <p>ア 屋内避難生活</p> <p>(ア)～(イ) 略</p> <p>(ウ) 避難者を収容するに当たっては、<u>発熱や咳などの症状がある体調不良者とそうでない者、要配慮者の有無、地域割り等を考慮するとともに、プライバシーの確保に配慮しながら適切に動線、区画を設定する。</u></p> <p><u>(エ) 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、十分な避難スペースを確保する。</u></p> <p>(オ)～(カ) 略</p> <p>イ 略</p> <p><u>8 避難生活施設等の運営</u></p> <p>(1) 避難所従事者の職務内容</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>エ <u>新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難生活施設内の衛生管理に特に留意し、必要な措置を講じるときは、所属長の指示を仰ぐ。</u></p> <p>オ～ク 略</p> <p>ケ 避難生活施設の運営に当たっては、努めて融和を図り、避難者の精神的負担を和らげるようにする。<u>また、要配慮者や性的マイノリティの方へのケア、避難者のプライバシーの確保、男女のニーズの違い等、多様な視点が反映できるようにする。</u></p> <p>コ 略</p>	<p>(2)～(4) 略</p> <p>(5) 避難生活施設等内の区画の設定</p> <p>ア 屋内避難生活</p> <p>(ア)～(イ) 略</p> <p>(ウ) 避難者を収容するに当たっては、<u>要配慮者の有無、地域割り等を考慮するとともに、プライバシーの確保に配慮しながら適切に区画を設定する。</u></p> <p>(エ) (新設)</p> <p>(オ)～(カ) 略</p> <p>イ 略</p> <p><u>6 避難生活施設等の運営</u></p> <p>(1) 避難所従事者の職務内容</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>エ 避難生活施設内の衛生管理に特に留意し、必要な措置を講じるときは、所属長の指示を仰ぐ。</p> <p>オ～ク 略</p> <p>ケ 避難生活施設の運営に当たっては、努めて融和を図り、避難者の精神的負担を和らげるようにする。</p> <p>コ 略</p>

修正後	修正前
<p>(2)～(3) 略</p> <p>9 避難所外避難者</p> <p>(1) 状況の把握</p> <p><u>被災者は、避難生活施設だけではなく、在宅での避難や空き地、子供広場や民間（事業所を含む）の厚意により開放された建物内に避難することが予想される。市災害対策本部は、このような避難所外避難者への避難状況について、情報収集に努める。</u></p> <p>(2) 対策</p> <p>市災害対策本部は、<u>避難所外避難者</u>についても、避難生活施設と同様に避難住民の名簿を作成し、必要な物資や支援が行き届くよう配慮する。その際には、<u>避難生活施設を支援拠点とし、住民からの協力を得て、一体的な運営となるよう努める。</u>また、情報伝達には、身近な情報入手手段として、大和市広報 PR ボードを積極的に活用する。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>10 帰宅困難者への対応</p> <p>帰宅困難者が発生した場合、一時滞在施設に関する情報や、鉄道等の運行復旧状況など、必要な情報提供を行い帰宅困難者対策に努める。</p> <p>(1) 略</p> <p>第14節 交通対策</p> <p>1～4 略</p>	<p>(2)～(3) 略</p> <p>7 私設避難所</p> <p>(1) 状況の把握</p> <p><u>被災者が、空き地、子供広場や民間（事業所を含む）の厚意により開放された建物内に避難することが予想される。市災害対策本部は、このような私設避難場所への避難状況について、情報収集に努める。</u></p> <p>(2) 対策</p> <p>市災害対策本部は、<u>私設避難所</u>についても、避難生活施設と同様に避難住民の名簿を作成し、必要な物資や支援が行き届くよう配慮する。その際には、当該避難住民から協力を得て、代表者を選任させるなど、運営体制を組織するように努める。また、情報伝達には、身近な情報入手手段として、大和市広報 PR ボードを積極的に活用する。</p> <p>8 避難路の通行確保と避難の誘導</p> <p><u>市長は、あらかじめ想定した避難路の安全確認を行うとともに、被災者が迅速かつ安全に避難できるよう、消防職員、警察官、その他の避難措置の実施者と相互に連携し、避難先への誘導に努める。</u></p> <p>9 帰宅困難者への対応</p> <p>帰宅困難者が発生した場合、一時滞在施設に関する情報や、鉄道等の運行復旧状況など、必要な情報提供を行い帰宅困難者対策に努める。</p> <p>(1) 略</p> <p>第14節 交通対策</p> <p>1～4 略</p>

	修正後	修正前
<p>⑦ 5 緊急通行車両の確認手続</p> <p>災害応急対策の従事者及び緊急物資輸送車両等については、県知事又は県公安委員会が交付する<u>標章</u>及び緊急通行車両確認証明書により、通行禁止又は制限の対象外とする。</p> <p>① (1) 緊急通行車両（確認対象車両）</p> <p>ア 警報の発令及び伝達並びに避難の<u>指示</u></p> <p>イ～ケ 略</p> <p>⑦ (2) 緊急通行車両の確認</p> <p>災害対策基本法第76条第1項に規定する緊急通行車両であることの確認並びに同法施行令第33条に規定する<u>標章</u>及び確認証明書の交付事務手続は、県公安委員会（神奈川県警察本部交通規制課、第一交通機動隊、第二交通機動隊、高速道路交通警察隊、各警察署及び交通検問所）で行う。</p> <p style="text-align: center;"><b>【緊急通行車両の標章】</b></p> <p style="text-align: center;">図 略</p> <p>1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両番号）」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分は白色、地は銀色とする。</p> <p>2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施す。</p> <p>3 図示の長さの単位はセンチメートルとする。</p>	<p>5 緊急通行車両の確認手続</p> <p>災害応急対策の従事者及び緊急物資輸送車両等については、県知事又は県公安委員会が交付する<u>確認標章</u>及び緊急通行車両確認証明書により、通行禁止又は制限の対象外とする。</p> <p>(1) 緊急通行車両（確認対象車両）</p> <p>ア 警報の発令及び伝達並びに避難の<u>勧告、指示</u></p> <p>イ～ケ 略</p> <p>(2) 緊急通行車両の確認</p> <p>災害対策基本法第76条第1項に規定する緊急通行車両であることの確認並びに同法施行令第33条に規定する<u>確認標章</u>及び確認証明書の交付事務手続は、県公安委員会（神奈川県警察本部交通規制課、第一交通機動隊、第二交通機動隊、高速道路交通警察隊、各警察署及び交通検問所）で行う。</p> <p style="text-align: center;"><b>【緊急通行車両の確認標章】</b></p> <p style="text-align: center;">図 略</p> <p>1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両番号）」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分は白色、地は銀色とする。</p> <p>2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施す。</p> <p>3 図示の長さの単位はセンチメートルとする。</p>	

修正後	修正前																																																												
<p style="text-align: center;"><b>【緊急通行車両確認証明書】</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">第 号</td> <td style="text-align: right;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">緊急通行車両確認証明書</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: right;">知 事 印 公安委員会 印</td> </tr> <tr> <td style="width: 20%;">番号標に表示 されている番号</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>車両の用途（緊急 輸送を行う車両に あつては、輸送人 員又は品名）</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">使用者</td> <td>住 所</td> <td style="text-align: center;">( ) 局 番</td> </tr> <tr> <td>氏 名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>通 行 日 時</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">通 行 経 路</td> <td style="text-align: center;">出 発 地</td> <td style="text-align: center;">目 的 地</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>備 考</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table> <p>用紙は、日本工業規格 A5 とする。</p>	第 号		年 月 日	緊急通行車両確認証明書			知 事 印 公安委員会 印			番号標に表示 されている番号			車両の用途（緊急 輸送を行う車両に あつては、輸送人 員又は品名）			使用者	住 所	( ) 局 番	氏 名		通 行 日 時			通 行 経 路	出 発 地	目 的 地			備 考			<p style="text-align: center;"><b>【緊急通行車両確認証明書】</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">第 号</td> <td style="text-align: right;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">緊急通行車両確認証明書</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: right;">知 事 公安委員会</td> </tr> <tr> <td style="width: 20%;">番号標に表示 されている番号</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>輸 送 人 員 又 は 品 名</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>日 時</td> <td>住 所 氏 名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>輸 送 日 時</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">輸 送 経 路</td> <td style="text-align: center;">出 発 地</td> <td style="text-align: center;">経 由 地</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">目 的 地</td> </tr> <tr> <td>備 考</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table> <p>用紙は、日本工業規格 A5 とする。</p>	第 号		年 月 日	緊急通行車両確認証明書			知 事 公安委員会			番号標に表示 されている番号			輸 送 人 員 又 は 品 名			日 時	住 所 氏 名		輸 送 日 時			輸 送 経 路	出 発 地	経 由 地		目 的 地	備 考		
第 号		年 月 日																																																											
緊急通行車両確認証明書																																																													
知 事 印 公安委員会 印																																																													
番号標に表示 されている番号																																																													
車両の用途（緊急 輸送を行う車両に あつては、輸送人 員又は品名）																																																													
使用者	住 所	( ) 局 番																																																											
	氏 名																																																												
通 行 日 時																																																													
通 行 経 路	出 発 地	目 的 地																																																											
備 考																																																													
第 号		年 月 日																																																											
緊急通行車両確認証明書																																																													
知 事 公安委員会																																																													
番号標に表示 されている番号																																																													
輸 送 人 員 又 は 品 名																																																													
日 時	住 所 氏 名																																																												
輸 送 日 時																																																													
輸 送 経 路	出 発 地	経 由 地																																																											
		目 的 地																																																											
備 考																																																													



	修正後	修正前
	<p>第15節 緊急輸送対策</p> <p>1 略</p> <p>2 ヘリコプター臨時離着陸場の開設</p> <p>(1) ヘリコプター臨時離着陸場の種類</p> <p>ア 略</p> <p>④ イ 大和市指定ヘリ離着陸場・・<u>草柳小学校グラウンド</u> 大和中学校グラウンド</p> <p>(2)、(3) 略</p> <p>3 輸送力の確保</p> <p>(1) 輸送力の確保</p> <p>ア～イ 略</p> <p>⑤ ウ 鉄道機関への協力要請</p> <p>災害対策輸送の実施につき必要があるときは、小田急電鉄(株)、相模鉄道(株)、<u>東急電鉄(株)</u>に協力を求める。</p> <p>エ 略</p> <p>(2) 略</p> <p>4 略</p> <p>⑦ 5 緊急通行(輸送)車両の確認</p> <p>(1) あらかじめ緊急通行(輸送)車両の事前届出により「<u>緊急通行車両等事前届出済証</u>」を受けている市所有車両について、大和警察署(若しくは県警察本部、交通検問所においても受けることができる。)に緊急通行(輸送)車両の確認申請を行い、災害対策基本法施行規則第6条に規定する標章及び証明書の交付を受け、車両に配置する。</p>	<p>第15節 緊急輸送対策</p> <p>1 略</p> <p>2 ヘリコプター臨時離着陸場の開設</p> <p>(1) ヘリコプター臨時離着陸場の種類</p> <p>ア 略</p> <p>イ 大和市指定ヘリ離着陸場・・<u>大和学園聖セシリア女子短期大学グラウンド</u> 大和中学校グラウンド</p> <p>(2)、(3) 略</p> <p>3 輸送力の確保</p> <p>(1) 輸送力の確保</p> <p>ア～イ 略</p> <p>ウ 鉄道機関への協力要請</p> <p>災害対策輸送の実施につき必要があるときは、小田急電鉄(株)、相模鉄道(株)、<u>東京急行電鉄(株)</u>に協力を求める。</p> <p>エ 略</p> <p>(2) 略</p> <p>4 略</p> <p>5 緊急通行(輸送)車両の確認</p> <p>(1) あらかじめ緊急通行(輸送)車両の事前届出により「<u>届出済証</u>」を受けている市所有車両について、大和警察署(若しくは県警察本部、交通検問所においても受けることができる。)に緊急通行(輸送)車両の確認申請を行い、災害対策基本法施行規則第6条に規定する標章及び証明書の交付を受け、車両に配置する。</p>

	修正後	修正前
⑦	<p>(2) 略</p> <p>6 略</p> <p>第16節 医療及び助産対策</p> <p>1 医療救護対策</p> <p>(注)： 後方医療施設とは、災害時の負傷者の受け入れ、救護班の派遣など医療救護活動の中心的役割を担う施設であり、県は災害拠点病院として<u>35</u>箇所を指定している。そのうち県央医療圏では、大和市立病院と厚木市立病院が災害拠点病院に指定されている。</p> <p>(1) 初動医療体制</p> <p>ア、イ略</p> <p>ウ 医療救護班の編成</p> <p>(ア) 救護所班の編成 <u>11</u>班体制</p> <p>(イ) 略</p> <p>エ～キ 略</p> <p>(2)～(3) 略</p> <p>2 略</p> <p>第17節 行方不明者の捜索及び遺体の収容、対策、埋・火葬</p> <p>1 略</p> <p>2 遺体対策</p> <p>(1) 遺体対策方法</p> <p>ア～ウ 略</p>	<p>(2) 略</p> <p>6 略</p> <p>第16節 医療及び助産対策</p> <p>1 医療救護対策</p> <p>(注)： 後方医療施設とは、災害時の負傷者の受け入れ、救護班の派遣など医療救護活動の中心的役割を担う施設であり、県は災害拠点病院として<u>33</u>箇所を指定している。そのうち県央医療圏では、大和市立病院と厚木市立病院が災害拠点病院に指定されている。</p> <p>(1) 初動医療体制</p> <p>ア、イ略</p> <p>ウ 医療救護班の編成</p> <p>(ア) 救護所班の編成 <u>10</u>班体制</p> <p>(イ) 略</p> <p>エ～キ 略</p> <p>(2)～(3) 略</p> <p>2 略</p> <p>第17節 行方不明者の捜索及び遺体の収容、対策、埋・火葬</p> <p>1 略</p> <p>2 遺体対策</p> <p>(1) 遺体対策方法</p> <p>ア～ウ 略</p>
⑥	<p>エ 検案</p> <p>遺体の検案は、法医学専門医、警察協力医、医療救護班又は応援協力によ</p>	<p>エ 検案</p> <p>遺体の検案は、<u>監察医</u>、法医学専門医、警察協力医、医療救護班又は応援</p>

	修正後	修正前
⑦	<p>り出動した医師が行う。また、検案後、市は必要に応じ遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理を行う。</p> <p>オ～ケ 略</p> <p>(2) 略</p> <p>3 略</p> <p>第18節 応急給水対策</p> <p>1～4 略</p> <p>5 応急給水活動</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 水源の確保</p> <p>応急給水に必要な水は、<u>以下により確保する。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>県営水道の災害用指定配水池</u></li> <li>・<u>非常用飲料水兼用貯水槽（100m<sup>3</sup>）</u></li> <li>・<u>公共施設受水槽</u></li> <li>・<u>学校プール、井戸水</u></li> <li>・<u>井戸水（個人保有井戸など）</u></li> </ul> <p>なお、乳児用としてはペットボトルを配備する。</p> <p>ア～カ 略</p> <p>(3)～(4) 略</p> <p>第19節 食料供給対策</p> <p>1 略</p> <p>2 給食能力の把握</p> <p>(1) 略</p>	<p>協力により出動した医師が行う。また、検案後、市は必要に応じ遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理を行う。</p> <p>オ～ケ 略</p> <p>(2) 略</p> <p>3 略</p> <p>第18節 応急給水対策</p> <p>1～4 略</p> <p>5 応急給水活動</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 水源の確保</p> <p>応急給水に必要な水は、<u>次の順序により確保する。</u></p> <p><u>第1順位</u> 県営水道の災害用指定配水池</p> <p><u>第2順位</u> 非常用飲料水兼用貯水槽（100m<sup>3</sup>）</p> <p><u>第3順位</u> 公共施設受水槽</p> <p><u>第4順位</u> 学校プール、井戸水</p> <p><u>第5順位</u> 井戸水（個人保有井戸など）</p> <p>なお、乳児用としてはペットボトルを配備する。</p> <p>ア～カ 略</p> <p>(3)～(4) 略</p> <p>第19節 食料供給対策</p> <p>1 略</p> <p>2 給食能力の把握</p> <p>(1) 略</p>

修正後	修正前																													
<p>(2) 市備蓄・業者調達可能量の把握</p> <p style="text-align: center;">【市が備蓄する食料】</p> <table border="1" data-bbox="226 376 1131 525"> <thead> <tr> <th>品 目</th> <th>備 蓄 場 所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>パン</u></td> <td rowspan="2">各避難生活施設の備蓄倉庫</td> </tr> <tr> <td><u>ごはん・おかゆ</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(削除) ※資料編に協定一覧あり</p> <p>3 応急供給の方針 (1) 略</p>	品 目	備 蓄 場 所	<u>パン</u>	各避難生活施設の備蓄倉庫	<u>ごはん・おかゆ</u>	<p>(2) 市備蓄・業者調達可能量の把握</p> <p style="text-align: center;">【市が備蓄する食料】</p> <table border="1" data-bbox="1245 376 2150 525"> <thead> <tr> <th>品 目</th> <th>備 蓄 場 所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>パン缶</u></td> <td rowspan="2">各避難生活施設の備蓄倉庫</td> </tr> <tr> <td><u>アルファ米・おかゆ</u></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">【食料・米穀等を取り扱う業者】</p> <table border="1" data-bbox="1245 622 2150 1220"> <thead> <tr> <th></th> <th>名 称</th> <th>所 在 地</th> <th>電話番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>食料</u></td> <td><u>株式会社ゼンショー</u></td> <td><u>東京都港区港南二丁目18番1号</u></td> <td><u>045-316-6996</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="2"><u>米穀</u></td> <td><u>北相米穀株式会社</u></td> <td><u>相模原市中央区清新六丁目15番13号</u></td> <td><u>042-772-7311</u></td> </tr> <tr> <td><u>木徳神糧株式会社</u></td> <td><u>東京都千代田区神田小川町二丁目8番</u></td> <td><u>03-5636-1501</u></td> </tr> <tr> <td><u>食料・米</u></td> <td><u>生活協同組合コープかながわ生活協同組合連合会ユーコープ事業連合</u></td> <td><u>横浜市港北区新横浜二丁目5番11号</u></td> <td><u>045-472-7911</u> <u>045-472-0011</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>3 応急供給の方針 (1) 略</p>	品 目	備 蓄 場 所	<u>パン缶</u>	各避難生活施設の備蓄倉庫	<u>アルファ米・おかゆ</u>		名 称	所 在 地	電話番号	<u>食料</u>	<u>株式会社ゼンショー</u>	<u>東京都港区港南二丁目18番1号</u>	<u>045-316-6996</u>	<u>米穀</u>	<u>北相米穀株式会社</u>	<u>相模原市中央区清新六丁目15番13号</u>	<u>042-772-7311</u>	<u>木徳神糧株式会社</u>	<u>東京都千代田区神田小川町二丁目8番</u>	<u>03-5636-1501</u>	<u>食料・米</u>	<u>生活協同組合コープかながわ生活協同組合連合会ユーコープ事業連合</u>	<u>横浜市港北区新横浜二丁目5番11号</u>	<u>045-472-7911</u> <u>045-472-0011</u>
品 目	備 蓄 場 所																													
<u>パン</u>	各避難生活施設の備蓄倉庫																													
<u>ごはん・おかゆ</u>																														
品 目	備 蓄 場 所																													
<u>パン缶</u>	各避難生活施設の備蓄倉庫																													
<u>アルファ米・おかゆ</u>																														
	名 称	所 在 地	電話番号																											
<u>食料</u>	<u>株式会社ゼンショー</u>	<u>東京都港区港南二丁目18番1号</u>	<u>045-316-6996</u>																											
<u>米穀</u>	<u>北相米穀株式会社</u>	<u>相模原市中央区清新六丁目15番13号</u>	<u>042-772-7311</u>																											
	<u>木徳神糧株式会社</u>	<u>東京都千代田区神田小川町二丁目8番</u>	<u>03-5636-1501</u>																											
<u>食料・米</u>	<u>生活協同組合コープかながわ生活協同組合連合会ユーコープ事業連合</u>	<u>横浜市港北区新横浜二丁目5番11号</u>	<u>045-472-7911</u> <u>045-472-0011</u>																											

修正後				修正前				
⑤	(2) 応急供給の数量			(2) 応急供給の数量				
	供給対象	1食当り精米換算供給限度量	供給方法	備考	供給対象	1食当り精米換算供給限度量	供給方法	備考
	被災者に対し、炊き出しによる供給を行う必要がある場合	200g / 食の範囲内	市長は給食又は供給を行わせることを適当と認める責任者を指定して、供給又は給食を実施させる。	災害救助法が発動された場合、政府所有食料の供給に関して、知事に供給を要請する。	被災者に対し、炊き出しによる供給を行う必要がある場合	200g / 食の範囲内	市長は給食又は供給を行わせることを適当と認める責任者を指定して、供給又は給食を実施させる。	災害救助法が発動された場合、政府所有食料の供給に関して、知事に供給を要請する。
	被災により供給機関が通常の供給を行うことができないため、その機関を通じないで供給を行う場合	400g / 食の範囲内	知事は災害の状況により必要と認めた場合は、速やかに災害発生状況又は給食を必要とする事情及びこれに伴う給食に必要な米穀（応急用米穀）の数量等を農林水産省（ <u>農産局農産政策部貿易業務課</u> ）に要請する。	市長は、交通、通信の途絶のため、災害救助用米穀の引取りに関する知事の指示を受けられない場合には、農林水産省（ <u>農産局農産政策部貿易業務課</u> ）に要請する。	被災により供給機関が通常の供給を行うことができないため、その機関を通じないで供給を行う場合	400g / 食の範囲内	知事は災害の状況により必要と認めた場合は、速やかに災害発生状況又は給食を必要とする事情及びこれに伴う給食に必要な米穀（応急用米穀）の数量等を農林水産省（ <u>生産局農産部貿易業務課</u> ）に要請する。	市長は、交通、通信の途絶のため、災害救助用米穀の引取りに関する知事の指示を受けられない場合には、農林水産省（ <u>生産局農産部貿易業務課</u> ）に要請する。
災害現場における救助作業、急迫した災害の防止及び緊急復旧作業に従事するものに対して給食を行う場合	300g / 食の範囲内			災害現場における救助作業、急迫した災害の防止及び緊急復旧作業に従事するものに対して給食を行う場合	300g / 食の範囲内			

	修正後	修正前
⑦	<p>(3)～(4)略</p> <p>4 給食活動の実施</p> <p>(1) 食料等の調達</p> <p>ア 米穀</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) 災害救助法が適用された場合、災害の状況により業者の保有量のみでは供給が困難であるときは、県知事に支援を要請する。交通、通信途絶のため県知事に要請ができないときは、政府所有米穀の供給を農林水産省（<u>農産局農産政策部貿易業務課</u>）に要請する。</p> <p>イ <u>パン、ごはん等</u></p> <p>ウ～エ 略</p> <p>(2)～(3)略</p> <p>5 災害救助法が適用された場合の留意事項</p> <p>(1)～(2)略</p>	<p>(3)～(4)略</p> <p>4 給食活動の実施</p> <p>(1) 食料等の調達</p> <p>ア 米穀</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) 災害救助法が適用された場合、災害の状況により業者の保有量のみでは供給が困難であるときは、県知事に支援を要請する。交通、通信途絶のため県知事に要請ができないときは、政府所有米穀の供給を農林水産省（<u>生産局農産部貿易業務課</u>）に要請する。</p> <p>イ <u>パン缶、アルファ米等</u></p> <p>ウ～エ 略</p> <p>(2)～(3)略</p> <p>5 災害救助法が適用された場合の留意事項</p> <p>(1)～(2)略</p>

	修正後	修正前
<p>⑤</p> <p>第20節 生活必需物資供給対策 1～4 略 5 生活必需物資の供給 (生活必需物資集積センター)</p> <p>④ 北部地区 — 北部文化・スポーツ・子育てセンター (大和市市民交流拠点ポ</p>	<p>この図は、修正後の生活必需物資供給プロセスを示しています。農林水産省（農産局農産政策部貿易業務課）は、協議要請と供給結果報告を通じて知事と連携します。知事は、供給集積センター（広域防災活動拠点）に供給の要請を送ります。このセンターは、配分を経て市長に供給の要請を送ります。市長は、供給の申し出を通じて供給機関（販売業者）と連絡を取り、供給・対価の請求支払を行います。供給機関は、供給を通じて供給責任者（被災者及び応急・復旧作業従事者）に物資を供給します。</p>	<p>この図は、修正前の生活必需物資供給プロセスを示しています。農林水産省（生産局農産部貿易業務課）は、協議要請と供給結果報告を通じて知事と連携します。知事は、供給集積センター（広域防災活動拠点）に供給の要請を送ります。このセンターは、配分を経て市長に供給の要請を送ります。市長は、供給の申し出を通じて供給機関（販売業者）と連絡を取り、供給・対価の請求支払を行います。供給機関は、供給を通じて供給責任者（被災者及び応急・復旧作業従事者）に物資を供給します。</p>
		<p>20節 生活必需物資供給対策 1～4 略 5 生活必需物資の供給 (生活必需物資集積センター)</p> <p>北部地区 — 大和学園聖セシリア体育館</p>

	修正後	修正前
⑦	<p><u>ラリス)</u> 中部地区 — 大和スポーツセンター競技場雨天走路 南部地区 — 大和ゆとりの森仲良しプラザ</p> <p>6 略</p> <p>第21節 生活確保対策</p> <p>1～3 略</p> <p>4 し尿・ごみ処理</p> <p>(1) し尿処理</p> <p>ア 略</p> <p>イ 処理対策</p> <p>(ア)～(ウ) 略</p> <p>(エ) 収集処理</p> <p>使用済み携帯トイレは、集積した後に環境管理センターへ搬送して処理する。仮設トイレ等で貯留したし尿の処理は、し尿収集車両を出動させて行い、原則として下水道処理施設（基本は中部浄化センター、やむを得ない場合は北部浄化センター）へ搬送して処理する。</p> <p>(オ)～(カ) 略</p> <p>ウ 略</p> <p>(2) 略</p> <p>5 防疫及び保健衛生</p> <p>災害により感染症等の疾病の発生が多分に予想されるので、被災地域の環境衛生保持の万全と健康維持を期するため、防疫及び保健衛生活動を実施する。</p> <p>活動に際しては、市単独では困難なため、厚木保健福祉事務所大和センター等</p>	<p>中部地区 — 大和スポーツセンター競技場雨天走路 南部地区 — 大和ゆとりの森仲良しプラザ</p> <p>6 略</p> <p>第21節 生活確保対策</p> <p>1～3 略</p> <p>4 し尿・ごみ処理</p> <p>(1) し尿処理</p> <p>ア 略</p> <p>イ 処理対策</p> <p>(ア)～(ウ) 略</p> <p>(エ) 収集処理</p> <p>使用済み携帯トイレは、集積した後に環境管理センターへ搬送して処理する。仮設トイレ等で貯留したし尿の処理は、し尿収集車両を出動させて行い、原則として下水道処理施設へ搬送して処理する。</p> <p>(オ)～(カ) 略</p> <p>ウ 略</p> <p>(2) 略</p> <p>5 防疫及び保健衛生</p> <p>災害により感染症等の疾病の発生が多分に予想されるので、被災地域の環境衛生保持の万全と健康維持を期するため、防疫及び保健衛生活動を実施する。</p> <p>活動に際しては、市単独では困難なため、保健福祉事務所等関係機関に協力を</p>



	修正後	修正前
⑥	<p>関係機関に協力を要請し、適切に進める。</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>6～8 略</p> <p>9 災害相談・広聴対策</p> <p>(1) 災害相談</p> <p>ア <u>臨時災害相談所</u>の開設</p> <p>イ～ウ 略</p> <p>(2) <u>臨時災害相談所</u>における広聴活動</p> <p>防災関係機関と協力し、総合的に市民の被災及び復旧に係る相談、要望等を聴取する。<u>市民の意向が復旧計画に反映されるよう、聴取した要望については、関係部及び防災関係機関に連絡する。</u></p> <p>第2節 ライフライン施設の応急対策（上下水道・電気・ガス・電話・鉄道）</p> <p>1 上水道施設応急復旧対策</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 広報</p> <p>水道施設の損壊等によって広範囲にわたり大規模断水が発生、あるいは発生のおそれがあり市民生活に著しい影響が及ぶものと認められる場合には、<u>県営水道はホームページ等による断水広報を実施するとともに、市の防災行政無線の利用等により市民に対して応急復旧の見通しや影響区域など、速やかに必要な情報の提供を図るものとする。</u></p> <p>(6)、(7) 略</p> <p>2 下水道施設応急対策</p> <p>(1)～(3) 略</p>	<p>要請し、適切に進める。</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>6～8 略</p> <p>9 災害相談・広聴対策</p> <p>(1) 災害相談</p> <p>ア <u>相談所</u>の開設</p> <p>イ～ウ 略</p> <p>(2) <u>市民相談所</u>における広聴活動</p> <p>防災関係機関と協力し、総合的に市民の被災及び復旧に係る相談、要望等を聴取する。<u>聴取した要望については、関係部及び防災関係機関に連絡するとともに、市民の意向が復旧計画に反映されるよう努める。</u></p> <p>第2節 ライフライン施設の応急対策（上下水道・電気・ガス・電話・鉄道）</p> <p>1 上水道施設応急復旧対策</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 広報</p> <p>水道施設の損壊等によって広範囲にわたり大規模断水が発生、あるいは発生のおそれがあり市民生活に著しい影響が及ぶものと認められる場合には、<u>県営水道は広報車等による断水広報を実施するとともに、市の防災行政無線の利用等により市民に対して応急復旧の見通しや影響区域など、速やかに必要な情報の提供を図るものとする。</u></p> <p>(6)、(7) 略</p> <p>2 下水道施設応急対策</p> <p>(1)～(3) 略</p>

	修正前
<p>修正後</p> <p>⑦ (4) 広報 施設の被害状況及び復旧見込等に関して積極的に市民に情報を提供して、利用者の生活排水に関する不安解消に努めるとともに、必要に応じて下水道法（昭和33年法律第79号）第14条に基づく使用制限を行う。</p> <p>⑥ 3 電気設備応急対策 災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速・適切に実施する。 (東京電力パワーグリッド株式会社相模原支社)</p> <p>(1) 非常態勢の区分と対策支部の設置 非常災害の発生が予想されるとき又は発生した場合の情勢に応じ、非常災害対策支部を設置して必要な態勢を整えるものとする。</p> <p>(2) 対策要員の確保 応急対策に必要な人員をあらかじめ定める。また、協力会社の応援体制を整えておく。 (削除)</p> <p>(3) 情報の収集、連絡 災害が発生した場合は、以下の情報を迅速かつ的確に把握する。 ア 一般情報     (ア) 気象、地震情報     (イ) 一般被害情報</p>	<p>修正前</p> <p>(4) 広報 施設の被害状況及び復旧見込等に関して積極的に市民に情報を提供して、利用者の生活排水に関する不安解消に努める。</p> <p>3 電気施設応急対策 地震災害により電気施設に被害があった場合は、二次災害の発生を防止し、速やかに応急復旧を行い電気供給施設としての機能を維持する。 (東京電力パワーグリッド株式会社相模原支社)</p> <p>(1) 非常災害対策支部の設置 非常災害の発生が予想されるとき又は発生した場合の情勢に応じ、非常災害対策支部を設け必要な態勢を整えるものとする。</p> <p>(2) 応急対策要員の確保 応急対策に従事可能な人員をあらかじめ調査し、把握しておくとともに、速やかに対応できるようにしておくものとする。 ア 人員の動員体制を確立すると同時に連絡方法も明確にしておくものとする。 イ 社外者（請負業者等）及び他店へ応援を求める場合の連絡体制を確立する。</p> <p>(3) 情報の収集、連絡 災害時における情報の収集及び連絡は、別に定める組織により実施する。 また、情報の連絡、指示、報告等のため、次の施設を利用するものとする。 ア 保安通信施設 イ 移動無線設備</p>

修正後	修正前
<p><u>一般公衆の家屋被害情報及び人身災害発生情報並びに電力施設等を除く水道、ガス、交通、通信、放送施設、道路、橋梁等公共の用に供する施設をはじめとする当該受持区域内全般の被害情報</u></p> <p><u>(ウ) 対外対応状況</u></p> <p><u>地方公共団体の災害対策本部、官公署、報道機関、需要家等への対応状況</u></p> <p><u>(エ) その他災害に関する情報（交通状況等）</u></p> <p><u>イ 当社被害情報及び東京電力グループ被害状況</u></p> <p><u>(ア) 電力施設等の被害状況及び復旧状況</u></p> <p><u>(イ) 停電による主な影響状況</u></p> <p><u>(ウ) 復旧資材、応援隊、食料等に関する事項</u></p> <p><u>(エ) 従業員の被災状況</u></p> <p><u>(オ) その他災害に関する情報</u></p> <p>(4) 災害時における危険予防措置</p> <p><u>電力需要の実態に鑑み、災害時においても原則として供給を継続するが、警察、消防機関等から要請があった場合等には、送電停止等適切な危険予防措置を講じる。</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(5) 災害時における復旧資材の確保</p> <p><u>ア 予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資材は現地調達、他支社との相互の流用、他電力会社等からの融通により確保する。</u></p>	<p><u>ウ 携帯用無線設備</u></p> <p>(4) 災害時における危険予防措置</p> <p><u>災害時においても原則として送電を継続するが、円滑な防災活動を実施するため、警察、消防機関等から送電停止の要請があった場合には、適切な危険予防措置を講ずるものとする。</u></p> <p><u>(5) 被害状況の早期把握</u></p> <p><u>全般的被害状況の掌握の遅速は、復旧計画樹立に大いに影響するので、あらゆる方法をもって被害状況の早期把握に努めるものとする。</u></p> <p>(6) 災害時における復旧資材の確保</p> <p><u>ア 予備品、貯蔵品等の在庫量を常に把握しておくとともに、調達を必要とする資材は可及的速やかに確保する。</u></p>

	修正後	修正前
	<p>イ 復旧資材の輸送は、あらかじめ契約している取引先の車両等により行う。</p> <p>ウ <u>災害時において、復旧資材置場及び仮設用用地が緊急に必要となり、この確保が困難と思われる場合は、当該地方公共団体の災害対策本部に依頼して、迅速な確保を図る。</u></p> <p>(6) 復旧順位 災害復旧の実施にあたっては、原則として人命にかかわる箇所、官公署、報道機関、避難場所等を優先するが、各設備の被害状況や復旧の難易を勘案して、供給上復旧効果の最も大きいものから行うものとする。</p> <p>(8) 災害時における広報宣伝 <u>感電事故並びに漏電による出火の防止及び電力設備の被害状況、復旧予定等について必要に応じて、テレビ、ラジオ、新聞、SNS、インターネット等を通じて行うほか、広報車等により直接当該地域へ周知する。</u></p>	<p>イ 復旧資材の輸送は、あらかじめ契約している業者の車両、船艇等により行うが、不足する場合は他業者及び他店の協力を得て輸送力の確保を図る。</p> <p>ウ <u>災害時においては、復旧資材置場としての用地を確保する。</u></p> <p>(7) 復旧順位 災害復旧の実施にあたっては、原則として人命にかかわる箇所、官公署、報道機関、避難場所等を優先するが、各設備の被害状況や復旧の難易を勘案して、供給上復旧効果の最も大きいものから行うものとする。</p> <p>(8) 災害時における広報宣伝 感電事故並びに漏電による出火の防止及び電力設備の被害状況、復旧予定等について必要に応じて、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関や広報車を通じて広報する。</p>
⑤	<p>4 都市ガス施設応急対策 非常事態が発生した場合には東京ガスネットワーク(株)は次のとおり実施する。 (東京ガスネットワーク(株))</p> <p>5 電話(通信)施設等応急対策 《電話(通信)の確保》 略 《電話(通信)の応急措置》 (1) 略 (2) 応急措置 ア～イ 略</p>	<p>4 都市ガス施設応急対策 非常事態が発生した場合には東京ガス(株)は次のとおり実施する。 (東京ガス(株))</p> <p>5 電話(通信)施設等応急対策 《電話(通信)の確保》 略 《電話(通信)の応急措置》 (1) 略 (2) 応急措置 ア～イ 略</p>

	修正後	修正前
⑥	<p>ウ 罹災者が利用する避難生活施設に<u>災害時用公衆電話（特設公衆電話）</u>の設置に努める。</p> <p>(3) 略</p> <p>6 鉄道施設等応急対策 (東急電鉄株)</p> <p>(1) 災害時の体制 災害発生時は、<u>異常時対策規程</u>に基づき、人命救助を第一とし、かつ被害を最小限にとどめ、鉄道事業を早期に復旧するよう努める。</p> <p>(2) 強風時の取扱い <u>風速 30m/s 以上は、運転中止。</u></p> <p>ア <u>運輸司令所長の取扱い</u></p> <p>(ア) <u>いずれかの風速計が規制値に達したとき、当該線区全線に対して運転中止（地下区間を除く）を指示する。</u></p> <p>(イ) <u>列車等を危険な箇所から退避させる等のやむを得ない理由があるときは、速度 15km/h 以下の運転を指示する。</u></p> <p>(ウ) <u>規制値に達した風速計が 2.5m/s 未満を 5 分間継続し、更に強風が弱まると見込めるときは、確認対象駅の駅長に対して、当該駅構内におけるホーム、線路、架線等（以下、「運転に関わる施設等」という）の点検を指示する。</u></p> <p>(エ) <u>運転中止の解除は、当該線区の風速計が解除基準に達し、確認対象駅の駅長より運転に関わる施設等に異常がない旨の報告を受けたのち、運輸司令所長の判断とする。</u></p>	<p>ウ 罹災者が利用する避難生活施設に<u>特設公衆電話</u>の設置に努める。</p> <p>(3) 略</p> <p>6 鉄道施設等応急対策 (東京急行電鉄株)</p> <p>(1) 災害時の体制 災害発生時は、<u>鉄道事業本部異常時対策規程</u>に基づき、人命救助を第一とし、かつ被害を最小限にとどめ、鉄道事業を早期に復旧するよう努める。</p> <p>(2) <u>暴風・大雨のときの取扱い</u> <u>雨量が連続 5 時間で 100mm に達してなお降り続くことが予想されるとき、又は風速 25m 以上が予想されるとき。</u></p> <p>ア <u>運輸司令長の取扱い</u></p> <p>(ア) <u>気象情報を通報し、注意運転するよう指令する。沿線気象情報集中監視盤に風速警報（25m/s 以上）の表示があったときは、当該線区に対して一時列車の発車を見合わせ、通過する列車であっても一時駅に停止するよう指令する。</u></p> <p>(イ) <u>その必要がなくなったときは、運転規制を解除し退避した車両を復帰させる。</u></p>

修正後	修正前
<p><u>(オ) 運転再開時は、規制値に達した風速計に対する確認区間に進入する上下初列車の乗務員に、進出まで25km/h以下の注意運転を指示、運転が危険と認めたときは直ちに停止し状況を報告するよう指示する。</u></p> <p>イ 運転士の取扱い</p> <p><u>(ア) 運転士は、運輸司令所長から運転中止の指示を受けたときは、通過・停車に関わらず速やかに最寄駅にて停止する。最寄駅までの運転が危険と認めたとき、もしくはやむを得ず駅間に停止するときは、できる限り地形等を考慮して安全な箇所へ停止し、その状況を運輸司令所長に通報する。また、留置車両に対しては転動防止措置を行う。</u></p> <p><u>(イ) 運転再開時、運輸司令所長より確認区間を25km/h以下で注意運転するよう指示を受けたときは、進路等の状態に注意して進行し、異常の有無を運輸司令所長に通報する。なお運転が危険と認めたときは直ちに停止し、状況を運輸司令所長または駅長・区長に通報する。</u></p> <p>ウ 車掌の取扱い</p> <p><u>(ア) 運輸司令所長から運転中止の指示を受けたときは適切な車内放送を行い、旅客の混乱を防止する。また、通過駅に停止したときの開扉操作は、運輸司令所長の指示により行うものとし、運転再開時は規制区間および要注意箇所の有無について運転士と相互確認する。また、線路等の状況に注意し、運転が危険であると認めたときは運輸司令所長または駅長・区長に通報し、運転士と打合せのうえ適切に取扱うものとする。</u></p> <p>エ 駅長・区長の取扱い</p> <p><u>運輸司令所長から運転見合わせの指示を受けたとき、または目測により列車等の運転が危険と認めたときは、列車等の発着または通過を見合わせ</u></p>	<p>イ 運転士の取扱い</p> <p><u>(ア) 風速の激しい箇所は、なるべく列車の速度を変化しないように努め、また急に制動機を緊締しないようにする。架線の状態に注意し、パンタグラフを破損させないように留意する。</u></p> <p><u>(イ) 豪雨のため浸水、崖くずれ等のおそれがある箇所は注意運転する。</u></p> <p><u>(ウ) 列車の運転の危険が危険と認めた時は、駅において発車を見合わせるか、又は安全な箇所へ停止し、その状況を運輸司令所長又は、駅長、区長に通報する。この場合、やむを得ず駅間に停止するときは、曲線、橋梁等は避けて、できる限り地形、建物等を考慮する。</u></p> <p>ウ 車掌の取扱い</p> <p><u>(ア) 運転規制中は線路状況に注意し、異常のあるときは運輸司令所長又は駅長、区長に連絡し、運転士と打合せのうえ適切な処置をとる。</u></p> <p>エ 駅（区長）の取扱い</p> <p><u>運輸司令所長から指令があったとき、又は風速（突風）等のために列車、車両の運転が危険と認めたときは、一時列車の発車又は通過を見合わせ</u></p>

修正後	修正前
<p>る。また、駅施設等の状態について点検を強化する。</p> <p>(3) <u>大雨時の取扱い</u>  <u>時間雨量 50mm 以上、かつ総雨量 300mm 以上で運転中止。</u>  <u>ア 運輸司令所長の取扱い</u>  <u>(ア) いずれかの雨量計が規制値に達したときは、当該線区全線に対して運</u>  <u>転中止を指示する。</u>  <u>(イ) 列車等を危険な箇所から退避させる等のやむを得ない理由があるとき</u>  <u>は、速度 15 km/h 以下の運転を指示する。</u>  <u>(ウ) 運輸司令所長は、規制値に達した雨量計が解除基準に達したときは、</u>  <u>運転士に対し、試運転列車により先行列車位置まで速度 25 km/h 以下</u>  <u>での走行確認、保線区係員による添乗確認を実施する旨を指示する。</u>  <u>(エ) 運転中止線区の駅長に対し、管轄区域における運転に関わる施設等</u>  <u>の状態確認</u>  <u>イ 運転士の取扱い</u>  <u>(ア) 運転士は、運輸司令所長より運転中止の指示を受けたときは、通過・</u>  <u>停車に関わらず速やかに最寄駅にて停止する。</u>  <u>(イ) 運輸司令所長より、規制値に達した雨量計が解除基準に達し、試運転</u>  <u>実施の指示を受けたときは、指示された場所まで速度 25 km/h 以下に</u>  <u>て特段の注意を持って運転し、その結果を速やかに運輸司令所長に報告</u>  <u>する。</u>  <u>(ウ) 前項の場合、指定区間を担当する場合は、指定駅にて保線区係員の添</u>  <u>乗を確認のうえ運転する。</u>  <u>(エ) 異常を発見したときは、直ちに停止しその状況を運輸司令所長に通報</u></p>	<p>る。留置列車に対しては、<u>嚴重に転動防止の手配をする。</u></p> <p>(3) <u>連絡通報体制</u>  <u>列車運行に支障が生じている、又は恐れのある災害が発生したとき、発見</u>  <u>者はすみやかに通報する。</u></p>

修正後	修正前
<p>する。</p> <p>ウ 車掌の取扱い</p> <p><u>(ア) 運輸司令所長より運転中止の指示を受け停止したときは、適切な車内放送を行い、旅客の混乱を防止する。また、通過駅に停止したときの開扉操作は、運輸司令所長の指示により行うものとする。</u></p> <p><u>(イ) 運輸司令所長からの指示による試運転実施中は、線路状況等に注意し、異常を認めた場合は直ちに列車を停止させ、その状況を運輸司令所長に報告する。</u></p> <p>エ 駅長・区長の取扱い</p> <p><u>(ア) 運輸司令所長より、運転に関わる施設等の状態確認の指示を受けたときは、直ちに管轄区域における運転に関わる施設等の状態確認を行い、異常の有無を運輸司令所長に報告する。</u></p> <p>(小田急電鉄株)</p> <p>(1) ～ (2) 略</p> <p>(3) 災害発生時の初動措置</p> <p>ア 非常招集</p> <p>災害が発生し、総合対策本部及び鉄道現地対策チームを設置する場合は、既定の「<u>連絡および非常招集系統</u>」により関係従業員の非常召集を行う。</p> <p>イ～ウ 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(相模鉄道株) 略</p> <p>第23節 文教対策</p>	<p>(小田急電鉄株)</p> <p>(1) ～ (2) 略</p> <p>(3) 災害発生時の初動措置</p> <p>ア 非常招集</p> <p>災害が発生し、総合対策本部及び鉄道現地対策チームを設置する場合は、既定の「<u>緊急動員手配系統図</u>」により関係従業員の非常召集を行う。</p> <p>イ～ウ 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(相模鉄道株) 略</p> <p>第23節 文教対策</p>



	修正後	修正前
①	<p>1 児童等の保護対策</p> <p>(1) 学校長（以下「校長」という）の対応</p> <p>ア 略</p> <p>イ 校長は、大和市において、震度5弱以上の地震が観測された場合は、児童等の生命・身体の安全確保を図り、安全が確保されるまでは学校で保護する。</p> <p>なお、公共交通機関の運行中止により保護者が帰宅できないことも想定されることから、児童等の帰宅に際しては、<u>保護者及び代理人へ引き渡すこと</u>を原則とし、学校で児童等の安全確保に努める。また必要に応じて所在の不明な児童等の搜索を依頼する。</p> <p>ウ～エ 略</p> <p>(2)～(3) 略</p> <p>2～5 略</p> <p>第24節 略</p> <p>第25節 要配慮者・避難行動要支援者対策</p> <p>1 要配慮者・避難行動要支援者への避難支援</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 避難支援</p> <p>ア 事前に名簿情報の提供を受けている避難支援等関係者は、<u>個別避難計画</u>などに基づき避難行動要支援者の避難支援を行う。</p> <p>(ア)～(イ) 略</p> <p>イ 略</p> <p>2～4 略</p>	<p>1 児童等の保護対策</p> <p>(1) 学校長（以下「校長」という）の対応</p> <p>ア 略</p> <p>イ 校長は、大和市において、震度5弱以上の地震が観測された場合は、児童等の生命・身体の安全確保を図り、安全が確保されるまでは学校で保護する。</p> <p>なお、公共交通機関の運行中止により保護者が帰宅できないことも想定されることから、児童等の帰宅に際しては、<u>保護者へ引き渡すこと</u>を原則とし、学校で児童等の安全確保に努める。また必要に応じて所在の不明な児童等の搜索を依頼する。</p> <p>ウ～エ 略</p> <p>(2)～(3) 略</p> <p>2～5 略</p> <p>第24節 略</p> <p>第25節 要配慮者・避難行動要支援者対策</p> <p>1 要配慮者・避難行動要支援者への避難支援</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 避難支援</p> <p>ア 事前に名簿情報の提供を受けている避難支援等関係者は、<u>個別支援プラン表</u>などに基づき避難行動要支援者の避難支援を行う。</p> <p>(ア)～(イ) 略</p> <p>イ 略</p> <p>2～4 略</p>

	修正後	修正前
33	第3章 災害復旧・復興対策計画	第3章 災害復旧・復興対策計画
7	第1節 復興体制の整備	第1節 復興体制の整備
頁	1 略	1 略
④	<p>2 人的資源の確保</p> <p>本格的な復旧作業及び震災復興事業の実施のためには、通常業務に加えて膨大な事務執行が長期間にわたり必要になるが、被災職員による減員等により、特定の分野や職種において人員不足が予想される。そのため、特に人材を必要とする部門については、関係部局と協議・調整し、弾力的かつ集中的に人員配置を行うとともに、臨時職員等の雇用を行う。<u>なお、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、応援職員の派遣にあたっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底し、会議室のレイアウトの工夫など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮する。</u></p> <p>(1) 派遣職員の受け入れ</p> <p>不足する職員を補うため、地方自治法、災害対策基本法、九都県市災害時相互応援に関する協定等に基づき、職員の派遣、又はあつ旋の要請を行い、職員を受け入れる。</p> <p><u>また、「災害時における家屋被害認定調査等への協力に関する協定」に基づき、生活再建に係る各種支援の前提となる住宅等の被害の程度を認定する調査等への協力を、神奈川県土地家屋調査士会に要請する。</u></p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 情報提供と市民相談の実施</p> <p><u>行政の行う施策のほか、復旧・復興期における輻輳する多種多様な情報を整理し、ホームページや広報紙等を利用して提供する。また、臨時相談窓口や電話相談窓口等</u></p>	<p>2 人的資源の確保</p> <p>本格的な復旧作業及び震災復興事業の実施のためには、通常業務に加えて膨大な事務執行が長期間にわたり必要になるが、被災職員による減員等により、特定の分野や職種において人員不足が予想される。そのため、特に人材を必要とする部門については、関係部局と協議・調整し、弾力的かつ集中的に人員配置を行うとともに、臨時職員等の雇用を行う。</p> <p>(1) 派遣職員の受け入れ</p> <p>不足する職員を補うため、地方自治法、災害対策基本法、九都県市災害時相互応援に関する協定等に基づき、職員の派遣、又はあつ旋の要請を行い、職員を受け入れる。</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) (新設)</p>

	修正後	修正前
<p>⑦</p> <p><u>を設置し、生活再建や事業復興の不安に対する相談に応じる。</u></p> <p>第2節～第3節 略</p> <p>第4節 復興計画の策定</p> <p>1～2 略</p> <p>3 復興計画の策定</p> <p>復興では、被災者の生活再建を支援し、施設のより一層の安全性の向上を図るとともに、地域復興のための基礎的な条件づくりを行うことが必要とされる。復興計画とは、これらの基本的な課題を達成するための計画であり、これらの課題に応えるための施策体系が必要である。</p> <p>また、復興施策や復興事業は広範な分野にわたり、内容も複雑多岐に及ぶので、多くの復興施策や復興事業のうち、何を優先して実行していくのかを明確に示す必要がある。<u>復興計画は、復興の基本方針、分野別復興計画の検討結果を踏まえつつ、市民、関係機関、団体等の意見を聞き策定する。</u></p> <p>具体的には、復興計画において規定する事項は次のとおりである。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>4 略</p> <p>5 事前復興対策の推進</p> <p><u>復興計画については、県が作成する復興対策マニュアルに基づき作成することになるが、特に、市街地復興は迅速な取組が不可欠であるため、市は、復興の理念・方針、目標像（復興ビジョン）、市の復興計画の策定手順や、復興まちづくりへの被災者（地域居住者や事業者）の参画方法などを事前に検討し、事前復興対策を充実することに努める。</u></p> <p>第5節 略</p>	<p>第2節～第3節 略</p> <p>第4節 復興計画の策定</p> <p>1～2 略</p> <p>3 復興計画の策定</p> <p>復興では、被災者の生活再建を支援し、施設のより一層の安全性の向上を図るとともに、地域復興のための基礎的な条件づくりを行うことが必要とされる。復興計画とは、これらの基本的な課題を達成するための計画であり、これらの課題に応えるための施策体系が必要である。</p> <p>また、復興施策や復興事業は広範な分野にわたり、内容も複雑多岐に及ぶので、多くの復興施策や復興事業のうち、何を優先して実行していくのかを明確に示す必要がある。</p> <p>具体的には、復興計画において規定する事項は次のとおりである。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>4 略</p> <p>(新設)</p> <p>第5節 略</p>	

	修正前
<p style="text-align: center;">修正後</p> <p>第6節 市街地復興</p> <p>被災した市街地を迅速に復興するには、被災者が住んでいた地域にとどまって、自ら立ち上がっていくことが必要となる。市街地復興の決定にあたっては、まず、被災地区の被災状況、地域の従前の基盤施設の整備状況、既存の長期計画、広域計画における位置づけ、関係者の意向等をもとに迅速な復旧を目指し、かつ、災害に強いまちづくりの推進といった中・長期的な計画的市街地復興を<u>図る必要性と可能性を検討する。</u></p> <p>さらに、市街地復興を行う基本方向が決定された地区については、市街地復興の方針、目的、手法等を決定し、災害に強いまちの形成や、より快適な都市環境の形成を図る。特に市街地の防災性の向上や都市機能の更新が必要とされる地区等では、単なる原状復旧ではなく、合理的かつ健全な市街地の形成や都市機能の更新を<u>図る改造型まちづくりに取り組む。</u></p> <p>1～6 略</p> <p>第7節 都市基盤施設等の復興対策</p> <p>1 略</p> <p>2 応急復旧後の本格復旧・復興</p> <p>⑥ (1) 道路・交通基盤</p> <p>市及び県は、被災状況、地域特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案し、迅速な原状復旧を目指すか、耐震性の強化、中・長期的な問題点の改良等も行う復興を行うのかを検討し、復旧・復興方針を作成する。</p> <p>なお、<u>都市計画で決定されている道路</u>については、被災状況や市街地の動向等を勘案し、幅員やルート、線形の変更も含めて再検討する。</p> <p>(2)～(4) 略</p>	<p style="text-align: center;">修正前</p> <p>第6節 市街地復興</p> <p>被災した市街地を迅速に復興するには、被災者が住んでいた地域にとどまって、自ら立ち上がっていくことが必要となる。市街地復興の決定にあたっては、まず、被災地区の被災状況、地域の従前の基盤施設の整備状況、既存の長期計画、広域計画における位置づけ、関係者の意向等をもとに迅速な復旧を目指し、かつ、災害に強いまちづくりの推進といった中・長期的な計画的市街地復興を<u>図るか</u>を検討する。</p> <p>さらに、市街地復興を行う基本方向が決定された地区については、市街地復興の方針、目的、手法等を決定し、災害に強いまちの形成や、より快適な都市環境の形成を図る。特に市街地の防災性の向上や都市機能の更新が必要とされる地区等では、単なる原状復旧ではなく、合理的かつ健全な市街地の形成や都市機能の更新を<u>図っていく。</u></p> <p>1～6 略</p> <p>第7節 都市基盤施設等の復興対策</p> <p>1 略</p> <p>2 応急復旧後の本格復旧・復興</p> <p>(1) 道路・交通基盤</p> <p>市及び県は、被災状況、地域特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案し、迅速な原状復旧を目指すか、耐震性の強化、中・長期的な問題点の改良等も行う復興を行うのかを検討し、復旧・復興方針を作成する。</p> <p>なお、<u>計画道路</u>については、被災状況や市街地の動向等を勘案し、幅員やルート、線形の変更も含めて再検討する。</p> <p>(2)～(4) 略</p>

	修正前													
<p>④ (5) 災害廃棄物等</p> <p>ア 市は、安全環境に配慮して、迅速かつ効果的な災害廃棄物の処理を実施するため、「<u>神奈川県災害廃棄物処理計画</u>」を踏まえて、発災後早期に災害廃棄物等処理実施方針を作成する。</p> <p>イ～エ 略</p> <p>第8節 略</p> <p>⑦ 第9節 弔慰金の支給、災害融資</p> <p>1 災害弔慰金の支給</p> <p>地震等の災害により死亡した市民の遺族に対して、災害弔慰金を支給する。 <u>(削除) ※資料編に移行</u></p> <p>2 災害障害見舞金の支給</p> <p>災害により負傷し、又は疾病にかかり、精神又は身体に傷害を受けた市民に対し、災害障害見舞金を支給する。 <u>(削除) ※資料編に移行</u></p>	<p>(5) 災害廃棄物等</p> <p>ア 市は、安全環境に配慮して、迅速かつ効果的な災害廃棄物の処理を実施するため、「<u>神奈川県災害廃棄物等処理計画策定指針</u>」を踏まえて、発災後早期に災害廃棄物等処理実施方針を作成する。</p> <p>イ～エ 略</p> <p>第8節 略</p> <p>第9節 弔慰金の支給、災害融資</p> <p>1 災害弔慰金の支給</p> <p>地震等の災害により死亡した市民の遺族に対して、災害弔慰金を支給する。</p> <table border="1" data-bbox="1227 715 2130 911"> <tr> <td rowspan="2">支給額</td> <td>① 生計維持者が死亡した場合</td> <td>500 万円</td> </tr> <tr> <td>② その他の者が死亡した場合</td> <td>250 万円</td> </tr> <tr> <td>遺族の範囲</td> <td colspan="2">配偶者・子・父母・孫・祖父母・兄弟姉妹</td> </tr> </table> <p>2 災害障害見舞金の支給</p> <p>災害により負傷し、又は疾病にかかり、精神又は身体に傷害を受けた市民に対し、災害障害見舞金を支給する。</p> <table border="1" data-bbox="1267 1153 2170 1254"> <tr> <td rowspan="2">支給額</td> <td>① 生計維持者の場合</td> <td>250 万円</td> </tr> <tr> <td>② その他の者の場合</td> <td>125 万円</td> </tr> </table>	支給額	① 生計維持者が死亡した場合	500 万円	② その他の者が死亡した場合	250 万円	遺族の範囲	配偶者・子・父母・孫・祖父母・兄弟姉妹		支給額	① 生計維持者の場合	250 万円	② その他の者の場合	125 万円
支給額	① 生計維持者が死亡した場合		500 万円											
	② その他の者が死亡した場合	250 万円												
遺族の範囲	配偶者・子・父母・孫・祖父母・兄弟姉妹													
支給額	① 生計維持者の場合	250 万円												
	② その他の者の場合	125 万円												

修正後	修正前		
<p><u>(削除) ※資料編に移行</u></p> <p>3 災害援護資金の貸付 災害により、世帯主の負傷及び住居・家財に損害を受けた世帯で、一定の所得要件を満たす世帯に対して災害援護資金を貸し付ける。</p>	<table border="1" data-bbox="1265 277 2168 906"> <tr> <td data-bbox="1265 277 1447 906">対象となる障がいの程度</td> <td data-bbox="1447 277 2168 906"> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 両眼が失明したもの</li> <li>② 咀嚼（そしゃく）及び言語の機能を廃したもの</li> <li>③ 神経系統の機能又は精神に著しい障がいを残し、常に介護を要するもの</li> <li>④ 胸腹部臓器の機能に著しい障がいを残し、常に介護を要するもの</li> <li>⑤ 両上肢をひじ関節以上で失ったもの</li> <li>⑥ 両上肢の用を全廃したもの</li> <li>⑦ 両下肢をひざ関節以上で失ったもの</li> <li>⑧ 両下肢の用を全廃したもの</li> <li>⑨ 精神又は身体の障がい重複する場合における当該重複する障がいの程度が前各号と同程度以上と認められるもの</li> </ul> </td> </tr> </table> <p>3 災害援護資金の貸付 災害により、世帯主の負傷及び住居・家財に損害を受けた世帯で、一定の所得要件を満たす世帯に対して災害援護資金を貸し付ける。</p>	対象となる障がいの程度	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 両眼が失明したもの</li> <li>② 咀嚼（そしゃく）及び言語の機能を廃したもの</li> <li>③ 神経系統の機能又は精神に著しい障がいを残し、常に介護を要するもの</li> <li>④ 胸腹部臓器の機能に著しい障がいを残し、常に介護を要するもの</li> <li>⑤ 両上肢をひじ関節以上で失ったもの</li> <li>⑥ 両上肢の用を全廃したもの</li> <li>⑦ 両下肢をひざ関節以上で失ったもの</li> <li>⑧ 両下肢の用を全廃したもの</li> <li>⑨ 精神又は身体の障がい重複する場合における当該重複する障がいの程度が前各号と同程度以上と認められるもの</li> </ul>
対象となる障がいの程度	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 両眼が失明したもの</li> <li>② 咀嚼（そしゃく）及び言語の機能を廃したもの</li> <li>③ 神経系統の機能又は精神に著しい障がいを残し、常に介護を要するもの</li> <li>④ 胸腹部臓器の機能に著しい障がいを残し、常に介護を要するもの</li> <li>⑤ 両上肢をひじ関節以上で失ったもの</li> <li>⑥ 両上肢の用を全廃したもの</li> <li>⑦ 両下肢をひざ関節以上で失ったもの</li> <li>⑧ 両下肢の用を全廃したもの</li> <li>⑨ 精神又は身体の障がい重複する場合における当該重複する障がいの程度が前各号と同程度以上と認められるもの</li> </ul>		

修正後	修正前																					
<p><u>(削除) ※資料編に移行</u></p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1267 277 1373 1294" rowspan="14" style="text-align: center; vertical-align: middle;"> <u>貸付 金額</u> </td> <td data-bbox="1373 277 2150 328"> <u>対象被害及び限度額</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1373 328 2150 379"> <u>(1) 世帯主が負傷した世帯</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1373 379 2150 430"> <u>① 家財、住居の損害なし</u> <span style="float: right;">150 万円</span> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1373 430 2150 481"> <u>② 家財の損害あり、かつ住居の損害なし</u> <span style="float: right;">250 万円</span> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1373 481 2150 533"> <u>③ 住居が半壊</u> <span style="float: right;">270 万円</span> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1373 533 2150 584"> <u>④ 住居が全壊</u> <span style="float: right;">350 万円</span> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1373 584 2150 635"> <u>(2) 世帯主が負傷しない世帯</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1373 635 2150 686"> <u>① 家財の損害あり、かつ住居の損害なし</u> <span style="float: right;">150 万円</span> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1373 686 2150 737"> <u>② 住居が半壊</u> <span style="float: right;">170 万円</span> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1373 737 2150 788"> <u>③ 住居が全壊</u> <span style="float: right;">250 万円</span> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1373 788 2150 839"> <u>④ 住居の全体が滅失</u> <span style="float: right;">350 万円</span> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1373 839 2150 916"> <u>(3) 住居が半壊又は全壊の被害を受け、住居を建て直す場合に、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1373 916 2150 967"> <u>① 世帯主が負傷し、住居が半壊した世帯</u> <span style="float: right;">350 万円</span> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1373 967 2150 1018"> <u>② 世帯主の負傷がなく</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1373 1018 2150 1069"> <u>ア住居が半壊した世帯</u> <span style="float: right;">250 万円</span> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1373 1069 2150 1120"> <u>イ住居が全壊した世帯</u> <span style="float: right;">350 万円</span> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1373 1120 2150 1171"> <u>(注 1)世帯主の負傷</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1373 1171 2150 1222"> <u>全治 1 月以上の要療養負傷</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1373 1222 2150 1273"> <u>(注 2)家財の損害</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1373 1273 2150 1294"> <u>家財の価額のおおむね 1/3 以上の損害</u> </td> </tr> </table>	<u>貸付 金額</u>	<u>対象被害及び限度額</u>	<u>(1) 世帯主が負傷した世帯</u>	<u>① 家財、住居の損害なし</u> <span style="float: right;">150 万円</span>	<u>② 家財の損害あり、かつ住居の損害なし</u> <span style="float: right;">250 万円</span>	<u>③ 住居が半壊</u> <span style="float: right;">270 万円</span>	<u>④ 住居が全壊</u> <span style="float: right;">350 万円</span>	<u>(2) 世帯主が負傷しない世帯</u>	<u>① 家財の損害あり、かつ住居の損害なし</u> <span style="float: right;">150 万円</span>	<u>② 住居が半壊</u> <span style="float: right;">170 万円</span>	<u>③ 住居が全壊</u> <span style="float: right;">250 万円</span>	<u>④ 住居の全体が滅失</u> <span style="float: right;">350 万円</span>	<u>(3) 住居が半壊又は全壊の被害を受け、住居を建て直す場合に、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合</u>	<u>① 世帯主が負傷し、住居が半壊した世帯</u> <span style="float: right;">350 万円</span>	<u>② 世帯主の負傷がなく</u>	<u>ア住居が半壊した世帯</u> <span style="float: right;">250 万円</span>	<u>イ住居が全壊した世帯</u> <span style="float: right;">350 万円</span>	<u>(注 1)世帯主の負傷</u>	<u>全治 1 月以上の要療養負傷</u>	<u>(注 2)家財の損害</u>	<u>家財の価額のおおむね 1/3 以上の損害</u>
<u>貸付 金額</u>	<u>対象被害及び限度額</u>																					
	<u>(1) 世帯主が負傷した世帯</u>																					
	<u>① 家財、住居の損害なし</u> <span style="float: right;">150 万円</span>																					
	<u>② 家財の損害あり、かつ住居の損害なし</u> <span style="float: right;">250 万円</span>																					
	<u>③ 住居が半壊</u> <span style="float: right;">270 万円</span>																					
	<u>④ 住居が全壊</u> <span style="float: right;">350 万円</span>																					
	<u>(2) 世帯主が負傷しない世帯</u>																					
	<u>① 家財の損害あり、かつ住居の損害なし</u> <span style="float: right;">150 万円</span>																					
	<u>② 住居が半壊</u> <span style="float: right;">170 万円</span>																					
	<u>③ 住居が全壊</u> <span style="float: right;">250 万円</span>																					
	<u>④ 住居の全体が滅失</u> <span style="float: right;">350 万円</span>																					
	<u>(3) 住居が半壊又は全壊の被害を受け、住居を建て直す場合に、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合</u>																					
	<u>① 世帯主が負傷し、住居が半壊した世帯</u> <span style="float: right;">350 万円</span>																					
	<u>② 世帯主の負傷がなく</u>																					
<u>ア住居が半壊した世帯</u> <span style="float: right;">250 万円</span>																						
<u>イ住居が全壊した世帯</u> <span style="float: right;">350 万円</span>																						
<u>(注 1)世帯主の負傷</u>																						
<u>全治 1 月以上の要療養負傷</u>																						
<u>(注 2)家財の損害</u>																						
<u>家財の価額のおおむね 1/3 以上の損害</u>																						


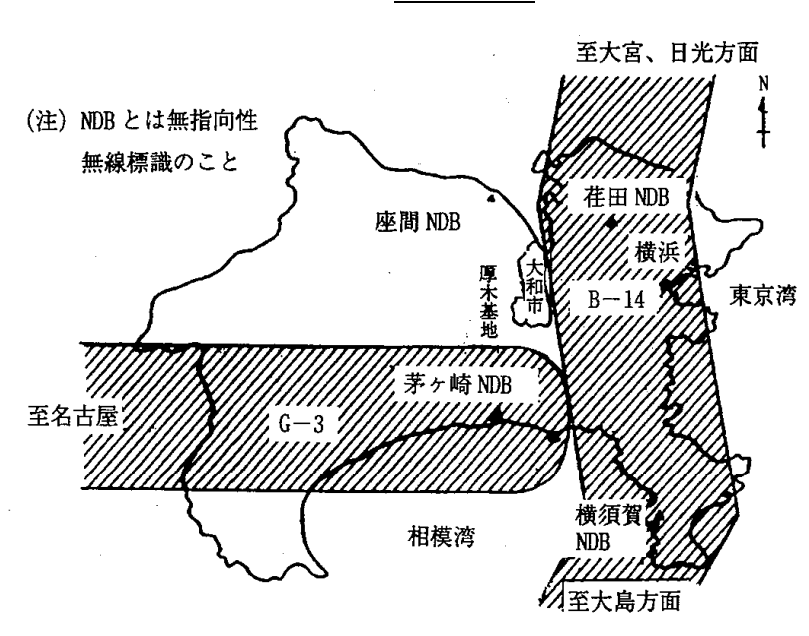
修正後	修正前		
<p>④ 第10節 生活再建支援金の支給</p> <p>1 被災者生活再建支援制度の適用要件</p> <p>(1) 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村</p> <p>(2) <u>自然災害により全壊10世帯以上の被害が発生した市町村</u></p> <p>(3) <u>自然災害により全壊100世帯以上の被害が発生した都道府県</u></p> <p>(4) <u>(1)又は(2)の被害が発生した都道府県内の他の市町村で、全壊5世帯以上の被害が発生したもの(人口10万未満のものに限る)</u></p> <p>(5) <u>(3)又は(4)の都道府県に隣接する都道府県内の市町村で、(1)、(2)、(3)のいずれかに隣接し、全壊5世帯以上の被害が発生したもの(人口10万未満のものに限る)</u></p> <p>(6) (1)若しくは(2)の市町村を含む都道府県又は(3)の都道府県が2以上ある場合に、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>全壊5世帯以上の被害が発生した市町村(人口5万以上10万未満のものに限る)</u></li> <li>・<u>全壊2世帯以上の被害が発生した市町村(人口5万未満のものに限る)</u></li> </ul> <p>2 制度の対象となる被災世帯</p> <p>(1)～(4)略</p>	<table border="1" data-bbox="1265 280 2150 427"> <tr> <td data-bbox="1265 280 1373 427"></td> <td data-bbox="1373 280 2150 427"> <p>(1) <u>償還期間10年(うち据置期間3年、特別5年)</u></p> <p>(2) <u>償還方法 年賦、元利均等</u></p> <p>(3) <u>貸付利率 年3%</u></p> </td> </tr> </table> <p>第10節 生活再建支援金の支給</p> <p>1 被災者生活再建支援制度の適用要件</p> <p>(1) 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村における自然災害</p> <p>(2) <u>10以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害</u></p> <p>(3) <u>100以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害</u></p> <p>(4) <u>(1)又は(2)の市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害</u></p> <p>2 制度の対象となる被災世帯</p> <p>(1)～(4)略</p>		<p>(1) <u>償還期間10年(うち据置期間3年、特別5年)</u></p> <p>(2) <u>償還方法 年賦、元利均等</u></p> <p>(3) <u>貸付利率 年3%</u></p>
	<p>(1) <u>償還期間10年(うち据置期間3年、特別5年)</u></p> <p>(2) <u>償還方法 年賦、元利均等</u></p> <p>(3) <u>貸付利率 年3%</u></p>		

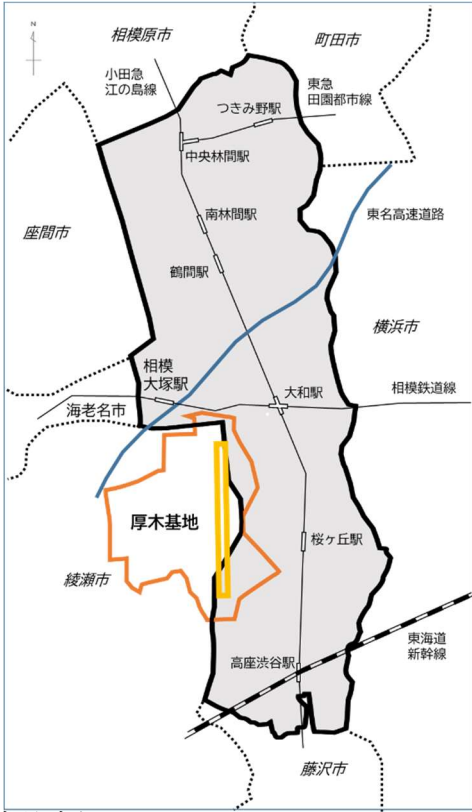



	修正後	修正前																															
⑦	<p>(5) <u>住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住困難な世帯（中規模半壊世帯）</u></p> <p>3 支援金の支給  <u>支給額は、住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）と、住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）の2つの支援金の合計額となる。</u></p> <p><u>（削除）※資料編に移行</u></p> <p>4 略            第11節 略            第12節 罹災証明書の発行            1 略</p>	<p>3 支援金の支給  <u>支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。</u></p> <p>（※ 世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額）</p> <p>(1) 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">住宅の被害程度</th> <th>全壊</th> <th>解体</th> <th>長期避難</th> <th>大規模半壊</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">支給額</td> <td>複数世帯</td> <td>100万円</td> <td>100万円</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> <tr> <td>単身世帯</td> <td>75万円</td> <td>75万円</td> <td>75万円</td> <td>37.5万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">住宅の再建方法</th> <th>建設・購入</th> <th>補修</th> <th>貸借 (公営住宅以外)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">支給額</td> <td>複数世帯</td> <td>200万円</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> <tr> <td>単身世帯</td> <td>150万円</td> <td>75万円</td> <td>37.5万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>4 略            第11節 略            第12節 罹災証明書の発行            1 略</p>	住宅の被害程度		全壊	解体	長期避難	大規模半壊	支給額	複数世帯	100万円	100万円	100万円	50万円	単身世帯	75万円	75万円	75万円	37.5万円	住宅の再建方法		建設・購入	補修	貸借 (公営住宅以外)	支給額	複数世帯	200万円	100万円	50万円	単身世帯	150万円	75万円	37.5万円
住宅の被害程度		全壊	解体	長期避難	大規模半壊																												
支給額	複数世帯	100万円	100万円	100万円	50万円																												
	単身世帯	75万円	75万円	75万円	37.5万円																												
住宅の再建方法		建設・購入	補修	貸借 (公営住宅以外)																													
支給額	複数世帯	200万円	100万円	50万円																													
	単身世帯	150万円	75万円	37.5万円																													

修正後	修正前
<p><u>(削除)</u></p> <p>2 罹災証明発行の実施に関する広報 第13節～第14節 略</p>	<p>2 証明の範囲 証明書を発行する被害の種類は、次のものとする。</p> <p>(1) 人的被害 ア 死亡 イ 行方不明 ウ 負傷</p> <p>(2) 物的被害 ア 全壊（全焼） イ 流出 ウ 半壊（半焼） エ 床上浸水 オ 床下浸水 カ 一部損壊 キ その他の物的被害</p> <p>3 罹災証明発行の実施に関する広報 第13節～第14節 略</p>

	修正後	修正前
35 5 頁 ⑤	<p style="text-align: center;">第4編 特殊災害対策計画編</p> <p>第1節 航空機事故対策</p> <p>本市には、厚木基地が<u>所在</u>し、頻繁に航空機の離着陸が行われている。また、<u>本市上空周辺には Y-588 と Y-60 と呼ばれる航空路がある。そのため、市は万一の事故に備えて、万全の対策が講じられるよう努めるものとする。</u></p> <p>第1 災害予防計画</p> <p>1 大和市周辺の飛行ルート</p> <p>(1) 航空路</p> <p>本市上空周辺の航空路は、</p> <p>ア <u>Y-588</u>      大島 — 横須賀 — 大宮 — 日光</p> <p>イ <u>Y-60</u>      <u>犬吠埼 — 茅ヶ崎市上空 — 東海市上空 — 関西国際空港 — 福江空港</u></p> <p>の2種類がある。</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p style="text-align: center;">第4編 特殊災害対策計画編</p> <p>第1節 航空機事故対策</p> <p>本市には、厚木基地が<u>存在</u>し、頻繁に航空機の離着陸が行われている。また、<u>本市上空近くには B-14 と呼ばれる航空路があり、このために航空機に関連した事故が発生している。そこで市は万一の事故に備えて、万全の対策が講じられるよう努めるものとする。</u></p> <p>第1 災害予防計画</p> <p>1 大和市周辺の飛行ルート</p> <p>(1) 航空路</p> <p>本市上空周辺の航空路は、</p> <p>ア <u>B-14</u>      大島 — 横須賀 — 大宮 — 日光</p> <p>イ <u>G-3</u>      <u>茅ヶ崎上空 — 名古屋方面</u></p> <p>の2種類がある。</p> <p><u>また、航空路ではないが、航空路に到着するまでの経路として</u> <u>転移経路      座間上空 — 羽田 — 名古屋がある。このうち B-14 は、本市にも一部が接している。</u></p>

	修正後	修正前
<p>⑦ (2) 飛行コース</p> <p>厚木基地の滑走路は本市側に位置しており、その延長線上に広がる本市の市街地の上空を離着陸に伴い航空機が飛行する。</p>	<p>【参考：大和市上空周辺の航空路】</p>  <p>至大宮、日光方面</p> <p>至大吠埼</p> <p>至福江空港</p> <p>至大島方面</p>	<p>【参考：大和市周辺を通る航空路】</p> <p>(注) NDB とは無指向性無線標識のこと</p>  <p>至大宮、日光方面</p> <p>座間 NDB</p> <p>厚木基地</p> <p>大和市</p> <p>花田 NDB</p> <p>横浜</p> <p>B-14</p> <p>東京湾</p> <p>至名古屋</p> <p>茅ヶ崎 NDB</p> <p>G-3</p> <p>相模湾</p> <p>横須賀 NDB</p> <p>至大島方面</p>

修正後	修正前
<p data-bbox="365 284 761 316">【大和市と厚木基地の位置関係】</p>  <p data-bbox="174 1157 439 1189">(3) 航空機事事故事例</p> <p data-bbox="210 1204 1151 1380">昭和39年に厚木基地を離陸した直後の米軍ジェット機が市内に墜落し、5名が死亡、3名が負傷という痛ましい事故が発生している。また、昭和52年には厚木基地を離陸した米軍ジェット機が横浜市緑区に墜落。2名が死亡、7名が負傷している。</p>	<p data-bbox="1473 284 1870 316">【大和市と厚木基地の位置関係】</p>  <p data-bbox="1193 1157 1458 1189">(3) 航空機事事故事例</p> <p data-bbox="1229 1204 2170 1380">昭和39年に厚木基地を離陸した直後のジェット機が市内に墜落し、5名が死亡、3名が負傷という痛ましい事故が発生している。また、昭和52年には厚木基地を離陸したジェット機が横浜市緑区に墜落。2名が死亡、7名が負傷している。</p>

修正後	修正前
<p>その後、市内・県内において墜落事故は発生していないが、平成<u>30</u>年度以降において、航空機からの部品の落下や不時着等が<u>1</u>件発生している。</p> <p>2～4 略</p> <p>第2 災害応急対策</p> <p>1 災害時の情報連絡体制</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 自衛隊又は米軍機事故発生時の連絡</p> <p>⑥ ア 連絡系統</p> <p style="text-align: center;"><b>【航空事故等緊急連絡経路図】</b></p> <p>目撃者等</p> <p>110番 118番等 119番等</p> <p>米軍航空事故等 自衛隊航空事故等 日米航空機事故等</p> <p>関係行政機関 現地米軍 南関東防衛局 自衛隊 在所轄警察署 横浜・横須賀海上保安部 神奈川県</p>	<p>その後、市内・県内において墜落事故は発生していないが、平成<u>15</u>年度以降において、航空機からの部品の落下や不時着等が<u>約15</u>件発生している。</p> <p>2～4 略</p> <p>第2 災害応急対策</p> <p>1 災害時の情報連絡体制</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 自衛隊又は米軍機事故発生時の連絡</p> <p>ア 連絡系統</p> <p style="text-align: center;"><b>【航空機事故等緊急連絡経路図】</b></p> <p>目撃者等</p> <p>110番 118番等 119番等</p> <p>米海軍 厚木航空施設 海上自衛隊 第4航空群 神奈川県 警察本部 第三管区海上保安本部 救難課運用司令センター 地元市町村消防機関 (境界不明のときは最寄機関)</p> <p>南関東防衛局 (横須賀・座間防衛事務所を含む)</p> <p>在所轄警察署 横浜・横須賀海上保安部 神奈川県 (災害防備課)</p> <p>在日米陸軍司令部 陸上自衛隊 第4施設群 陸上自衛隊 第31普通科連隊 在所轄警察署 横浜・横須賀海上保安部 神奈川県 (災害防備課)</p> <p>在日米軍司令部 防衛省 地方協力局 神奈川県 (基地対策課) 地元市町村等 関係行政機関</p>

修正後					修正前					
⑤	イ 連絡事項				イ 連絡事項					
	(3) 連絡先一覧				(3) 連絡先一覧					
	【航空事故等緊急連絡先一覧表】				【航空事故等緊急連絡先一覧表】					
	機 関 名	勤務時間中	電 話 番 号	連絡先 (正)	連絡先 (副)	機 関 名	勤務時間中	電 話 番 号	連絡先 (正)	連絡先 (副)
		勤務時間外	電 話 番 号	連絡先 (正)	連絡先 (副)		勤務時間外	電 話 番 号	連絡先 (正)	連絡先 (副)
	茅ヶ崎市 市民安全 部	勤務時間中	0467(82)1111(代)	危機管理担当 課長 (内 1468)	0467-82- 1540(直)	茅ヶ崎市 防災安全 部	勤務時間中	0467(82)1111(代)	防災対策課長 (内 3281~2)	
	消防本部	勤務時間中	0467(85)9945	警防救命課長		消防本部	勤務時間中	0467(85)9945	警防課長	
		勤務時間外	0467(85)4591(代)	指令情報課			勤務時間外	0467(85)4591(代)	警備課長	
	相模原市 市長公室	勤務時間中	042(769)8207	基地対策課長		相模原市 企画財政局 企画部	勤務時間中	042(769)8207	渉外課長	
	危機管理 局 緊急対 策課	勤務時間中 外とも	042(707)7044	緊急対策課						
	消防局	勤務時間中	042(751)9140	警防課		消防局	勤務時間中	042(751)9140	警防課長	
		勤務時間外	042(751)9111(代)	指令課			勤務時間外	042(751)9111(代)	指令課担当課 長	
	厚木市 市長室	勤務時間中	046(225)2196	危機管理課長		厚木市 安心安全 部	勤務時間中	046(225)2190	防災対策課	
消防本部	勤務時間中	046(221)2331(代)	警防課長	046-223- 9368(直)	消防本部	勤務時間中	046(221)2331(代)	警防課長		
	勤務時間外	046(221)2331(代)	指令係長			勤務時間外	046(221)2331(代)	指令係長		

修正後					修正前				
大和市	市長室	勤務時間中	046(260)5312	基地対策課長	大和市	市長室	勤務時間中	046(260)5312	基地対策課長
消防本部		勤務時間中	046(260)5776	警防課長	消防本部		勤務時間中	046(260)5776	警防課長
		勤務時間外	046(261)1119(代)	指令課			勤務時間外	046(261)1119(代)	指令担当
海老名市	財務部	勤務時間中	046(235)4634	企画政策課長	海老名市	企画部	勤務時間中	046(235)4634	企画政策課長
消防本部		勤務時間中	046(231)0355(代)	消防署長	消防本部		勤務時間中	046(231)0355(代)	消防署長
		勤務時間外	046(231)0355(代)	警備隊長			勤務時間外	046(231)0355(代)	警備隊長
座間市	秘書室	勤務時間中	046(252)8307	渉外課長	座間市	秘書室	勤務時間中	046(252)8307	渉外課
消防本部		勤務時間中	046(256)2211(代)	消防課長	消防本部		勤務時間中	046(256)2211(代)	消防署長
		勤務時間外	046(256)2211(代)	警備課長			勤務時間外	046(256)2211(代)	警備課長
綾瀬市	市長室	勤務時間中	0467(70)5604	基地対策課	綾瀬市	企画部	勤務時間中	0467(70)5604	基地対策課
消防本部		勤務時間中	0467(76)0119	管理担当	消防本部		勤務時間中	0467(76)0119(代)	情報指令担当
		勤務時間外	0467(76)0119	管理担当			勤務時間外	0467(76)0119(代)	情報指令担当
寒川町	町民部	勤務時間中	046(74)1111(代)	町民安全課長 (内 280)	寒川町	総務部	勤務時間中	046(74)1111(代)	防災安全課長 (内 245)
消防本部		勤務時間中	046(75)8000(代)	予防担当	消防本部		勤務時間中	046(75)8000(代)	警防担当
		勤務時間外	046(75)8000(代)	警備担当			勤務時間外	046(75)8000(代)	警備担当

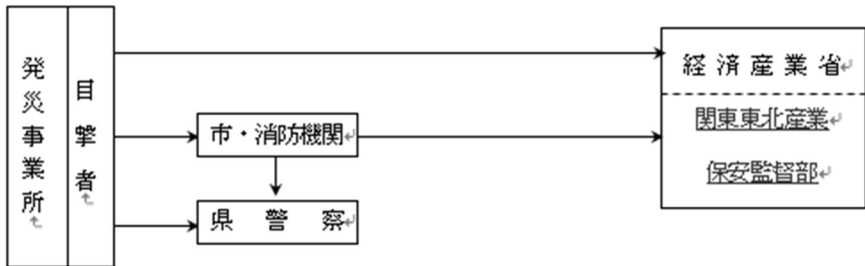
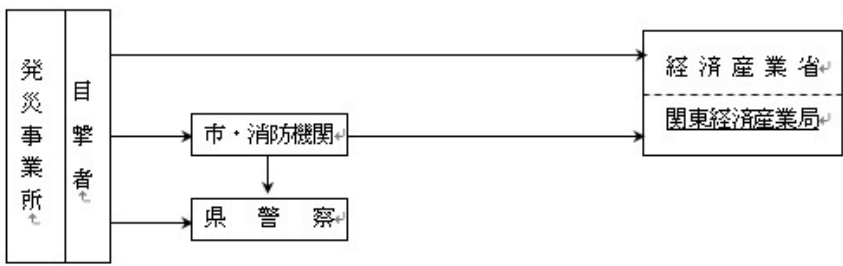


修正後					修正前				
機 関 名	勤務時間中	電 話 番 号	連絡先 (正)	連絡先 (副)	機 関 名	勤務時間中	電 話 番 号	連絡先 (正)	連絡先 (副)
	勤務時間外	電 話 番 号	連絡先 (正)	連絡先 (副)		勤務時間外	電 話 番 号	連絡先 (正)	連絡先 (副)
第三管区 海上保安本部	勤務時間中 外とも	045(663)4999	救難課運用司 令センター当 直 班 長 ( 内 3270)		第三管区 海上保安本部	勤務時間中 外とも	045(211)1118	救難課運用司 令センター	
横浜海上 保安部	勤務時間中	045(201)1673	警備救難課		横浜海上 保安部	勤務時間中	045(201)1673	警備救難課	
	勤務時間外	045(201)1673 045(641)4999	警備救難当直 (一般連絡) 警備救難当直 (緊急連絡)			勤務時間外	045(201)1673 045(641)4999	警備救難当直 (一般連絡) 警備救難当直 (緊急連絡)	
横 須 賀 海 上 保安部	勤務時間中	046(862)0118	警備救難課		横 須 賀 海 上 保安部	勤務時間中	046(862)0118	警備救難課	
	勤務時間外	046(862)0118 (861)4999	警備救難当直 (一般連絡) 警備救難当直 (緊急連絡)			勤務時間外	046(862)0118 (861)4999	警備救難当直 (一般連絡) 警備救難当直 (緊急連絡)	
神奈川県 政策局	勤務時間中	045(210)3375	基地対策課 グループリー ダー		神奈川県 政策局	勤務時間中	045(210)3373	基地対策課調 整グループリー ダー	
	勤務時間外	※総務危機管理室から担当者に伝達				勤務時間外	045(210)3373	基地対策課	

修正後					修正前				
くらし安全防災局	勤務時間中	045(210)3465	総務危機管理室 グループリーダー		安全防災局	勤務時間中	045(210)3430	災害消防課主幹	
	勤務時間外	045(210)3456	当直員			勤務時間外	045(210)3456	当直員	
神奈川県警察本部	勤務時間外とも	045(211)1212(代)	刑事部国際捜査課 課長補佐(内4775)	刑事部国際捜査課 国際共助係長(内4776)	神奈川県警察本部	勤務時間外とも	045(211)1212(代)	刑事部国際捜査課 課長補佐(内4775)	刑事部国際捜査課 情報係長(内4772)
			警備部危機管理対策課 課長補佐(内5775)	対策第四係(内5776)				警備部危機管理対策課 課長補佐(内5775)	対策第四係(内5776)
横浜市政策局	勤務時間中	045(671)2060	基地対策課長		横浜市都市経営局	勤務時間中	045(671)2060	基地対策課	
	勤務時間外	※緊急対策課から担当者に伝達				勤務時間外	※危機管理室から担当者に伝達		
総務局	勤務時間中	045(671)2064	緊急対策課		安全管理局	勤務時間中	045(334)6713	計画課長	
	勤務時間外	045(671)2064	緊急対策課			勤務時間外	045(671)2064	危機管理室	
消防局	勤務時間中	045(334)6751	警防課担当係長			勤務時間外	045(334)6777	司令課司令係長	045(332)135
	勤務時間外	045(334)6777	司令課司令係長				045(671)2064	危機管理室	1
横須賀市市長室	勤務時間中	046(822)8139	基地対策課長		横須賀市企画調整部	勤務時間中	046(822)8139	基地対策課長	

修正後					修正前				
消防局	勤務時間中	046(821)6491	警防課	046(821)647 5(直)	消防局	勤務時間中	046(822)0119(代)	情報調査課長 (内 7300)	046(821)646 0(直)
	勤務時間外	046(821)6500	指令課			勤務時間外	046(822)0119	情報調査課	
藤沢市 防災安全 部	勤務時間中	0466(50)8381	危機管理課		藤沢市 企画部	勤務時間中	0466(50)3506	渉外課	
消防局	勤務時間中	0466(50)3577	警防課		消防本部	勤務時間中	0466(50)3577	警防課	
	勤務時間外	0466(22)8182	警防課通信指 令担当			勤務時間外	0466(22)8182	指令課長	
①	2～5 略 第2節 鉄道災害対策 第1 略 第2 災害応急対策 1、2 略 3 市及び警察の措置 ア 市の措置 (ア)～(エ) 略 (オ) 周辺住民に対する避難の <u>指示</u>				2～5 略 第2節 鉄道災害対策 第1 略 第2 災害応急対策 1、2 略 3 市及び警察の措置 ア 市の措置 (ア)～(エ) 略 (オ) 周辺住民に対する避難の <u>指示・勧告</u>				
	⑥ (エ) 遺体の <u>検視・調査等</u> (オ) 略				(エ) 遺体の <u>見分</u> (オ) 略				

	修正後	修正前
①	<p>ウ～オ 略</p> <p>4～6 略</p> <p>第3節 略</p> <p>第4節 放射性物質災害対策</p> <p>第1 略</p> <p>第2 災害応急対策</p> <p>1、2 略</p> <p>3 市及び警察の措置</p> <p>(1) 市の措置</p> <p>ア～オ 略</p> <p>カ 周辺住民に対する屋内退避又は避難の<u>指示、避難誘導</u></p> <p>市が屋内退避又は避難のための立ち退きの<u>指示等</u>を行う場合は、原則として次の内容を明示して行う。</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) <u>避難指示等の対象地域</u></p> <p>(ウ)～(オ) 略</p> <p>キ～ク 略</p> <p>(2) 略</p> <p>4 略</p> <p>第3 略</p> <p>第5節 危険物等災害対策</p> <p>第1 略</p> <p>第2 災害応急対策</p>	<p>ウ～オ 略</p> <p>4～6 略</p> <p>第3節 略</p> <p>第4節 放射性物質災害対策</p> <p>第1 略</p> <p>第2 災害応急対策</p> <p>1、2 略</p> <p>3 市及び警察の措置</p> <p>(1) 市の措置</p> <p>ア～オ 略</p> <p>カ 周辺住民に対する屋内退避又は避難の<u>勧告、指示、避難誘導</u></p> <p>市が屋内退避又は避難のための立ち退きの<u>勧告又は指示等</u>を行う場合は、原則として次の内容を明示して行う。</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) <u>避難勧告・指示等の対象地域</u></p> <p>(ウ)～(オ) 略</p> <p>キ～ク 略</p> <p>(2) 略</p> <p>4 略</p> <p>第3 略</p> <p>第5節 危険物等災害対策</p> <p>第1 略</p> <p>第2 災害応急対策</p>

	修正後	修正前
<p>⑥ 1 災害情報の収集・連絡 (1) 危険物等事故情報等の収集・連絡 略</p> <p>【都市ガスの事故発生時の連絡系統図】</p>  <p>(2)～(3) 略</p> <p>2～3 略</p> <p>① 4 避難活動 発災時には、市及び県警察は、人命の安全を第一に必要なに応じて<u>避難の指示</u>を行う。</p> <p>5～7 略</p> <p>第6節 大規模火災対策 第1 災害予防対策 1～7 略</p> <p>④ 8 災害の拡大防止及び二次災害の防止活動 災害発生中にその拡大を防止することが可能な災害については、その拡大を防止するため、必要な対策を講じるものとする。また、二次災害の危険性を見極めつつ、必要に応じ、住民の避難、応急対策を行う。</p>	<p>1 災害情報の収集・連絡 (1) 危険物等事故情報等の収集・連絡 略</p> <p>【都市ガスの事故発生時の連絡系統図】</p>  <p>(2)～(3) 略</p> <p>2～3 略</p> <p>4 避難活動 発災時には、市及び県警察は、人命の安全を第一に必要なに応じて<u>避難の勧告、指示</u>を行う。</p> <p>5～7 略</p> <p>第6節 大規模火災対策 第1 災害予防対策 1～7 略</p> <p>(新設)</p>	

	修正後	修正前
①	<p>第2 災害応急対策</p> <p>1～6 略</p> <p>7 避難活動</p> <p>発災時には、市及び県警察は、人命の安全を第一に必要な応じて避難の<u>指示</u>を行う。</p> <p>8～9 略</p> <p>第7節 雪害対策</p> <p>第1 略</p> <p>第2 災害応急対策</p> <p>1～5 略</p> <p>6 避難支援</p> <p>(1) 避難誘導の実施</p> <p>ア 市長は、災害の状況に応じて、人命の安全を第一に必要な応じて<u>高齢者等避難の発表又は避難指示</u>を行う。</p> <p>イ 略</p> <p>(2) 略</p> <p>7 略</p>	<p>第2 災害応急対策</p> <p>1～6 略</p> <p>7 避難活動</p> <p>発災時には、市及び県警察は、人命の安全を第一に必要な応じて避難の<u>勧告、指示</u>を行う。</p> <p>8～9 略</p> <p>第7節 雪害対策</p> <p>第1 略</p> <p>第2 災害応急対策</p> <p>1～5 略</p> <p>6 避難支援</p> <p>(1) 避難誘導の実施</p> <p>ア 市長は、災害の状況に応じて、人命の安全を第一に必要な応じて<u>避難準備・高齢者等避難開始の発表又は避難勧告、避難指示（緊急）</u>を行う。</p> <p>イ 略</p> <p>(2) 略</p> <p>7 略</p>
④	<p>8 <u>災害の拡大防止及び二次災害の防止活動</u></p> <p><u>災害発生中にその拡大を防止することが可能な災害については、その拡大を防止するため、必要な対策を講じるものとする。また、二次災害の危険性を見極めつつ、必要な応じ、住民の避難、応急対策を行う。</u></p>	<p>8 (新設)</p>
⑥	<p>第8節 火山対策</p> <p>日本には110の活火山があり（活火山とは、「おおむね1万年以内に噴火した</p>	<p>第8節 火山対策</p> <p>日本には110の活火山があり（活火山とは、「おおむね1万年以内に噴火した</p>

	修正後	修正前
①	<p>火山及び現在活発な噴気活動がある火山」と火山噴火予知連絡会により定義されている)、そのうち、火山防災のために監視・観測体制の充実等が必要として火山噴火予知連絡会により選定された全国 <u>50</u> の活火山については、気象庁が 24 時間体制で監視（常時監視）を行っている。</p> <p>略</p> <p>第1～第2 略</p> <p>第3 災害予防</p> <p>1 火山情報の伝達体制</p> <p>気象庁では、「火山防災のために監視・観測体制の充実等が必要な火山」として選定した富士山や箱根山などの全国 <u>50</u> の活火山の噴火の前兆を捉えて噴火警報等を的確に発表する。本市には、横浜地方気象台より神奈川県を通じて情報が伝達される。</p> <p>(1) 火山情報の伝達体制</p> <p>ア 略</p> <p>イ 富士山の警戒レベル</p> <p>噴火警戒レベルとは、火山活動の状況を噴火時等の危険範囲や住民等がとるべき防災行動を踏まえて、5段階に区分して発表する指標である。住民や登山者・入山者等に必要な対応が分かりやすいように、各区分にそれぞれ「避難」、「高齢者等避難」、「入山規制」、「火口周辺規制」、「活火山であることに留意」のキーワードをつけて発表される。富士山や箱根山のように噴火警戒レベルが導入されている火山では、噴火警報及び噴火予報で噴火警戒レベルが発表される。</p> <p>略</p>	<p>火山及び現在活発な噴気活動がある火山」と火山噴火予知連絡会により定義されている)、そのうち、火山防災のために監視・観測体制の充実等が必要として火山噴火予知連絡会により選定された全国 <u>47</u> の活火山については、気象庁が 24 時間体制で監視（常時監視）を行っている。</p> <p>略</p> <p>第1～第2 略</p> <p>第3 災害予防</p> <p>1 火山情報の伝達体制</p> <p>気象庁では、「火山防災のために監視・観測体制の充実等が必要な火山」として選定した富士山や箱根山などの全国 <u>47</u> の活火山の噴火の前兆を捉えて噴火警報等を的確に発表する。本市には、横浜地方気象台より神奈川県を通じて情報が伝達される。</p> <p>(1) 火山情報の伝達体制</p> <p>ア 略</p> <p>イ 富士山の警戒レベル</p> <p>噴火警戒レベルとは、火山活動の状況を噴火時等の危険範囲や住民等がとるべき防災行動を踏まえて、5段階に区分して発表する指標である。住民や登山者・入山者等に必要な対応が分かりやすいように、各区分にそれぞれ「避難」、「避難準備」、「入山規制」、「火口周辺規制」、「活火山であることに留意」のキーワードをつけて発表される。富士山や箱根山のように噴火警戒レベルが導入されている火山では、噴火警報及び噴火予報で噴火警戒レベルが発表される。</p> <p>略</p>

修正後

富士山の噴火警戒レベル

種別	名称	対象範囲	噴火警戒レベル [1~5]	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
特別警報	噴火警報(居住地域)または噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5(避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●大規模噴火が発生し、噴石、火砕流、溶岩流が居住地域に到達(危険範囲は状況に応じて設定)。  <b>宝永(1707年)噴火の事例</b>                      12月16日～1月1日:大規模噴火、大量の火山灰等が広範囲に堆積  <b>その他の噴火事例</b>                      貞観噴火(864～865年):北西山腹から噴火、溶岩流が約8kmまで到達                      延暦噴火(800～802年):北東山腹から噴火、溶岩流が約13kmまで到達</li> <li>●顕著な群発地震、地殻変動の加速、小規模噴火開始後の噴火活動の高まり等、大規模噴火が切迫している(噴石飛散、火砕流等、すぐに影響の及ぶ範囲が危険)。  <b>宝永(1707年)噴火の事例</b>                      12月15日昼～16日午前(噴火開始前日～直前):地震多発、東京など広域で揺れ</li> </ul>
			4(避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)。	警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者の避難、住民の避難の準備等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●小規模噴火の発生、地震多発、顕著な地殻変動等により、居住地域に影響するような噴火の発生が予想される(火口出現が想定される範囲は危険)。  <b>宝永(1707年)噴火の事例</b>                      12月14日まで(噴火開始数日前):山麓で有感となる地震が増加</li> </ul>
警報	噴火警報(火口周辺)または火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	3(入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●居住地域に影響しない程度の噴火の発生、または地震、微動の増加等、火山活動の高まり。  <b>宝永(1707年)噴火の事例</b>                      12月3日以降(噴火開始十数日前):山中のみで有感となる地震が多発、鳴動がほぼ毎日あった</li> </ul>
			2(火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。火口周辺への立入規制等。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●影響が火口周辺に限定されるごく小規模な噴火の発生等。  <b>過去事例</b> 該当する記録なし</li> </ul>
予報	噴火予報	火口内等	1(平常)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。	特になし。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●火山活動は静穏(深部低周波地震の多発等も含む)。</li> </ul>

ウ 略

修正前

富士山の噴火警戒レベル

予報警報	対象範囲	レベル(キーワード)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5(避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●大規模噴火が発生し、噴石、火砕流、溶岩流が居住地域に到達(危険範囲は状況に応じて設定)。  <b>宝永(1707年)噴火の事例</b>                      12月16日～1月1日:大規模噴火、大量の火山灰等が広範囲に堆積  <b>その他の噴火事例</b>                      貞観噴火(864～865年):北西山腹から噴火、溶岩流が約8kmまで到達                      延暦噴火(800～802年):北東山腹から噴火、溶岩流が約13kmまで到達</li> <li>●顕著な群発地震、地殻変動の加速、小規模噴火開始後の噴火活動の高まり等、大規模噴火が切迫している(噴石飛散、火砕流等、すぐに影響の及ぶ範囲が危険)。  <b>宝永(1707年)噴火の事例</b>                      12月15日昼～16日午前(噴火開始前日～直前):地震多発、東京など広域で揺れ</li> </ul>
		4(避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)。	警戒が必要な居住地域での避難準備、災害時要援護者の避難等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●小規模噴火の発生、地震多発、顕著な地殻変動等により、居住地域に影響するような噴火の発生が予想される(火口出現が想定される範囲は危険)。  <b>宝永(1707年)噴火の事例</b>                      12月14日まで(噴火開始数日前):山麓で有感となる地震が増加</li> </ul>
火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	3(入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●居住地域に影響しない程度の噴火の発生、または地震、微動の増加等、火山活動の高まり。  <b>宝永(1707年)噴火の事例</b>                      12月3日以降(噴火開始十数日前):山中のみで有感となる地震が多発、鳴動がほぼ毎日あった</li> </ul>
		2(火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。火口周辺への立入規制等。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●影響が火口周辺に限定されるごく小規模な噴火の発生等。  <b>過去事例</b> 該当する記録なし</li> </ul>
噴火予報	火口内等	1(平常)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。	特になし。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●火山活動は静穏(深部低周波地震の多発等も含む)。</li> </ul>

ウ 略



修正後							修正前						
2 略							2 略						
第4 応急・復旧対策							第4 応急・復旧対策						
1 活動体制の確立							1 活動体制の確立						
(1) 災害対策本部等の設置							(1) 災害対策本部等の設置						
(2) ～ (3) 略							(2) ～ (3) 略						
予報・警報	レベル(キーワード)	体制		本市の活動内容	本部廃止基準	参考：宝永噴火の事例(1707年12月16日噴火開始)	予報・警報	レベル(キーワード)	体制		本市の活動内容	本部廃止基準	参考：宝永噴火の事例(1707年12月16日噴火開始)
火口周辺警報	3(入山規制)	災害警戒本部	警戒体制	略	略	略	火口周辺警報	3(入山規制)	災害警戒本部	警戒体制	略	略	略
噴火警報	4(高齢者等避難)	災害対策本部	第2号配備	略	略	略	噴火警報	4(避難準備)	災害対策本部	第2号配備	略	略	略
	5(避難)		第3号配備	略	略	略		5(避難)		第3号配備	略	略	略
2 略							2 略						

修正後	修正前
<p>3 火山現象からの避難</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 警戒区域の設定、避難に関する措置</p> <p>市長は、噴火後に発表される避難対象エリアから、必要に応じて災害対策基本法第63条に基づいて警戒区域の設定を行う。警戒区域を設定した際には、関係機関へ報告する。</p> <p>また、30cm以上の降灰で降雨があった場合は、木造家屋が全壊するおそれがあることや、10cm以上で土石流が発生するおそれがあることに留意し、必要に応じて避難生活施設を開設して<u>高齢者等避難・避難指示</u>を発令する。</p> <p>4～7 略</p>	<p>3 火山現象からの避難</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 警戒区域の設定、避難に関する措置</p> <p>市長は、噴火後に発表される避難対象エリアから、必要に応じて災害対策基本法第63条に基づいて警戒区域の設定を行う。警戒区域を設定した際には、関係機関へ報告する。</p> <p>また、30cm以上の降灰で降雨があった場合は、木造家屋が全壊するおそれがあることや、10cm以上で土石流が発生するおそれがあることに留意し、必要に応じて避難生活施設を開設して<u>避難準備・高齢者等避難開始・避難指示(緊急)</u>を発令する。</p> <p>4～7 略</p>